



会計上の利益概念とその測定に関する研究

中野, 勲

(Degree)

博士 (経営学)

(Date of Degree)

1977-02-16

(Date of Publication)

2008-03-06

(Resource Type)

doctoral thesis

(Report Number)

乙0467

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/D2000467>

※ 当コンテンツは神戸大学の学術成果です。無断複製・不正使用等を禁じます。著作権法で認められている範囲内で、適切にご利用ください。



会計上の利益概念とその測定に関する研究

中 野 勲

目 次

序 章 会計利益をめぐる諸問題	3
第 1 節 会計利益に関する問題領域	3
(1) 利益報告の諸目的	4
(2) 利益決定方式	7
(3) 当期業績主義利益と包括主義利益	10
(4) 利益が帰属すべき利害関係者の範囲	14
第 2 節 会計公準としての「資本維持」	18
第 3 節 利益測定における三つの次元	20
第 4 節 本書の研究範囲	22

第 1 部 一元的利益概念とその測定

第 1 章 取得原価主義-名目資本維持にもとづく利益	27
第 1 節 取得原価主義の意味	27
第 2 節 取得原価主義と名目資本維持との関係	29
第 3 節 取得原価主義-名目資本維持的測定の根拠	30
(1) 貨幣価値安定の仮定	30
(2) 客観性について	31
(3) 取得原価-名目資本維持にもとづく利益概念	34
第 4 節 リーガ-の名目資本維持説	34
(1) 経済体制規定的-企業者の測定たる性格	35
(2) 全体期間的測定という性格	37
(3) 全部的測定という性格	40
第 5 節 全部的・経済体制規定的-企業者の・全体期間的・測定を めぐる問題点	43
第 2 章 修正原価主義-一般購買力資本維持にもとづく利益	49

目 次

第1節	修正原価主義の意味	49
第2節	修正原価主義と一般購買力資本維持	49
	(1) 計算貨幣の尺度単一性の回復	50
	(2) 一般消費購買力資本維持——部分的・株主的・全体期間的・測定	51
	(3) 一般投資購買力資本維持——全部的・経営的・長期的・測定	52
第3節	価格指数の不完全性	54
第4節	購買力利得損失について	57
第5節	計 算 例	61
第6節	「部分的・株主的・全体期間的・測定」および「全部的・経営的・長期的・測定」をめぐる諸問題	68
	(1) 「部分的・株主的・全期間的・測定」	68
	(2) 「全部的・経営的・長期的・測定」	69
第3章	時価主義-実質資本維持にもとづく利益	73
第1節	時価主義の意味	73
第2節	時価主義と実質資本維持	74
第3節	ゲルトマッヒャー説	75
	(1) その企業観と利益概念	75
	(2) 会計処理方法	78
	(3) 「短期的測定」としての性格	80
	(4) 「部分的測定」としての性格	82
	(5) 「経営的測定」としての性格	84
	(6) エッセンス——部分的・経営的・短期的・測定	86
第4節	シュミット説	86
	(1) 有機的経営観	87
	(2) 時価主義利益概念の役割	89
	(3) 会計処理方法	91
	(4) 「短期的測定」と相対的価値維持	92
	(5) 「部分的測定」と複数利益概念	96
	(6) 「経営的測定」と貸借対照表価値均衡	98
	(7) 短期的・部分的・経営的・測定とシュミット理論	100
第5節	ゲルトマッヒャー-シュミットの利益測定にかんする結論	102
	第1部「一元的利益」に関する結論	103

第2部 二元的利益概念とその測定

第4章 貨幣・実体両資本維持余剰としての利益（テァ・フェーン- ハックス-エッカルト的類型）……………	109
第1節 その萌芽——テァ・フェーン説……………	109
(1) 「出資者的測定」としての貨幣資本維持的測定……………	110
(2) 「経営的測定」としての「実物維持」的測定……………	111
(3) 貨幣資本維持的測定と実物維持的測定との相互関係……………	113
(4) 批判——両測定の不統合……………	113
第2節 ハックス経営維持説……………	114
(1) 三つの規定要因……………	114
(2) 一般原理——全部的・出資者的・全体期間的・測定と部分的・経営的・短期的・測定との結合……………	115
(3) 貨幣資本維持の枠内での実体維持方法……………	119
(4) 批判的考察……………	125
第3節 エッカルト説……………	128
(1) 「出資者的・全体期間的・測定」としての貨幣資本維持……………	128
(2) 「経営的-出資者的・短期的-長期的・測定」としての「給付等価的・発展適合的・実体維持」……………	129
(3) 評価と批判……………	131
第4節 テァ・フェーン-ハックス-エッカルト的利益類型に関する結論……………	132
第5章 貨幣資本余剰的・経済性尺度的・利益 （シュマーレンバッハ-マルベルク的類型）……………	135
第1節 シュマーレンバッハ説……………	135
(1) 一致の原則と貨幣資本余剰利益——全部的・出資者的・全体期間的・測定……………	136
(2) 比較性の原則と経済性尺度利益——部分的・経営的・短期的・測定……………	141
(3) 全部的・出資者的・全体期間的・測定と部分的・経営的・短期的・測定との関係……………	148

目 次

第2節 マールベルク説	151
(1) 貨幣(金)資本余剰としての期間利益——全部的・出資者の・測定	152
(2) 経済性尺度利益——部分的・経営的・短期的・測定	155
(3) 貨幣(金)資本余剰利益と経済性尺度利益との統合方法	159
第3節 シュマーレンバッハ-マールベルクの利益測定に関する結論	161
第6章 貨幣的利益の分割的測定(アメリカ的利益類型)	166
第1節 1920年代の合衆国における固定資産評価引上げ運動	166
第2節 ペイトンの時価論	169
第3節 エドワーズ-ベルの利益測定論	175
第4節 A I C P A 会計準論および会計原則試案における利益測定論	179
(1) その会計準論の理論構造	179
(2) 企業会計原則試案における利益測定	182
第5節 近年のAAA諸見解における利益測定論	184
(1) 「土地・建物および設備装置に対する会計」(サプリメントリー・ステイトメント第1号)における利益測定	185
(2) 「棚卸資産測定に対するさまざまなアプローチについての議論」(サプリメントリー・ステイトメント第2号)における利益測定	186
(3) 「基礎会計理論報告書」にみられる利益測定	188
第6節 貨幣的利益の分割的測定に関する結論	191
第7章 若干の会計実践と三つの二元的利益概念	196
第1節 基礎在高法と三つの利益測定	196
(1) 基礎在高法の技術的構造	196
(2) 基礎在高-固定資産観について	197
(3) 基礎在高法と「現金利益」——修正ハックスの利益測定	199
(4) 基礎在高法と「経営利益」——シュマーレンバッハ的利益測定	201
(5) 基礎在高法と「貨幣的	

利益の分割的測定」——アメリカ的利益類型……203	(6) 基礎
在高法をめぐる利益測定の要約……205	
第2節 後入先出法と三つの利益測定 ……206	
(1) 後入先出法の技術的構造……206	(2) 後入先出法と同一価格水準の対応……209
(3) 後入先出法と「現金利益」——修正ハックス的利益測定……211	(4) 後入先出法と「経営利益」——シュマーレンバッハ的利益測定……214
(5) 後入先出法と「貨幣的利益の分割的測定」——アメリカ的利益測定……217	
第3節 結 論 ……220	
第2部「二元的利益測定」に関する結論 ……220	

第3部 特殊問題

第8章 経済学的利益は理想的利益概念か……227
第1節 若干の学説紹介 ……227
第2節 仮設の計算例……230
第3節 理想的利益概念の要件および「経済学的利益」が理想的利益でないことの論理的証明 ……232
第4節 要 約 ……237

第4部 結 論

第9章 取得原価主義的利益測定の意義と問題点 ……241	
第1節 「取得原価主義-名目資本維持的利益測定」の根拠と限界 ……241	
(1) 取得原価主義の積極的メリットについて……242	(2) 取得原価主義の消極的メリットについて……243
第2節 「拡張された取得原価主義」にもとづく利益測定の論理と諸問題 ……247	
(1) 「拡張された取得原価主義」の意味……249	(2) 「拡張さ

目 次

れた取得原価主義」の根拠……250 (3) あるべき利益概念につ
いて……254 (4) 「拡張された取得原価主義-機能的名目資本
維持」思考の限界……258

引用文献 ……………259

序 章 会計利益をめぐる諸問題

この書物のなかでわれわれが研究する問題は、諸財貨用役の個別価格の変動および一般物価水準変動の存在を前提とする場合に、外部報告のための会計利益の概念およびその測定はいかにあるべきかということ、主としてドイツおよびアメリカ合衆国における諸文献を手がかりとして考察することである。その研究の手法は、利益測定にさいしてその測定されるべき対象である経営活動および事象について、それらのいかなる側面をいかなる立場から測定しようとしているかという点からそれら諸学説をいくつかの類型に分け、そして各類型のエッセンスを抽出することである。そしてこれにより、われわれは、「あるべき利益概念」とその測定をいっそう深く考察するための基礎を確立したい、と考える。

このような考察のための序論として、この章では、(1)まず会計利益をめぐる一般的な問題領域を概観し、われわれの研究がそのうちのどの領域と関係するかを考える。(2)ついで、いわゆる「資本維持」という観念が会計理論をささえる「公準」にふさわしい論理的位置を占めることを主張する。そして、(3)最後に各学説が利益測定にさいしてその測定対象のいかなる「側面」をいかなる「立場」から測定しようとしているかの吟味にさいして関係してくるところの、「利益測定における三つの次元」を考察する。

第1節 会計利益に関する問題領域

ヘンドリクセン [35] によると、会計利益の研究においては少なくとも次の

序章 会計利益をめぐる諸問題

四つの問題がある、という。(1)利益報告の目的は何か、(2)利益決定の諸方法およびその相互関連的構造はどうなっているか、(3)当期業績主義利益と包括主義利益のいずれが妥当な利益か、(4)利益はいかなる範囲の利害関係者に帰属するものであるべきか。

(1) 利益報告の諸目的

もっとも重要な利益報告目的は、「投下資本と利益——ストックとフロー——とを区別する必要性である」[35, p. 99~100](とりわけ期首総資本額と当期稼得利益との区別)。なぜかという、(a)普通株主は今期配当額のみならず将来の報酬の流れについても関心をもっており、投下資本の大きさはその将来的報酬を作り出す力を部分的に反映するから、ある資産流出が行なわれた場合それが当期稼得利益と投下資本とのいずれの分配として行なわれたかを明らかにしうるためには、「投下資本と利益との区別」が行なわれねばならない。(b)社債権者、優先株主および短期信用供与者は、未来報酬の流れの確実性に関心をもつとともに、特定将来期日における元本払戻しを確保したいと願っているが、投下資本の大きさはその確保の見込みに関係をもつので、上記の区別はこのためにも不可欠である。(c)所有と経営が分離している大抵の会社では、投下資本を運用してどれだけの利益をもたらしたかを示す受託責任を負っており、その達成度を示すためにも上の区別は必要である[35, p. 2~3]。

第2の利益報告目的は、経営の「効率尺度」(a measure of efficiency)を提供することである(自己資本利益率または総資本利益率をもとめ、それらを、以前の年度の利益率、他企業の利益率、市場で決定される利益率などと比較することにより、当企業の資本がいかに効率的に運用されたかが知られる)。この「効率尺度」利益を報告する必要性は、経営効率が持分保有者への今期および将来の報酬の流れに影響するから、すべての持分保有者とくに普通株主が諸決定(経営者の入替や株式投資)を行なうための基礎として効率尺度が必要だという点に求められている

[35, p. 100]。

第3の利益報告目的は、「予測手段としての利益」(income as a predictive device)を提供することである。これが必要な理由は、将来利益の流れのレベルが株式の価値を決定し、また当企業に対する債権についての元本および報酬の受取りの確実性をさだめるので、経営者のみならずまた株主、債権者および将来投資家もまた将来の利益の流れについての予測を必要とするからである。会計利益がこのように予測の手段として役立つためには、反復的性質 (recurring nature) をもつ項目のみが利益計算にふくまれるべきである[35, p. 101~2]。

以上の見解を第1表に表示しよう。

第 1 表
利 益 報 告 の

利 用 目 的	計 算 目 的
	(有 用 性)
普通株主および他の諸出資者が将来の報酬の流れの確実性を判断し、また債権者が元本返済の確実性を判断する目的、および出資者に対する経営者の受託責任を明らかにする目的	(1)投下資本と利益との区別
普通株主および他の出資者が経営者の入替や投資決定等の諸決定を行なうため	(2)経営の効率の尺度となる利益の提供
(とりわけ経営にかんする決定に参加しない)投資家達が将来の利益の流れを予測して諸決定を行なうため	(3)将来の予測の手段たる利益の提供

ところで、損益計算におけるこれら三つの計算目的が上に示した諸利用目的に本当に役立つためには、その前提として次のような企業観が予定されて

序章 会計利益をめぐる諸問題

いなければならない、とわれわれは考える。

(a) 投下資本と利益との区別について：もしもかりに企業というものが投下資本余剰としての利益の追求を意図する存在ではなく、今期に投下資本余剰たる利益が生じたことは営利努力の結果ではなく意図せざる偶然事だったとすれば、今期に利益が生じたとしてもその事実から利害関係者が将来の利益と報酬の流れの確実性を判断することは無意味でしかも不可能であろう。ゆえに、この判断が可能でかつ有意義であるためには「企業というものは投下資本余剰たる利益の稼得に持続的に努める存在である」という前提がなければならない。また、もしもかりに、企業というものは元入資本を維持してゆく継続的努力を行なう存在ではなく、元入資本の食いつぶしを平気で行なう存在だとすれば、たまたま今期において「投下資本と利益の区別」が達成され元入資本は保持されたとしてもそれは偶然事であるから、その事実から債権者が将来における元本返済の確実性を判断することは不可能である。ゆえに、この判断が有意義であるためには、「企業なるものはその元入資本を(自発的または外部からの強制により)できるだけ食いつぶさずに維持してゆこうと努める存在だ」という前提がなければならない。要するに、損益計算において「投下資本と利益の区別」という計算目的を達成することが叙上の利用目的に役立つという主張が成立するためには一つの論理的な前提として、「企業というものは元入資本をできるだけ食いつぶさずに維持しようと努力し、かつその元入資本をこえる余剰たる利益を持続的に追求しつづけようとする存在だ」という「企業観」がおかれていなければならない。

(b) 経営効率尺度たる利益の提供および予測手段たる利益の提供について：まず前者だが、経営効率の尺度すなわち資本利益率の分子となりうる利益にもとづいて利害関係者が当企業から受け取りうる将来利益の流れを予測しようと主張する場合には、その前提として、企業というものはその投下資本にたいして少なくとも一定割合となる利益を生み出そうとする努力を継続的に行なう存在であ

る、という企業観がおかれていなければならない。次に後者であるが、もしも企業が持続的な利益追求の意図をもたないと仮定すれば、今期は反復的取引から利益が生じてもそれは偶然事であり継続の見込みはないから、反復的取引にもとづく利益が将来利益の流れの予測を可能にする見込みは存しえない。ゆえに、ここでも、継続的利益追求の努力を行なう存在としての企業観が要求される。

こうして、ヘンドリクセン説の根底には、「企業は投下資本を維持しかつそれを維持した後の余剰としての利益を、継続的にかつ少なくとも投下資本に対する一定割合において追求する存在である」という企業観が存在することが論理的に証明された。この企業観——「企業活動理解としての資本維持思考」と呼ぼう——にもとづくことにより、初めて、上掲の諸計算目的が上掲の諸利用目的に役立つという主張が成立するために論理的に要求される一つの前提が与えられる。

(2) 利益決定方式

利益決定方式には、ヘンドリクセンによると、「資本在高アプローチ」⁽¹⁾ (capital maintenance approach) と「取引アプローチ」 (transaction approach) との二つがある。前者においては、期間の利益は当期末と当期首との純資産を比較し配当と資本取引について修正することにより決定される（したがって、「財産法」に相当する）。後者では、利益は当期中の諸取引から結果する諸費用をまたその諸取引から結果する当期収益から控除することにより測定される（「損益法」に相当する）。実践における利益決定はこの両方のアプローチを組合せたものである〔35, p. 103~4〕。

まず、資本在高アプローチの特徴は、期末純資産が期首純資産をこえる大きさとして利益を一括的に測定するために、上記利益計算目的のうち「投下資本と利益の区別」という目的はよく達成しうる反面、損益の分析を必要とするよ

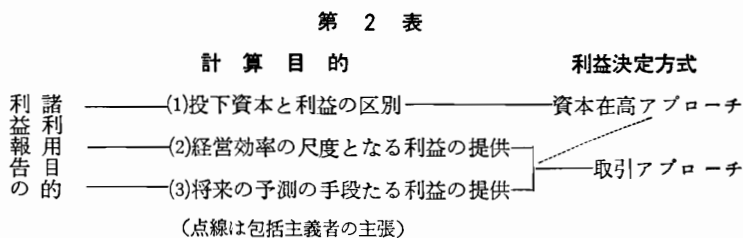
序章 会計利益をめぐる諸問題

うな計算目的、つまり「経営効率の尺度提供」および「将来の予測の手段たる利益の提供」という計算目的を達成することはできないことにある（ただし、資本在高アプローチによる一括的利益こそが後二者の計算目的をもよく果たすと、包括主義論者はいう〔後述〕）。

次に取引アプローチであるが、これは資産・負債の変動をそれらが「取引」（外部者との対外的取引と資産の使用・消耗のような内部取引をふくむ）の結果生じた場合にかぎり収益費用にふくめ、市価変動や予想の変化のみによる価値変動は損益計算から排除する点に特徴をもつ。ヘンドリクセンによると、取引アプローチの長所はそれが在高変動の原因たる取引側からの計算なので、純利益の構成要素をいろいろな仕方（ex. 製品別、顧客種類別、営業活動からか外部原因からかという源泉別）分析して測定・報告しうる点にあるのである〔35, p. 110〕。それゆえ、前述の利益計算目的のうち「経営の効率尺度の提供」および「将来の予測の手段たる利益の提供」という諸目的は、利益の原因分析を要するので、取引アプローチによってのみ達成される。

さてヘンドリクセンは、現実の損益計算は上の二つのアプローチを組合せたものだというが、両者がいかなる形で総合されているかに関しては全くふれていない。これが彼の説の一つの欠陥である。

ここまでの彼の論旨を要約しよう。



両アプローチがいかに総合されるべきかを考えるには、測定されるべき対象、その「本体」としての経営活動を総合的・統一的に理解しなければならない。

そのための有用な仮説は、経営活動をもってある特定の質の「資本」の循環過程——「貨幣資本」の場合には $G-W-G'$ 、「実体資本」とみれば $W-G-W'$ ——とみなすことである。この仮定に立つと、資本在高アプローチは、経営の期首存在資本量 (G または W) を基準としてそれをこえる期末存在資本量 (G' または W') の差額 (存在差額または在高差額) として利益を測定する方式であり、「期首存在資本維持」を基準とする利益測定といえる。他方、取引アプローチは、 $G-W-G'$ または $W-G-W'$ $\left\{ \frac{w}{W} \right.$ の資本循環を、収益をあらわす $W-G'$ (後者では $W-G$) 過程とそれに対応する・費用をあらわす・ $G-W$ (後者では $G-W'$ 過程のうちもの W を回収するに要する部分) 過程とに分解し、前者の過程すなわち回収資本量 (収益) がその投下資本量 (費用) をこえる差額 (運動差額) として利益を決定する方式であり、したがって「期中投下資本維持」を基準とする利益測定である、といえる。そして企業会計は、統一的な資本循環過程を時点的存在差額という静態面 (貸借対照表) と期間的運動差額という動態面 (損益計算書) との2面から把握する総合的計算組織である⁽²⁾。

なお、上の主張に対しては「資本」とは貸借対照表貸方項目に与えられる概念であり、収益費用を取り扱う損益計算書を「資本」の計算とみなすことは不当だといわれるかもしれない。われわれは会計測定において、測定されるべき対象 (たる経営活動および諸事象) を「本体」と呼び、その本体を測定した結果たる・その本体の・数的表現を「写体」という [43, p. 4~6; p. 2~5]。写体としては「資本」という名称は、確かにもっぱら貸借対照表貸方側項目のみに与えられている——これを「写体資本」と名づけよう——が、われわれは、会計測定の「本体」が「資本」とその「循環」および投下資本を回収・維持したのちの「増殖」の発生からなると考える——これを「本体資本」と呼ぼう——のである。損益計算書が期中投下資本維持計算だという場合、「本体資本」の増殖を運動面から (収益と費用として) とらえるのが損益計算書だ、とわれわれは主張しているのである。損益計算書が、「写体資本」たる貸借対照表資本の測定に奉

仕していると主張しているのではない。以下、本書で「資本」および「資本維持」という場合、特に断わらない限り、「本体資本」および「本体資本の維持」を意味する。

このように、両方の損益計算アプローチを資本維持にかかわらしめて理解する考え方は「損益計算方式理解としての資本維持思考」と呼ばれる。この理解により、両アプローチの実質的関連が明らかとなり、会計構造の統一的理解がもたらされる。

(3) 当期業績主義利益と包括主義利益

包括主義利益 (all-inclusive concept of income) とは、「配当の分配および資本取引をのぞいて、ある特定期間中の諸取引の記録、または資産および負債の評価替により認識された自己資本の全変動分」〔35, p. 113〕である。他方、当期業績主義利益 (current operating concept of income) は経営運営と利益稼得にさいし企業の資源の有効な利用がどの程度行なわれたかを示すための、経営効率の測定を目的とする(資源使用にかんする) 今 期 の し か も 正 常 な 経 営 活 動 の 結 果 の み を 反 映 す る 利 益 で あ る〔35, p. 111〕。

ヘンドリクセンによると、いずれを損益計算書上の純利益とするかという周知の論争の争点は、経営効率の測定の是非といった測定目的自体の争いではなく、むしろその同一目的を達成するためにいずれが一層適切かという点にある。当期業績主義利益がその目的に一層適当だとする人々のあげる理由は次の三つである。(a) (この利益の計算に必要な) 経営的項目と、期間損益計算から排除されるべき非経営的項目とを正確かつ客観的に区分することは可能である。(b) 当期業績主義利益は期間比較および企業間比較を行なうに十分な意義と正確性をもつ。(c) 会計情報の利用者にはただ一つの純利益数字を与えることがもっとも適切である〔35, p. 112~3〕。

それに反し、包括主義者は、業績判断の目的は包括主義利益により一層よく

達成されると主張するが、その前提には上と全く反対の仮定がみられる。(a)経営的項目と非経営的項目との正確な区分は理論的にみて不明確であり(この区分は企業間で異なり、また同一企業内でも短期的にみて異常な事象でも長い期間にわたってみるとノーマルな場合もある)、またかかる区分の実施は利益操作の余地をのこす。(b)一期間の利益数値はたかだか判断にもとづく見積りにすぎないから、経営活動の効率は単一年度の利益数字により知られるものではなく、むしろ「一連の年度にわたっての当企業の全体的な歴史的経験」[35, p.115]によってのみ判断される。したがって「年次純利益数字は、企業の寿命期間にわたって加えあわされるならば、当企業の純利益の合計に等しくなるべきである。」[35, p.133] (c)会計情報利用者はかならずしも単一の利益数字を与えられる必要はなく、各利用者が自らの必要に応じて財務諸表を利用しうるようにしておけばよい。だから、経営的項目と非経営的項目との区分が必要なら、後者を損益計算書から排除する形で区分するのではなくて包括主義損益計算書の内部で区分すれば足る[35, p.111~5]。

私見によると、さらに注意すべき点は、当期業績主義の損益計算書では期首資本と当期稼得利益の区別という意味の「投下資本と利益との区別」は示されえない。逆にいえば、「投下資本と利益との区別」を損益計算書で達成することは必要でないという思想を当期業績主義は含んでいる、というべきであろう。

ゆえに、この論争の結論は次のどちらの考え方をとるかの問題に帰着すると思われる。(a)「投下資本と利益の区別」は損益計算上で達成する必要はなく、そこで達成すべき「経営の効率尺度の提供」も当期業績主義利益によりもっともよく果たされると考えれば、当期業績主義利益を最終項目とする損益計算書が生ずる。(b)「投下資本と利益の区別」を損益計算書が達成すべき場合、そして(または)「経営の効率尺度たる利益の提供」という目的も包括主義利益により一層よく果たされるとみれば、包括主義利益を最終項目とする損益計算書が

序章 会計利益をめぐる諸問題

結果する。そしてこの論争は未解決である。

さて、当期業績主義利益の測定は、経営的項目と非経営的項目の区別を要求するから、そのためには必然的に取引アプローチが用いられねばならず、包括主義利益の測定は資本取引および利益分配によらない当期中の自己資本の全変動額を反映すべきだから、当期の取引としては把握されえない資本変動をも把握するために、当然に資本在高アプローチを要求する。

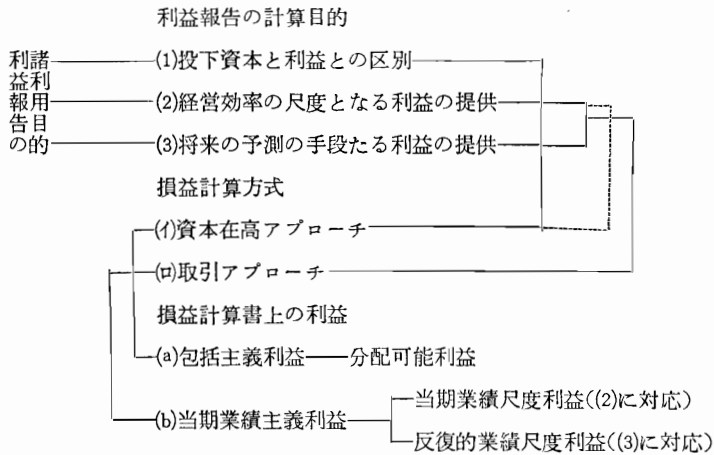
さて、当期業績主義者によると、当期業績主義利益を構成する経営的諸項目は一般に反復的 (recurring) であり、他方そこから排除される非経営的項目は一般に非反復的 (nonrecurring) である、といわれるが、ヘンドリクセンは、厳密にいうと経営的項目と反復的項目とは必ずしも一致せず、また非経営的項目と非反復的項目も一致しない、と主張する。たとえば、「忙しい期間に超過時間賃率を支払う必要、および極端に幸運な状況のもとでの原材料の取得は両方とも経営的事象であるがおそらく非反復的である。他方……不可避免的に危険な地域での年々の洪水は非経営的なチャージを結果するが、それらは性質上反復的である。」[35, p. 115] かくして、経営的事象に基礎をおく「当期業績主義利益」は必ずしも「反復的事象にもとづく利益」(recurring income) に一致しない、といわれる。そしてヘンドリクセンによると、「反復的事象に基礎をおく純利益数字は、将来生じうる利益と配当の流れを予測する上で投資家にとって一般にヨリ有用である。」[35, p. 115] なぜなら、投資家が過去の会計資料にもとづいて将来の動向を予測しようとする場合には、その過去の諸事象のうち将来も反復する可能性のある項目をその予測の基礎におかねばならないからである。ゆえに上の利益計算目的のうちで「将来の予測の手段たる利益の提供」という目的にもっとも密接に結びつく利益概念は、上述の「反復的事象にもとづく利益」だと考えられる。

いわゆる包括主義利益を「分配可能利益」、当期業績主義利益を「(業績) 尺度利益」と名づけて期間利益概念を類型化する試みがわが国において見られる

(118, p. 227~303)が、ヘンドリックセンの上の主張を援用すると、「業績尺度利益」はさらに、経営的諸事象のみにもとづく「当期業績尺度利益」と反復的事象のみにもとづく「反復的業績尺度利益」——それは利用目的からみて「予測尺度利益」と名づけてよからう——に少なくとも区別されるであろう。

今までの論述を第3表に要約表示する。

第 3 表



(点線は包括主義の見解)

さて、私見によれば、資本在高アプローチも取引アプローチも前述のように「資本維持」余剰の測定であり、ゆえに前者により測定される包括主義利益も後者により測定される業績尺度利益とともに「本体」たる投下資本をこえる余剰という意味の同質性(資本余剰性)をもつ。この基本的同質性の内部において、両利益概念は、包括主義利益は(資本取引がいの)すべての自己資本変動を測定する「全取引的資本余剰」だが当期業績主義利益は当期の正常な経営活動による自己資本変動のみを測定する「部分取引的資本余剰」だという意味で、第2次の異質性をもっている。このような、基本的同質性の内部における第2次の異質性という関係は、包括主義利益と反復的業績尺度利益とのあいだにも

序章 会計利益をめぐる諸問題

あてはまる。両利益概念にかんするこの考え方を「包括主義利益および当期業績主義利益理解としての資本維持思考」と名づけよう。

さて、両利益は上記の利益報告目的に奉仕するものとしてオミットできず、しかも両者は基本的には同質的で第2次的にのみ異質的だという関係にある。ゆえに両者の報告にさいしては、それらが基本的には同質的である以上1枚の報告書(損益計算書)の上に両者をともに掲げること(「全」取引余剰たる包括主義利益を最終段階に、そして「部分的」取引余剰である当期(または反復的)業績尺度利益を中間段階に、それぞれ識別しうる形で表示すること)が正しいと思われる。

(4) 利益が帰属すべき利害関係者の範囲

「誰に対する純利益か」(net income to whom)という見地からは、次の5種類の会計利益が区別されうる、とヘンドリクセンはいう。

(a) 付加価値的利益: 「付加価値」すなわち「一企業の産出物の価値マイナス他企業からの移転によって取得された財貨および用役の価値」[35, p. 117]として利益を定義する。この利益は「生産にさいしての企業への要素投入物のさまざまな醸出者の間に分割されるべきパイの全体」[35, p. 117]をあらわし、従業員・企業所有者・債権者・政府などすべての利害関係者への支払い(他企業より購入した生産要素に対する支払いをのぞく)は費用でなく利益分配項目として扱われる。この利益概念は、経営の第1の責任が(たんに株主に対する責任を果たすことだけでなく)その会社へのさまざまな利害関係者の要求を調整することにあるような大会社の場合にもっとも意味をもつ、とされる[35, p. 118]。

(b) 企業純利益: この利益概念のもとでは投資家と区別されたものとしての企業にとっての利益というものが強調され、「利子費用、所得税、および真のプロフィット・シェアリングによる分配は企業利益の決定要因でない(費用でなく純利益の分配だ——引用者)」[2, p. 5; p. 136]。ゆえに、株主、長期負債保有者および政府は会社受益者であるとみなされる。この利益概念は、財務的取引である

株主配当および債権者利子の支払いを排除し、また会社にとって管理可能でない租税をも排除することにより営業活動の巧拙を純粋に反映する利益を測定しようとするのである[35, p. 119]。

(c) **投資家に対する純利益**：株主配当と長期債権保有者への支払利子のみが利益分配としてとり扱われ、この二つの利害関係集団に帰属する利益が測定される。この概念は、所有と経営の分離により株主と債権者の間の差異はそれほど重要でなくなり、また社債と優先株式との実質的相違がぼやけてきたことを背景として形成されてきた[35, p. 119]。この利益概念のメリットは、長期資本の構造という財務面の影響を排除して営業活動の結果をはっきり示し、また、資本構造のことなる企業間の利益比較が一層有意義に行なわれ、さらにこの利益概念を分子として計算される総資本利益率のほうが自己資本利益率よりも投下資本の相対的効率をいっそうよく示すことだ、という[35, p. 119]。しかし私見では、もしも経営者が営業活動のみならず資本調達政策をもつうじて可能なかぎり大きい利益を株主のために追求していると仮定すると、「株主利益」自己資本利益率のほうが経営の全努力を正しく表現するのではなかろうか。

ここでは所得税は費用として扱われるが、企業は政府から便益をうけており、所得税は他の費用と同様顧客に転化され、かつ投資家や経営者は税引利益にもとづいて意思決定を行なっている、等のことを考えると、この会計処理は妥当である、とヘンドリクセンはいう[35, p. 120]。

(d) **株主にたいする純利益**：伝統的利益であり、企業所有主にたいする報酬としての普通株主および優先株主に対する配当支払額のみが利益分配項目として取り扱われる。

(e) **残余持分保有者にたいする純利益**：会社更生にさいし、または普通株主よりも上位の請求権に対する支払いが滞っているときには他の投資家グループが残余持分保有者になる可能性もあるが「無限の寿命をもち、しかも利益をあげつつある企業では、残余持分保有者は普通株主であろう。」[35, p. 121] したが

序章 会計利益をめぐる諸問題

って通常の場合、この利益概念は「普通株主の分配に充当しうる純利益」〔35, p.121〕を意味し、普通株主への配当のみが利益分配項目とされる。

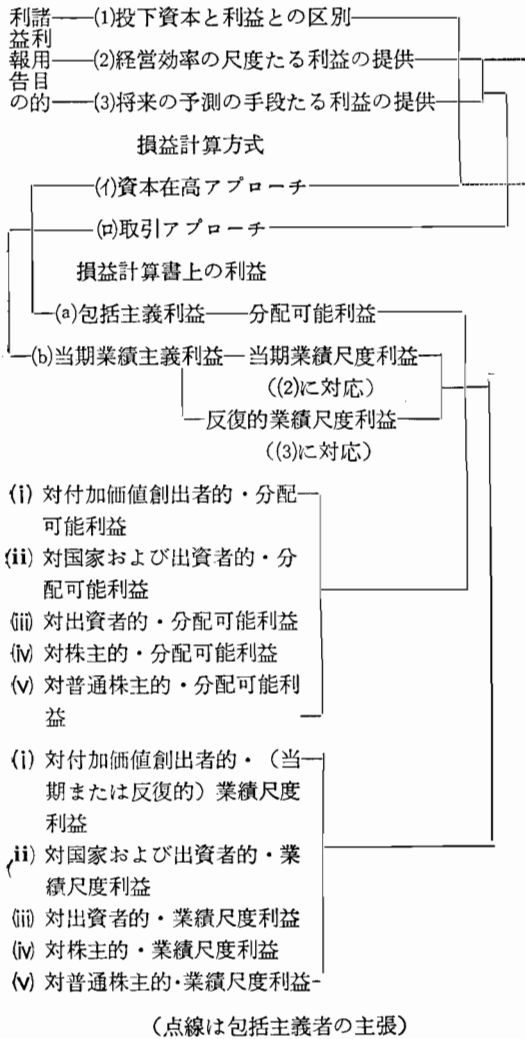
以上明らかにした諸利益概念と前節までの論述はどんな関係にあるか。まず「投下資本と利益の区別」という目的に適合する・資本在高アプローチにより算定される・「分配可能利益」(包括主義利益)であるが、この利益は期末純資産額－一期首純資産額±期中資本取引額+利益分配額として測定される。したがって、どの範囲の利害関係者への支払いが「利益分配」であり、どの範囲のそれは「利益分配」でないか、を明確にさだめなければ「分配可能利益」は測定されえない。そしてこれの決定は、「利益とはだれに帰属する利益か」がさきに確定していることを要求する。ゆえに上のヘンドリクセン説によると、「分配可能利益」は次の諸種類に分化する。(i) 対付加価値創出者の・分配可能利益、(ii) 对国家および出資者の・分配可能利益、(iii) 対出資者の・分配可能利益、(iv) 対株主的・分配可能利益、(v) 対普通株主的・分配可能利益。

次に、「経営の効率尺度たる利益の提供」および「将来の予測尺度となる利益の提供」に奉仕する・取引アプローチによる・当期(および反復的)業績尺度利益を考えよう。そもそも取引アプローチのもとで期間収益に対応する期間費用の大きさを正しく定めるためには、諸利害関係者への支払いのうちいずれが期間費用でいずれが利益分配かが先に確定していなければならず、この確定は「だれに帰属する利益か」に依存する。こうして、業績尺度利益はつぎのものに分化する。(i) 対付加価値創出者の(当期または反復的—以下も同じ)業績尺度利益、(ii) 对国家および出資者の・業績尺度利益、(iii) 対出資者の・業績尺度利益、(iv) 対株主的・業績尺度利益、(v) 対普通株主的・業績尺度利益。

以上の論述を要約すると第4表になる。

第 4 表

利益報告における計算目的



序章 会計利益をめぐる諸問題

ヘンドリクセンは上の5通りの利益概念のうちいずれがもっとも妥当かについて意見をのべていない。「資本維持」余剰として利益をみる立場からいえば、「投下資本の回収・維持が達成されたのちに初めて（その余剰分としての）利益の帰属が生ずる」という判断基準——「利益の帰属性理解としての資本維持思考」と呼ぼう——を立てることができよう。なぜなら、もしも投下資本の回収がなされていてもいなくてもある同一金額があるグループに帰属するならば、それは資本余剰としての利益の帰属とはいえない（何か別のものの帰属だ）からである。この基準によってみると、現在の社会的・経済的制度のもとでは、たとえ投下資本の不回収（損失の発生）があっても固定的契約額の利子を受け取る債権者グループをその範囲にふくむ利益概念、つまり(i)、(ii)および(iii)は不適格であることがわかる。したがって現在の社会体制のもとでは、(iv)対株主的利益または、(v)対残余持分保有者（普通株主）的利益のみが、利益帰属の立場からみて有意義に採用されうるにすぎない。利益にたいして部分的・変動的割前をもつにすぎない他の利害関係者グループ——たとえば国家——を利益帰属集団に含めることは、上の要件からは許される。

第2節 会計公準としての「資本維持」

上の考察から、「資本維持」という観念が会計理論特に期間利益の測定をふかく考察しようとするさいに不可欠または非常に有用であることがわかった。この点だけを再説しよう。

(1) 「企業活動理解としての資本維持思考」は、利益の諸計算目的が利害関係者の提起する諸利用目的に役立つという主張が成立するための不可欠な前提を提供する。

(2) 「損益計算方式理解としての資本維持思考」は、財産法（資本在高アプローチ）と損益法（取引アプローチ）を、ともに基準資本量をこえる余剰を別の面か

ら測定するものとして理解し、両者を総合した計算構造を構想するうえで有意義である。

(3) 「包括主義および当期業績主義利益理解としての資本維持思考」は、両利益概念のあいだの論争にたいして、期間利益として包括主義利益を採用しつつ当期（または反復的）業績尺度利益をも損益計算書の間段階で区分表示するという解決案を提示する。

(4) 「利益の帰属性理解としての資本維持思考」によると、「だれにとっての利益か」という問題について、現在の社会・経済体制のもとでは、対株主的または対普通株主的利益概念が妥当だという結論が得られる。

ところで、このように会計理論にとって不可欠または有用な「資本維持」という観念は一つの会計公準といえるのではなからうか。ヘンドリクセンによると、会計公準 (postulates) とは会計にとっての経済的、政治的および社会的環境に関する基礎的な仮定または命題であって、命題をそこから導き出すための基礎として役立つ、そして、当該議論の参加者にとって真実または有用な出発点をもたらすものとして承認されねばならない[35, p.103~4]。そして資本維持という思考はすべての経営（あらゆる私的および公的な生産経営および家政経営）に関係し[58, p.258]、会計にとっての経済的環境を形成するのである。つまり、会計測定においてその測定すべき対象、「本体」たる経営活動についての一つの解釈（会計の測定の対象は本体資本がいかに投下・回収・維持されその維持をこえる余剰が生じたかということだという解釈）を、「資本維持」は提供する。さらに「資本維持思考」は会計理論の展開のための出発点として有用であることは、すでに示した。ゆえに、会計公準にえらばれる他の観念に対する独立性と整合性さえ得られるならば、「資本維持思考」はゆうに会計公準の位置を占めうるのではなからうか⁽³⁾。

第3節 利益測定における三つの次元

このように利益を測定するということは、測定対象としての経営活動を（本体）資本の維持と増殖の過程、本体資本の在 high とその運動であると仮定し、測定すべき「本体」をそのように理解した上で、その本体の諸関係を数字的表現、特に金額であらわされた「写体」により写しだすことである。ところで、「本体資本」の具体的内容は何か（資本観）についてさまざまな説が存在するのである。そしてかかる種々の資本観が存在するのは、測定対象としての経営活動をそれぞれ異なった仕方把握することによって「資本」の具体的内容をさだめてくるからである。

(1) いくつかの「みかん」があり、その個数をかぞえることが測定目的だとしてしよう。ここで第1に必要なことは、測定すべきみかんの空間的範囲の限定、たとえば当該倉庫にあるものの全部を測定すべきか、または一部だけかを定めること、である。利益測定においても、当企業の資産または経営活動（営業活動）の「全部」（全範囲）を測定することが特定資本観にもとづく測定により意図されているのか——後述のように取得または修正原価主義による利益測定はしかりである——、または、たんにその「一部分」（ex. 投機的目的で保有される資産または投機的活動をのぞいた残余の諸資産または諸活動）の測定のみがその測定により意図されているのか——時価主義-実質資本維持的測定はしかりである——が重要である。前者の測定を「全部的測定」、後者を「部分的測定」と名づけよう。

(2) 上の「みかん」の一部分は無傷だが、残りは荷ずれが生じている（味は不変）とせよ。第2の問題は、後者に対しても前者の各々に対すると同じ数字（1）を与えるべきか、または前者と異なる数字（0.5など）を与えるべきか、である。

つまり、測定対象範囲にふくまれたものについて、その「いかなる空間的・現在の・属性」が測定に関連をもつべきであるか、という問題だが、これは、その測定結果をだれが何の目的に利用するかに依存するであろう。小売商人が販売目的でそのみかんを数えるのならば、荷ずれは無視しえない（場合によっては0という数があるものに与えられ得よう）。しかし、味だけを重視する消費者が自ら食べる個数を知る目的のためなら、上の両者に同じ数（1）が与えられるべきであろう。会計利益の測定においても、たとえばある物的資産の消費分を当期費用として測定する場合、それがもつ諸属性（諸側面）のうち、(a)その資産消費はその資産部分に関連してついやされた貨幣の費消を意味すると考えると取得原価にもとづく費用評価が結果し、(b)その費消はそれにより失われた当企業の物的生産能力の減少を意味すると見ると、それと同一の生産能力をもつ取替財の再調達原価による測定が必要となる。そして筆者が研究した範囲内では、前者の属性の強調は「出資者」により投下された貨幣資本の維持が必要だという立場から根拠づけられており、後者の属性は、（全体経済の一環としての）「経営」にとっては技術的な生産能力の維持は不可欠だという立場から正当化されているように思われる。そこで、測定に関連する属性を決定する基本的立場に即して、前者を、「出資者の測定」、後者を「経営的測定」と名づけよう。

(3) 上の「みかん」の例で、自ら消費する目的で荷ずれのあるみかんをも完全なものとして数えた上の消費者(A)は、その全みかんを何らかの理由で消費者(B)に譲渡した。するとBは、「短期間」のうち全部を食べる見込みならば荷ずれのあるものも各々を1個と扱いうるが、自分にとって全みかんを食べ終わるにはかなり「長期間」を要し、傷のあるものはないものより早く腐るから、結局荷ずれのあるもののうち10個は自分にとって食べえない（その前に腐る）から、その10個のみかんの各々には0という測定値が与えられるべきだ、ということがありうる。こうして、同じ「消費にあてうるみかんの個数」を知るとい

序 章 会計利益をめぐる諸問題

う測定目的のもとでも、その測定がいかなる時間的範囲を頭において行なわれるかにより、異なる測定値が生じうる。会計利益の測定においても事情は同じであって、「経営的測定」であっても、「短期的」視野のもとでは経営は以前と同一の質と量の諸生産要素の取替えを行なってゆくと仮定しうるが、やや「長期的」にみると再調達される財の質または種類に変化が生じうる⁽⁴⁾。またシュマーレンバッハ説のように、期間利益の本質を全体利益の・各個別期間への・割当額として理解する立場は、「全体期間的視野」のもとで期間利益の測定を行なっているのである。かくして、測定対象としての経営活動をいかなる長さの「時間的視野」に関連づけて測定するかに応じて、「短期的測定」、「長期的測定」、「全体期間的測定」等が区別されるべきである。

以上を要するに、損益計算の本質は資本維持計算であり、資本維持計算とは、ある特定の内容すなわち質をもつ「本体資本」の在高および運動にかかわらしめて（そういう理解のもとで）経営活動とその結果とを対象として行なわれる測定にほかならない。そして、そのさいに、いかなる「資本観」を採用するかということ、その測定対象をどのように把握するかということ、つまり(イ)「全部的測定」か、「部分的測定」か、(ロ)「出資者の測定」か、「経営的測定」か、そして、(ハ)「短期的測定」か、「長期的測定」か、または「全体期間的測定」か、という諸問題と密接に関係をもつことを主張した。利益測定にかかわるこの三つの次元の分析は、利益測定と資本維持に関する各学説の特質をひと握りのエッセンスに還元するための基礎を提供するであろう。

第4節 本書の研究範囲

すでに第1節で、会計利益をめぐる問題領域には少なくとも四つあることを主張したが、そこで示されたものは利益測定に関する形式的な枠組にすぎない。

すなわち、そこで掲げられた会計情報の諸利用目的にこたえるためには、包括主義利益および当期（または反復的）業績尺度利益が必要であり、しかもそれら各々はだれに帰属する利益かが定められねばならない、と述べられたけれども、では、それら利用目的をよく達成するためには、どういう具体的手続により測定された、どういう具体的内容をもつ（いかなる「資本観」にもとづく）包括主義利益または業績尺度利益であるべきか、という実質的問題の解明が必要である。本書の内容は、この困難な問題にこたえようとした諸学説の検討をつうじて、それら各々を、測定対象である経営活動をいかに測定しようとしているかという立場から特質づけ、類型化することである。各類型のエッセンスの抽出により、われわれは、あるべき利益概念とその測定をいっそう深く研究するための手がかりをつかみたい、と思う。そして最後の第9章において、現行会計制度上の利益測定の基本構造をなしている取得原価主義-名目資本維持的利益測定の根拠、および、後入先出法等の導入がなされた場合における現行会計制度上の利益測定の論理、およびその論理をいっそう拡張することにより「あるべき利益測定」を考えてゆくさいに生ずる諸問題を考察するという方向において、第8章までの諸結論を総合し展開する予定である。

（序章への注）

- (1) 直訳するとこれは「資本維持アプローチ」だが、本書では資本維持という観念は、会計測定の対象、測定すべき「本体」（つまり経営活動そのもの）に関する一つの見方を示すためのみに用いており、このように「測定方法」や測定された結果(数的表現)を特徴づけるためにはその観念を用いないので、あえてこの利益決定方式を「資本在高アプローチ」と訳したのである。
- (2) かかる発想は文献〔120〕をきっかけとして筆者がえたものである。なお貸借対照表と損益計算書の両者とともに資本維持計算として解釈しようとする叙上の試みについて、くわしくは〔112〕を参照されたい。
- (3) 「資本維持」を会計公準に加えようとする他の見解については次のものをも参照されたい。〔105〕〔109〕

序章 会計利益をめぐる諸問題

- (4) 「短期」、「長期」とはここでは絶対的な時間の長さを示すのではなく、前者は、企業全体として以前と同一の質をもつ生産要素が取り替えられつづける範囲内の時間の長さを、そして後者はこのような質または種類の変化を1回以上ふくむ時間の長さを示すものとする。

第1部 一元的利益概念とその測定

第1章 取得原価主義-名目資本維持 にもとづく利益

第1節 取得原価主義の意味

「取得原価主義」または「原価主義」とは、「企業の有する一切の資産の価額は、その企業がこれを取得するために実際に投下支出した貨幣額でなければならない」〔123, p. 269〕という考え方をさす。しかし、この概念は、企業における財貨の運動に即して次の二つの局面において考えられるべきであろう。その第1は企業が財貨を取得した時にその財貨をその取得原価により評価するという局面であり、これを「取得時評価基準」としての原価主義と呼ぼう。そしてその第2は、期末にその財貨の消耗分と残存分との割合に応じてその財貨の原価を配分するさいにおける、「期間費用諸項目の評価基準」としての原価主義と、「期末諸資産項目の評価基準」としての原価主義である。そうすると、第1段階における「取得時評価基準」としての原価主義は第2段階における「期間費用および期末資産の評価基準」としての原価主義を必然的に結果するであろうか。

この点を検討するためには、後者の（第2段階における）原価主義の正確な意味を確定せねばならない。これは、(a)当期費用（および期末資産）そのものの個別的な実際取得原価がその費用額および資産額として計上されることを要求する——これを「狭義の取得原価主義」と呼ぼう——か、または(b)期間費用への配分額と期末資産への配分額の合計が当期受入品原価合計（期首繰越品原価をふくむ）に等しくなることのみを要求し、実際の個別原価による費用評価および

第1部 一元的利益概念とその測定

び期末資産評価までは要求しない——「**広義の取得原価主義**」と名づけよう——か、の2通りの規定が可能である。そしていま第2段階の原価主義について前者の解釈に立つと、第1段階の原価主義が存在していても必ずしもつねに第2段階の原価主義が結果するとはかぎらない。なぜなら、たとえば、ある企業内における当該棚卸資産についてその「物の流れ」は先入先出的であるのにその原価配分方法としては後入先出法が適用されるならば、その結果もたらされる当期棚卸資産費用額および当期末棚卸資産原価額はいずれも「狭義の取得原価主義」の要件をみたしていないからである。他方、第2段階の原価主義について後者の（広義）解釈に立つと、第1段階の取得原価主義さえみたされれば、どんな原価配分方法が用いられても、つねに第2段階の取得原価主義はなり立つことは明らかである。

上述の「広義」の原価主義は、当期に消費された資産部分そのものの個別的实际取得原価額と異なる当期費用額を結果しうる原価配分方法（ex. 後入先出法）をもふくんでいる現在の会計慣行の全体を「取得原価主義」として特徴づけるという目的にとっては、有意義であろう。しかし、ともに広義の原価主義に属する諸会計方法であっても、それらによって測定される利益概念は異なりうる（ex. 後入先出法と先入先出法）という側面を鋭く示す目的のためには、狭義の原価主義を定義しておくことも有用である（e.g. 後入先出法は狭義の取得原価主義にはふくまれない）。

以下、「取得原価主義」という場合、われわれは上に定義した「狭義の原価主義」を意味する。ゆえに、この章で研究する「取得原価主義にもとづく利益」とは、期間収益に対し、その稼得のために消費された財貨用役自体の個別的实际取得原価により評価された期間費用を対応せしめた差額としての利益を意味する。費消・販売された財の実際取得原価を現実には確定することは不可能なことも多いが、一つの理念型としてこのような純粋な「取得原価主義—利益」概念を確立しておくことは有用であろう。

第2節 取得原価主義と名目資本維持との関係

もしも通説がいうように、「資本維持」という観念は会計測定の結果つくり出されたある数値を示す「写体」としての資本（写体資本）を不変にたもつこと、そしてその不変にたもたれた後の余剰数値として期間利益を決定することをいうものとする、「資本維持」にかかわらして利益測定を形成するということは、特定の写体（測定結果）が得られるような形にその測定をあらかじめ構成することを意味し、それは利益測定への理論的アプローチではなくて、政策的歪曲であるかのように思われよう。しかし、これは「資本維持」に対する誤解に由来するのである。私見によれば、資本維持とは、会計が測定すべき対象、つまり「本体」についての一つの仮説、つまり「本体」としての経営活動なるものはある質をもった「本体資本」の投下・回収・増殖の運動であり、またその運動をつうじて作り出された「本体利益」（投下資本を維持したのちの余剰）からなっているという仮説を意味する。測定がなされる前に存在する「実在」としての資本維持余剰たる本体利益を正しく数字として写像することが会計測定の課題である。

ゆえに、「名目資本維持」とは、会計測定の対象ないし本体としての経営活動をもって、投下された名目的な貨幣単位数量の運動およびその運動結果としての名目的貨幣単位の余剰としての本体利益の実現として仮定する立場をいうのである。そして、かかる名目的貨幣運動という本体をある数字的表現としての「写体」に正しく反映させるためには、経営活動という「本体」の第1次写体である「数量写体」（物量基準で経営活動とその結果を表現したもの）をさらに金額写体へとうつつすために、ある「金額割当規則」を必要とする。そしてこれが、「狭義の取得原価主義」にほかならない。なぜなら、この原価主義は、当期に費消・販売された財貨用役そのものに実際に投下された取得原価（名目貨

第1部 一元的利益概念とその測定

幣量)を当期費用を構成するそれら費消分にわりあてるが、このことが、名目資本維持としてとらえた経営活動とその余剰と解された「本体利益」を正しく金額にうつすためにまさに要求されるからである。したがって、「名目資本維持」と「(狭義の)取得原価主義」は、「本体」とその本体を「写体」として正しく写すための「金額割当規則」という関係に立つ(実質資本維持または実体維持と時価主義、一般購買力資本維持と修正原価主義も、やはり「本体」とそれを写像する「金額割当規則」という関係にある)。

第3節 取得原価主義-名目資本維持的測定の根拠

上に規定した取得原価主義-名目資本維持的測定は次の三つの根拠にもとづいている[124, p.66~9]。(i)貨幣価値安定の仮定, (ii)利益測定は投下資本の回収過程を対象とすること, (iii)計算確実性ないし客観性。

(1) 貨幣価値安定の仮定

経済の現実の中では貨幣価値は変動するとしても、それにもかかわらず「貨幣単位の価値はほぼ安定していると仮定すること」[51, p.46]、つまり「貨幣単位の価値変動はこれを無視することができるという公準」[102, p.37]を意味している。現実に反するこのような仮定を設定することの意味はどこにあるか。

(a) 会計は異質的な財貨用役を貨幣価値にもとづいて統一的に測定するもの——「貨幣価値的測定」——だという立場⁽¹⁾にたつと、現実の貨幣価値変動のもとではこの「貨幣価値安定」の仮定はたしかに「計算(技術)的論理」からは不合理であり、測定の歪みを結果する⁽²⁾。しかし、同時に、この仮定は現在の法律的または制度的諸関係の中に広く浸透しているという意味における「社会的妥当性」を依然として保持している⁽³⁾。ゆえに、現時点の実践的判断としては、

この仮定は支持されているようにおもわれる。しかし、この仮定が計算技術的意味の妥当性を多少とも欠いていること、そしてこの仮定のもつ社会的妥当性も、これは前世紀および今世紀の最初の25年間という価格水準が比較的安定していた時期に形成され、現在にはいわば遺物として残っているにすぎないこと、を考えると、将来には（貨幣価値変動がつづくかぎり）この仮定は放棄されるべきだという主張にもかなりの妥当性があるといえよう⁽⁴⁾。

(b) 会計的測定は、「貨幣価値」にかかわらしめた測定ではなく、むしろ特定数量の名目的な貨幣単位の投下と回収の過程として仮定された経営活動を測定するところの「貨幣数量的測定」であるという前提に立つことが許されるならば、貨幣価値の変動はまったく考慮されるべきでないわけだから、「貨幣価値安定の仮定」はそこから当然の帰結として導き出されるわけである。そしてこの仮定により、（諸原価数値はそのまま加減算されるので）「取得原価主義」の一つの根拠が与えられる。しかし、大幅な貨幣価値変動時には会計はたんなる貨幣数量的測定にはとどまりえないであろう（なぜならその測定結果の有用性は減退するから）。

会計をもって「貨幣価値的測定」と「貨幣数量的測定」とのいずれと考えるにしても、貨幣価値変動無視の仮定がもっている社会的妥当性または（後者の測定にとっての）論理的妥当性は絶対不変のものではないことがわかった。

(2) 客観性について

会計情報ないし会計測定値の「客観性」(objectivity)は次の三つの意味のいずれか一つを示すために用いられる。

(a) 検証可能性 (verifiability) を意味するものとして⁽⁵⁾：検証可能性とは「独立のエキスパートによる検証をうけうる」[54, p.647] ことを意味する。つまり、独立の専門家が当該会計データの真实性および合原則性(合規範性)を検討し確認しうるならばその測定は検証可能である、ゆえにその意味で客観的だ、と考

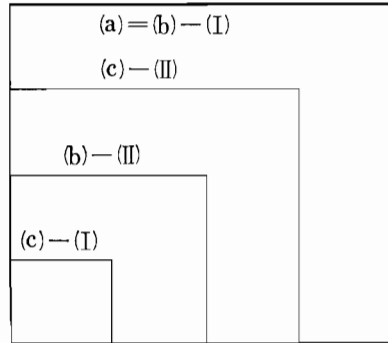
えられる。

(b) 測定者間における一致または不偏性を意味するものとして：これが存在するのは、「異なる実験者達（または測定者達——引用者）が同じオペレーションを行なった場合に十分に一致した結果をうることができる場合である。だから反復可能性 (repeatability) が、この種類の客観性が存在するか否かを決定するテストである。」[90, p.4] この「一致」には、仮定上の測定者達が当企業のそれとまったく同一のデータおよび会計方法を反復した場合の「一致」(b)-(I)と、彼等が会計制度の中で選択しうる任意の方法を（当企業がいかなる方法を用いたかにかかわらず）用いた場合の測定値の一致(b)-(II)とが区別される。(a)の検証可能性をもつ測定値は(b)-Iの「一致」をみたすが(b)-(II)の「一致」をつねにみたすとはいえない（現実の会計制度においては選択可能な諸会計方法が与えられているがその選択規則は存在しないから）。

(c) 正確な測定可能性 (measurability)を意味するものとして：ウインダルによれば、ある項目が認識されるに十分なだけ客観的であるためには、それを調べるすべての会計士にとってそれがほぼ同一にみえねばならない、という。そして、「測定可能性(measurability)という性質が客観性への要求を大部分みたすと思われる。もしもある項目が妥当な正確さ (reasonable accuracy) をもって測定されるならば、それは大きな度合の客観性をおびている。」[96, p.75] この「正確な測定可能性」という概念も、分析すると、当該測定対象に対してただ一つの適切な値が与えられうるという意味(c)-(I)と、その測定対象の測定のために選択的に適用されうる任意の方法により算術的に正確な値が与えられうるという意味(c)-(II)（したがって先入先出法の下での正確性、後入先出法の下での正確性……がありうる）、とに区分されよう。

「客観性」に関する上の諸基準を（ほぼ）完全にみたしうる会計情報の範囲を示すと次の図のようになる⁽⁶⁾。

私見によれば、「取得原価」は、(イ) 独立の第三者が取引資料にてらして検証を行なうことが可能であり(viz.「検証可能性」をもつ)、(ロ)同一の当該資産取得取引に関する限りそれを測定する何人かの異なる会計士がほぼ同一の数値に到達する(viz.「測定者間における一致」(b)-(Ⅱ)をもつ)、そして(ハ)その測定値は十分に正確である(viz.「正確な測定可能性」(c)-(Ⅱ)をみたす)。それに対し、「一般物価指数」および「個別または特殊価格指数」は、「検証可能性」と「測定者間における不偏性」という二つの要件はみたしうる〔25, p. 140〕〔90, p. 69〕が、「正確な測定可能性」の意味の客観性に関し、両者は取得原価の場合よりもかなり劣っている。特に、それらの指数に含まれる諸項目の種類または質の変化⁽⁷⁾、十分に古い過去年度にまでその指数を遡ることは無意味になることのために、一般物価指数または個別価格指数を会計測定へ導入することは、ある未知の大きさの測定上の誤りを会計データの中へ導入するおそれがある⁽⁸⁾。



当該財貨または用役に関する個別的な取替原価データは、それと全くの同一物が市場で売買されているときには、「検証可能性」、「測定者間における一致」そして「正確な測定可能性」(c)-(Ⅰ)をみたすが、技術の進歩または需要の変化のために陳腐化が発生し、同一物がもはや市場に存在しないときには、「検証可能性」をもつ時価データすら確定不可能である、と一般に考えられる。

要するに、「客観性」という見地から眺めた場合の「取得原価主義」の根拠は、(イ)「貨幣数量的測定」が正しい会計測定だと仮定すると、「取得原価」はこの測定のために完全にまたは近似的にこたえうる評価基準であって、しかも取得原価よりも高い客観性をもつものは存在しないこと、(ロ)「貨幣価値的測定」が正しい会計測定だと仮定すると、貨幣価値変動時に「取得原価」を適用する

第1部 一元的利益概念とその測定

と測定値の歪みが生ずるけれども、現実に入手しうる諸価格指数にはある未知の大きさの測定上の誤りが含まれているために、取得原価よりも価格指数にもとづく原価修正のほうが一層正しい測定値を結果するということの論理的・直接的証明が不可能であること、そしてまた大幅な貨幣価値変動または価格変動の場合のような、取得原価主義会計が現実の経営活動（または広く国民経済）にたいしてさまざまな支障をもたらすという形をとるところの、「貨幣価値的測定」に対する取得原価の不適切さの（論理的・直接的証明とは反対の）实际的・間接的証明⁹⁾も、正常な経済状態のもとではまだ現われていないこと、の諸点にある、とおもわれる。

(3) 取得原価-名目資本維持にもとづく利益概念

ジョンソンは取得原価主義にもとづく利益概念を「貨幣投資回収」概念の利益——（“recovery of monetary investment” concept of income）——将来の純収入を期待して投下された資金と、それに関連する実現収入との差としての利益——と名づけている [44, p. 19]。しかし、取得原価主義的測定の特徴は、一般物価水準変動に対してもまた個別価格変動に対しても考慮を払わないことにあるのであるから、取得原価主義利益概念は、むしろ、「名目的貨幣数量の投資回収」にもとづく（それを写像する）利益概念として特徴づけられるべきだ、と思われる。

この意味の取得原価主義-名目資本維持的利益概念の理論的根拠を、以下、リーガーの名目資本維持説を手がかりに求めながら探っていきたいと思う。

第4節 リーガーの名目資本維持説

私見によれば、リーガーの名目資本維持説¹⁰⁾を正しく理解するためには、それがシュミットやゲルトマッヒャーの時価主義理論とともに、第1次大戦後のかのきわめて激烈で——1913年を基準とする場合1923年12月における卸売物価は

第1章 取得原価主義-名目資本維持にもとづく利益

実に1,262,000,000,000倍に達した——しかも、その終息もすみやかであった——1923年10月15日にドイツレンテン銀行が設立され11月15日からレンテンマルクが流通し始めるに及んでこのインフレーションは鎮静するにいたった——ところの大インフレーションをきっかけとして展開されたということに、注意がはらわれなければならない⁴⁴⁾。まず第1に、このインフレーションはその度合においてきわめて激烈なものであったから、その痛切な体験にもとづいて正しい企業計算制度はあらゆる価格変動——その程度はどうであれ——に耐えうるものでなければならない、という立場をとる理論家があらわれてきたのは自然の成り行きであった。けれどもその反面において、1924年に金本位制への復帰を通じてこの大インフレーションがすみやかに終息したのを見て、このインフレーションは単に異常な例外的現象なのであって企業計算制度を一般的に考察する場合に、それを前提におくことはできないとして、むしろそのインフレーションが停止したのちにみられた金本位制度に支えられた安定した価格状態を強く反映した理論が台頭してきたことも、また当時の状況からみて十分に理解されるところであろう。前者における一つの傾向を示すものは、ゲルトマッヒャーおよびシュミットの時価主義会計理論⁴⁵⁾であり、後者を代表するのは以下考察するリーガーの名目的思考である。

(1) 経済体制規定的-企業者的測定たる性格

正しい会計測定のためには、測定されるべき「本体」はいかなるものかに関する、しっかりした仮定を必要とする。つまり会計測定は不可避的に経営本質論の存在を前提としているのである。リーガーによれば、原始的な自給自足経済と比べた場合に今日の経済がもっている重要な特質は、前者においては自己の欲求をみたすための自己生産(eigene Produktion)が中心であったのに対して、後者においては、人間の欲望の多様化に対処するために各人が財の「交換」を行ない、かつ生産活動も他人の要求をみたすための特定種類の生産物の製造に

第1部 一元的利益概念とその測定

専念すること、つまり「分業」が一般化しているところに見られる。そして分業と交換がさかんになると財貨と財貨との直接の交換は困難になるので、大きな市場流通性をもち交換の媒介となる一般的交換手段、すなわち「貨幣」が導入される。そしてこの一般的交換手段とひきかえに販売されるすべての財はその交換手段にもとづいて評価され、ある「価格」を取得する〔74, p. 1~14〕。

さて、「貨幣」が支配する経済では、欲する財を取得するためには貨幣さえ持っていればよいのだから、財の生産は市場で貨幣を獲得する目的のために行なわれる。こうして、経済行為の中心動機は貨幣獲得、 $G \rightarrow G'$ にあるという考え方、すなわち営利理念 (Erwerbsidee) が生成し、生産のための技術的施設としての「経営」 (Betrieb) をその営利理念の実現のために使用するにいたる。この、経営プラス営利理念、すなわち「企業者によって利用され、その営利的意図に奉仕させられるところの経営が、企業 (Unternehmung) である。」〔74, p. 157〕したがって、企業と経営の関係がこのようなものだから、経営それ自体の最終目標ないし頂点である商品または用役の生産および準備ということは、企業の目的ではなくて、企業目的 (営利) の手段であるにすぎないのである。

上の論述から、リーガーによれば、会計が測定すべき対象、すなわち「本体」の構造は、「経営」を自らの中に包摂しつつそれを支配するところの「企業」からなっている、つまり、「貨幣を生み出すために貨幣を消費する一施設」である経営を利用しつつ貨幣余剰の追求につとめる「貨幣から回収貨幣への転換」プロセスからなっている、というように理解されるわけである〔74, p. 155~6〕。

ところで、「本体」の構造についてのかかる「貨幣循環過程」的理解は、「貨幣経済」体制の下での「企業者」の・経営活動への・動機に照らして考えると余剰貨幣を追求する $G \rightarrow G'$ 過程が経営活動の本質だという理解なのであり、その意味でこの「本体」観は、経済体制規定的-企業者のだといえよう (もしも企業者の動機というものを無視するならば、経営の本質は国民経済にたいして有用な財

貸用役を供給する点にある、という「本体観」もありうる。

リーガー説においては、測定すべき「本体」をこのように「企業者」的立場に即して理解しているが、会計測定が奉仕すべき人間グループもまた「企業者」——株式会社においては株主の全体——であると考えられているのである〔74, p. 124〕。「企業は、企業者に対して利益を達成するために創設されたのである。企業者が、彼の活動がどの程度成果を与えられたかを知ろうと欲するのは当然である。この目的のために彼はなんらかの性質の計算を行なわねばならない。」〔74, p. 203〕（傍点引用者）。そしてこの計算を行なうのがまさに会計制度だと彼はいう。

上の考察から、リーガー名目資本維持説の「経済体制規定的・企業者的・測定」たる性格が明らかになった。すなわち、「貨幣」を媒介として「商品」生産をおこなう資本主義経済体制のもとでは、人間の経済的努力は余剰貨幣の獲得に向けられる。会計が測定すべき「本体」である「企業」とは $G-G'$ の貨幣循環をつうじて企業者のために余剰貨幣を獲得しようという「営利理念」と、その理念により規定され動機づけられた技術的手段としての「経営」から構成されており、したがって会計測定も、企業者に奉仕しようとするかぎり、彼を動機づけ経営を規定している上位の営利理念 ($G-G'$ をつうじての貨幣余剰の獲得) の達成度を測定せねばならない、したがって貨幣資本循環の測定を行なわねばならない、といわれる。彼の説を、「経済体制規定的・企業者的・測定」と称するゆえんである⁴³。

(2) 全体期間的測定という性格

リーガーによると、近代企業の特徴は、それが持続的な経営 (Dauerbetrieb) であり生産過程が複雑多様であり、したがって $G-G'$ の循環のリズムが反復し錯綜することにある。このような複雑な「本体」を正確に会計的に測定するためには「簿記という手段をつうじて費用と収益を計算的に把握することが、だ

第1部 一元的利益概念とその測定

んだん緊要になってくる。」[74, p.182] かくして、会計利益の測定は、企業者（全体としての株主）の立場から、貨幣余剰としての利益の測定を、近代的な持続経営の下で、簿記を手段として、行なうのである。ところで $G-G'$ の貨幣循環を仮定したうでの貨幣利益の測定という考え方は、企業の全体寿命にわたる損益を一括して測定する「全体損益計算」に対してのみならず、また通常の「期間損益計算」に対してもよく根拠づけられうるか。

貨幣利益の正確な測定のためには G と G' の両方が確定していなければならないが、継続企業においては清算されるまではつねに貨幣以外のもの（財貨）が残存し、それら財貨の未来における貨幣的成り行き（geldlicher Ausgang）は不確定で危険をおびているから、かかる場合（すなわち企業の寿命半ば）には利益の正しい測定は不可能である [74, p.205]。逆にいうと、真の決算は「全体計算」のみである。この全体計算では貨幣最終在高が確定され、それが最初の貨幣投入額と比較される。もちろんこの場合、途中の出資や引出し額が考慮されねばならない。

全 体 計 算 [74, p.207]

現在の現金在高	1,000	元の出資	700
		利 益	300
	<u>1,000</u>		<u>1,000</u>

しかしわれわれは「真実な全体計算」にはほとんど現実的関心をもたないのであり、利益分配や課税などの目的のために「年次中間計算」が行なわれ、「年次貸借対照表」が生成する。この年次計算ないし期間計算は、当期の収益である収入と当期の費用である支出のみをふくむべきなのであるが、それを行なうために、「いままでに記入された収入支出計算を補足して、なお将来に求められるべき収入、およびさらに将来行なうべき支出を簿記の中に含めるようにして、それを行なうのである。」 [74, p.211~2] これは、つまり、実際の収入支出に対して擬制的な収入支出を加減することにより、擬制的に G と G' とにひ

きもどして考えられているので、その意味でこれは「一種の全体計算」〔74, p. 211~2〕であり、真の収入支出に対し仮定的なものが追加されているという点からみて「真実と作為との混合」〔74, p. 212〕といえる。

真の全体計算と、擬制的な全体計算たる期間計算とは、真実性の度合にはもちろん相違があるとしても、ともに貨幣形態への転換に立脚する計算であるという共通性をもつものとして認識されているわけである。こうして、リーガーによると、期間計算もまた全体計算と同質的な収支計算、名目資本維持的測定であることが、いわば自明のこととして説明されているのである。

私見によれば、もしも全体損益計算における測定目的が、当経営が全体期間中に達成した生産的成果の大きさ（生産物価値と投入物価値との差）を測定することにあると仮定すると、その全体期間中における産出物価値合計と投入物価値（諸投入物の・費消-販売時点における・時価）合計の差額として、生産的成果としての「全体損益」は測定される。ゆえに、全体損益計算はつねに収入支出計算だとはいえないのであって、その全体損益の内容が全体期間にわたる貨幣余剰として仮定された場合に、はじめて、収支計算としての全体計算は正当化される。

ところで、「経済体制規定的・企業者の・測定」として性格づけられた場合の「全体計算」は収入支出計算であるべきだとしても、「期間損益計算」もまたそれと同質的な収入支出計算であるべきだということは、どういう根拠にもとづくのであろうか。リーガーの明言はないが、おそらく、企業者の「貨幣余剰追求理念」はゴーイング・コンサーンとしての経営活動の途上においてもつねに技術的施設としての「経営」を拘束しつづけているという仮定にもとづいて、期間損益の測定もまた全体損益の測定の場合とおなじ収支計算（名目資本維持計算）であるべきことが、当然のこととして主張されているのであろう。このように全体期間について典型的にあてはまる理念（ $G \rightarrow G'$ をつうじての貨幣余剰追求という理念）をそのまま期間計算の場にも適用することにより期間損益

第1部 一元的利益概念とその測定

の測定を行なおうとすることは、正当に、期間損益の「全体期間的測定」(全体期間的視野に立った期間利益の測定)とよぶことができよう⁴⁾。

(3) 全部的測定という性格

企業が保有する諸資産のうち他人資本によりファイナンスされたとみられる部分についてはその名目的金額が将来返却されればよいのだから、出資者との関係のみからみれば、取得原価主義-名目資本維持にもとづく利益測定が必要かつ十分なものだといえよう。しかし、自己資本によりまかなわれている資産部分についてもやはり同じ種類の測定により正しい利益がもとめられるのであろうか。リーガーは、名目資本維持的測定が、個別価格変動および一般物価水準変動が存在するときにも、企業の全資産と全活動を正しく測定するところの「全部的測定」だ(この測定方法を修正したり改変する必要はない)と主張する。その根拠は何か。

リーガーによれば、貨幣による計算は、かぎりない質的な相違を示している諸財貨にかんしてその質的なもの(Qualitatives)を量的なもの(Quantitatives)に還元しそれらを計算可能にする、という意味をもつ。1924年に一時的に復活した金本位制度の下で表現すると、財貨がある価格で示されることは、その財がその価格で示される金(Gold)の数量と等価であることを示しており、したがって貨幣計算は実は「仮装した金の物量計算」(eine verkappte Mengenrechnung in Gold)であり、「異質な諸財貨について、あたかもそれらが金であるかのように取り扱われる。」[73, p. 43] このように、リーガーによれば金本位制度が存続するかぎり、貨幣単位は一定量の金に結びつけられ、それ以外の「貨幣価値」概念を考えるべきではない、という。それに満足しない場合には、ただ一つの可能性は「それをふたたび廃止することである。しかしその場合には、根本的かつ全面的に廃止するのだからなければならない。」[73, p. 43]

ここで明らかのように、彼は金本位制度のもとで法的に定められた金にもと

づく貨幣価値と、企業会計上問題とされる貨幣価値とをまったく同一視しているのである。しかし何故両者は同一視されるべきなのか。ミラーがのべているように、貨幣の価値を金にもとづかせることはだれの個人的関心をもひかない。人は財貨を必要とし、問題は貨幣がこれらの財をどれだけ購買しうるか、ということである。「したがって、貨幣合計額の価値にとっては金の等価額 (das Äquivalent in Gold) が決定的なのではなくて、それによって入手されるべき諸財貨が決定的なのである。」 [55, p.64] このように、金本位制のもとでも法律的な貨幣価値概念のほかに、上のように諸財貨にたいする貨幣の購買力にかかわらしめた実質的な貨幣価値概念も存在し、そして意味のある利益測定を行なうためには後者の貨幣価値概念を採用して貨幣価値変動を修正すべきだと思われよう。ではなぜリーガーはかかる実質的な貨幣価値概念を排してあくまで形式的・法律的立場にとどまるのか。

その理由は金本位制の存在ということ自体ではないことは、それが崩壊してインフレーションが生じても、「個々の経済人が、あるつくり出された指数にしたがって貨幣を洗練することは……ありうべからざることである」[74, p. 257] といっていることから知られよう。「むしろその場合には金本位制度はすみやかに廃止され、いっそう適切なものによって置きかえられねばならないであろう。これは、それを託された機関の課題であって経営の課題ではないであろう！」 [74, p. 257] もちろん、インフレ時に「企業者が……彼の生活を守るのは彼の正しい権利である」 [74, p. 249] から、企業者自身が自己の判断にもとづいて会計測定にかんして貨幣価値修正をおこなっても自由である。しかし、「問題は、はたして科学がそのさいに彼を助けるべきか否か」 [74, p. 249] である。彼によればかかる行為は科学の領分ではなく、共同体ないし国家の立場から政治家が決定すべきことだ、という [74, p. 245~6]。なぜなら、もしも科学が実践に干渉を加えると、その干渉の結果生ずるであろう全体経済的效果が、個々の企業(者)よりも上位に立つ国家がめざしている意図ないし目標にたいして

第1部 一元的利益概念とその測定

いかなる影響を与えるやも測り知れないからである。

具体的にいうと、インフレーションは、経済の動揺期において生ずる大きな歳入の必要をみたすための一種の租税という性格をもつ、といわれる。「インフレーションは課税の手段として大きな、いわば独占的な利点をもっている。」[74, p. 248] かの1923年のインフレーションこそが当時においてドイツ国民の生命を救ったのだ、とリーガーはいう。それは特に、第1次大戦終了後に絶対に必要であったところの所得の配分と推移をできるだけ速やかに行なうために不可欠な技術的手段であった [74, p. 248]。

かくして、貨幣問題、ひいてはインフレーションの問題は、経営学者には関係のない「国民経済的問題または世界経済的問題」であり、しかもインフレーション自体が上述のような国民経済的意義をもつものだという考え方をとる結果、リーガーは極端な現状肯定論者になる。インフレーションは「貨幣制度の無政府状態、したがって計算喪失 (Rechnungslosigkeit) の時期なのである。もしもそこにおいて正確な計算が結果しうるものとすればインフレーションをわずらわす必要はないであろう。その目的が無効になるであろう。インフレーションと正確な計算とは相互に排除しあうのである。」[74, p. 259] リーガーは、おそらく、インフレーション期に正確な計算が失われていること自体にふかい意味と根拠がひそんでおり、科学はこの根拠を理解することなしに軽々しく計算可能性を回復すべきでない、というのであろう。

以上を要するに、リーガーによれば、実質的・経済的な立場からみるかぎり、金本位制度の下であるかどうかにはかかわりなく、貨幣価値はたえず変動していることは事実なのであるが、個別企業の会計においては、あたかも貨幣価値は変化しないかのように計算をおこなうべきであると主張される。これは会計用語では、「貨幣価値不変の公準」の遵守を主張したものと解される。そしてこのように貨幣価値不変の公準を守るべき理由は、もしも個別企業が自分自身の立場から貨幣価値変動にたいする修正を行なうならば、上位に立つ国家の意

図あるいはインフレーションの国民経済的意味に反する結果が生ずるかもしれないからである、ということにもとめられている。このような形式的・国家的・立場からリーガーは、個別企業の利益測定において貨幣価値変動修正を導入することを拒否し、その結果として、取得原価主義-名目資本維持的な利益測定をして（経営活動の全範囲についての測定のために用いられるべき）「全部的測定」たらしめているのである。

第5節 全部的・経済体制規定的-企業者の・ 全体期間的・測定をめぐる問題点

(1) 取得原価主義-名目資本維持的利益測定が全部的測定でありうるか否かは、「貨幣価値不変の公準」の遵守ということが正当かいなかにかに依存する。短期的・実践的判断としては、すでにのべたように、この公準は社会的妥当性をもっているが、リーガーの上の主張はその公準にたいして国家的立場から原理的妥当性を付与しようとしたものといえよう。しかし、この主張にはいくつかの問題点がある。(i)全体経済的影響を考慮に入れることがかりに望ましいとしても、ある会計手続や公準の原理的な妥当性は、まず第1には会計目的に対して有用かいなかということによって判断されるべきであり、のぞましくない全体経済的影響に対しては国家政策の側から適応と修正を行なうこともありうるのではないか。(ii)「リーガーの出現は……たしかにインフレーションの傷あとは残されているがその現象は克服され、そして経済がほぼ戦前のそれに比較する軌道にたちもどった時期にあたっている」[84, p. 364] ために、リーガーは、貨幣価値変動に対する修正が全体経済的にみて国家政策に反するかもしれないという理由にもとづいてその修正に反対するけれども、本当にそういう結果をもたらすか否かを自らほとんど分析していないのである。これは不十分であることはいうまでもない。

第1部 一元的利益概念とその測定

(2) 取得原価主義的-名目資本維持的な利益測定が、「経済体制規定的-企業者の全体期間的・測定」であるとはいっても、それだけで果たして十分であろうか。たしかに資本主義企業において株主集団の側からの「貨幣余剰追求の理念」が制度的に経営を規定しているとしても、全体計算が実施されるところの清算時点においては生産のための技術的施設としての経営(Betrieb)はすでに消滅しているが、企業の寿命半ばにおいてはまだ経営が存続している(またせねばならない)というきわめて重要な相違が存在しているのである。そして、リーガーが自らみとめているところによれば、企業に必然的に付着している危険の一つの原因は、實際上他の分野への企業の転換可能性(Umstellungsmöglichkeiten)が多くの場合否定されており、利益があがらなくとも他の分野にうつることは現実には容易でない、という点に存している[74, p.19~20]。したがって、この見解をも加味して考えると、リーガー説においては、一面では、「企業」(したがってまた「経営」)に対して上にのべた意味での「制度的規定関係」が根本的に作用しているけれども、また他面では、たんなる技術的施設にすぎない「経営」の側から「企業」に対して、(いつたん経営に投下された貨幣資本は特定の物的施設に持続的に拘束され、経済体制的な貨幣余剰追求理念の命ずるところのみにしたがって迅速にその投資方向を転換していくことは不可能であるという意味、およびこのことが不可能である以上少なくとも短期的には企業者目的である貨幣的利益の持続的 pursuitのためにこそかえってその手段たる経営を物量的に維持・充実させていくことが必要であるという意味、における) いわば「技術的拘束関係」とでもいうべきものが作用していることが、ある程度認識されていた、と解されうるであろう。そうすると、企業というものは、上述の「制度的規定関係」によって根本的に規定されつつ、同時に技術的手段としての「経営」の側からの「技術的拘束関係」によっても規定されている、というよりはむしろ、「制度的規定関係」は「技術的拘束関係」によって拘束された形においてのみ現実の「経営」を規定するに過ぎないと思われる。ところで、「あるべき」期間利益の測定においては

たんに企業に対する「制度的規定関係」から要請される貨幣資本維持の責任を果たすだけではなく、利害関係者の現在および将来の行動の指標となる「有用な情報」を提供すべきである。そして、そのためには、企業に対して貨幣資本維持を要請する「制度的規定関係」とともに、それが「経営」の側からの「短期的」な「技術的拘束関係」によって拘束されている側面をもあわせて利益測定に反映せしめること、すなわち、「制度的・全体期間的・測定」のなかに「経営的・短期的・測定」をもなんらかの方法で加味することが、たとえば経営の実質的経済状態を維持したのちの「分配可能利益」または正常な活動にもとづく「業績尺度利益」を示すために、必要なのではなかろうか⁴⁹。

要するに、取得原価主義-名目資本維持にもとづく利益測定は、「全部的・現存制度的-企業者の・全体期間的・測定」という特質を持っていると考えられ、また社会的妥当性をもつ「貨幣価値安定の仮定」および高度の「客観性」という根拠によっても支えられているから、損益測定における基本計算としての地位はなお不動ではある。しかし他方では、大幅な貨幣価値変動が生じた場合にはこの測定は（実質的に出資者との関連からみて）「全部的測定」であるとはいえないし、また個別価格変動時には、有用な会計情報を作成するためには、「全部的・現存制度的・全体期間的・測定」の中へ「経営的・短期的・測定」をくみこむ必要があるといえよう。そのために、「広義の取得原価主義」を前提とし、そのなかへたとえば時価主義的測定を近似的かつ部分的に導入するという手段（たとえば後入先出法）が会計実践においてはすでにとられているのである。

（第1章への注）

- (1) この立場を「貨幣的評価の公準」という [2, p. 2~3; p. 131~2]。
- (2) 第2次大戦後のアメリカ合衆国において発生したインフレーションにさいして取得原価主義改訂論者達はかかる主張を強力に推進した。cf. [91, p. 531] [14, p. 192~3] [39, p. 11]。

第1部 一元的利益概念とその測定

- (3) ベイビスは「貨幣価値安定の仮定」がもつ社会的妥当性とでもいうべきものを次のように指摘する。「特に英語を母国語とする国々では、貨幣単位の購買力は比較的安定しているであろうという仮定が社会に広くひろがっている。巨額の生命保険が今日支払う貨幣単位は十分に低い利子をつけただけで何十年も先に払戻されるであろうとしてさえも、署名されているのである。これらの諸国では、貨幣単位の購買力が急激に下落するであろうという仮定がゆきわたっている国々における6～12カ月の借入金に対する利子率よりもずっと低い利子率で、長年月たった後に満期になる負債が設定されている。」[10, p. 38～9] アメリカ会計学会もこの仮定がもつ社会制度的妥当性を強調して、「慣習法、成文法、および判例のぼう大な体系、契約上および事業上の無数の関係、ならびに多くの行政的統制規定が、現在の会計実務に基礎をおいている」とのべて、貨幣価値変動がつづく場合にも主要財務諸表はひきつづき取得原価主義にもとづくべきである、と主張した [2, p. 84～5]。
- (4) 「貨幣単位安定の仮定」という非現実的な仮定を社会から除去していくためには、社会の各層に対する漸次的な啓発が必要である [10, p. 41]。
- (5) たとえばヘンドリクセンによると、「客観性という用語は、独立に検証されることができ、会計士の個人的な感情や判断によっては影響されえないデータに関係している。」[35, p. 91]
- (6) 上の図のような相互関係がみちびきだされた推論の経過については [113] を参照されたい。この図の意味は、たとえば(c)-(I)をみたとす会計情報は、(a)=(b)-(I), (c)-(II), そして(b)-(II)をもみたとす、ということである。(c)-(I)にふくまれる(最高度の客観性をもちうる)会計情報の例は「現金勘定残高」、(c)-(I)と(b)-(II)との間に位置する(つまり前者をみとさないが後者をみとす)例は「広告宣伝費の金額」(当期のその支出のすべてが慣行的に費用化されるから測定者間における不一致はないが、この費用額は正確なそのサービス費消をあらわさないであろう)、(b)-(II)と(c)-(II)の間にある例は「棚卸資産費用の測定」(さまざまな原価配分方法がありうるので、「一致」(b)-(II)はもたない)、(c)-(II)と(a)=(b)-(I)の間にある例は「減価償却費」である。
- (7) 「価格が高くなることの償いとして能率の増加または質の改良が確保される度合において、貨幣の購買力は減ぜられていないのである。」[38, p. 388]
- (8) もしも一般物価指数の標本にふくまれる財貨または用役が変化した時は両者は比較可能ではないので、ある「打切り年度」(cut off date)を定めねばならない。「しかし、この場合には固定資産価額および長期的貨幣項目上のインフレ利得(損失)はある未知の大きさだけ誤表示されよう。」[3, p. 112] 代替可能な今一つの方法は会計修正の「打切り年度」をもうけないで、以前に取得された全資

産と全負債に対して指数修正を敢行する方法である。しかし、このようにして「指数をその信頼性の範囲をこえて使用すると、果たしてその指数が（貨幣価値の——引用者）変化を過大表示する傾向があるか過小表示する傾向があるかをわれわれは知りえないであろう。その結果、その修正されたデータが未修正のデータよりも正確かどうか、またはその修正が以前にはそこになかったある未知の大きさの擬制的なエレメントを導入したか否かを、われわれは知らないであろう。」〔3, p. 113〕。

- (9) 片野一郎博士によると、インフレ期に取得原価主義会計と経営実態との間に生ずる主な矛盾は次のごとくである。(1)今期は前期よりもいちじるしく利益が増大したのに経営を前と同じ水準で続けるには資金がたりなくなる。(2)いつの間にか固定資産と流動資産とが不均衡になる。(3)設立の新しい企業と古い企業とでは経営規模が同じでも資本金の大きさが非常にちがう。(4)原価の構成が変わってきて、前月の原価と今月の原価とを比較しても生産能率の良し悪しを判定できなくなる。またこの原価は販売価格をきめる基礎として役に立たなくなる。(5)経営分析を行う場合、各種の会計比率を前期と今期と比較しても適切な経営判断ができなくなる〔106, p. 823~4〕。
- (10) 本節ではリーガーの著書〔74〕を中心にしつつ、適宜他の文献をも参照しながら考察を行なう。
- (11) この第1次大戦中および戦後におけるドイツのマルク・インフレーションについては（貨幣価値変動会計にかんする他の理論的および実証的諸側面についてと同様）片野一郎博士による該博な研究がぜひとも参照されねばならない〔106〕。
- (12) 本書第1部第3章を参照されたい。
- (13) 取得原価主義にもとづく損益計算をもって「株主」的立場からの測定と考える論者には、ほかにもハズバンドおよび江村稔教授がある。彼らによると、株式会社は企業者の代理人組織とみなされ出資者たる株主は資金の運用を代理人（たる取締役会またはその任命による職員）にゆだねることにより利益が生ずることを期待し、したがって経営者は株主に対して会計報告をおこなう義務——会計責任——をおう。この場合、利益が生ずる前に維持されているべき金額は、出資者が投下しかつ彼らが返却をうけることを期待する名目的貨幣資本である〔40〕〔103〕。
- (14) このように「全体期間」的視野を期間損益計算に導入することは当企業の清算を予見した考え方であり「ゴーイングコンサーン」の仮定に反する、と思われるかもしれない。しかしこの仮定は当企業が無限ないし永遠に継続することを意味するものではなく、「不確定」ではあるが現在の経営計画とプログラムの遂行のために必要でかつ十分であるという条件により限定されたある「有限」の期間内には清算しないであろうという「一つの暫定的な判断」を意味するにすぎない〔2,

第1部 一元的利益概念とその測定

p.2;p.131] [28, p.28]. したがって、この有限期間をこえる将来に企業がどうなるかに関する言明はこの仮定の中には含まれていないから、かりにその期間末より先には当企業は清算する（または清算の可能性がある）と仮定することは、「継続事業の概念」とは矛盾しない、とわれわれは考える。

- (4) 経済体制的に規定されたものとしての「貨幣資本」運動とそれに対する「経営」の側からの技術的拘束作用との関係、ならびに、それと原価主義とのつながりについて馬場克三博士はつぎのように指摘された。「生産過程 $P-P$ および商品流通 $W'-W'$ はあくまで貨幣資本循環 $G-G'$ のための手段的過程ないしは条件的過程として $G-G'$ のなかに包含されるのである。もちろん、手段や条件は本体を制約する作用をもつことがあるのであるが、それでも手段はあくまで手段であり、条件はどこまでも条件である。 $G-G'$ はあくまでも資本運動を担う主体として独自性をもつのである。それが資本主義経済の建てまえなのである。そして原価主義の体制的に根拠づけられた理由はまさにここにあるのである」(傍点引用者) [114, p.153~4]。私見によれば、「あるべき」利益測定においては、「本体」である貨幣資本運動そのものだけではなくて、その本体を制約する生産過程の側面をも（なんらかの型で）反映すべきである。

第2章 修正原価主義—一般購買力資本維持にもとづく利益

第1節 修正原価主義の意味

修正原価主義とは、貨幣価値変動の発生時に、「貨幣価値安定の仮定」を放棄して、諸取得原価数値をある単一の時点（通常は各期末時点）における貨幣価値にもとづいて表示替する（各原価数値に対して当期末のある一般物価指数値の・当該原価発生時点のその指数値に対する・比率を乗ずる）手続をつうじて、会計が測定すべき「本体」である諸財貨用役および諸活動を同じ価値内容をもつ貨幣尺度により測定しようとする考え方をいう。たとえば、一般物価水準が100のときに取得された商品100万円と一般物価水準200のときに取得された商品100万円とをそのまま合計して200万円とするのは誤った測定である。というのは、前者の100万円は一般物価水準200の時には $100万円 \times \frac{200}{100} = 200万円$ の購買力価値をあらわすからである。したがって、 $200万円 + 100万円 = 300万円$ という計算が、その2口の商品の全体を正しく表現したもの、正しい「貨幣写体」だ、といわれる⁽¹⁾。

第2節 修正原価主義と一般購買力資本維持

修正原価主義にもとづく会計（安定価値会計という）のもとでは、すべての「本体」は一般購買力修正原価にもとづいて表現されるわけであり、利益測定については、当期収益に対して、取得原価の費消分をある貨幣価値変動尺度（通常はある一般物価指数）で修正した金額が費用として対応せしめられる。この「修

正はいかなる根拠にもとづいているか。

(1) 計算貨幣の尺度単一性の回復

一つの根拠として「計算尺度の同質性」ということが主張される。つまり、測定すべき「本体」はすべて同質的な（同じ価値的大きさをもつ）貨幣単位によって表現されるべきだ、という主張である。たとえば、「林檎1個と梨1個とを加えてもその結果は決して林檎2個にはならないし、また梨2個にもならない」と同様に、「1円と1円とを合わせて2円になるということは、二つの円が同質でなければ理論上成立しない。貨幣価値100の時の1円と貨幣価値50の時の1円とを加えた場合、形式的貨幣数量計算では2円であるが、実質的貨幣価値計算では1.50円である。」[104, p.1]

しかし、もしも上の果物の設例においてその果実の数の測定目的がそれら果実の包み紙の必要枚数を調べることであれば、りんご1個+なし1個=「果物2個」（したがって包み紙の必要枚数2枚）という測定は、その測定目的にとって十分に意味を持つ。つまり、ある測定が二つ以上の対象を同質的に測定しているか否かをきめるためには、それらの対象のいかなる側面（「りんご」または「なし」という内容面、または「果物」という一層抽象的な面）を測定の対象にしているのかを先に定めねばならない。1人の男と1人の女を加えても2人の男（または女）にはならないが、しかし2人の「人間」ではあるのである。会計測定に話を戻すと、修正原価主義にもとづく利益測定は、収益と費用とが同質的な貨幣価値を示すという意味で「同質的」な測定だが、歴史的な原価にもとづく利益測定も、たとえば、（円という貨幣単位100個を意味する）100円の利益と（その80個を意味する）80円の費用との比較を行なうところの全く同質的な（比較可能な）測定（名目的貨幣単位数量にかかわらしめた測定）である。ゆえに、修正原価主義の本当の根拠は、たんに同質的な貨幣単位にもとづく測定の確立ということにあるのではなくて、実質的貨幣価値からみた同質的測定が形式的貨幣数量からみ

た同質的測定よりもまさっている理由を明示するところになければならない。

この明示の試みとして、「原価」とは、ある経済的犠牲(an economic sacrifice), もっとはっきりいうと、「その取得日現在における購買力の支出または投下」〔21, p. 721〕であると定義される。たしかに、原価を「一定の購買力量」と考えるならば⁽²⁾、正確な測定のためには諸原価数値は等しい購買力内容をもつように修正された貨幣単位にもとづいて表現されねばならないであろう。しかし、問題は、(イ)その「購買力」はいかなる種類のものか、(ロ)その特定購買力にもとづく原価概念が採用されるべき根拠は何か。

(2) 一般消費購買力資本維持——部分的・株主的・全体期間的・測定

会計測定「本体」をもって一定量の「購買力」とみる場合、その購買力とは「株主にとっての・特定の質と量の諸消費財およびサービスに対する・購買力」を意味する、という説がある。つまり、企業所有主たる株主が手放すのは全般的な消費財への購買力であり、その維持・増殖を経営に期待するから、会計が測定すべき「本体」はかかる消費財購買力量としての一般消費購買力資本の増減であり、この増分のみが利益として測定されるべきだ、というのである〔92, p. 4〕〔86, p. 483〕〔38, p. 396〕〔88, p. 37〕〔45, p. 175〕。したがってこのような一般消費購買力資本維持の立場にしたがえば、株主グループの平均的な消費パターンに適合した消費物価指数が、理論的には、原価修正の目的に用いられるべきだという帰結になる⁽³⁾。

債権者グループに対してはかかる実質的購買力の維持と返却は不要であり名目額の維持のみで足るから、この測定は（費用の側のみについていえば）たんに株主グループからうけ入れた資金によりファイナンスされている資産部分の消費に対してのみ行なわれるべきである。その意味でこれは「部分的測定」である⁽⁴⁾。つぎに、所有主たる株主の見地からの測定だという意味で、これは「株主的測定」である。最後に、企業全寿命期間を考えてその終りに原初投下

第1部 一元的利益概念とその測定

(消費) 購買力量の・株主への・返却を確保しようとするものだから、これは、「全体期間的測定」だというべきである。要するに、一般消費購買力概念にもとづく利益測定は「部分的・株主的・全体期間的・測定」である。

この立場に対する一つの批判として、株主が企業への投資を回収して消費にあてるという仮定は、会計の基礎にある「継続性」の仮定に反する、と主張される[35, p.179]が、この批判は当たらない(第1章への注(14)参照)。なぜなら、継続性の仮定は当企業が永久にその活動をつづけることを仮定するのではなく、現存資産および負債構造において前提されている諸計画の遂行に要するある不特定有限期間内には企業は継続することを仮定するにすぎない。ゆえにその期間末より先のある将来時点に当企業が解散することを仮定しても「継続性」とは矛盾しない。第2の批判として、株主が彼らの持株を流動化する場合、それはその投資額を消費するためというより、むしろそれを再投資するために行なわれる、といわれる[35, p.179]。しかし、もしもそうであるとしても、そのように再投資を行なうことの究極的な意図は一層多くの消費財に対する支配をうることだという仮定は他のいかなる仮定よりも妥当性をもつのではなからうか。

(3) 一般投資購買力資本維持——全部的・経營的・長期的・測定

この立場は、上のように投資家の見地から資本購買力を規定するのではなくて、その投下資金が経営内でいかなる機能を持つものとして運用されているかという「経営内部的現実」に最も近い購買力概念を、資金投資に関する「観察されたビヘイビヤ」にもとづいて定めようとする[34, p.486]。かかる購買力はある範囲の生産財に対する「投資購買力」でなければならない。そしてこの投資購買力概念はまたさまざまな種類にわかれるが、ヘンドリックセンによれば、「投資財全般(の等しい数量)に対する購買力」が、会計測定の本体としてもっとも現実に近いものだ、という。なぜなら、「多くの企業はさまざまな諸産業に進出して(branch out)おり、会計データはいつこれが望ましいかを示すべきで

ある。この場合の物価水準変動修正のためには、ある全般的な投資価格指数の使用が必要であろう。」[34, p. 180] そして、考える他の投資購買力概念、すなわち、(当企業と)同一産業の諸資本財に対する購買力、(過去に当企業が取得したものと)類似の諸資本財に対する企業別購買力、および取替財に対する個別的購買力は、いずれも現実の企業の資金が再投資について大きな幅をもつという現実に合致しない、という[34, p. 180~2]。すなわち、上の「全般的投資購買力」概念のみが企業の現実の行動に合致するという。これを「経営内の現実への適合」をもとめる「経営的測定」の主張と呼びたい。かつてアメリカ会計学会も、企業への原初投下資本は「選択性資金」であり、「経営上いかなる用途にも向けることができる選択性のあるものとして投下されたのであり、さらにまた、それが回収されれば再投資または他のいかなる経営上の使用にも向けようと自由である⁽⁶⁾」[2, p. 26; p. 88]と主張したが、この投資ビヘイビヤの仮説は上のヘンドリックセン説にきわめて近いものである。

ところで、このように経営内の資金はあらゆる投資財に対して自由に投下可能だという見解に対立して、株主の手中にある資金はどこに投資するかは自由だが、企業にいったん「調達された資本は一定の形態の資産の維持取替のために拘束されるものと考えるのが妥当である⁽⁶⁾」[127, p. 365]という・投下資金の自由選択性を否定する・立場が存在する。では、投資ビヘイビヤの可能性についてのこのような対立は何を意味するであろうか。この点について手がかりを与えるものとして、たとえば片野一郎博士によれば、「継続企業にとって同じ生産活動・同じ販売活動の維持をはかる必要のあることは、短期的にはまさに実体維持説のいう通りであるが、長期的にみる場合には……生産技術の進歩と社会生活の変遷に順応してその生産内容をつねに改めて行くことによって企業の収益力の元本を維持し、拡大してゆくこと」[106, p. 937~8]が大切だ、といわれる。したがって経営内の資金を「自由選択性資金ないし貨幣一般購買力」[106, p. 937~8]として規定すべきだ、とされる。

第1部 一元的利益概念とその測定

したがって、修正原価主義—一般投資購買力利益概念は、経営内のでしかも長期的に「本体」としての資金運動を把握した測定、すなわち「経営内の・長期的・測定」に結びつくのである⁽⁷⁾。そして、さらに、この利益概念は、たとえば、ゲルトマッヒャー・シュミットの時価主義理論は(投機活動をきりはなした)正常な経営活動の測定のみを志向するという意味で「部分的測定」であるのに対して、すべての諸項目と諸取引に対して統一的に適用されるべきものとして展開されているという意味で「全部的測定」である、と思われる。ただし、修正原価主義—一般投資購買力資本維持的な利益測定は、企業の資金は「経営内の」にかつ「長期的」にみるとその全部が、つまり「全部的」に自由選択性資金という性質をもつ、という見解に基礎をおいていることは明らかだからである。ゆえに、この利益測定は、「経営内の・長期的・全部的・測定」という特質をもつことがわかったのである。

第3節 価格指数の不完全性

「貨幣価値」(the value of money)という場合、その「物を買う・能力」(its power to buy things)すなわち「購買力」が意味され、しかもその「購買力」の動きは、ある特定範囲(またはすべての範囲)にふくまれる諸財貨および諸用役の諸価格の動きを示すところの「価格指数」(price index)の指数値の逆数によって示される。このようにして、「貨幣価値」としての貨幣の「購買力」の変動の測定手段として価格指数——「継続する諸期日におけるあるグループの財貨および用役の平均価格とある基準期日におけるそれと類似したグループの平均価格とのあいだの関係を百分率にあらわしたものの測定(値)の一系列」[3, p.63]——が登場するわけであるが、この価格指数というものは企業会計に導入されるに十分なだけの正確性をもつのであろうか。

かつて、アメリカ会計学会はその補足報告書第2号「価格水準変動と財務諸

表」の中で、価格指数による修正結果は「事実そのものとしてではなくて事実の徴候として理解されねばならない」[2-1, p. 27; p. 89]と述べて、価格指数の不完全性を一方で認めつつも、価格水準変動がかなり大きい時には「指数作成に内在する誤差はそれほど重要でない」[2-1, p. 26; p. 88]として、指数の不完全さは次の二つの実際的制約をもたらす、と指摘する。「(1)一般物価水準の微弱な変動に対する修正は効果がないこと、(2)長期にわたる場合には、指数構成要素の実質的比重が変わるから、修正計算の正確度が漸次減ずる傾向があること。」[2-1, p. 27; p. 88]

おそらく、会計測定へのある価格指数の適用を論理的かつ直接的に正当化するためにはその使用が結果する財務データが歴史的原価にもとづくデータよりも真実の(修正原価主義にもとづく)数値にいつそう近いことが証明されねばならない。上のAAA補足報告書第2号によれば、「この指数(労働統計局卸売物価指数)が『理想的』な指数から離れていることによって生ずる誤差の程度は、相当の価格変動のもとでは、取得ドル原価とその現在ドル価値相当額との差に比べれば、無視して差支えないであろう」[2-1, p. 28; p. 89]と主張されるが、果たして本当にそういえるのか、そういえるとしても「相当の価格変動」とは具体的にはどの程度のものを用いるのか、わからない。

AICPAの「会計調査研究第6号」によれば、利用可能ないかなる価格指数も会計データの価格水準変動調整という目的のために「十分に正確かどうかの問題は論議の余地があり、なんらかの方法で証明することは困難である」[3, p. 50] (傍点引用者)、すなわち価格指数による修正は「未知の大きさと方向をもつ不正確さを結果する。」[3, p. 113] (傍点引用者)というのは、技術の進歩および需要の変遷などによって、「比較される二つの期間において入手可能な諸財貨および諸用役が異なったものとなる」[3, p. 112]ので、貨幣価値そのものの動きと財貨の種類や質の変化による物価水準変動とを分離できないからである。しかも、「あたらしい財が経済に導入されそして古いものが無くなる率は一樣

第1部 一元的利益概念とその測定

でも組織的でもない。この理由から、価格水準変動が信頼しうるように測定されうる年数について明確な限界は確立されえない。」〔3, p. 101〕

これに対し、ヘンドリクセンは、特に「生産性上昇」という問題をとりあげて、生産性上昇を実現した企業は一時的な利益増加を享受するかもしれないが、「経済理論が仮定するところによれば、競争と価格メカニズムが、生産性利得にもとづいて利益率が継続的に上昇することを妨げるであろう」〔33, p. 111〕から、かかる不確実な利得が入手可能になったとしてもそれが直ちに実現したと考えることはできない、と主張する。だから、物価水準上昇は生産性増大により部分的に相殺されると考えるべきでない、と彼はいうのである。つまり、彼は「修正原価主義」の究極目的として、以前と同一のレベルの収益力維持に足る購買力が現実において維持されたか否かを測定することであると考え⁸⁾、そしてその目的に対しては、生産性の変化について調整を行なわない指数のほうが適切だ、と仮定しているのである。しかし、たとえば当該発明に対する特許権の確保によって生産性上昇利得がかなり長期的に享受される可能性もあり、その場合には、収益力維持のために生産性変化未調整の指数がいっそう適切だとはいえないのではなからうか。したがって、「修正原価主義」の目的にとって生産性変化に対する調整を行なった指数とそれを行なわない指数とのいずれがいっそう妥当かはまったく不確定である。ゆえに、いずれをもちいた場合にも「ある未知の大きさと方向の測定上の誤り」がさけがたい。

このような「価格指数の不完全性」のために、その不完全な価格指数をもちいた原価修正をつうじて測定される「近似的な修正原価主義-利益数値」のほうが未修正の「歴史的な原価主義-利益数値」よりも、めざす「正しい修正原価主義-利益数値」にいっそう近づくということを数字によって立証することは不可能である。つまり、この意味の「論理的-直接的根拠づけ」にもとづいて企業会計実践のなかへの修正原価主義の導入を主張することは不可能である。したがって、修正原価主義の導入を正当化する論拠として残された途は、貨幣価値変

動がある程度以上に達した結果として歴史的な原価会計に種々の弊害が生じてきた場合に、それらの実践上の諸弊害を克服するためには（不完全ではあっても価格指数にもとづく）原価修正を行なうほうが行なわないよりも有用である、というディスカッションをつうじての、修正原価主義にたいする「実践的・間接的・根拠づけ」のみである、とわれわれは考える。

「価格指数の不完全性」が存在している現状においては、修正原価主義の導入は「論理的・直接的根拠づけ」によってではなくて「実践的・間接的根拠づけ」によってのみ可能であるにすぎないという点に、「取得原価主義-利益測定」の消極的な一つの根拠が存していることは否めないであろう。

第4節 購買力利得損失について

企業会計の全領域にわたって貨幣価値変動修正を適用するさいに生ずる一つの特異な問題は、「物価水準が変動する間中において貨幣的諸項目を保有することから結果する購買力利得または損失の純額 (the net purchasing power gain or loss)」[3, p. 137] について、その性質をどう理解し、いかに計算し、そしていかに表示するか、という問題である⁽⁹⁾。

まず、任意の貨幣項目に対する購買力損益の計算例を示そう。価格指数は、当期首には150、この勘定に増加が生じたときには160、減少が生じたときには180、そして当期末には200であったと仮定する。購買力利得または損失の金額を計算するには、当勘定の期首残高および期中変動額を期末貨幣価値にもと

	指数値	未修正額	乗 数	修正済額
期首残高	150	\$ 25,000	200/150	\$ 33,333
増加額	160	5,000	200/160	6,250
		\$ 30,000		\$ 39,583
減少高	180	10,000	200/180	11,111
				\$ 28,472
				20,000
損失（資産の場合）または利得（負債の場合）				\$ 8,472

第1部 一元的利益概念とその測定

づくように修正し、その修正額合計から未修正期末残高を引けばよい。

もちろん現実には一期間中に多数の取引が生ずるから、月次、4半期毎、または年次などの基準にもとづいてその増減取引のグルーピングを行ない、平均指数を適用することが必要になるであろう〔3, p. 146~7〕。ところで、かかる購買力利得損失の性質についての理解の仕方、および（その理解にもとづく）財務諸表へのその表示の仕方には、次の5通りの異なった見解が存在している。

（a）デュプレー説：デュプレーによれば、インフレーションは経営活動にわたっての恒久的な環境をなしているから、その環境のもとで営業の必要をみたすために保持されている「貨幣的資産」に発生した購買力損失は「営業費用」である。また、営業活動のための恒久的な資金源泉を構成している貨幣的負債（営業上の必要をこえる貨幣資産金額を引いた残額）に発生した購買力損失は、諸資産の取得原価を減少せしめるものだから、各資産への資金投下額の相対的割合に比例してこれら諸資産原価から差引かれるべきである〔20, p. 153~165〕。この会計処理は、購買力利得の認識をその発生時ではなくて、その負債により取得された資産の販売時まで延期するという結果をもたらす。

このように負債の購買力利得を資産原価に反映することは通常歴史的・原価概念とは異なる〔35, p. 176〕が、異なることは不当であることを示すわけではない。私見によれば、この会計処理に従うと、諸資産が費消・販売されたときの費用額は「その修正原価マイナスそれに割当てられた購買力利得」となり、そしてこの金額は、すべての資産において自己資本と他人資本が同じ割合で混合しているという仮定の下でその資産費消にさいしてその自己資本部分については一般購買力資本維持を、そして他人資本部分については名目資本維持を測定するところの費用額である。ゆえに、この会計処理は、上述の「部分的・株主的・全体期間的・測定」としての一般購買力資本維持的・利益測定の立場から根拠づけられよう。しかし、貨幣的資産の購買力損失を営業費用とし、貨幣的負債の購買力利得を資産・費用原価の切下げとすることは、企業の資本構成い

かんとは無関係な「純粹の營業活動による成果」と「特定の資本調達政策をとったことによる成果」とを混同することになり、會計情報の分析的有用性をそこなうであろう。ゆえに、購買力損失および実現購買力利得は營業外（または期間外）損益として処理されるべきであり、未実現購買力利得も貸借対照表上、資産原価とは別に示されるべきであろう。

「全部的・經營的・長期的・測定」としての「一般投資購買力資本維持」的測定のもとでは、自己資本または他人資本のいずれを問わず、受け入れた資本はすべて經營にとっては一体としての「一般投資購買力」として觀念されるわけだから、諸資産および諸費用はつねに修正原価により評価されるべきであり、負債の購買力利得は（資産原価の減少でなく）負債そのものの・經營にとっての・負担軽減である。ゆえにデュプレー説は支持されない。

（b）AICPA研究部門スタッフ説：購買力損益は発生時に把握し、短期的貨幣項目に生じたものと長期負債に生じたものとに区分し、両者とも「純利益の計算における最後の要素としてか、またはその直後にくる要素としてかのいずれかの方法で表示されるべきである。」[3, p.13] というのは、「それ（購買力損益）は會計における一つの新しいカテゴリーであり、慣行的（未修正）計算書にはそれに見合うものはないのだから、それは所有主持分の中に埋没せしめられるべきではない、とわれわれは感じるからである。」[3, p.13]

（c）ヘンドリクセン説：彼は上のAICPAスタッフ説と同様、「価格水準変動があると同時に貨幣的利得および損失は実現する」[33, p.19] という「実現観」に立脚するが、會計利益概念を2種類にわけて、「企業にとっての純利益」と「株主にとっての純利益」に区分し、貨幣的資産および流動負債の購買力損益は前者にも後者にも含まれるべきだが、長期負債に生ずる損益は後者のみに含まれるべきである、と主張する。しかし、私見によれば、「株主にとっての純利益」すなわちわれわれのいう「株主的測定」のもとでは、上述のように、当該負債に生じた購買力損失は、その負債が投下されている資産の販売時にはじ

第1部 一元的利益概念とその測定

めて認識されるのが理論的には正しい（「経営的測定」の場合については後述）。

（d）メイソン-ペイトン説：ペイトンによれば、物価水準変動が発生した時点における「流動的な資金の購買力の喪失は非常にリアルで明確な資源毀損である」[67, p. 550] から、その時点において実現したものと考えられ、「当年度の統一ドル損益計算書にふくめられてよいであろう。」[67, p. 564] 他方、長期負債の購買力損益の実現の問題については、その利得は「支払いがなされるまでは未実現にとどまっている」[67, p. 552]、そしてそれが実際に返還された時点において初めて実現したものといえる、という [67, p. 552]。しかしペイトンは別の考え方として、「その返済された負債がそれと同じ金額の別の社債または関連ある債務によりおきかえられる場合には、利得の真の実現は存在しない」[67, p. 552] という説に対してもメリットを認めている。ペリー・メイソンも一つの考え方として、「未払いの社債にたいするいわゆる『利得』または『損失』は、企業経営自体にとっては利益でも損失でもなくて、社債権者と株主との間の資本修正である」 [50, p. 23~4] と述べている。

会計利益の測定について「全部的・経営的・長期的・測定」の立場にたつかぎり、長期負債の購買力損益は「資本」としてではなくて、ペイトンのいうように未実現の利益と考えられるべきである。そして、その利益は、当該負債が返済されたときに（それが別の負債によって借替えられるかどうかにはかかわりなく）実現すると考えられるべきである。というのは、その時点においてその利得は、「勘定に認識することを正当化するに十分に確定的かつ客観的となった」という「実現」の要件をみたしているからである。そしてまた、この基準によって購買力損益が計上されないならば、当該長期負債の設定にかんする経営政策の良否を事後的に判断できなくなるからである。

（e）R・C・ジョーンズ説：彼によれば、流動的貨幣項目であると固定的貨幣項目であることを問わず、すべての購買力利得および損失を、損益計算書に計上しないで貸借対照表の株主持分のセクションにおいて払込資本から区分された

「ある別個のカテゴリー」——「資本修正」(capital adjustment) とすべしという⁹⁴ [45, p. 23]。その理由は貨幣項目のうち営業活動にあてられたものとそうでないものを正確に区分することはできないし、また前者の上に生じた購買力損益についてもこれに相当するものは慣行的損益計算書の中に存在しないので、これをただちに損益計算書にふくめるべきだ、ともいえないということである。しかし「全部的・経営的・長期的・測定」のもとでは、(i)流動的貨幣項目に対する購買力損益は一般物価水準変動と同時に実現したものと考えられ、したがって、一般投資購買力資本維持を達成した後の余剰としての利益の中にそれは当然含まれるべきである（あるいは、恒常的インフレ下で流動負債マイナス流動的貨幣資産を保有することは購買力利得への投機を示し、実現購買力損益はその投機成果をあらわすといえよう）。また、長期負債についても、一般投資購買力資本維持の見地からは、当該負債の償還時にその購買力損益は実現した利得として損益計算書に記載されるべきである。

要するに、一般消費購買力資本維持的測定である「部分的・株主的・全体期間的・測定」のもとでは、上述の修正案をつけた上で、デュプレー説にしたがって負債に生じた購買力利得を資産と諸費用に按分することが理論的に正しい、とわれわれは考える。そして、一般投資購買力資本維持にもとづく「全部的・経営的・長期的・測定」のもとでは、(i)流動的貨幣項目に対する購買力損益は一般物価水準変動の発生と同時に実現したものとして損益計算書上（営業損益ではなくて）純利益決定ファクターとして（または期間外損益として）計上されるべきである。(ii)固定負債に対する購買力損益はその負債が返済される期間に実現し、その期の損益計算書において（営業損益でなくて）純利益決定ファクターとして（または期間外損益として）計上されるべきである。

第5節 計算例⁹⁵

第1部 一元化利益概念とその測定

諸時点および期間における価格指数値は、

当年度首	175	当年度末	200
当年度平均	190		

とする。修正済財務諸表は当年度末貨幣価値（指数200のとき）にもとづく。その他、(1)棚卸資産は先入先出法で評価される。(2)すべての当期中の収益および費用は当年度中の平均物価水準のもとで生じた。(3)配当は年度末に宣言され支払われる。(4)当年度首に長期負債のうち\$50,000が現金で払い戻され、\$300,000は資本金に転換された。(5)土地はリースにより利用されている。設備装置の償却は直線法で年10%である。

損益計算書（取得原価）		留保利益計算書（取得原価）	
売 上	\$ 1,000,000	年度首留保利益	\$ 15,000
営業費用		営 業 利 益	<u>60,000</u>
売 上 原 価	\$ 600,000	合 計	\$ 75,000
減価償却費	40,000	株 主 配 当 金	10,000
他の費用（所得税を含む）	<u>300,000</u>	年度末留保利益	<u>\$ 65,000</u>
営業費用合計	<u>\$ 940,000</u>		
営 業 利 益	<u>\$ 60,000</u>		

比較貸借対照表（取得原価）

資 産	前年度末	当年度末
現金、受取勘定および他の貨幣項目	\$ 195,000	\$ 235,000
棚 卸 資 産	300,000	200,000
設 備 装 置	400,000	400,000
マイナス:減価償却引当金	(30,000)	(70,000)
資 産 合 計	<u>\$ 865,000</u>	<u>\$ 765,000</u>
負 債		
流 動 負 債	\$ 200,000	\$ 100,000
長 期 負 債	350,000	—
負 債 合 計	<u>\$ 550,000</u>	<u>\$ 100,000</u>

第2章 修正原価主義—一般購買力資本維持にもとづく利益

株主持分		
資 本 金	\$ 300,000	\$ 600,000
留 保 利 益	15,000	65,000
	<u>\$ 315,000</u>	<u>\$ 665,000</u>
負債および株主持分合計	<u>\$ 865,000</u>	<u>\$ 765,000</u>

(1) 損益計算書および留保利益計算書の修正

(売上高)

$$\$ 1,000,000 \times \frac{200}{190} = \$ 1,052,632$$

(売上原価)

先入先出法によると、売上原価は期首棚卸高（\$300,000）プラス当期仕入高の一部分（\$300,000）からなるとみなされる。その期首在高は前年度平均指数（160と仮定）のもとで、当期仕入高は当期平均指数（190）のもとで、取得された。ゆえに、

期首在高	$\$ 300,000 \times \frac{200}{160} = \$ 375,000$	
当期仕入 品の一部	$300,000 \times \frac{200}{190} = 315,789$	
	<u>\$ 600,000</u>	<u>\$ 690,789</u>

(減価償却費)

当年度末の設備装置は、前年度首（価格指数150）の取得分 \$300,000 と前年度末（指数175）の取得分 \$100,000 とからなると仮定する。

第1年度首取得分	$\$ 300,000 \times \frac{200}{150}$	\$ 400,000
第1年度末取得分	$\$ 100,000 \times \frac{200}{175}$	114,286
第2年度末設備装置修正原価合計		<u>\$ 514,286</u>
第1年度償却費	$\$ 400,000 \times 0.10$	\$ 40,000
第2年度償却費	$\$ 514,286 \times 0.10$	\$ 51,429

第1部 一元的利益概念とその測定

(他の諸費用)

$$\$ 300,000 \times \frac{200}{190} = \$ 315,789$$

(配 当)

各年度末に宣言される(当社が創設された)前年度の配当は\$5,000であった。

$$\text{前年度 } \$ 5,000 \times \frac{200}{175} = \$ 5,714$$

$$\text{今年度 } \$ 10,000 \times \frac{200}{200} = \$ 10,000$$

(貨幣的諸項目に対する利得または損失)

私見にしたがい、流動的貨幣諸項目の差引正味額に生じた損益は当期の(営業利益でない)純利益決定ファクターとして損益計算書に記載し、長期負債の利得はその返済(または資本金への転換)時点にはじめて実現したものととしてその期の損益計算書に純利益決定ファクターとして記載しよう。(なお、当企業が創設されたところの前年度の流動的貨幣項目正味額に生じた購買力損失は、当年度首貨幣価値であらわすと\$16,667、当年度末貨幣価値であらわすと、 $\$ 16,667 \times \frac{200}{175} = \$ 19,047$ であったと仮定する)。

流動的貨幣項目正味額

	当年度首	当年度末
現金, 受取勘定および他の貨幣項目	\$ 195,000	\$ 235,000
流動負債	200,000	100,000
正味貨幣資産 (負債)	<u>\$ (5,000)</u>	<u>\$ 135,000</u>

流動的貨幣項目の購買力損益

	未修正額	乗数	修正済額
期首正味貨幣資産	\$ (5,000)	200/175	\$ (5,714)
プラス: 売上	1,000,000	200/190	1,052,632
	<u>\$ 995,000</u>		<u>\$ 1,046,918</u>
マイナス:			
期首の負債返還	\$ 50,000	200/175	\$ 57,144

第2章 修正原価主義—一般購買力資本維持にもとづく利益

商品仕入	500,000	200/190	526,316
他の諸費用	300,000	200/190	315,789
期末の配当支払	10,000	200/200	10,000
	<u>\$ 860,000</u>		<u>\$ 909,249</u>
期末正味貨幣資産	<u>\$ 135,000</u>		<u>\$ 137,669</u> 135,000
購買力損失			<u>\$ 2,669</u>

長期負債は前年度首（価格指数150）に発生し、当期首（指数175）に消滅した。
ゆえに当期首に実現した購買力利得は、

$$\$ 350,000 \times \frac{200}{150} - \$ 350,000 \times \frac{200}{175} = \$ 66,667(\text{利得})$$

いまや当年度末貨幣価値にもとづいて修正済損益計算書をつくることができる。

修正済損益計算書	
売上	\$ 1,052,632
営業費用	
売上原価	\$ 690,789
減価償却費	51,429
他の諸費用(所得税を含む)	315,789
営業費用合計	<u>\$ 1,058,007</u>
営業損失	<u>\$ (5,375)</u>
購買力利得(または損失)	
短期的貨幣項目に対する利得(損失)	\$ (2,669)
長期負債に対する利得(損失)	66,667
純購買力利得(損失)	<u>\$ 63,998</u>
当期純利益	<u>\$ 58,623</u>

前期から繰越されてきた留保利益は\$ 23,094 の欠損金であると仮定すると、

修正済留保利益計算書	
前期留保利益	\$ (23,094)
純利益	58,623
合計	<u>\$ 35,529</u>

第1部 一元的利益概念とその測定

株主に対する配当	10,000
当期留保利益	<u>\$ 25,529</u>

(2) 貸借対照表の修正

(貨幣的諸項目) 当年度末の貨幣的諸項目はすでに当期末の貨幣価値にもとづいてあらわされているので修正を要しない。しかし当年度首のものは当年度末貨幣価値にもとづいて修正されるべきである。

現金, 受取勘定, その他

$$\$ 195,000 \times \frac{200}{175} = \$ 222,857$$

流動負債

$$\$ 200,000 \times \frac{200}{175} = \$ 228,570$$

長期負債

$$\$ 350,000 \times \frac{200}{175} = \$ 400,000$$

(棚卸資産)

当年度首および当年度末の棚卸資産は、先入先出法のもとでは、前年度および当年度の平均価格水準のもとで取得されたとする。

$$\text{当年度首: } \$ 300,000 \times \frac{200}{160} = \$ 375,000$$

$$\text{当年度末: } \$ 200,000 \times \frac{200}{190} = \$ 210,526$$

(設備装置)

さきに示した通り、修正済額は当年度首も当年度末も \$514,286 である。修正済減価償却引当金は、各年度の修正済減価償却額から次のように求められる。

当年度首修正済引当金	\$ 400,000の10%	\$ 40,000
当年度中の減価償却	\$ 514,286の10%	51,429
当年度末修正済引当金		<u>\$ 91,429</u>

(資本金)

最初の \$300,000は前年度首(指数150)に発行され、次の \$300,000は当年度

首（指数175）に長期負債の転換により発行された。ゆえに、

前年度首発行	$\$ 300,000 \times \frac{200}{150} = \$ 400,000$
当年度首発行	$\$ 300,000 \times \frac{200}{175} = \underline{342,854}$
当年度末合計	<u><u>\\$ 742,854</u></u>

（留保利益）

AICPA 会計研究部門スタッフの見解によれば、通常の営業活動からの留保利益と、貨幣的諸項目からの利得または損失の累計額とが別個に表示されることとのぞましい、という（前年度の営業活動からの修正済純利益は\$1,667とする）。

(a) 営業活動からの留保利益

	前年度	今年度
前年度よりの繰越額	\$ —	(\$ 4,047)
営業活動からの純利益(または損失)	<u>1,667</u>	<u>(5,375)</u>
	\$ 1,667	(\$ 9,422)
修正済配当額	<u>5,714</u>	<u>10,000</u>
営業活動からの留保利益	<u>\$ (4,047)</u>	<u>(\$ 19,422)</u>

(b) 正味貨幣項目に対する実現利得または損失の累積額

前年度の実現損失	\$ (19,047)
当年度の実現利得	<u>63,998</u>
正味貨幣項目に対する利得累計	<u>\$ 44,951</u>

修正済比較貸借対照表

	前年度末	当年度末
諸資産		
現金, 受取勘定および他の貨幣項目 \$	222,857	\$ 235,000
棚卸資産	375,000	210,526
設備装置	514,286	514,286
減価償却引当金	<u>(40,000)</u>	<u>(91,429)</u>
	<u>\$ 1,072,143</u>	<u>\$ 868,383</u>
諸負債		
流動負債 \$	228,570	\$ 100,000
長期負債	400,000	\$ —

第1部 一元的利益概念とその測定

	\$ 628,570	\$ 100,000
株主持分		
資 本 金	\$ 400,000	\$ 742,854
留保利益		
営業活動から(配当差引後) 正味貨幣項目に対する購買力 利得(損失)累計額	(4,047)	(19,422)
長期負債に対する未実現購買 力利得(損失)累計額	(19,047)	44,951
	66,667	—
株 主 持 分 合 計	<u>\$ 443,573</u>	<u>\$ 768,383</u>
負債および株主持分合計	<u>\$ 1,072,143</u>	<u>\$ 868,383</u>

第6節 「部分的・株主的・全体期間的・測定」

および「全部的・経営的・長期的・測定」を
めぐる諸問題

以上において明らかにしたように、「修正原価主義-一般購買力資本維持」にもとづく利益測定は、厳密にかんがえると「部分的・株主的・全体期間的・測定」と「全部的・経営的・長期的・測定」という二つの本質をことにする測定に分けられねばならないことを、われわれは主張したい。その各々はいかなる問題をもっているか。

(1) 「部分的・株主的・全体期間的・測定」

リーガー説に代表される「取得原価主義-名目資本維持」にもとづく利益測定は「貨幣価値安定の仮定」という多少とも非現実的な仮定のもとでのみ「企業者の測定」ないし「株主的測定」であるにすぎないが、この「一般消費購買力資本維持」にもとづく利益測定は、当企業の清算時において株主グループが返却を期待するものは原初的一般消費購買力量であるという想定に立って、その一般消費購買力量の変動を修正原価主義によって測定しようとするわけであ

り、この点において会計上の利益測定の本「体」である資本の内容を、株主が抱くであろう現実的期待に接近せしめようとするものであるといえよう。このようにみると、名目資本維持という、非現実的仮定のもとでの株主的測定から一般消費購買力資本維持という実質的な株主的測定への理論的発展は、価格指数の不完全さによる実践的制約はべつにすると、それ自体としてはきわめて望ましいものであることは疑いない。

しかし、この一般消費購買力資本維持にもとづく測定の不十分さは、それがあくまで「全体期間的測定」でしかないこと、いいかえると、それは利益測定を「全体期間末における株主グループの現実的期待」に接近させようとするが「各会計期間中における株主グループのカレントな現実的期待」に接近させることは意図すらされていないこと、つまりそれは「株主的・全体期間的・測定」ではあっても同時に「株主的・短期的・測定」という性格をもたないこと、にある。もしも会計測定により生み出される情報が株主グループのカレントな諸決定にとって有用であるべきだとすれば、その測定は当然に、株主のカレントな短期的期待に合致した本体資本概念に基礎をおいた測定でなければならない。これはどのような測定であろうか。「株主的・短期的-長期的-全体期間的・測定」はどのようにして形成されるか。

(2) 「全部的・経営的・長期的・測定」

第1章で検討したリーガーの「名目資本維持」的な利益測定においては、すでに指摘したように、現存経済体制によって規定された「貨幣余剰追求理念」のみが一方的に資本維持と利益測定とを律する結果になっており、その理念の遂行がその理念実現の手段である「経営」の存続の必要性によって条件づけられ拘束されてくるという側面はまったく利益概念およびその測定の上に反映されていなかった。それに応えて、この「一般投資購買力資本維持」にもとづく「経営的・長期的・測定」においては、やや長期的にみると経営内の資金は諸

第1部 一元的利益概念とその測定

投資財全般にたいして自由に選択的にふり向けられうるという仮定に立って、経営に投下された貨幣資本のいわば「長期的な・経営への・拘束性」を反映せしめようという試みがなされているのである。これはかかる拘束性を考慮しない測定に比して好ましい前進である。

けれども、ここでも問題は残されている。経営の「長期的活動」というものは、そのカレントな「短期的な活動の連鎖」にはかならない。そうすると、「一般投資購買力資本維持論者」達が、「経営は短期的には同一物の取替えを行なっていくが、長期的にはその資金はいかなる投資財にも自由選択的にふりむけうる」とのべることによって「長期的経営活動」と「短期的経営活動」とを対立物として扱うのは、やや不合理である、と思われよう。むしろ「短期的経営活動」の特質をもっともよく反映することによってのみ、利益測定は、また「長期的経営活動」をも正しく反映しうる。したがって真の「経営的・長期的・測定」は、必然的に「経営的・短期的-長期的・測定」でなければならないのであって、その具体的要件は、そこでの資本維持が短期的な「同一生産要素の取替え」の実施とその必要性ということを反映すべきである（ある種の時価主義が要求されよう）とともに、消費・販売された財と取替財とが質または種類を異にするときにもその短期的な時価主義が遂行可能なように工夫されていること、であろう。

このように見ると、「経営的・長期的・測定」であると自称する「一般投資購買力資本維持」的測定は、真実の「経営的・長期的・測定」ではなくて、たんにきわめて大ざっぱな近似にすぎないことがわかる。たとえば、経営はいかに遠い将来においてもある限定された範囲の生産財のみを（再）取得するにすぎないのであって、一般投資財価格指数にふくまれているすべての諸財貨に対して平均的に投資することはないと仮定しうる。つまり、この指数は、長期間の範囲内において企業が購入するいかなる個々の生産財をもその標本の中にふくむ（カバーする）であろうが、当企業が取得しない（またしえない）他の多

くのものをも含むために、いかなる特定時点における企業の投資ビヘイビヤールにも完全には合致しえない。

われわれが求める「経営的・短期的-長期的・測定」とは具体的にはいかなるものであろうか。そしてわれわれが直観的にその必要をみとめるところの、「出資者的・短期的-長期的-全体期間的・測定」と「経営的・短期的-長期的・測定」との理論的総合はどのようにして達成されうるであろうか。

(第2章への注)

- (1) ドイツにおける貨幣価値変動会計論——これについては本書第2部第5章参照——は、棚卸資産会計に対する恒常在高法の採用を主張することにより、時価主義ないし物財的思考をうちに含んだ、いわば不純な原価主義であるので、本章では取り扱わない。
- (2) 「修正原価主義」における、かかる「購買力」にかかわらしめた「収益」観および「費用」観については、[3, p.24]を参照せよ。
- (3) かりにこの立場が妥当としても、株式の大部分を保有する上層所得グループの平均的消費パターンは、いくつかの大都市の賃金労働者および事務系労働者の消費パターンを反映している現実の「消費者物価指数」によっては示されえないので、この測定は不可能だ、とヘンドリクセンはいう [35, p.179]。
- (4) 現実の利益測定において期間費用評価が全項目につき一律に当期修正原価で行なわれていることは、自己資本を化体する費用項目と他人資本を化体するそれとの区別の困難さによるのであり、正確には、後者についての・修正原価と歴史的な原価との・差額は損益である。この損益を当期の利益に加えもどすための不完全な手段が、他人資本の「購買力利得または損失」を測定して当期利益に反映する手続ではなかろうか。
- (5) [95, p.631], [106, p.936~7] もほぼ同様の見解を主張している。
- (6) [13]もかかる見解を主張している。
- (7) ゼフも、実体維持にもとづく処分可能利益を提唱する時価主義理論につき、「これは短期的利益である」とのべ、もしも企業利益が株主の売買決定の基礎として有用であるべきならば、もっと「長期的な純利益概念がいっそう好ましいであろう」という [98, p.618~9]。
- (8) 片野博士も修正原価主義と収益力(の元本)維持とを結びつけている [106, p.

第1部 一元的利益概念とその測定

937～8】。

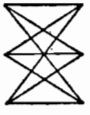
- (9) 「貨幣的項目」は、「貨幣的資産」(株式市価が転換価格を下回っている転換社債, 固定価格契約のもとで生産された棚卸資産, 価格が固定された精練金, 前払費用etc.を含む), 「貨幣負債」(納税引当金, 未払費用, 前受収益, 年金負債, 転換価格が株価を上回っている転換社債etc.を含む)および「優先株主持分」から構成されている。
- (10) このジョーンズ説については〔111, p. 1～17〕をも参照されたい。
- (11) この例は〔3, p. 121～133〕に含まれるものの一部分を若干変更したものである。なお, 安定価値会計に関する理論面と実施手続面についての高度な研究としては〔106〕が(とりわけp. 816以下)参照されねばならない。

第3章 時価主義—実質資本維持に もとづく利益

第1節 時価主義の意味

ここで「時価主義」とは、損益計算における期間費用を下に示すいずれかの「取替時価」にもとづいて測定する主張を意味し、資産を時価で評価すること自体をさすものではない⁽¹⁾（もちろん、資産の時価評価が、ここでいう期間費用の時価評価に随伴することはありうるが）。かかる時価主義におけるその時価が「取替時価」であって「売却時価」でありえない理由は、期間収益とその収益を稼得するために消費された生産要素の「売却時価」との間の差額としての利益は企業を清算しその生産要素をもとのままで売却することと比較してその生産・販売活動の有利さを示すものであり、したがってゴーイング・コンサーンではなくて清算の可能性を前提にしているからである[23, p.98]。しかし、「取替時価」を採用するとしても、それは少なくとも次の諸種類に細分されうるであろう。

費消された生産要素と

- | | | |
|-------------------|---|---------|
| a) 同一形態のものを |  | α) 販売日に |
| b) 同一の技術的給付能力のものを | | β) 決算日に |
| c) 同一収益力を保証するものを | | γ) 取替日に |

取り替えるに要する取替時価。

かかる「取替時価」のうちの一つ——以下取り上げるゲルトマッヒャー説およびシュミット説ではb)―α)またはb)―γ)——を用いて行なわれる「時価主

第1部 一元的利益概念とその測定

義」は、「取得原価主義」および「修正原価主義」と同じく、測定すべき「本体」としてのある「本体資本」を「金額写体」の形で表現するために使用される・「本体」に対する・「金額割当規則」である。そしてこの「本体資本」の増殖分である「本体利益」をこの金額割当規則により金額的に表現したもの、「写体利益」が、「時価主義」にもとづく利益である。

第2節 時価主義と実質資本維持

では上の(b) - a)の取替時価にもとづく)時価主義のもとで想定されている「本体資本」とはいかなるものか。それは「実質資本」とその維持、すなわち「実質資本維持」である、とわれわれは考える。「実質資本維持」とは、現実の経営活動をつうじて費消・販売された諸生産要素をその販売時点において取り替えるに足る資金量(個別購買力量)が当該収益のうちから現実につぐなわれているという「事実」をさすものと定めよう [121, p.559]。したがって、この事実を超過して現に存在する貨幣余剰が、実質資本維持にもとづく本体利益であり、時価主義という評価規則をつうじてこの本体利益を金額的に測定したものが、「時価主義-実質資本維持にもとづく利益」(写体利益)である。いわゆる「実体維持」(Substanzerhaltung)が、具体的な諸生産要素の一定数量が現実に維持されているかどうかを問い、かつその現実関係を測定しようとするのに反し、「実質資本維持」は各収益実現時点現在において、費消・販売された個別的購買力量が現実に回収・維持されているかを問い、かつその現実関係を測定しようとするのであり、その意味で両者は異なる(販売時点と取替時点との間に当該生産財取替時価が変動すると両者は一致しなくなる)。

以下においては、上の意味の「時価主義-実質資本維持にもとづく利益測定」がいかなる特質を持っているかを、ゲルトマッヒャーおよびシュミットの諸学説を手がかりに考察しよう。

第3節 ゲルトマッヒャー説

(1) その企業観と利益概念

いかなる金額で費用・収益したがってまた利益を表現すべきかを定めるためには、その表現すべき「本体」である企業とその活動の本質はいかなるものかに関する一つの仮説、すなわち「企業観」がなければならない。ゲルトマッヒャーによれば、「企業」とは、力の流出 (Kraftabfluß) と力の流入 (Kraftzustrom) という相互に対立する力の流れが働いている場としての「経済有機体」 (Wirtschaftsorganismus) である。そして、(a) 経営活動に不可欠に結びついた力の消費が「費用」であり、(b) 経営活動によって作り出された力の増加が「収益」であり、そして(c) この二つの力の流れの差額が損益 (Erfolg) だ、とさだめられる [27, p. 1~2]。

ところで、ここに彼のいう「力」 (Kraft) とは、「一企業の貸借対照表借方項目」 [27, p. 6] をあらわす「財貨の・経営目的に役立つ・経済的効用もしくは能力を意味する。」 [101, p. 364] それゆえ、財貨減少にあらわれる経営自身の力の犠牲のみが会計測定により「費用」として表現されるべき「本体」であり、財貨増加としてあらわれる、個別的な目的努力によってひきおこされた、経営の力の流入だけが「収益」として測定されるべき「本体」であり、そしてかかる二つの要素の力の差として「本体利益」は理解される [27, p. 4]。

これらの諸「本体」はもちろん貨幣尺度にもとづいて金額写体に写されるわけであるが、この金額割当 (評価) の問題について、彼は期末資産の評価と費用または収益として運動過程に入った財貨の評価とで、処理を異にしている。まず、前者については、期末に現存する諸財貨は経営有機体にくみこまれ一体として経営に拘束されている。そしてこのような状態にある諸財貨の価値は当経営にとってのその財の「主観的使用価値」であるが、かかる価値は市場価格

第1部 一元的利益概念とその測定

によって測定することはできない。ゆえにこれらの財貨は、市場価格の変動にかかわらずそれらの歴史的取得原価にもとづいて貸借対照表に計上されるべきである [27, p. 49~50]。ただし、たんに価格騰貴の理由のみから保有されているような財貨は、決算日の市場価格にもとづいて測定され、その評価差額は収益または費用として記録されるべきである [27, p. 50]。

他方、当期中に費用または収益となった財についてだが、ゲルトマッヒャーによると、利益測定においてその測定すべき「本体」は、収益財が「すべての費用を物的に (materiell) つぐなうのに十分かどうか」 [27, p. 9]、「収益が費用の置換のために適しているかつ十分かどうか」 [27, p. 10] という現実関係である、という。いいかえると、企業の活動続行可能性 (Weiterwirkenkönnen) が収益財からの費用の補填をつうじて保障されているかという補填検証 (Kompensationsprüfung) のための測定なのだ、ということである。そして、この補填達成の有無は、収益実現の時点である「販売時点」において測定される、という。この場合、収益は販売価格にもとづいて測定されることはいうまでもないが、費用については、「その時点において経営がその費やされた費用を実際に置換しようとするところの、収益発生の時点において支配している価格がもちいられる。」 [27, p. 13] つまり、販売時点の取替時価、しかも、以前と同一の技術的給付能力をもつ物の・販売時点における・取替時価⁽²⁾(上のb) - α)によって費用を測定しようとするのである。

この種類の取替時価により測定される利益はどのような性格をもつか。

(i) ゲルトマッヒャーは、彼の主張する利益測定が「とりわけ経営者にとって企業の操縦のためのもっとも……鋭敏な測定手続」を意味し、利益の用途として「経済性のパラメーターとしてそれを利用することが経営経済的にもっとも重要だ」という [27, p. 11]。ゆえに、かかる「経済性——その意味は不明——の尺度」という性格を彼は彼の利益概念に与えようとしている、といえよう。

(ii) 彼の基本的立場は「費用財の置換のために収益財が実際に適合している

か否か」[27, p. 60], つまり, 費用財の取替えのために収益の大きさが十分かどうか, という現実関係の測定ということであるが, この立場は次の2通りの異なる解釈の可能性をもつ。

(a) 企業の生命の維持を重視するところから, この利益概念は, 費消された生産要素を「実際取替日における取替時価」にもとづいて収益から完全に取替えるか, という現実関係を測定すること, つまりいわゆる「実体維持を達成したのちの分配可能利益」を意図するものと解釈される[118, p. 239]。この「分配可能利益」の測定のためには, 彼によって明示された費用測定基準である「販売日の取替時価」ではなく「実際取替日の取替時価」が使用されねばならない点に, 解釈上の難点が残る。しかし, 彼の発言にはたしかに, この利益概念こそを本来的な測定目標と考えていたと推定しうるものが存在している[27, p. 56, p. 58, p. 61] ので, この解釈をあやまりと断定することはできない。またこの利益概念は, テァ・フェーン (A. ter Vehn) やハックス (Karl Hax) の学説のなかに, そしてまた後入先出法や基礎在高法の根拠づけのなかにもたびたび現われてくる大切な思想である。

(b) もう一つの解釈 (私見) によれば, 「費用財の補填能力という見地から収益財を評価する」ものとしてのゲルトマッヒャーの利益概念は, 「将来事象の不確実性」という現実的前提に立った場合に収益に対して(生産財取替のために)回収を要求しうるものは(販売日現在にはまだいくらかわからないところの)「実際取替日の取替時価」ではなくてたかだか「販売日時価」相当額にすぎないという見地から, 収益が正当に準備を行なうべき「販売日取替時価」相当の個別購買力量が実際に回収できたか(回収してなおいくらの余剰があったか)という現実関係つまり「実質資本維持」を基準にして当期の経営成果(業績)を表示する利益概念である, とも考えうる。したがって, これは, まさに「販売日の取替時価」にもとづく費用評価をつうじて測定されるわけである。この利益概念は, 「実際取替日の取替時価」にもとづく利益の近似的代用物ではなくて, 将来の

第1部 一元的利益概念とその測定

実際取替時価は不確定だという現実的前提のもとでは収益が当然につぐなうべきものはその不確定な将来時価額でなくて販売価格に正しくおりこみうる販売日取替時価額以上でも以下でもない⁽⁹⁾という首尾一貫した固有の論理に立脚した、自律的な利益概念であることに、特に注意すべきである。

以上われわれは、ゲルトマッヒャー説の吟味をつうじて、(1)「経済性の尺度たる利益」、(2)「実体維持余剰としての分配可能利益」、そして(3)「実質資本維持を達成したのちの余剰としての(補填検証)利益」の3種類の利益概念を識別した。ゲルトマッヒャー説の解釈としていずれがもっとも適切かを確定することは困難であるが、(3)の「実質資本維持」にもとづく利益が、(a)「販売日取替時価」という、彼によって明示的にかかげられた費用評価基準と首尾一貫する、(b)上の(2)の利益は、種々の偶然的事情によっても左右される「実際取替日の取替時価」による費用評価に関係するために、「企業操縦のパロメーター」となりうるだけの「業績尺度性」をもちえないが、(3)の利益は、かかる偶然性は排除されているのでノーマルな補填準備の能力を示す「業績尺度性」をもちうる、という二つの理由から、ゲルトマッヒャー説の枠内で優先されるべきだと考える。

(2) 会計処理方法

一般的にあって、価格上昇時には、歴史的原価にもとづく費用額と販売日時価によって評価された費用額との差額が、次の仕訳によって損益勘定に追加的に借記される。この場合、この仕訳の貸方項目は(利益ではなくて)資本修正をあらわす [27, p.61]。

借方 損益勘定	貸方 景気変動勘定 (Konjunkturkonto)
	または価格調整勘定 (Preisausgleichskonto)
	または価格騰貴勘定 (Teuerungskonto)
	または更新勘定 (Erneuerungskonto)
	または資本勘定 (Kapitalkonto)

第3章 時価主義-実質資本維持にもとづく利益

(a) 固定資産の会計処理：ある機械の取得原価が10,000M, 耐用年数10年, 残存価額0, 定額法減価償却, 今期のその取替時価20,000Mとする。したがって, 当期の時価償却額は $20,000M \times \frac{1}{10} = 2,000M$, 原価にもとづく償却額は $10,000M \times \frac{1}{10} = 1,000M$ となる。

損益勘定	2,000M	機械勘定	1,000M
		更新勘定	1,000M

(b) 棚卸資産の会計処理

商 品 [27, p. 63]			
	期首在高……………M. 100.—		
1.	取 替……………〃 120.—	1.	売上 M. 120.— +M. 10.—利益
2.	〃 ……………〃 130.—	2.	〃 〃 130.— +M. 20.— 〃
3.	〃 ……………〃 140.—	3.	〃 〃 140.— +M. 30.— 〃
4.	〃 ……………〃 150.—	4.	〃 〃 150.—
	利 益 ……………〃 110.—		取得価格にもとづく 期末棚卸高
			〃 150.—
	M. 750.—		M. 750.—(利益をふくむ)

ゲルトマッヒャーによると, 実際の取替価格によって計算すると利益は60Mである。110M-60M=50Mは 架空利益 (Scheingewinn) であり, それは期首在高価額と期末在高価額とのあいだの差額に等しい。この差額について次の記帳によって修正することにより, 商品勘定は正しい利益を示す [27, p. 64]。

商 品	50M	調整勘定	50M
-----	-----	------	-----

期末在高数量と期首在高数量が一致しないときにも, このやり方で修正が行なわれるべきである。あるパン屋が当期首には単位あたり50Mの粉100袋をもっていたが, 期末には各々60Mで取得されたものが60袋存在しており, そして期末の修正日における取替時価は70Mであるとすると, 次の修正が行なわれる。単位あたり60Mの在高については $60 \times 10M = 600M$ の修正が, そして40袋の不足在高については $40 \times 20M = 800M$ の修正が行なわれるのである ($600M + 800M = 1,400M$) [27, p. 64]。

第1部 一元的利益概念とその測定

商品（または損益） 1,400M 調整勘定 1,400M

期末在高が期首在高をこえている場合の処理法は説明されていない。

(c) 流動資金についての会計処理：価格上昇にさいして流動資金がこうむる、経営にとっての効用の減少は、各経営においてつくられる経営経済的指数によって把握される。たとえば、賃金が費用の大部分を占めていると仮定し、当期首および期末に保有している資金 3,000M は期首には1,500 労働時間を購入しうるが、期末には1 労働時間3 M かかるとすると、 $1,500 \times 3 M - 3,000M = 1,500M$ の修正が行なわれる。

損 益 1,500M 価格騰貴勘定 1,500M

(3) 「短期的測定」としての性格

ゲルトマッヒャー説において（財貨の増加および減少としてあらわされる）「力」の流入の場合である経済有機体として企業を考えると、やや抽象的な彼の企業観は、要するにある特定の（種類ないし質の）技術的な給付を継続的につくりだし提供しつづけることをめざす「生産機構」として企業をみる立場である、ということができる [27, p.8~9]。かかる企業観を彼が前提においているために、「費用」は、費消された財貨と「同一の技術的給付能力」をもつ財貨の（販売日における）取替時価にもとづいて評価されるべきことになる。そして、かかる評価基準を用いることのために、もとの財と再調達される財とが質または種類を異にするにいたるさいには、時価主義にもとづく利益概念は適用されえない（または無意味になる）のである。かかる利益の測定を、「短期的利益測定」と呼ぶことができよう。そしてその短期的測定という性格は、その測定結果たる時価主義利益に次の功罪を与えている。

いったん企業に投下された貨幣は「短期間」の範囲内には、技術的施設としての「経営」の側からの拘束により強制的・無選択的に以前と同一種類の財の取替えを反復すると仮定すれば、（価格上昇時に）名目資本維持にもとづく利益

が実質資本維持にもとづく利益をこえる差額（期間費用の販売日取替時価評価額と同歴史的な原価評価額との差額）は、(a)「経営の立場」（経営的測定）からみると「分配可能利益」ではありえない（実質資本維持のために企業に拘束されつづけねばならないから）、(b)経営の短期的な「業績尺度利益」を示すという立場からみると、経営者の「経済的スキル」（wirtschaftliche Geschicklichkeit）を反映せず、無意味な偶然的差額にすぎない、と思われよう（短期的には不可避的またはルーチンとして同一物の取替えが行なわれるのだから [cf. 48, p. 176]）。この意味で、時価主義-実質資本維持的な利益測定は、経営の立場からみた場合、すぐれた「短期的・分配可能利益」および「短期的・業績尺度利益」をあらわすことは確かである。たしかに経営はゴーイング・コンサーンではあるが、その長期間的な活動というものは「短期的」活動の連鎖にほかならないから、有用な会計利益の測定にとってまず肝要なことは、経営活動の短期間的な現実をもっとも正しく反映することだ、と思われる。

けれども、「経営の立場」からみてさえも、消費された生産要素と取り替えられるそれとの間に質または種類の変化が生じてしまったときには、「以前と同一の技術的給付能力をもつ財の販売日取替時価」による費用評価により測定されるこの利益は、(a)新しい質または種類の財を以前の生産要素と等価量だけ取り替えたのち、「長期的・分配可能利益」ではない、(b)「実質資本維持剰余利益」を経営の業績尺度としてもちいようとする考え方のエッセンス、つまり「当期収益が当然になすべき・将来に対する・（取替）準備をどれだけ行なったか」という基準にもとづいた成果の判断ということからみて、この時点には「正当に行なうべき取替準備額」が費用額として示されえない（以前と同質の財を同量買いうる貨幣額はたしかにここでは「正当な準備額」でない）以上、「長期的（に適用しうる）業績尺度利益」であるとはいえない。

要するに、この利益測定は、すぐれた（経営的）「短期的測定」であるが（経営的）「長期的測定」ではないことがわかった。ところで、このようにこの利

第1部 一元的利益概念とその測定

益測定が長期的に適用可能でないということは、会計公準論的にみて、不特定の長期にわたる企業寿命の継続を仮定する「継続事業」(going concern)の公準とまったく矛盾する。ゆえに、この理由から、会計公準論的にみて、時価主義-実質資本維持の利益測定は、短期的測定としてすぐれた特質をもつけれども、単独のかつ唯一の会計的利益概念となることはできないことがわかった。

(4) 「部分的測定」としての性格

ゲルトマッヒャーの企業観において特徴的な第2の点は、企業活動の本質をもって、 G から G' への貨幣循環過程としてではなくて、(貨幣 i が i' の)実質的な財貨こそが企業活動の始点でありかつ終点ともなるものであって(つまり $W \rightarrow W'$ であって)その中間に位置づけられる「貨幣項目」は将来購入される特定の財にたいする個別的購買力量として理解されていることである[27, p.65]。ところで、価格上昇をねらって一時的に取得・保有される「投機財」の場合には、それが売却されたのちに同一種類の投機財がふたたび取得されるという必然性はないわけであり、それゆえに「財貨 \rightarrow 貨幣 \rightarrow 財貨」というゲルトマッヒャー的な企業活動パターンではなくて、むしろ「貨幣 \rightarrow 貨幣」というパターンこそが現実にあてはまるといえよう。ゲルトマッヒャー自身はかかる投機的利益の計算についてのみ、例外的に、時価ではなくて根本的には取得原価主義にもとづいている⁽⁴⁾のであるが、このように、かれの時価主義利益が投機活動にもとづく成果を正しく把握できないのは、根本的には彼の企業観の(投機活動にはあてはまらないという)「部分的現実適合性」から由来するといえよう。そしてそのような企業観にもとづく時価主義的な利益測定は、「部分的測定」ということができよう。

時価主義の「部分的測定」という性格は、その測定の結果としてのゲルトマッヒャー的利益に対して次のような功罪をあたえることになる。

(a) ゲルトマッヒャー的な企業観によれば、「財貨 \rightarrow 財貨」の循環をたど

るところの・企業活動のうちの・主要「部分」に関しては、収益のうちから「短期的」に補填されているべきものは、その費消・販売された財と同一の技術的給付能力をもつ財貨の取替時価相当額であると考えられ、したがって時価主義利益はかかる主要経営活動「部分」に対する「短期的分配可能利益」として——つまり「短期的・部分的・分配可能利益」として——はすぐれた長所をもっているけれども、「財貨→財貨」ではなくて「貨幣→貨幣」の循環を示すところの投機的財貨の取得と売却の取引については、収益から補填されているべきものはその財に最初に投下された貨幣数量（または価値量）であると思われ、したがって時価主義ではなくて原価主義にもとづく利益こそがここでは適用されるべきことになる。この点に、「短期的・部分的・分配可能利益」としての限界もまたみられるのである。

(b) 「貨幣→貨幣」ではなくて「財貨→財貨」のプロセスとして企業活動を把握する彼の企業観は、本来の非投機的な生産・販売活動に対してはよく適合するが、いわゆる投機目的で保有される財貨についてはあてはまらない。その結果、上にのべた「短期的業績尺度利益」としての時価主義利益のメリットは本来の生産・販売活動という全経営活動のうちの「部分的」活動に対してのみいえることであり、投機目的のための・財貨の・保有売却活動についての業績は、時価主義利益ではなくて、その財への投下貨幣とそこからの回収貨幣との比較の結果としての原価主義利益によってこそ正しくあらわされるのである⁶⁾。かくして、時価主義利益のこのような「部分性」は、時価主義利益の限界をいみするわけである。しかしまたこの経営活動の主要「部分」に関しては時価主義利益は原価主義利益よりもすぐれた（短期的）業績尺度たりうるという点からいえば、この「部分性」はかえって時価主義利益のみがもつメリットを示すとも考えられる。

この利益概念のもつかかる「部分性」は——一つのメリットであるけれども——会計の測定が行なわれるべき対象範囲を画定するところの「企業実体」の

第1部 一元的利益概念とその測定

公準と矛盾するであろう。なぜなら、この公準は、当該企業実体の内部にふくまれる諸財貨および諸活動の「すべて」を会計的に把握することを要求するにもかかわらず、かかる企業実体（すなわち「企業——経済的諸財および役務ならびに一群のひとびとの集合体——の一単位」〔2, p. 2; p. 130〕）に明らかにふくまれているところの投機的財貨に対しては時価主義にもとづく利益概念は有意義には適用されえないからである。このような矛盾は、この「部分性」という性格のために時価主義-実質資本維持にもとづく利益が、会計における単独、唯一の利益概念となることができないことを示している。

(5) 「経営的測定」としての性格

ゲルトマッヒャーの企業観における第3の特徴は、出資者(債権者および株主)と企業とのあいだに現実に存在する制度的な関係をまったく捨象して、もっぱら経営をその「生命の中心」から把握しようとする点にあるといえよう。企業と出資者とは、受託者(ないし代理人)と委託者というがごとき親密な関係としてとらえられずに、むしろ、相互にことなる利害と要求(債権者は貸付資本の維持および返済および利子支払いの確保、株主は出資に対するできるだけ高い配当の支払い、企業は生産機関としての経営の維持と強化)をかかげる対立的な関係においてとらえられるのである〔27, p. 20〕。ゲルトマッヒャー説における時価主義は、このような経営観を反映しているので、これを「経営的測定」ということができる。この性格がその測定結果たる利益にもたらす功罪は次の点にある。

(a) 「短期的・部分的・業績尺度利益」として時価主義利益がすぐれたメリットをもつことはすでにのべたが、このことは現実の企業がもつ諸側面のうち「生産機構」としての経営の内面にもっぱら注目した場合に(すなわち企業をもって同種の生産物をつくりだす生産機構としてのみながめた場合に)いえることであり、この意味で時価主義利益は「短期的・部分的・経営的・業績尺度利益」であるというべきであろう。ところで、企業は一面においてかかる「生産機構」

であると同時に、他面では当企業に対する出資者とのあいだに貨幣資金の委託-受託という「制度的関係」を結んでおり、受託者である経営者の責任は、その託された貨幣資金を有利に運用することにあると考えられる。ある生産財をある時点で購入しかつ保有することにより価格変動をこうむったことは当期の経営にとって強制的・無選択的であったとしても、この価格変動額は、かかる取得と保有をなさしめるにいたった経営決定（資金運用決定）が事後的にみてその経営に託された資金をいかに有利に運用したかを示すのであるから、生産財の取得日と販売日とのあいだの取替時価の変動差額は、経営の受託責任（貨幣資金運用責任）を示すためには、期間利益に反映せしめられるべきである。つまりこの場合には原価主義にもとづく利益こそが適切なものであって、時価主義利益はこのような「制度的業績尺度利益」を正しく示すことができない点においてきわめて大きな欠陥をもつといわなければならない [26, p.627~628]。

(b) ゲルトマッヒャーの利益は、すでにのべたように、企業を「生産機関」という「経営内的」側面において把握した場合の実質資本維持を基準にした「短期的・部分的・分配可能利益」、すなわち「短期的・部分的・経営的・分配可能利益」としてすぐれたメリットをもつ。しかし、価格下落時には、（取得原価よりも下がった）時価にもとづいて費用が評価される結果として、実質資本維持は達成されるけれども出資者によって提供された名目的貨幣資本は維持されなくなるであろう。したがって、この意味において、時価主義-実質資本維持的利益測定は「経営的測定」であるけれども「株主的・全体期間的・分配可能利益」を測定することはできないから「株主的測定」であるとはいえないことになる。

この利益測定が「経営的測定」であるが「株主的測定」でないという事実は、それが「継続事業」の公準とまったく矛盾することを示す。つまり、「継続事業の公準」にしたがうと、企業は無限に（またはある不特定の長期間にわたって）存続していくものとみなされ、「それゆえ、企業の諸資産はその取得のときに

第1部 一元的利益概念とその測定

予定された一般的な用途に対して引き続き効用を有するものと期待され、またその諸負債は満期時に償還されるものと予定されている」(傍点引用者) [2, p. 2; p. 131] のであるが、価格下落時において時価主義にもとづく利益測定はかかる負債名目額を原理的に維持しえないのであるから、そのいみにおいて時価主義にもとづく利益概念は「継続事業」の公準と根本的、原理的に矛盾するのである。このために、時価主義-実質資本維持にもとづく利益は、単独かつ唯一の会計的利益という位置を占めることは不可能であることがわかる。

(6) エッセンス——部分的・経営的・短期的・測定

ゲルトマッヒャー説における時価主義-実質資本維持にもとづく利益のもつ特質は、経営活動に関する「部分的・経営的・短期的・測定」というところに見いだされる。他の諸利益概念に比した場合、これらの特質はたしかに大きなメリットではあるが、同時にまさにこれらの特質ゆえに、この利益概念は会計における単独かつ唯一の利益概念となることはできない。

第4節 シュミット説

ゲルトマッヒャー説と対比した場合のシュミット説の一つの意義は、ゲルトマッヒャーと同様の時価主義-実質資本維持にもとづく利益概念をとりあげて、それが「部分的・経営的・短期的・測定」という制約にもかかわらず損益計算における(唯一ではないが)中心的な利益概念でありうることを証明しようとした一つの壮大な、しかし失敗に終わる試みを意味する、という点にある。

シュミットは、原価計算ならびに損益計算上における原価および費用の評価基準として「販売日の取得時価(取替時価—引用者)」(Tagesbeschaffungspreis des Umsatztages)を用いる。これは、販売日現在における当経営の生産性(消費された諸原価財の・製造された財貨量にたいする・割合)を基礎にしてその生産・販売

された財を再生産するに要する・販売日現在の取替時価にもとづく・原価額である[81, p.62]。かかる内容をもつ販売日取替時価は、われわれの用語によれば、費消した生産要素と同一の技術的給付能力をもつものの取替時価である、といえるであろう。したがって、シュミット説における利益概念も、ゲルトマッヒャー説と同様、「実質資本維持」にもとづく利益として特徴づけられうる⁽⁶⁾。

なお、シュミット説のなかには、そしてまたそれに関する解釈論においても、「実体維持」(実物資本維持)および「相対的価値維持」(relative Werterhaltung)等の維持概念もまた現われてくるが、私見によればこれらはすべて、損益計算の基準としての資本維持概念ではなくて、たんに(利益留保、外部からの資金調達などをも必要ならば加味して達成されるべき)「財務上の資本維持」にすぎない。

なお、さらに今一つ、われわれはシュミット説において全体経済的見地ともいうべきものが濃厚に支配していることをもちろん知っているが、時価主義-実質資本維持的な利益測定がシュミットのいうほど全体経済的立場から正当化されうるものか否か確信をもつことができない⁽⁷⁾。しかし、ゲルトマッヒャーにより暗示されシュミットにより明示されている「(部分的・短期的) 経営的」見地とは彼の利益は密接に結びつくことは支持しうる、とわれわれは考えた。ゆえにわれわれは、シュミットの全体経済的立場(経営的立場に適合する利益測定を行なうことがひいては全体経済的効益と調和するという立場)を知りつつも、彼の説を「経営的測定」として理解し、「全体経済的測定」とは規定しない。

(1) 有機的経営観

会計により測定されるべき対象、すなわち「本体」としての経営についての見方は、シュミット説においては「有機的経営観」として展開されている。「有機的経営観」とは「企業は真空の中で活動しているのではなくて市場経済の網の中にとじこめられている」[81, p.1]のだから「全体経済という有機体において企業は消費者の家政経済と同じく細胞であ」り、かかる「細胞」として

第1部 一元的利益概念とその測定

の個別企業は「市場を通じて国民経済の全体組織に結びついている」という経営観を意味する[81, p. 47]。このような経営観をたてることにより、シュミットは、全体経済のなかの細胞としての個別経営がその生存を維持していくための「生活条件」を解明しようとするのである。

国民経済の中の細胞として経営をみるということは、今少しくわしくいうと、経営は全体経済の価値の流れに浮び (schwebend) つつ、経営者の手腕により市場経済法則に適合してゆこうとする存在だ [81, p. 87] , ということである。したがって、このような経営の生活条件とは、「一特定完成生産物に対する消費者需要が、その生産のために費消された原価部分に対する価値をこえる市場価格をもたらすほどに高い評価を、この製品に与える」[80, p. 30] ということである。この生活条件の達成のためには、経営者たる企業家は、第1に、彼の利用しうる資本を価値維持——全体経済の平均的価値上昇に平行した相対的な価値維持 [81, p. 33~34] ——と、そしてまた可能な場合には価値上昇をもたらしうる価値物に投資しなければならず、そして第2に、経営者はこの財貨の生産的な使用により最高の成果を達成することに努めねばならない。この場合、前者の正しい達成は後者の達成のための基礎をなす、という [80, p. 32]。

さて、シュミットによれば、会計は経営者が上の二つの課題を正しく遂行して当経営が市場経済法則に適合してゆくための助けとなるべきである [30, p. 55]。そしてそのためには、会計測定は、経営者が上の二つの課題の達成にそれぞれどの程度成功したかを確定する必要がある。つまり、第1の、価値維持的または価値騰貴的財貨への投資という課題に関しては、その投資の価値増減としての「財産的成果」(Vermögenserfolg)と、かかる価値増減を内へ含んだ企業財産再生産価値合計を測定するための「財産計算」(Vermögensrechnung)と、取引活動にもとづく成果を測定するための損益計算(Erfolgsrechnung)とが生成する。そして財産計算は、財産価値の測定という静的機能とともに、損益計算に原価を引き渡すという動的機能をも果たすと考えられている。

最後に株主グループは、経営者の管理・運営のもとに全体経済の価値の流れの中に浮いている細胞としての企業との関係において、その価値変動をあるがままに甘受する受動的な存在として規定されている。そのことに呼応して、シュミット説における資本=財産概念は「貸借対照表積極項目」を意味し、自己資本を含む消極側はその映像にすぎない、と考えられている。

以上の「有機的経営観」について注意すべき点は、全体経済の価値の流れのなかに浮動しつつ自己の価値の維持と生産活動とにつとめる変動的・価値的存在として経営を把握する「有機的経営観」と、以前と同質同量の生産要素の・販売日における・取替えの確保の有無を測定しうるにすぎないという意味で本質的には物量計算にすぎないところの時価主義-実質資本維持にもとづくシュミットの利益測定とのあいだには、明白な断絶ないし論理的矛盾が存在することである。この矛盾（同一の生産力の維持は〔市場価格により測定された〕同一の価値量の維持をもたらさないこと）を、シュミットは、「有用性」という契機、つまり価値的存在としての経営の運営のためには時価主義にもとづく計算制度が有用だという主張をつうじて克服しようとするのである。この「克服」の成否を以下において検討しよう。

（2）時価主義利益概念の役割

シュミットは、上述のように、経営が市場経済法則に適應してその存在を維持してゆくうえでの指標を与えうる利益概念、つまり「それを用いた場合に企業が、すべての経済的事態にさいして正しい処置を行ないうる利益概念を求めねばならない」[81, p.55] という。この場合、その利益概念が経営者に対して可能ならしめるべき「正しい処置」とは、次の二つの経営活動を意味する。(i) 「各販売後に、企業家は、めざす利益の稼得のために、(以前と) 同じ原価部分への再投資を遂行することが彼の経営にとって有利か、またはより有利な価値運動または販売利益を予想させる他のものに投資する方が有利かを熟考せねばな

第1部 一元的利益概念とその測定

らない。」〔80, p. 92~93〕(傍点引用者)そしてこの熟考ののちに, (g)「生産または販売過程の完全な建てなおし」〔80, p. 93〕を意味する, 従来とは異なった財貨の獲得を行なう。(h)または, 「一旦採用されている生産または販売を継続する。」〔80, p. 93〕

かくして利益測定が達成すべきもっとも重要な課題は, 経営にとって以前と同一の財の取替えが有利かどうかの判断に役立つということであるが, 販売日の調達時価による費用測定はこの目的に貢献するとシュミットはいう。「販売日の調達時価のみが, 経営の指導者に対して, 彼の生産または彼の商業がある特定時点においてなおもうかるか否か, 大なる利益にもとづいて経営の拡張が, または取引較差の縮小にもとづいて収縮が必要か, を告げうるのである。」〔81, p. 73〕なぜ時価主義利益の増減が経営の拡大または縮小の必要を告げうるかという, 継続的に生産を行なうためには「経営は, 収益から, 販売日における再調達価格の高さだけの金額を(費用として), 区分せねばならないからである。」〔81, p. 72~73〕〔81, p. 148〕

このように実質資本維持を基準にして測定された利益の大きさにもとづいて経営のもとどおりの生産・販売活動の継続の当否を判断してゆくということは, 彼の有機的経営観と首尾一貫すると思われる。つまり, この見地によると, 全体経済の細胞としての経営を運営する経営者に対して正しい処置のための指標を与えるという課題が会計測定に課せられ, その処置とは元どおりの実体維持を行なうべきか否かを判断することであり, そして, 時価主義-実質資本維持的な利益はこの判断を助ける一つの指標となりうるのだからである。

この場合, シュミットの利益測定が明らかにしうることは, 実質資本維持, つまり販売日現在において取替えが可能なだけの金額が収益のうちから回収されているか否かという現実関係のみである。実際取替え・拡張・収縮等のために必要な金額はこの利益測定によっては示されないし, その金額を企業内に留保することもこの測定自体によってはなされず, むしろそれは財務政策の間

題と考えられるのである。

(3) 会計処理方法

(a) 棚卸資産について：期末在高はその期末取替時価で貸借対照表に計上される。それと実際の取得原価との差額は、資本修正を示す財産価値変動勘定に借記または貸記される。販売時には、その販売日原価量の販売日取替時価が費用に計上され、それと実際原価（または期首繰越価額）との差額は財産価値変動勘定に計上される⁽⁸⁾ [81, p.101]。

ex. ある期の棚卸資産の販売日時価合計は142.5、取得原価評価額は95とすると：

損	益	142.5	棚卸資産	95
			財産価値変動	47.5

ex. 別のある期の棚卸資産費用の取得原価は190、販売日時価合計は95とすると[81, p.186~191]、

損	益	95	棚卸資産	190
			財産価値変動	95

(b) 固定資産について：各期の各固定資産が期末再生産原価にもとづいて評価されること、減価償却費が期中の再生産原価の平均にもとづいて評価されることは(a)の場合と大同小異である。なおここでは、前期末減価償却引当金残高を今期末価格水準に修正するための仕訳が必要である [81, p.186~191]。

ex. 設備勘定（総額）10,000円、その今年度平均および今年度末取替時価20,000円（今年度首のそれは10,000円）、償却率：設備総額に対する10%、今年度首償却引当金残高4,500円とすると：

- (イ) 設備 10,000 財産価値変動 10,000
 (当年度平均時価へ修正)
- (ロ) 財産価値変動 4,500 減価償却引当金 4,500
 (今年度首減価償却引当金を今年度の価格上昇度合にもとづいて修正)

$$4,500 \times \frac{20,000}{10,000} - 4,500 = 4,500$$

第1部 一元的利益概念とその測定

(v) 減価償却費 2,000 減価償却引当金 2,000

(c) 貨幣資産について：のちにのべるように、シュミットは、貨幣資産と負債とを一致させることによって、その両者のうえに貨幣価値変動によって生ずる損益を相殺しようとする「価値均衡の原則」(Prinzip der Wertgleichheit)を提唱するのであるが、現実の問題としては、その一方が他方を超過する場合は予想されねばならない。まず、貨幣資産が負債を超過しているときには、この差額が正常な生産・販売活動にともなって生じたものであるならば、その差額に生じた当期中の貨幣価値変動損益は、その正常な販売利益の計算にふくまれる [81, p. 115, p. 252]。次に、この同じ差額が、貨幣価値上昇による投機利益の追求をめざして形成されたものであるならば、この差額のうち生じている貨幣価値変動損益は、「投機損益」として、通常の売上損益とは区別して表示される。

他方、負債が貨幣資産をこえている場合には、その超過額に生じた貨幣価値変動損益はすべて「投機損益」にふくめられる [81, p. 252]。その理由はまったく説明されていない。

なお、注目すべきことは、彼の「正常販売利益」(Normalumsatzgewinn)の計算のなかには、他人資本のみならずまた自己資本をもふくむすべての資本に対する・現在の利率にもとづく・利子額が、費用としてふくまれていることである。これの目的は、これによって資本が私経済のおよび全体経済的のどの程度有効に利用されたかを示す尺度として「正常販売利益」を役立たしめようとする点にあるのである [81, p. 173~4]。そして、この目的をはたしたのちに、費用に算入されたこの利子の全額は、その後の「金融的利益」(Finanzerfolg)となづけられた計算領域において収益にもどし入れられ、同時に他人資本に対する実際支払利子はその領域の費用に計上される。このようにして、損益計算全体としては、他人資本に対する支払利子額だけが費用に計上されることになる。

(4) 「短期的測定」と相対的価値維持

第3章 時価主義-実質資本維持にもとづく利益

シュミットは経営をもって全体経済の中に浮かぶ「価値的存在」として動的に把握しているのであるから、時価主義-実質資本維持的な利益測定が「短期的測定」であって「長期的測定」ではない(取替財の質または種類が変化しただけにはこの利益は有効性を失う)という問題は、当然彼の理論の中にふくまれ解決されていると期待されよう。事実、彼の「相対的価値維持論」は、この問題に対する彼の立場を示すものである。

まず、「企業の相対的価値維持とは、企業が全体経済における平均的生産性の形成に比例して維持されるべきことを意味する」[81, p. 146]。実物的にいうと全体経済の平均的な生産性が従前の80%に下がったならば、企業が今までの生産の80%を維持すれば、当企業は相対的に維持されているのである。シュミットによると、かかる相対的維持が、全体経済の全般にわたって生産性の変動が生じたさいに、時価主義にもとづく販売価格計算と利益測定により可能である、という。いかにしてそれは達成されるか。

販売日取替時価(販売日の生産性を基礎にして当該財を再生産するに要する諸生産要素量の販売日取替時価)にもとづいて販売価格の設定が行なわれると、市場にあらわれる消費者の(以前と同一の)所得額によって、一般生産性の上昇または下落の度合に応じて以前よりも多量または少量の生産物数量が購入されることになる。下にシュミットの示す数値例 [81, p. 38~9] をかかげよう。

この表において、前期の生産のための全費用(材料、賃金、減価償却、企業者利

取引期間	(生産)数量	総費用	収益	純利益	単位宛原価	単位宛販売価格
1	100	95	100	5	0.95	1.00
2	100	95	100	5	0.95	1.00
3	80	95	100	5	1.19	1.25
4	50	95	100	5	1.90	2.00
5	10	95	100	5	9.50	10.00
6	50	95	100	5	1.90	2.00
7	100	95	100	5	0.95	1.00
a	b	c	d	e	f	g

第1部 一元的利益概念とその測定

潤をふくむ利子)が、次期の初めにそれらの受領者の手にあって、前期に製造された商品に対して購買準備をして対立している。1と2の期間には生産性の変動は発生しておらず、各期の原価合計がその生産物の価格を規定し、正常な経済性のもとで正常な原価で活動する企業は正常な企業者利潤を加えた全原価を回収し、翌期にはその原価を再投資することにより同量の生産物を製造しうる。しかし、生産性下落期(3~5期)および生産性上昇期(5~7期)には、カレントな取替時価による販売価格の設定を行なうと、各期の生産性下落または上昇に応じて一層少ない数量または多い数量の生産物が前期所得により購入され、その結果、かかる生産性変動の前と同一の在庫量の維持が結果することになる。

〔例1〕 第3期(生産性下落期)に消費者が支払いうるのは第2期から繰り越されてきた100であり、他方第3期には前期と同じ諸生産要素のインプットにより80単位の生産物のみが生産される。ゆえに販売日取替時価により販売価格を定めると、 $100 \div 80 = 1.25$ となり、また、この販売価格のもとで購入しうる生産物数量は $100 \div 1.25 = 80$ である。ゆえに、前期繰越高100と当期製造高80の合計から80のみが購買され、前期繰越高100に等しい数量が第4期へ繰り越されてゆく。

〔例2〕 第6期(生産性上昇期)において、販売日取替時価にもとづいて販売価格を設定すると、単位あたり2マルクになるが、前期からの消費者所得100が吸収しうる製品量は50単位、すなわち当期の生産性のもとで当期に生産された数量に等しく、したがって前期からの繰越高に等しい数量が在庫として次期へ繰り越されてゆく。

こうして、販売日取替時価にもとづく販売価格の設定を行なうと、「全体経済における在 high は生産性推移にかかわらず同じに保たれる」[81, p.147]。しかし、たとえば生産性下落が生じ、当期の生産・販売数量が減少すると、経営は以前よりも少ない在庫量および設備で必要かつ十分になる。つまり、以前から繰り越されてきた財産の一部が過剰となり、「商人は以後の仕入れをゆるや

かにし、製造業者は……余剰設備がだんだん消耗してきた時はじめてふたたび補填を行なうであろう。」[81, p.147] この過剰は、このようにして、市場を圧迫し、市場でのその販売価格をその再生産原価以下に下落せしめる。そしてこの現象は、販売日取替時価にもとづく利益の測定において、その利益の金額を収縮せしめ、さらには損失を示すという結果をもたらす。そして、この損失は、「正しく計算を行なう企業家にとって特別の価値をもつ次の指示 (Fingerzeig) となろう。すなわち、彼は再生産価値以下にある生産物をつくっていること、それゆえに彼は注意深い経営者としてただちにかかる製品をもはや製造しないという結論をひき出すべきこと、これである。」[81, p.157]

生産性上昇時にも、販売日取替時価にもとづく販売価格の設定は絶対的な財産量の維持をもたらす、そして、この財産量は生産性がいっそう上昇した今期の営業活動を支障なく遂行するためには十分でない。そこで財産拡大のための需要が発生する。そしてこの「追加需要は、その価格を引き上げそして超過利益をつくりだす傾向をもつが、それは生産上昇への特別の刺激を与える。」[82, p.195]

以上の論述から、生産性の推移に応じて企業が経営財産を相対的に拡大または収縮するさいにその「財産処置」の導き手となるのが収益に対して販売日取替時価にもとづく費用を対応せしめることにより求められるシュミットの利益に与えられる機能であることが、明らかとなった。さきに述べたように、有機的経営観にもとづくシュミットの利益測定は、一体当企業はもとどおりの質と量の財産を経営政策として維持すべきか否かを判断するための指標を提供すべきだが、相対的価値維持の問題は、生産性の全般的な推移が生じた場合に元どおりの維持以外の措置（拡大または収縮）を行なうべきことをシュミットの利益が語りかける一つのケースなのである。また、相対的価値維持のために必要な資金を獲得することは（利益測定ではなく）経営政策の問題であり [81, p. 40] [82, p. 195], シュミットの利益概念はたんにその相対的維持にみちびくための

第1部 一元的利益概念とその測定

一つの「指標」となりうるにすぎない。

時価主義利益が「短期的測定」としてもっている限界をいかに克服するかに関してシュミットの「相対的価値維持論」がもつインプリケーションは、たしかに時価主義による費用測定は以前と異なる質または種類の生産財を再取得する場合の必要金額が収益から現実に回収されたか否かを測定することはできないが、この利益は生産性変動、生産財の質や種類の変化にさいして企業の適応を正しく導いてゆくための「指標」となりうるという意味で「長期的有用性」をもち、それゆえに時価主義的利益測定は「継続企業の公準」と調和しうる、ということであろう。しかし問題は、この長期的有用性がどの程度の現実性をもつかである。

(5) 「部分的測定」と複数利益概念

時価主義的利益測定は投機的活動にもとづく成果を測定できないという「部分的測定」という性格をもつが、シュミットは、この活動成果については原価主義にもとづく利益測定を行なおうとする。すなわち、(i)工業および商業の販売取引においては、企業財産は「商品—貨幣—商品」というパターンにしたがって転換されるので、利益は販売日における販売商品価値(商品—貨幣)と販売日における再取得商品価値(貨幣—商品)とのあいだの差額である。ゆえに、販売日取替時価にもとづく費用測定が行なわれる。(ii)投機取引では「貨幣—商品—貨幣」という転換が行なわれるので、回収貨幣と投下貨幣との比較により利益をもとめるために、原価主義にもとづく費用評価を彼は主張する。ただし、他人資本により取得された投機財の場合は取得原価主義-名目資本維持的利益が適用され、自己資本によるそれについては修正原価-一般購買力資本維持的利益が適用される。

最後に、期間利益測定におけるシュミットの「複数利益」観を一覧するため
に彼のかかげる損益計算書の内容⁽⁹⁾ [81, p. 252] を次にかかげよう。

総 損 益 計 算 の 表 示

費 用	収 益
1. 正常販売利益 (Normalumsatzgewinn)	
a) 販売された生産物または用役についての全費用 (販売日の費用量を販売日の取得時価で評価したもの)	a) 売上収益 (販売日の純粹の時価で計上)
b) 貨幣資産超過額についての貨幣価値下落による損失	b) 貨幣負債にかんする貨幣価値変動による利益または損失は投機的損益として3.にあらわれる。
c) 利 益	c) 損 失
2. 財務的利益 (Finanzerfolg)	
a) 他人資本に関する支払利子	a) 正常な販売計算および投機計算に算入されたすべての利子 (自己資本利子をふくむ。現在の利率にもとづく)
b) 利 益	b) 損 失
3. 他人資本による投機的利益	
a) 投機財の取得原価プラス利子およびその他の費用	a) 投機財の売却収入
b) 利 益	b) 損 失
4. 自己資本による投機的利益	
a) 投機財の取得原価プラス利子およびその他の費用	a) 投機財の売却収入
b) 貨幣の購買力が減少したときの、投機につかわれた自己資本の購買力減少による損失	b) 貨幣購買力が上昇するときの、投機につかわれた自己資本の購買力上昇による利益
c) 利 益	c) 損 失

この表において、やや特殊な性格をもつ2.の「財務的利益」をのぞくと1.の「正常販売利益」は(販売日)時価主義、3.の「他人資本による投機的利益」は歴史的・原価主義、そして4.の「自己資本による投機的利益」は修正原価主義にもとづく利益概念が、並列的にかかげられているわけであり、このことはまた、時価主義利益概念は投機的取引には有意義に適用されえないという「部分的現実適合性」にもとづく限界を、投機的取引には原価主義利益を適用するという「複数利益」観によっておぎなおうとシュミットが試みたことを意味する。

第1部 一元的利益概念とその測定

(6) 「経営的測定」と貸借対照表価値均衡

時価主義-実質資本維持にもとづく利益は「経営的測定」ではあるが「株主的測定」でないことに起因する限界, とりわけ価格下落時には債権者および株主グループが提供した貨幣資金が現実に回収・維持されているかどうかを測定・確認できないという限界をもつ。シュミット説における「貸借対照表価値均衡」(Wertgleichheit in der Bilanz)の原則はこの限界を克服しようとする一つの試みと解されうる。

「他人資本は貸借対照表の上で固定項目として記載されている。価格水準が上昇すると価値増加が発生するが, それは新しい自己資本とみなされうる。価格水準が下落する際には財産損失が発生するが, それは過大負債を意味している。この後者の場合は実質財の取得のために他人資本を使用することから生ずる危険を示す。」[81, p.132~3] そこであらゆる場合に安全な方法はいかにしてつくられるか。「唯一の確実な方法は, 積極側のすべての実質財を自己資本から, そして積極側のすべての貨幣債権と貨幣在高を負債の借入れにより調達することである。」[81, p.133] この方法を「貸借対照表価値均衡の原則」と称する。

今までの論述と結びつけると, この財務政策は, シュミットの時価主義的測定における利益を一つの指標として, (1)もと通りの財産維持, (2)拡大, (3)縮小または(4)転換されるべき基盤としての, そしてまたこれらの政策を実施された結果としての, 企業財産を他人資本の名目的固定性から守るものだ, といえよう。しかし, さらに考えると, 諸経営活動は財産構成にたえず変化を及ぼしつつ進行するのだから, シュミットの利益測定と貸借対照表価値均衡原則とが矛盾しないか否かを吟味することが必要となる。もちろん, 彼自身は, 「価値均衡の原則は……販売日の費用価値にもとづく費用計算によってのみ保持される」[80, p.90] と考える。いかにしてそれが可能となるか。

シュミットによれば, 材料および設備財は原則として生産物の販売時点に取

り替えられる⁹⁰が、賃金、照明費、動力費、暖房費等はただちに取り替えられえず翌期の取替時まで貨幣準備が保有される。それと売掛債権とが貸借対照表上の貨幣項目を形成しており、価値均衡により借入資本から調達されるべきものである。

さて、販売日取替時価による損益計算により回収された費用額のうち上のただちに取り替ええない原価部分は、販売日を境にして、価格変動に自動的にしたがう実質財の領域から名目的に固定している貨幣領域に入りこむ。そして翌期に実際⁹¹の取替えが行なわれる時には取得時価が変動していて、その貨幣準備額では不足することも過大なこともあるであろう。その過不足はシュミットによると、借入金の増減により対処されるべきだ、という [81, p. 141~2]。そして、こうすることにより貸借対照表価値均衡が保たれると彼は考える。私見によればその理由はこうである。販売日取替時価にもとづく費用測定は、販売日までに財貨的資産の上に生じた価値増減は費用として回収することによりその価値増減を自己資本に対するプラスまたはマイナスとして反映させ、そうすることにより財貨的資産と自己資本との均衡を保持するとともに、販売日に財貨的資産が変形して生じたものとしての貨幣資産が販売日以後の価格変動のために後の取替えにとって過不足が生じたときには、その過不足は借入資本の増減をつうじて調整し、そうすることにより貨幣的資産と借入資本との間の均衡を保持しうる、というのである。それに反して、(販売日でなくて) 実際⁹²の取替日の費用価値にもとづく測定は、財産部分が財貨的資産でなく貨幣資産にとどまっている間の価格変動をも自己資本のみに負担させる結果となって、価値均衡の原則は害される⁹³ [81, p. 140~1]。

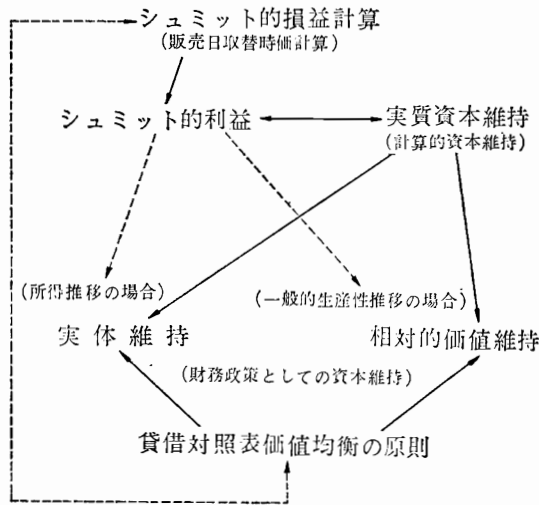
価格下落時には時価主義的な利益測定は、借入資本によって資金調達されている財貨に投下されている名目的貨幣量が収益のうちから現実⁹⁴に回収・維持されているかを定めえないのであるが、「経・営・的・測・定」であることによるかかる限界にかんし、シュミットは、価格変動(特に下落)をこうむる実質的財貨は全部

第1部 一元的利益概念とその測定

を自己資本によって調達し、時価主義的利益測定の範囲の外にある売掛債権および翌期取替えのための貨幣準備のみを他人資本によりファイナンスするという財務政策により、価格下落の影響をすべて自己資本に負担させようというのである。

(7) 短期的・部分的・経営的・測定とシュミット理論

要するに、全体経済の中に浮動する価値的存在としてのシュミットの有機的経営観とその経営観にもとづいて展開される(本質的に物量計算である)彼の時価主義利益概念の間に存在するように思われる矛盾は、経済的・社会的・技術的・諸変動にともなう価値変動に経営が適応してゆくための一つの有用な指標を彼の利益は提供するという「価値的適応のための・この利益の・実践的有用性」をつうじて、解消するようである。この利益指標にもとづいて、正常な企業は、(イ)価格変動原因が所得推移にあるときは実体維持を、(ロ)価格変動原因が一般的生産性推移にあるときは相対的価値維持を、経営政策として遂行するこ



とが想定されている。しかも、かかる維持されるべき財産が他人資本の名目的固定性により危うくされないがために貸借対照表価値均衡原則が用意され、この原則は販売日取替時価による利益測定と調和する。かくしてシュミット理論は一つの興味ある円環体をつくる（前頁の図）。

そして、このような理論的枠組の中で、時価主義利益測定が「短期的・部分的・経営的・測定」であることにともなう限界はすでにのべた仕方で克服されるものと考えられた。果たして本当にそういえるだろうか。

(a) 「短期的測定」たる性格：杉本秋男氏の設例にしたがい、「一商品が1,000円にて購入せられ而して貨幣価値には何の変動も生じないのに、その売上日に於る調達時価が10円に下落したとせよ。此際シュミットは売上手取が15円であるならば5円を利したものと考え、しかも企業の財産状態をそこなうことなしに分配しうべきものであると主張する。果たしてこれは正当であろうか。」[108, p.771~2]時価主義利益を一つの指標として市場経済法則にたいして動態的かつ「長期的」に適応してゆくというシュミット理論においては、上の設例のような価格下落は、損益計算上の利益数値と財産計算上の財産的成果（財産価値変動勘定の数値）を手がかりとして、経営者が事前に防止しなければならなかったものであるが、かかる価値的適応に対して経営が失敗したというケースを上例はあらわしている。そして、かかる失敗時には「短期的測定」に由来する時価主義利益の欠陥は一層強く露呈される。すなわち(a)この失敗（とそれに伴い企業財産に生じた価値損失）が時価主義的測定によると損失として正しく反映されえない。(b)かかる価値損失を回収して企業の収益力を元どおり維持するに足る金額として費用の大きさを測定することが、少なくともゲルトマッヒャー-シュミットの利益測定では不可能である⁹³（取得原価主義的の利益測定は上の例では $1,000 - 15 = 985$ の損失を明瞭に示しうる）。

(b) 「部分的測定」たる性格：たとえば原材料の取得時価が非常に下がったので通常の（ex. 3カ月分の）在庫ではなく12カ月をまかないうる量を購入した場

第1部 一元的利益概念とその測定

合、「価格のことを考えてこんなに大きい在庫を積み上げた場合には投機すなわち価格が将来上昇するだろうという予想がなされたのである。」[31,p.103] シュミットの複数利益概念は、正常な販売活動と投機活動とが厳密に区分されうるという前提に立っているのであるが、上の例からもわかるように前者は後者をふくみうるのであるから、その前提はかなり非現実的だといわざるをえない。

(e)「**經營的測定**」たる性格：「貸借対照表価値均衡」原則によると、実質的財貨の上に価格下落が生じた結果その時価が取得原価よりも低くなった場合その損失(投下貨幣量の部分的損失)はただちに自己資本の切り下げとして処理され取得原価主義的利益測定のようにその損失を将来回収されるべき損失として明示しえない。しかし、株主グループもたんなる一定財貨量だけでなくまたその出資した(名目的または一定価値量の)貨幣額の保持を企業に要求するのではなからうか。したがって、収益がその一定貨幣額を回収しえたか否かの現実関係を測定するような利益測定が、やはり不可欠なのではなからうか。

第5節 ゲルトマッヒャー-シュミットの 利益測定にかんする結論

時価主義-実質資本維持的な利益測定がもつ「短期的・部分的・經營的・測定」という性格に由来する諸限界が、(i)この利益の「指標性」、(ii)「複数利益概念」および、(iii)「貸借対照表価値均衡の原則」により克服されるという考え方には多くの難点がひそんでおり、とりわけ、経営者が価値維持的または価値騰貴的な財貨への投資という経営政策に失敗したときには、それらの限界が一挙に露呈される。つまり、この利益測定は、「ある特定の経営政策の成功」という不安定な基礎に立ってのみ単独の利益測定として正当化されうる。利益測定があわせもつべき「長期的・全部的・株主的・測定」という性格が、かかる不安定な仕方ではなくもっと確実な方法で保証されるべきだとすると、時価主義-実

質資本維持的利益測定はたしかに大きいメリットをもつとはいえ、期間損益計算における単独の利益測定という位置を占めることは不可能ではなからうか。

第1部 「一元的利益」に関する結論

第1章から第3章までにおいて考察したように、「取得原価主義-名目資本維持にもとづく利益測定」は「全部的・企業者的・全体期間的・測定」として特質づけられ、「修正原価主義-一般購買力資本維持にもとづく利益測定」は「部分的・株主的・全体期間的・測定」または「全部的・経営的・長期的・測定」として、そして「時価主義-実質資本維持にもとづく利益測定」は「部分的・経営的・短期的・測定」として把握された。これらの「特質づけ」の結果は、これらの各利益概念（およびその測定）が現実の経営状況とその活動をたんに特定の一面的な立場からのみ測定しているにすぎないことを証明するものである。もちろん一面的だからそれは会計利益として不適格だ、または不十分だという論理はただちにはでてこないであろう。なぜなら、もしも会計情報の諸利用目的に対する・各利益測定の・「有用性」という基準にてらして考えることが許されるならば、ある利益概念とその測定の当否は、「それが一面的な測定かどうか」ということにもとづいてではなくて、それが「有用であるかどうか」にもとづいてきめられるべきだからである。

しかし、会計利益を利用する利害関係者グループおよびその利用目的は全くさまざまでありうることを考えに入れると、このような一面的な諸利益測定は、特に価格変動のもとでは、すべての目的に対する十分な有用性をもつことはできない、と仮定しうるのではなからうか。とりわけ取得原価主義-名目資本維持にもとづく利益測定は、現存するものの強みをもち、また大きな「客観性」と社会的な妥当性をもつ「貨幣価値安定の仮定」に支えられて、現行会計制度の基軸をなしているのであるが、しかしその一面性の克服のために、「経営的・

第1部 一元的利益概念とその測定

短期的・測定」に属する後入先出法の導入が現にみとめられているのである。また、会計利益に関する諸学説においても、取得または修正原価主義による「長期的または全体期間的測定」のなかへ「経営的・短期的測定」として理解された時価主義的利益測定を導入しようとする動きがみられる。これらの「二元的な利益測定」は、名目資本維持という一面的測定は有用性において欠けるところが大きいという認識（とりわけ実体維持または経営の立場からの業績尺度利益が正しく示されないという認識）にもとづいて、基本的会計計算としての取得または修正原価主義計算のなかへ時価主義的測定を部分的に導入しようとしているのである。これらのことを考えると、もっとも妥当な利益概念が単一のものとして存在しうると仮定すると、それは一面的な測定を行なうものではなくて、おそらく「全部的・株主的-経営的-……・短期的-長期的-全体期間的・測定」という性格を一身にそなえていなければならないであろう（それとも、さまざまな一面的な諸利益概念が同時的に測定され表示されるべきであろうか）。

（第3章への注）

- (1) 費用の時価評価額がその原価評価額をこえる差額は、ここでは利益でなく資本（剰余金）として処理される。これを利益とみなしかつ資産の時価評価による評価差額をも利益と考えるところの最近のアメリカにおける主張は、時価主義ではなく、原価主義利益の分割にすぎない（本書第2部第6章）。
- (2) このことは次の文にあらわれている。取替時価を費用として回収しないと「経営は損失すなわちモーターを製造するその能力のまひをこうむる。」[27, p. 57]
- (3) 実際取替日が販売日より以前である場合にも、そのような偶然事により収益の費用財取替能力を示す損益の大きさが変動すべきでないから、収益に要求しうる要補填額は依然として正常な販売日取替時価であるべきであろう。
- (4) 投機財は期末に時価評価して評価損益を計上し、売却時には売却収益と評価替後金額との差額がその期の投機損益として計上される（取得原価主義利益の分割）[27, p. 50]。
- (5) シュミット説でもこのことは明白に認識されている（第3章第2節）。
- (6) 期末全資産もまた期末再生産原価により評価される点で、シュミット説はゲルト

第3章 時価主義-実質資本維持にもとづく利益

マッヒャー説と異なる。

- (7) 実質資本維持または実体維持は、「部分的・経営的・短期的」にみて望ましいとしても、果たして国民経済的にみてもっとも好ましいか否かは明らかでない。つまり、既存経営の生産力維持が、名目利益の社会的再配分によりもたらされる全体経済的効果の総和よりも望ましいかどうかは速断できない。
- (8) 投機目的で保有・販売される財の損益の測定方法については本節の(5)を参照。
- (9) この表の5.として企業全体を売却した場合の損益が示されているが、それは省略する。
- (10) 取替えが可能でない時には、自己資本のうちのそれに対応する割前を償還しうる [81, p. 141]。
- (11) しかし、「生産の始めにおける調和は、賃金として現金が順次支払われることによって破れる。何となれば、賃金の支払いにより一方に貨幣的資産を減じ、他方に財貨的資産を増すが、自己資本と他人資本との関係は変化しないからである。」 [128, p. 87] 販売時点には財貨資産の減少と貨幣資産の増加が発生して、均衡が回復する。つまり販売日周辺の価値均衡のみが達成可能であるにすぎない。
- (12) 収益力の維持をもたらす時価主義が必要であろう。

第2部 二元的利益概念とその測定

第4章 貨幣・実体両資本維持余剰としての利益(テァ・フェーン-ハックス-エッカルト的類型)

本書第1部で検討した一元的な諸利益概念に内在する一面性とそれに由来する限界を克服するために、(取得または修正)原価主義と時価主義との結合をはかろうとする一つの立場が、以下において検討するところの、いわゆる「貨幣資本維持」(Geldkapitalerhaltung)と「実体(資本)維持」(Substanzerhaltung)が現実に達成されたのちの資本余剰として利益を測定しようとする所説——論者たちの名前を付すと「テァ・フェーン-ハックス-エッカルト的利益概念」と呼ぶうる——である。彼らの説において一元的な諸利益概念の一面性がよく克服されているであろうか。

第1節 その萌芽——テァ・フェーン説

財務会計上の利益、彼のいう貸借対照表上の利益(Bilanzgewinn)の内容がどうあるべきかは、彼の説では、企業者により経営に課せられる義務によって規定される。この義務とは、資本主義経済においては、「経営に投入された自己資本の購買力価値(kommerzieller Wert)の維持と、また他人資本も用いられているかぎりでは、信用費用をふくめて、債務の返済に必要な資金の維持と調達」[93, p.364]ということである。それと並んで、彼は、経営の生産力を維持するという立場から、経営にとって不可欠と解された財の維持(Erhaltung der als betriebsnotwendig aufgefassten Gegenständen)をも要求している。

第2部 二元的利益概念とその測定

(1) 「出資者的測定」としての貨幣資本維持的測定

自己資本のみによって活動する経営にあっては、「利益が存在するための前提は、当経営への引渡しにより失われ他の使用可能性から引きぬかれたところの、自己資本の価値の維持である。」[93, p.364] つまり「利益は自己資本の価値増加——これが販売によって実現したかぎりでの——を意味する。」[93, p.364] このような「本体資本」およびその増殖分としての「本体利益」を会計測定により数字的表現へと写さなければならないが、そのために、自己資本が投下された諸財貨は取得原価として表現され、その原価の費消分としての費用と、自己資本の・経営活動による・増加分を表現する収益との差額として、「写体利益」は測定される。この場合、測定すべき本体としての資本は自己資本「価値」であるから、貨幣価値変動を前提として考えると、なんらかの尺度により測定されるべき(株主の立場からの)一般購買力資本維持が測定されるべき本体と考えられているのであろう。

他人資本もまた用いられている時には、経営はその「債務の返済のために必要な価値合計額の維持または調達」[93, p.366]という義務、すなわちその名目資本維持の義務を負う。貨幣価値変動時には名目的同一額の価値内容が時の経過につれて変化するため債務について損益が発生する。そしてこの損益を測定するためには、本来ならば、自己資本により取得された資産項目はその取得原価を価値修正した金額により計上し、他人資本により取得されたものはその歴史的な原価により測定すべきであろう。「そうすると、掛買された財貨の販売時に、借入金にもとづく利益が生ずることとなろう。」[30, p.41]しかし、資産および費用に関する測定を統一的行なう必要から、「他人資本にもとづいてなされる販売取引というもともと統一的な過程を、実践は、金融取引と販売取引との二つのグループに分解して考える。そして販売取引は、自己資金から取得された積極項目について用いられるのと同じ原理にしたがって記帳される」[93, p.366]から、債務にもとづく利益は販売取引とは別個の、金融取引の面に

において把握される⁽¹⁾。

こうして、テァ・フェーン説は、自己資本については株主が経営に課する義務にもとづいてその一定価値額の維持を、そして他人資本については外部債権者からの義務にもとづいてその出資名目額の維持を、それぞれ要求するところの「出資者的測定」としての貨幣資本維持的（修正原価主義的）測定であることがわかった。ここで注目すべき点は、たとえばリーガー説においては、「経営」は株主グループの営利理念を実現するための技術的手段にすぎず、したがって会計測定の対象を規定するものはその株主の営利理念のみであると考えられ、「株主的測定」として会計測定が性格づけられていたのであるが、テァ・フェーン説では、「経営」は株主および債権者グループに対して資本維持の義務を負うけれども必ずしも彼らのいずれかにとっての目的追求手段として下位的に位置づけられてはおらず、「経営」と「出資者グループ」とは別個の存在でありただ後者から前者への一つの要求として資本の運用・維持の義務が課せられ、それを会計は測定すべきだ、とされていることである。この見解を、したがって、「出資者的測定」と称しうる。

（２）「経営的測定」としての「実物維持」的測定

出資者からの経営に対する貨幣資本維持への要請にならんで、「経営」自身の側からの反対的要請（Gegenforderungen）として、「経営にとって不可欠と解された財の維持」[93, p.367]もまた達成されなければならない。つまり「経営維持の原則（Prinzip der Betriebserhaltung）が、そこからもたらされる要請が資本維持をこえる場合に、補完的にあらわれる⁽²⁾。」[30, p.41~2] 収益がこの両方の維持を現に達成しえたか、それを達成していくら余剰が「本体利益」として実現したか、という現実関係を測定するためには、取替原価が（修正）原価以下であるならば（修正）原価にもとづいて費用を測定すればよいが、取替原価が（修正）原価をこえているならばその取替原価により費用を測定しなけ

ればならない。

まず固定資産（償却資産）の会計処理であるが、当該資産の将来の（実際の取替日における——筆者推定）取替原価がその資産の（修正）原価よりも低い場合には資産と費用の両方の評価について（修正）原価主義をつらぬき、他方、その将来取替原価が（修正）原価よりも高いときには前者を貸借対照表の当該資産価額として計上し、そしてまたその取替原価にもとづいて毎期の減価償却をも測定し（この場合、資産価額および費用額についてその取替原価と（修正）原価との差額は利益ではなくて資本修正として処理する）、そのようにして、貨幣資本維持と実物維持の両者が現に達成されているか否かの基準にてらして利益を測定しようとするのである⁹⁾[93, p.368~9]。なお将来の取替原価の見積りの可能性、その方法等については彼はまったくふれていない。

棚卸資産については、彼は、シュマーレンバッハの提案にならって「恒常在高法」を採用しようとする。すなわち、「恒常在高」となるべき部分については固定資産に類似して「数量単位あたり不変の価額を計上」[93, p.368]する。期末数量がこの恒常在高にみえないならば、「その不足している残高は取替原価にもとづいて（恒常在高評価額から——引用者）控除されるべきである。」[93, p.368]なお期末決算日において棚卸資産在高が恒常在高をこえている場合、シュマーレンバッハはその超過在高を時価評価することにより未実現利益を計上するが、テァ・フェーンはこの超過分を実際の（修正）原価で計上する[93, p.368]。このように彼は、「仮装された純数量計算」としての恒常在高法にもとづいて棚卸資産を評価することにより、恒常在高部分についての実物の維持を確保しようとするのである。

このようにして、テァ・フェーンは、いわゆる「実物維持」を、出資者からの貨幣資本維持への要請に対立するものとしての、経営の側からの反対的要請（Gegenforderungen des Betriebes）として、つまりわれわれの表現では「経営的測定」の見地から主張しているのである。

(3) 貨幣資本維持的測定と実物維持的測定との相互関係

損益計算における両測定の相対的な地位について、テァ・フェーンによると「貨幣-信用経済の時期における損益計算の本来の目標はいぜんとして抽象的-資本家的であり、実物の維持はそれをこえていわば一つの必要悪 (ein notwendiges Übel) にすぎないのである。」〔93, p.368〕彼の説が、このように、損益計算において本来的な位置を占める貨幣資本維持的測定と「一つの必要悪」としての実物維持との二元的測定構造を示すものとして構想されえたのは、上にのべたように、彼が「経営」を「出資者」とは別個の存在として把握したことにともづいている。つまり、両者をきりはなすことにより、(i)出資者から経営に提起される経営義務として貨幣資本維持とそれを測定対象とする貨幣資本維持的測定と、(ii)経営自体の側からの反対的要請として「経営にとって不可欠と解された財の維持」すなわち「実物の維持」およびそれを測定対象とする「実物維持的測定」とを、同時平行的に根拠づけることが試みられているのである。

(4) 批判——両測定の不統合

取得原価主義-名目資本維持的測定および修正原価主義-一般消費購買力資本維持的測定のもつ「株主的測定」という性格とそこから由来する(いったん経営に投下された貨幣資本は経営に拘束されるという側面を反映しえないという)限界、ならびに、時価主義-実質(または実体)維持的測定がもつ「経営的測定」という性格とそこから由来する(取替時価下落時に貨幣資本が現に維持されたか否かを測定しえないという)限界を、克服するために、出資者からの経営への要請と経営の側からの要請を同時に反映するものとして、両測定を一つの損益計算の中へ組みこもうとしたものが上のテァ・フェーン説だといえよう。しかし、これらの両測定の間を調整するために諸資産および諸費用の取替時価が原価をこえる場合のその差額を収容する「資本増加勘定」におけるその残高は、い

った利益なのか資本なのか、全く不明である。テア・フェーンはそれを資本と考えているようにも思われるが、その論拠はわからない。出資者的-貨幣資本維持的測定によるとそれは「利益」となり、経営的-実物維持的測定によるとそれは「資本」と考えられるが、両測定を統合している損益計算の立場からはそれは何か不明なのである。この不明瞭さは、テア・フェーン説においては実物維持が一つの「必要悪」と呼ばれているのみで、それと貨幣資本維持との関係がふかく解明されていないことに起因している。テア・フェーン説に類似して、名目資本維持と実体維持との両者が現に達成されたのちの収益余剰のみを利益として測定しようとするハックス説において、このような両測定のあいだの不統合はいかに解決されているか。

第2節 ハックス経営維持説

(1) 三つの規定要因

ハックス (Karl Hax) の経営維持説の形成は、その経済的背景、学説史的系譜および方法論的立場により規定されている。(a)国民の生活水準の上昇と福利の増大のためには現今の経済成長はのぞましいものである。そしてその政策が価格上昇の可能性(名目資本維持によっては実体維持は不可能になる)、高率の利益課税(名目利益の企業内留保により実体維持を行なうことを妨げる)、および資本市場の弱体(外部資本の導入による実体維持達成を妨げる)という現実の与件のもとで今後も推進されるには利益測定はどうあるべきか、という問題意識から彼は出発する[31, p.1~11]。(b)シュミット説およびリーガー説はハックス理論の建設材料になっている⁽⁴⁾としても、それらは「変質した」形でハックス説に入っている。その「変質」とは、たとえばシュミットの時価主義利益測定のねらいは全体経済の諸変動と経済法則に対して経営が適切に価値的に適応してゆくための一つの指標たる利益を測定しようとしたのに反し、ハックス説では安定

成長経済の中にあっても少なくとも「実体維持」を現実企業に達成しうるがために、現に実体維持が達成されたか、そしてそれをこえる分配可能利益がいくらかを測定することが目標とされているのである。またハックス説の「二元的構造」に着目すると、彼の説はシュミットやリーガーではなくむしろ上のテァ・フェーン説につらなる⁽⁵⁾。(c)ハックスは自己の方法論として、実践の中で試練をへている諸方法の基礎にある考え方を抽出しそこにひそむ目標に向かってその既存の方法を一層完全なものに仕上げるといふ、シュマーレンバッハの立場に立つと主張し[32, p.380]、この見地から、貨幣資本維持的測定の中へ部分的に実体維持的測定を組みこむという思考は会計実践の中に（後入先出法や基礎在高法の形で）現存するという解釈に立って、この両測定の一層合理的な組合せを達成するにはどうすればよいか、を考えようとするのである。

(2) 一般原理——全部的・出資者的・全体期間的・測定と部分的・経営的・短期的・測定との結合

(a) 「(全部的)出資者的測定」と「(部分的)経営的測定」：ハックスによると今日の資本・貨幣経済のもとでは企業は二重の性格をもち、一面では「出資者の資本投資」であり他面では「国民経済の生産機構の一部分」を構成している。資本投資としての性格からは、債権者から提供された名目的債務額の維持（と返済）、および自己資本出資者からのその出資額の維持（と清算時における返済）が必要とされる。また、国民経済の生産機構という性格からは、そのつくり出す生産物数量を一定に保持すべきだが、そのために、設備、棚卸資産および貨幣資金の形をとる現存生産能力（vorhandenen Kapazität）が一定に維持されるべきである——これを「給付的実体維持」⁽⁶⁾（leistungsmäßige Substanzerhaltung）という——ということになる。企業の二面的な性格に対応して要請される「貨幣資本維持」と「実体維持」との両者を「経営維持」（Betriebserhaltung）という上位概念のもとに総括している。このようにして、経営活動をつうじて実現され

第2部 二元的利益概念とその測定

た収益がこの経営維持を達成してなお余りあるか否かという現実関係、およびその余剰分としての「本体利益」が、会計測定において測定されるべき「本体」とみなされているのである。

この場合、「実体維持」は国民経済のためにそれが必要だということによって第1に根拠づけられているが、この国民経済的立場からの主張は十分な説得力をもたないとわれわれは考える。むしろ「あらゆる企業は特定数量の給付をめざして形成されており、価格変動時にも収益性を危うくすることなしにそれを任意に変更しえない」[31, p.17] という・投下貨幣資本の・特定生産内容への・拘束性という見地から、つまり「経営」自身の立場から実体維持を主張する彼の主張面のみを妥当とわれわれは考える。

測定すべき「本体」である経営維持のうちの「名目資本維持」の測定のためには、取得原価にもとづく費用評価が要求されることは明らかである。また、(給付的)「実体維持」の測定のためには、消費された財の再調達価格に相当するものが収益によって現実につぐなわれているかという現実関係が測定されるべきであるから、再調達価格にもとづく費用評価が要求されることがわかる[31, p.20~21]。そして、「経営維持」においては実体と貨幣資本の両方が維持されるべきである、つまり両者のうち高い方のものが維持されるべきであるから、経営維持の測定のためには再調達価格と取得価格とのうちの高い方による費用評価が原則として行なわれねばならない。この評価原則を「二重下限」(ein doppeltes Minimum)の原則という[31, p.27]。

再調達価格と取得原価とのうちの高い方による費用評価は首尾一貫性がない、という批判がありえよう。それに対してハックスは、低価主義などの伝統的計算原則にもかかる非首尾一貫性は存在しているし、また企業の維持という大目標が承認されるならば、その目標達成手段の内部における非首尾一貫性はもはや問題にならない、という[31, p.27]。

〔例1〕費用財の取替時価が100から120に上昇した場合：

第4章 貨幣・実体両資本維持余剰としての利益

売上損益	120	商 品	100
		実体維持積立金	20

〔例2〕 実体維持積立金残高がいくらかあり，費用財取替時価が100から90に下落した場合：

売上損益	90	商 品	100
実体維持積立金	10		

〔例3〕 実体維持積立金残高がまったくなく，費用財取替時価が100から90に下落した場合（貨幣資本維持の検証のためにただちに取得原価による費用測定が行なわれる）：

売上損益	100	商 品	100
------	-----	-----	-----

以上の論述から，ハックス説では（テァ・フェーン説と同じく）「経営」と「出資者」とをはっきりと区別した上で，後者の・前者に対する・要請である（名目）「貨幣資本維持」を測定の対象とする「出資者的測定」と，「経営」自体の側における要請である（給付的）「実体維持」を測定対象とする「経営的測定」との二つの種類の測定が一つの損益計算の中で同時に行なわれるべきものと考えられている。具体的には，上の二つの維持のうちの大きい方のものの維持いかんという現実関係を測定の「本体」とし，その本体を数的表現に写すために「二重下限」の原則を費用の「金額割当規則」としてもつところの，利益測定構造——「資本・実体結合計算」——を彼は構想するわけである。

（b）「全体期間的測定」と「短期的測定」：さて，企業の解散時には実体維持したがって実体維持積立金は不要であるから，この時点に残存する積立金残高はすべて利益としてあらわれ，したがって全体期間にわたってみると「貨幣資本維持」的測定のみが行なわれていることになり，それゆえこの測定のみが「基本計算」である。「そこに組みこまれている実体計算は，企業の減ぜられない継続のためにそれが必要なかぎりかつその程度において一つの補助計算であるにすぎない。」〔31, p.35〕 両計算のかかる位置づけは，テァ・フェーン説で

第2部 二元的利益概念とその測定

は未解決であった。「資本増加勘定」または「実体維持積立金」の性格は何かという問題に対して一応の解答を与える。つまり、本来的な利益は「基本計算」としての貨幣資本計算上の名目利益であり、それゆえ実体維持積立金はこの名目利益を実体維持目的のために一時的に企業内に留保したものだから当然それは利益である、ただし、その目的のために企業に拘束されているという意味で「未実現利益」である、という解答がそれである。価格下落、解散、部分的清算（ある既存部門の廃止）にさいしてはこの積立金にふくまれる利益はもはや実体維持のため不要となったという意味で「実現した」ものとみなされ、当期の分配可能利益に加えられる⁽⁷⁾[31, p. 65~68]。このように、全体期間の終わりに返却すべき貨幣資本を維持してゆくこととして「(名目)貨幣資本維持」を理解し、かつそれを対象ないし本体とする会計測定（取得原価主義-名目資本維持的測定）を基本計算と考えていたということは、この測定をもって（全体期間的視野から期間計算をながめるところの）「全体期間的測定」とハックスが考えていたことを示すのである。

実体計算が補助計算の地位に甘んじなければならない第2の理由は、生産財購入市場における状況の変化、販売市場における需要の変化、あるいは技術進歩のために、実際に消費・販売された財と取り替えられた財とが質または種類を異にするときには確実な実体計算は行なわれえない（なぜなら、たとえば綿花100梱とスフ50梱とを比較し数量的増減を確定することはできないから）ことである。この場合、ハックスは、「実体計算」というものを厳密な数量計算（Mengenrechnung）と考えており、製造される製品の品質や種類に変化が生じない場合のみそのための生産財相互間に比較性をみとめるが、品質または種類が変化する場合には実体計算を放棄し（つまり実体維持積立金を利益に戻し入れ）、貨幣資本計算に立ちもどるのである。したがって、かかる変化がたびたび生ずる現実においては、ハックスの実体維持計算は利益の一時的な繰り延べをもたらすにすぎない[31, p. 43~52]。このように、実体維持計算が補助計算にとど

まらざるをえない一つの理由は、取り替えられる生産要素の質または種類に変化が生ずるとそれは適用できないという「短期的性格」をもっていることであり、この主張からも、ハックスが実体維持計算を「短期的測定」と考えていたことがわかる。したがってまた、「二重下限」評価原則をつうじての「資本・実体結合計算」は、「全体期間的測定」の中への「短期的測定」導入の試みであることが明らかとなる。

要するにハックス経営維持論のエッセンスは、一元的な諸利益測定がもつ「一面性」という限界を克服するために、「全部的・出資者の・全体期間的・測定」である（名目）貨幣資本維持計算の中へ「部分的・経営的・短期的・測定」である（給付的）実体維持計算を導入しようとしたものであり、そして上の2種類の利益測定の中の食いちがいは「実体維持積立金」という技術的手段およびこれを説明するための「拡張された実現原則」という思考により克服しようとする点に見られる。この試みは成功しているか。

（3）貨幣資本維持の枠内での実体維持方法

（a）棚卸資産について：棚卸資産費用の測定において資本・実体結合計算を遂行するためには2通りの方法がある。一つは時価上昇時に期末在高を過小評価（つまり秘密積立金を設定）することにより棚卸資産費用を実体維持に必要な大きさへと高める方法であり、他の一つは、実体維持積立金の設定により費用を取替時価で評価する方法である。

（i）期末在高の過小評価による方法

恒常在高法および後入先出法がこれに属している。両方法ともに、特定数量の在高を期首と期末で同一額で評価することにより当期払出品を当期受入品の取得価格（今期の時価）によって測定し、それによりその特定在高量を実体として維持しようとする。しかし、両方法を比較すると、恒常在高法では実体として維持される在高量が固定されているが後入先出法では当期の増加量は次年

第2部 二元的利益概念とその測定

度からは維持すべき実体の中へふくまれ、いわば恒常在高の自動的修正が行なわれるので、後入先出法のほうが一層弾力性のある好ましい方法だとハックスは主張する〔31, p.140～3〕。

期末在高数量が期首在高数量よりも少なくなっている場合には、いずれの方法によっても実体維持は完全には達成されない。というのは、低い固定価額を付されていた恒常在高の一部分（恒常在高法の場合）または当期取得時価より低い前期取得原価を付されていた——価格上昇時の場合——期首在高の一部分（後入先出法の場合）が当期の棚卸資産費用に入りこむからである⁽⁶⁾。

品質または種類の変化が生じた時には、期首在高と期末在高との数量的比較を前提とする（ハックスの主張する厳密な）実体維持計算は原理的に不可能になる。もっとも、質の相違については時価を基準にして一つの標準品種に換算することにより恒常在高を比較可能にする方法があり、また後入先出法としては棚卸資産の種類・品質・形の相違と変化がある場合にも適用可能なドル価値後入先出法や後入先出小売棚卸法が現に存在する。しかしハックスは実体計算を厳密な数量計算として理解するので、かかる諸方法は物量計算から価値計算への移行（Übergang von der Mengenrechnung zur Wertrechnung）を示す、と批判する〔31, p.146〕。

(iv) 実体維持積立金の形成による方法

期末在高の過小評価による上の諸方法は貸借対照表の報告能力を害するので、資産は（期末に近い）実際取得原価で計上するとともに、貸方側には実体維持積立金を設けることにより費用の取替時価評価を達成する方法である。この積立金の計算方法は2通りある。

① 費用直接評価法：当期費用を期中平均購入価格で評価し、取得原価による費用評価額との差額を実体維持積立金に計上する。当期購入数量と当期販売数量が一致する時は、期中平均購入価格は実際購入価格の平均に等しい。前者が後者をこえる時は、その超過量は購入されなかったものとして期中平均購入価

第4章 貨幣・実体両資本維持余剰としての利益

格を計算し、後者が前者をこえるならば、当期販売数量のうち当期購入数量相当量は期中平均購入価格で評価し、不足量相当量は決算日取替時価で評価する〔31, p.160~162〕。ハックスの設例を示すと下のとおりである〔31, p.160~162〕。

(i) 期首・期末数量が等しい場合

商品勘定

期首在高 100kg @ 10	1,000	期末在高 100kg @ 13	1,300
仕入 200 11	2,200	売上原価 400 12※	4,800
仕入 200 13	2,600		
積立金	300		
※ $(200 \times 11 + 200 \times 13) + 400 = 12$			

(ii) 期末数量増加の場合

商品勘定

期首在高 100kg @ 10	1,000	期末在高 200kg @ 13	2,600
仕入 250 11	2,750	売上原価 400 11.75※	4,700
仕入 250 13	3,250		
積立金	300		
※ $(250 \times 11 + 150 \times 13) + 400 = 11.75$			

(iii) 期末数量減少の場合

商品勘定

期首在高 100kg @ 10	1,000	期末在高 50kg @ 13	650
仕入 175 11	1,925	売上原価 350 12※	4,200
仕入 175 13	2,275	売上原価 50 14※※	700
積立金	350		
※ $(175 \times 11 + 175 \times 13) + 350 = 12$			
※※ 決算日の再調達時価			

② 積立金直接決定法：期首在高にいくらの貨幣資本が投下されていたかを測定し、次にその期首在高の取替えにいくらの貨幣資本が使われたか（または必要か）を測定し、後者が前者をこえる時はその差額を積立金に貸記し、逆の場合には借記する〔31, p.165〕。期末数量が期首数量をこえる時は増加分を期末に近い実際購入価格で評価して期末評価額から差引き、逆に期末数量が期首数量より減少している時は不足量を決算日取替時価で評価して期末評価額に加え、

第2部 二元的利益概念とその測定

それらと期首評価額との差額を積立金に貸記または借記する[31, p.166]。これを前掲例 (i) について示すと次のとおりである。

期首投下資本額	1,000
取替につかわれた資本額	<u>1,300</u>
実体維持積立金	+ 300

上の二つの計算方法は当然同一の結果をもたらす。取替時価下落時にはこの残高がなくなってしまうから、この二重下限の原則により取得原価による費用評価が行なわれる。

実体維持積立金法は、在庫量減少時には実体計算を貫徹しうる（期末在高の過小評価にたよらないから）が、質・種類の変化や部分的清算（ある部門の廃止）が生じた時には期首在高と期末在高との・実体としての・同一性を確定しえないから、実体維持的測定は破綻する。

最後にハックスは、恒常在高法、後入先出法および実体維持積立金法を比較して、次のようにいう。財の種類または品質の変化にさいしてはどの方法も挫折するが、それを別にすると、実体維持積立金法は秘密積立金を排除しかつ年々の変化にヨリよく適応しうるから、それは経営内部目的に適している。他方、容易な実行可能性と客観的な検証可能性が要求される対外報告会計では、恒常在高法および後入先出法——特に在庫の量的変動と経営状況の変化への適応可能性という点から後入先出法——が、優先されるべきだ、とハックスは結論する [31, p.176~178]。

（b）有形固定資産について：いわゆる取替法は有効な実体維持的測定方法ではあるが、この方法が適用されうる固定資産の種類はきわめて限られている。そこでハックスは固定資産の実体維持についての測定方法として「減価償却法」を考えている。ところで、実体維持が収益のうちから現実に確保されえたか否かを測定するためには固定資産の費消は取替価格——将来取替時点の取替価格はわからないのでその代用として当期中（または末）取替時価——にもとづい

て測定されねばならない。しかし、技術進歩や、当設備が当企業の特珠な必要にあわせて作られているために、当該固定資産と同一の質または種類のものが市場に存在しないことがしばしばあり、その場合には（少なくとも厳密な数量計算としての）実体維持は遂行不可能となる。ゆえに以下の考察は、「もしも取替価格の決定に結びついている困難を克服することに成功したら」〔31, p. 209〕という仮定のもとに進められる。

〔例〕 耐用年数3年、取得価額300の一設備が定額法で償却されるとする〔31, p. 209〕。

年 度	1	2	3	1～3
年度末価格指数	110	120	130	
取得価格による償却	100	100	100	300
取替価格による償却	110	120	130	360

価格上昇時に各年度取替時価により償却費を評価すると、耐用年数末のその合計（360）は実際の取替所要額（390）に満たない。これを防ぐ一つの方法として、当年度中の価格上昇のため償却累計の上に生じた不足額を当年度償却費に加えてチャージする方法がある（上例では各年度償却費は110, 130, 150となる）が、こうすると、「価格上昇が生ずる年度が取返しにより強く賦課され、それをつうじて損益計算の比較可能性がいちじるしく損われる。」〔31, p. 210〕第2の方法として、その価格上昇時に回復すべき金額をのこりの耐用年数に配分することも可能である（上例では110, 125, 155となる）。しかしハックスによると、大企業の通例として、耐用年数のさまざまな設備が混在し各年度償却費がその年度に取り替えるべき新設備の取得価格にはほぼ一致する傾向があり、したがって上のいずれの取返し策をも用いずに各年度の取替時価償却費のみにより実体維持可能性の検証が可能であるという〔31, p. 218～9〕。しかし、私見によれば、かかる状況はすべての企業においてつねに生ずるとは限らないのであって、各年度の取替時価償却費を回収したのちの利益は真の分配可能利益を示すもので

第2部 二元的利益概念とその測定

はない。

ハックス説にしたがい、取替時価償却110、取得原価償却100とする場合

減価償却費	110	減価償却引当金	100
		実体維持積立金	10

価格下落時には実体維持積立金残高がある限り取替時価償却を行なうとともにそれと取得原価償却との差額を積立金から取りくずす。そして、積立金残高がなくなった後は二重下限の原則にしたがい取得原価償却に戻る〔31, p.220～222〕。

設備が減少する場合（既存部門の廃止による場合をふくむ）はその設備に対応する積立金は利益に戻し入れられねばならない。以前と異なる質または種類の設備が取替調達された場合、製造される製品の質と種類がほぼ等しいときには積立金の取崩しは不要だが、以前と異なった種類の製品が製造されるときにはその設備に対応する積立金は利益に戻し入れられねばならないであろう〔31, p.223〕。

このようにして、固定資産の実体維持的測定にさいしては、(i)取替時価の客観的で正確な決定は困難であり、(ii)集積された実体維持積立金を生産力の種類または質の変化に対して適応させようとする場合その生産力変化割合を客観的に測定することは困難である。これらの理由のため、固定資産費用の測定を実体維持的測定の方向に改変することは、まだほとんど行なわれていない。

なお、かかる質や種類の変化にさいして時価償却を首尾一貫して適用するための理論と技法の暫定的な私案については第9章第2節(3)を参照されたい。

(c) 貨幣的資産について：ハックスによると、実体維持とは、以後の生産のために必要な費用財を、収益のうちから取替える可能性を維持することを意味し、そしてこの可能性は貨幣資産を介して与えられるわけであるから、貨幣的資産についても実体維持の問題が生ずる、と主張される。しかし彼は、問題の存在を指摘するにとどまり、なんらの解決案をも示していない⁽⁹⁾〔31, p.263～5〕。

(4) 批判的考察

(a) 「全部的測定」と「部分的測定」との関係：ハックス説でも、(名目)貨幣資本維持的測定はすべての資産および費用の測定として用いられるべき「全部的測定」であり、そして実体維持的測定は投機目的で一時的に保有される資産およびその費用を除いた資産部分および費用部分に対して適用されるべき「部分的測定」であることが、暗黙のうちに認められている。そうすると、前者の測定の中へ後者の測定を導入しようとする「資本・実体結合計算」が正しい測定結果を生むことができるためには、実体維持されるべき資産および費用が実体維持されるべきでない資産および費用と正確に区別できなければならない。果たしてこれは可能か。たとえば、恒常在高法における実体維持すべき恒常在高とそうでない投機的在 high の区分は、経営内外の状況の変化に動的に即応しないであろう。また後入先出法では実体維持される在 high は各期首在 high 数量とみなされ、恒常在高法よりも弾力的ではあるが、実体維持されるべき在 high 数量にかんするこの仮定がどの程度正確かは明らかではないのである。それゆえに、「経営維持的測定」としての「資本・実体結合計算」において試みられている「全部的測定」の中への「部分的測定」の組み込みは、未知の程度の不正確さをともなう可能性がある、といわざるをえない。

(b) 「出資者の測定」と「経営的測定」との関係：たとえば当期に実現した営業活動の循環(貨幣→商品→貨幣)よりも以前の活動の結果としていくらかの実体維持積立金が設定され、それが当期首にまで繰り越されているとし、当期には取替時価が取得原価よりも低くなったと仮定すると、当期に実現した営業循環にとまなう当期費用は「取替時価」で評価されることによりその積立金は当期に実現した利益として当期純利益に含められることになる。さて、当企業(または他のある企業)が別のある期に、当期のそれと全く同じ営業循環を当期と全く同じ経済的・社会的環境のもとで実現したが、当期首には実体維持積立金は存在しなかったとする。すると当期費用は「取得原価」で評価され、した

第2部 二元的利益概念とその測定

がって先の例とは異なった利益額が結果する。これは全く不合理といわねばならない。なぜなら、全く同じ環境下で同じ営業循環が完結した二つの期間における「本体資本」——それをどう定義するとしても——の増加額は同一であるはずだからである。同一の本体資本増加額を異なった金額写体利益として表現するハックスの利益計算は、それゆえ、客観的、科学的な測定の名に値しないであろう。

この欠陥をさけるには、当期首に実体維持積立金が存在するか否かにかかわらずなく、当期の取得原価と取替時価とのうちの高い方により首尾一貫して費用を評価すればよい。しかしそうすると、かかる利益測定の影響により、出資者の立場から正当化されえない貨幣資本の過大蓄積と経営の立場から正当化されえない実体資本の過大蓄積とが、誘発される。なぜなら、たとえば取替時価が取得原価よりも低い時には、名目資本維持のために実体維持にとっては過大な貨幣量が費用として回収され、その後に取り替時価が取得原価より高くなると、その過大な実体量が基準とされ、それを確保したのちの余剰のみが利益となる……等々、だからである。ゆえに、かかる測定方法も妥当とはいえない。

かくして、ハックスの資本・実体結合計算の不合理性は救いようがない。そしてこの困難の根本原因は、「拡張された実現原則」によって「実体維持積立金」の本質を未実現利益と考えたことにある〔cf. 117, p.122〕。未実現利益だからこそ取替時価下落時には取り崩さざるをえず（さもなくば実体の過大維持となる）、それを取り崩すと科学的な測定でなくなるわけである。「出資者の測定」と「経営的測定」との真の統合のためには、そのかなめである「実体維持積立金」に新しい解釈と新しい取扱いを与えねばならない（その暫定的な私案については第9章第2節(1)および(2)参照）。

(c) 「全体期間的測定」と「短期的測定」との関係：たとえば当企業の財産(A)が100万円から10万円への価値下落をこうむった（価値変動への適応に失敗した）場合、シュミットの時価主義においてはその10万円を基礎にした費用測定し

第4章 貨幣・実体両資本維持余剰としての利益

か行ないえないが、ハックス説ではそうではない。ここでは、その無効となった経営実体(A)を基準にした利益測定を放棄して貨幣資本維持を基準とする測定（上例では取得原価の70万円にもとづく測定）にうつることになる。そしてその名目資本を基礎にして、新しい有効な実体(B)の維持につとめることが（その70万円の範囲内で）可能にされる。つまり、時価主義-実質または実体資本維持的測定が「短期的測定」であることによる限界は、「全体期間的測定」としての貨幣資本維持的測定が経営の維持すべき実体の質または種類の変更（A→B）にさいして橋渡しを行ないうることにより、やや緩和されるようである。

しかし、上例において、元の実体(A)と経済的に等価な実体(B)の取得のためには100万円の資本が必要であると仮定すると、取得原価主義-名目資本維持的測定により回収された70万円ではまだ実体(B)の取得には十分ではない。ゆえに、「短期的測定」としての時価主義の限界は、「全体期間的測定」としての取得原価主義的測定によってたんに不完全にしか克服されていないのである。

「全体期間的」な出資者の要請と「短期的」な経営的要請とを2種類の資本維持の組合せという形で満たそうとする場合にも、後者の「短期性」の克服のためには、質または種類の異なる生産財をも同一の実体として観念しうるような新しい（実体）資本概念を考えだすことが必要であろう。後入先出法の発展形態である後入先出小売棚卸法およびドル価値法等の諸会計方法の中には、実体維持の「短期性」克服のための新しい資本概念が見られる（本書第7章第2節参照）が、本章では、それとは別に、このような（経営内の短期的現実のみならず生産財の質や種類の変化が生ずる時点をも含む長期的現実にも妥当するという意味で）「短期的-長期的」現実適合性³⁰をもつ「実体維持」概念（およびその「本体」を測定するための手続）を展開しようとしたエッカルト説を、以下考察しよう。

第3節 エッカルト説 [22, p. 1~56] [cf. 119, p. 57~63]

彼もテァ・フェーンおよびハックスと同様、貨幣資本維持と実体維持との両者を基準とした利益の測定を主張するが、その「実体維持」はハックス説のような「短期的」性格のものではなく、「短期的-長期的」性格をもつ新しい実体維持概念、すなわち「給付等価的・発展適合的・実体維持」(leistungsäquivalente und entwicklungsadäquate Substanzerhaltung) 概念であることに特徴がある。

(1) 「出資者的・全体期間的・測定」としての貨幣資本維持

エッカルトもハックスと同様に貨幣資本維持と実体維持とを総括したものを「経営維持」(Betriebserhaltung)——正確には「物的経営維持」(materielle Betriebserhaltung)——と名づける。しかしその各維持の測定を統合するための論理はまったく展開されていない。

まず「貨幣資本維持」の方について、名目的な債務返還の義務のために必要な資本維持は、「名目資本維持によってのみ確保される。……ゆえに経営はまず最初にあったのは名目資本維持に務めねばならない。」[22, p.36] 他方、自己資本出資者については、彼らは企業の清算時に「その払戻された貨幣がその投資時点に比してどれだけの購買力を示すかを問うのである」[22, p.17] という立場から、一般購買力資本維持を正しいものと彼は考えているようである。もしもそうとすれば、修正原価主義-一般消費購買力資本維持的な利益測定が、他人資本についての名目資本維持と自己資本についての一般消費購買力資本維持を基準とするこの利益を測定しうるであろう。

ともかく、全体期間を考えた場合の出資者的要請という立場から「貨幣資本維持」の必要性、そしてそれが現に達成されたか否かの現実関係についての測定、つまり「出資者的・全体期間的・測定」としての貨幣資本維持的測定の必

要を考えていたことは確かである。

(2) 「経営的・出資者的・短期的・長期的・測定」としての「給付等価的・発展適合的・実体維持」

この新しい実体維持概念は、エッカルトによると、「給付等価的実体維持」(leistungsäquivalente Substanzerhaltung)と「発展適合的実体維持」(entwicklungsadäquate Substanzerhaltung)との二つから構成されている。

(a) 「発展適合的実体維持」とは、技術進歩や需要変化も考慮に入れて替物の取得にさいしてその時々の技術的および経済的な発展状況に合致する諸財貨が購入され維持されることを意味する[22, p.24]。つまり、「種類または質については販売市場の需要変化に適応した」[22, p.24] (傍点引用者)生産物を現在の技術的条件のもとで製造しうるための諸生産要素を、数量的には全体経済における当企業の地位(販売量の割合)が以前と同一にとどまりうるだけの数量[22, p.34]だけ、維持してゆくことをいう。

(b) 「給付等価的実体維持」とは、比較基礎たる以前の給付能力と等価な(äquivalent; gleichwertig)——「等価」の意味は明らかでない——数量の給付能力を確保しうるだけの諸生産要素数量が維持されるべし、という思想である。

上の(a)と(b)とを結合しようとする場合、前者によると経済成長や市場変動にたいし相対的な数量の実体維持を意味するが後者は(エッカルトの暗黙の想定によると)以前と同一数量の給付の生産能力を維持することをいう[22, p.33]ので、維持すべき実体数量につき対立が生ずる。そこで彼は、前者をもって維持すべき実体の質ないし種類のみを規定する原則として理解し、維持すべき数量は後者により定める、と考える。ゆえに「給付等価的・発展適合的・実体維持」とは、その時々の経済状況に適応した質と種類の製品を現在の技術水準のもとで以前と等価な数量(エッカルトは「同一数量」と規定する)だけ製造しうるところの諸生産要素量の維持を意味する。もしも発展適合的な財の給付能力が以前

第2部 二元的利益概念とその測定

よりも大であれば、その超過分に相当する取替時価部分を控除した残りの取替時価が、この実体維持を検証するための正しい費用となる。

ゆえに、この種の実体維持の有無を測定する費用の算定公式は次のようになる〔22, p.55〕。

給付等価的・発展適合的・費用＝発展適合的取替財の価格÷給付変化割合

「等価」という概念をエッカルトは便宜的に「等量」という観念におきかえているために、生産物の質または種類が変化すると、上式の「給付変化割合」を量的に示すことは可能でなくなる。彼は興味ある観念を作ったが、実際にそれを適用するための尺度を創造していない。

さて、この新しい実体維持の根拠は何か。まず彼は（質量ともに発展に適合しようとする）「発展適合的実体維持」をとりあげ、発展適合的な適合をつうじてつねに相対的にもっとも高い経済性が達成され、大多数の場合には発展について行くこと以外の道は経営には残されていないという立場〔22, p.26〕、つまり「経営内の現実ないし要請」からはそれが不可欠だ、と主張する、しかし他方この「拡大的」維持を利益測定の基準とし、その結果この拡大資金を費用計算により回収することになると、「株主や利益確定に参加しないその他の自己資本提供者がもっている・自己の所有物に対する・処分権は過度に制限され、貯蓄者の機能がしめ出されてしまう。そしてそこから、新投資の配分にとって好ましくない結果が生じかねない。」〔22, p.28～29〕この理由から、利益測定の基準としての実体維持においては、維持すべき給付量は相対量でなくて、比較基礎としてのある絶対量であるべきだ、と彼は結論する。

かくして、全体経済の発展に適合しようという「経営内の要請」と株主グループの利益配分への要求を意味する「出資者の要請」との調整、またはかかる「出資者の要請」により制限された「経営的要請」の見地から、「給付等価的・発展適合的・実体維持」およびそれを検証する利益測定は主張されている。この測定は、したがって、「経営-出資者の測定」であるといえよう。さらに、こ

の測定がもつ上述の「短期的-長期的測定」という性格（「短期的」に必要な同一物での取替え、および「長期的」に要求される質または種類の変化への考慮とともに合致するという性格）をもあわせ考えると、「給付等価的・発展適合的・実体維持」説は「経営-出資者的・短期的-長期的・測定」たることを意図するのである。

（3）評価と批判

（a） ティー・フェーンおよびハックスにおける実体維持概念は、生産財の質または種類の変化にさいしておおむね無力であり、その意味で「短期的測定」であるにとどまっていたのに反し、エッカルトの提唱するそれは、技術進歩や需要変化の発生を含むような時間的範囲にわたり首尾一貫して適用可能な「長期的測定」という性格をもあわせもつところの、「短期的-長期的測定」であろうとしている。この意図は全く支持しうるものである。しかし、問題は、かかる実体の本質は何でありその増減はいかなる尺度により測定されうるかが未解決であることである。ドル価値法を分析することによりこの間へアプローチする試みが本書第7章および第9章において筆者により試みられている。

（b） 従来の実体維持的測定が一面的な「経営的測定」という点から根拠づけられてきたのに反し、エッカルトの「給付等価的・発展適合的・実体維持」は全体経済の成長におうじた拡大への「経営的要請」と株主の利益分配への「出資者的要請」との調整ないし妥協にもとづくものとして理解されているのは、興味あることである。確かに、もしも実体維持が出資者（または他のいかなる利害関係者）によって是認されえないものであるとすれば、いかにそれが「経営的要請」に合致するとしても、企業目標とはなりえないのではなからうか。

しかし上の両要請の調整ということから必然的に（他の資本維持概念ではなく）上の維持概念がでてくるという堅固な「論理」は展開されていない。この両要請から出発する場合、たとえば一般投資購買力資本維持がみちびき出されるこ

第2部 二元的利益概念とその測定

とは本当でないであろうか。

(c) テア・フェーン説およびハックス説の場合と同様に、ここでも貨幣資本維持と実体維持との統合の論理がまったく存在しないのである。これは不完全だといわねばならない。その結果、たとえば価格上昇時に形成されるであろう「実体維持積立金」勘定の理論的性格は明らかでなく、したがって価格下落時におけるその処理もわからない。

第4節 テア・フェーン-ハックス-エッカルト的 利益類型に関する結論

この利益測定は、(i)ゲルトマッヒャー-シュミットのな利益測定のもとでは(少なくとも理論構造的には)たんに「財務的な資本維持」としてのみあつかわれていた「実体維持」というものを利益確定の基準としての「計算的資本維持」という地位においたこと、(ii)名目資本維持ないし貨幣資本維持の特質ないし根拠を、株主と企業とを一体的なものと考えたうえで「株主的」測定として理解したリーガー説とはことなり、ここではそれは企業と株主とを観念上切りはなしたうえでその「企業」にたいする出資者の要請にもとづくものとして、すなわち「株主」的測定ではなくて「出資者的」測定として解明されていること、(iii)そして、かかる貨幣資本維持と実体維持とを同時に確保したのちの収益余剰としての「分配可能利益」を測定しようとしていること、の3点において、大きな特質をもっている。けれども、名目資本維持のもつ「全部的・出資者的・全体期間的・測定」という特質と実体維持がもつ「部分的・経営的・短期間的・測定」という特質とを理論的に完全に総合することには成功はしていない。そしてその結果、さまざまな実際的欠陥が露呈されるのである。すなわち、(a)「全部的測定」と「部分的測定」とのあいだの不統合の結果としては、全費用のうち実体維持的な測定が行なわれるべき部分(範囲)を十分正確に定めるこ

とが困難であること、(b)「出資者の測定」と「経営的測定」とのあいだの不統合の結果としては、両者を調整するための「実体維持積立金勘定」の性格があいまいであり、もしもそれを未実現利益と考えると、価格下落時において期首にこの積立金残高がある場合とない場合とで、全く同一の経済的環境のなかで全く同一の経営活動（営業循環）が行なわれたにもかかわらず利益数値が異なるという不合理が生ずること、(c)「全体期間的測定」と「短期間的測定」のあいだの不統合の結果としては、ある特定の質と種類をもつ生産能力（実体）維持がいったん断えたときはただちに名目資本維持にもどり実体維持積立金残高は実現利益として損益計算書に計上され、そのために、後にまた新しい内容の実体維持を開始する場合に十分な資本が留保されていない可能性があること、という三つの問題が生ずる。エッカルトの「給付等価的・発展適格的・実体維持」は上の(c)の問題を部分的に解決しようとする意図したものではあるが、取替財と被取替財とのあいだに質または種類の変化が生じた場合の「同一実体」の確定方法は考案されていない。

要するに、この「貨幣・実体両資本維持余剰としての利益」という二元論的方向はきわめて興味ぶかいものではあるが、今後この方向の理論をさらに発展させるためには、(a)エッカルトのいう「給付等価的・発展適格的・実体維持」の内容を一層具体的に規定してそれを実際に測定しようようにすること、(b)その実体維持と貨幣資本維持とのあいだの総合のための論理をつくりだすこと、(c)「部分的測定」としての実体維持計算の測定対象の範囲を実際に確定可能にすること、そして(d)この利益類型が測定目標においている（貨幣・実体両資本維持を確保したのちの）「分配可能利益」のほうが「業績尺度利益」よりも利益測定の目標として一層重要である（または前者のみの測定だけで必要かつ十分である）ことを証明することが、要求されよう。

第2部 二元的利益概念とその測定

(第4章への注)

- (1) その具体的な測定方法については、本書第2章第4節を参照。
- (2) ティ・フェーンにおける「経営維持」という概念は、実体維持ないし実物の維持 (Erhaltung der Materie) と同義である。
- (3) ティ・フェーンはこの資本増加を計上する勘定を資本増加勘定 (Kapitalzuwachskonto) と名づけている [93, p.369]。
- (4) ハックス自身は自己の経営維持論がシュミット説とリーガー説の両者をうけついでいると考えている [32, p.380]。
- (5) シュミット説では、同一種類の取引については一種類の資本維持概念に立った利益を測定しているという点で一元論であるが、ハックス説では同一種類の取引につき貨幣資本と経営実体の両方の維持を基準とする利益を測定しようとする点で二元論である。
- (6) ハックスが「給付の実体維持」を意図していたことは、「収益から元の生産能力が回復されるだけの額が費用計算の方式をつうじて分離されるべきである」 [31, p.49] という言葉からも明らかである。
- (7) ハックスによると、実現原則は、財が貨幣または貨幣等価物になった段階で収益を測定するところから、分配可能利益を測定するという意味をもつが、この思想を価格変動時にも意義あるものとするには、収益と費用との差額としての利益に対しても (実体維持に要する部分は未実現だという型で) 実現原則が拡張されるべきだ、という [31, p.61~68]。
- (8) 正しい棚卸資産費用の当期取替時価評価額と実際計上費用額との差額だけ、実体維持積立金勘定を相手勘定として (またはその差額だけ恒常在高評価額を引き下げることにより) 追加費用を計上してもよいが、この方法は税法にもなく会計実践でも行われていない、という [31, p.130]。
- (9) シュミットの価値均衡は「あらゆる企業でつねに保持されうるものではない。」 [31, p.625]
- (10) ちなみに、「短期的」現実適合性とは、経営内の立場からいうと、経営の短期的現実には適合するが (取替財の質や種類の変化の発生時点を含む) 長期的範囲には妥当しないという性質をいう。また「長期的」現実適合性とは、経営内の立場からいうと、企業の長期的にみた資本投資の可能な範囲をカバーしてはいるが、経営の短期的現実 (ex. 同質同量の財の取替え) には適合しない、という性質を示すのである。

第5章 貨幣資本余剰的・経済性尺度的・ 利益（シュマーレンバッハ-マールベルクの類型）

「二元的利益概念」の第2の類型であるシュマーレンバッハ-マールベルクの利益類型とは、当期に生じた「貨幣資本増加分」であって当期の経営活動の業績、つまり当期の「経済性」を反映するものを「本体利益」とし、それを適当な評価規則と手続をつうじて貨幣的表現としての利益、「写体利益」へと正しく写そうとするのである。この種の利益の測定をめざす彼らの損益計算理論は矛盾や破綻のない体系をつくりあげているであろうか。

第1節 シュマーレンバッハ説

彼の説における期間利益概念は、一方では期間費用が支出にもとづいて測定されることをつうじて、「貨幣資本余剰」としての利益という性格をもつのであるが、このような利益概念と測定はいかなる根拠により正当化されるか。他方、彼は、「比較性の原則」を満足せしめうるような「経済性尺度」となりうる利益を測定しようとし、この測定目的のために、減価償却費および棚卸資産費用を期間収益と同一価格水準に立つような仕方（つまり現在取得時価またはそれに近い取得原価にもとづいて）測定しようとする（または、少なくとも、かかる測定こそがこの利益概念に照らして合目的なものだ、と考えている）。この主張はいかなる根拠にもとづいているか。そして最後に、彼の説において、「貨幣資本余剰利益」をささえている根拠と「経済性尺度利益」のために同一価格水準的

第2部 二元的利益概念とその測定

な収益と費用との対応を要求する根拠とが、一つの理論の中で十分に統合されているか。この3点を順次考察しよう。

(1) 一致の原則と貨幣資本余剰利益——全部的・出資者的・全体期間的・測定

シュマーレンバッハ説では、原則として、収益は収入により、費用は支出にもとづき測定されるべきである、と主張される。そして、その根拠として彼は、「それ自体は正しい方法であるが不確実であるために概観性の欠陥があまりに大きく、それ自体誤った基礎に立つ方法の方がいっそう大きな概観価値を約束する時には、後者の方法がえらばれるべきである」[78, p.109; p.98]ということの意味する「方法代位の原則」をあげている。つまり、費用評価——それについてのみ以下言及する——が支出にもとづいて行なわれるべき理由は、それが他の方法よりも大きい「計算の確実性」「計算の経済性」および「計算の恣意性の排除」を結果するがゆえであり⁽¹⁾ [78, p.110; p.99~101]、この技術的な特徴のために支出基準が他のいっそう正しい方法に優先されるのだ、ということである。

しかし、シュマーレンバッハが明示的にかかげるこのような説明は、費用測定に対する支出基準を十分に根拠づけることができない。というのは、費用を実際の支出ではなくてたとえばあるあらかじめ定められた「固定価格」によって測定したとしても、「計算の確実性」「経済性」および「没恣意性」は支出基準つまり取得原価により測定した場合と同じぐらい、いやいつそう大きく満されるからであり、そうなると支出基準ではなくて「固定価格」による費用評価こそが「方法代位原則」により要求されることになるからである。

取得原価による費用測定の根拠は、それゆえ、他のところに求められねばならない。そこで、シュマーレンバッハ説の期間利益を限定するために一つの出発点と検証を提供する重要な原則である「一致の原則」を取りあげよう [78,

p.96;p.78]。これは「期間利益の合計が全体利益に等しい」[78, p.98;p.78]という結果を要請する、したがってまたこの結果が生ずるように期間利益測定に関する諸原則が形成されることを要求する、原則である。そして、かかる「一致の原則」が達成されるためには、「すべての給付が洩れなくいずれかの期間に計上されていて、それが忘却されたり誤って二度計上されたりするという危険を防止して会計数値の継続を維持する継続性の原則が充されてあらねばならない」[110, p.158]、しかも各期間の諸収益項目および諸費用項目は必ずいずれかの期間の利益に反映されるような処理が「継続性原則」のもとで行なわれなければならない⁽²⁾。そして、かかる条件付きの「継続性原則」をつうじて全体利益と期間利益合計との「一致」を達成するということは、さまざまな予測誤りや測定誤りのために決してそれ自体として絶対的に真実でありえない期間利益をして、かかる誤りをまぬがれているという意味で絶対的に真実な「全体利益」の正当な構成部分たらしめることによって、期間利益に対して「全体利益との相対的關係において真実だ」という意味の真実性、「全体的・相対的真実性」を付与するという重要な機能をもつ[110, p.158~159]。

さて、費用測定基準としての取得原価主義の根拠をさぐる目的のためには、一致の原則にいう「全体利益」とは何かが重要である。シュマーレンバッハによれば、「全体利益の計算はたんに損益計算だけでなく同時に原則として収入支出計算であり」[78, p.97; p.97]り、したがって全体利益とは企業の全存続期間にわたっての全収入と全支出の差額という意味の貨幣資本余剰——名目的な貨幣量の余剰では必ずしもなくて貨幣価値変動を前提においた場合には（卸売物価指数により修正された）一般購買力資本の余剰[78, p.217~274; p.265~354]——である（清算時の純収入または支出をも含む）、と考えられている。ハゼナックの表現にしたがうと、全体損益＝「経営収入」－「経営支出」（当企業に対する外界の支払いと外界に対する当企業の支払いとのあいだの差額）＝「企業者収入」（Unternehmereinnahmen）－「企業者支出」（Unternehmerausgaben）（自己資本提供者に

第2部 二元的利益概念とその測定

に対する支払いと彼の払込みとのあいだの差額)として規定されうる[46, p.54;p.67]。

けれども「全体利益」概念としてはかかる全体収入余剰ないし投下貨幣資本余剰という内容のものほかにも、いろいろ異なった種類の「全体利益」概念が、私見によれば、構想可能である。たとえば、当企業の全体期間における収益合計とその各収益発生時点における取替時価にもとづく費用評価額の合計との間の差額（貨幣価値変動を前提におくと、これら諸収益および諸費用はある基準時点——たとえば清算時点——の貨幣価値にもとづいて修正されたうえで合計され、かかる収益合計と費用合計との差額としてこの種の全体利益は計算される）——つまりゲルトマッヒャー-シュミットの時価主義利益——として全体利益を定義することも可能であり、ある目的(ex. 全体期間における当企業の生産的成果を示す目的)にとってはかかる全体利益は有意義である。こうして、シュマーレンバッハの全体利益概念は唯一無二ではなく、論理的に存在しうる複数個のうちの一つであることが明らかとなった。そうすると、彼の損益計算論を深く理解するためには、彼が他の種類の全体利益概念でなくて、特に「貨幣資本余剰」という意味の全体利益概念を採用していることはどういう意味をもち、いかなる立場から正当化されうるか、が検討されねばならない。

この問題についてシュマーレンバッハ自身は何ものべていない。私見によれば、(たとえば清算目的のためにまだ寿命の終わっていない建物を取りこわすことによる臨時損失等々をも含んだ)清算損益をも反映している彼の全体利益は、全体期間における経営活動の成果を継続企業としての「経営の立場」から測定したものすなわち「経営的測定」であるとは決していえない。その全体損益は、むしろ上のハゼナックの公式にもあったように「企業者収入」と「企業者支出」との差額、つまり「出資者(特に株主)」の側からの投下貨幣資本と受取り貨幣資本との差額、すなわち「出資者的測定」という点からのみ特徴づけられるのである⁽³⁾。さらに、その全体損益は、当然、当企業の「全部の」諸活動を測定しているから「全部的測定」という性格をもつ。そして第3に、その全体損益の測

定は、「全体期間」の視野から行なわれる測定であるから、「全体期間的測定」という性格をもその全体利益計算はおびるわけである。

唯一無二の存在ではなく複数個のうちの一つであり、しかも「全部的・出資者的・全体期間的・測定」という特殊な性格をおびているところの「全体利益」が「一致の原則」を介して「期間利益」を規制するわけである。だから、その「期間利益」はその規制の結果として「全体的・相対的眞実性」という一般の性質を付与されるにとどまらず、全体利益がもつうえの性格に照応する特殊な相対的的性格をおびることが予想されよう。

さて、期間利益が貨幣余剰としての全体利益により受ける第1の規制は「収支計算の点においてであろう。何となれば…総体計算が収支計算である以上、期間利益計算もまた収支計算に準拠しなければ、合致の要求は充されないからである。」[100, p.298] たしかに、期間利益合計が貨幣資本余剰としての全体利益に等しくなるがためには、期間収益合計は全体収入に、そして期間費用合計は全体支出（資本取引および利益分配による支出をのぞく——以下この節では全体支出という用語をこの意味に用いる——）に、等しくあらねばならない。つまり、「一致の原則」は、期間費用合計が全体支出にもとづいて評価されるべきこと——これを「全体的取得原価主義」と名づけよう。——を、そしてそれのみを要求する⁽⁴⁾。くわしくいうと、各期間費用はその実際の過去原価、現在の発生原価または未来の発生原価のいずれかにより適当に評価されること——これを「過去-現在-未来的取得原価主義」と名づけよう——をつうじて、全体期間にわたって見た場合に「全体的取得原価主義」が達成されること、そしてそれのみ、を「一致の原則」は要求する。具体的にいうと、当期費用を（実際の過去の取得原価で評価してももちろんよいが）当期の発生原価ないし取替時価により測定し、その実際取得原価と取替時価との差額は将来期間の利益または費用にくりこませることにより「全体的取得原価主義」を確保しておくとしても、「一致の原則」はたもたれるのである。要するに、ここでのポイントは、一致の原

第2部 二元的利益概念とその測定

則のもとでは、実際の歴史的取得原価以外の基準による費用評価を、「過去-現在-未来的取得原価主義」——これを「拡張された取得原価主義」と呼ぼう——として導入しようということである。

「一致の原則」の規制により期間費用を「拡張された取得原価主義」により測定するということが、したがってまたその結果生ずる「(拡張された)貨幣資本余剰利益」は、全体期間中のすべての費用に対して適用されねばならない。というのは、ある種の費用項目について「拡張された取得原価主義」による測定が行なわれないと、期間費用合計=全体支出という公式が実現されなくなるからである。こうして、かかる費用および利益測定は「全部的測定」であることは明らかである。

第2に、シュマーレンバッハ的な費用評価基準である「拡張された取得原価主義」は、期間費用合計=全体支出という「全体的取得原価主義」を達成するためのものであり、その「全体的取得原価主義」は「一致の原則」をみたすためのものであり、そしてその「一致の原則」は「出資者立場」からみた貨幣余剰的全体利益によって期間利益を規制するという意図にもとづく。この関連から、それゆえ、シュマーレンバッハ的費用測定とその貨幣余剰利益は「出資者の立場」から形成された「出資者的測定」である、といえる。

第3に、彼の「拡張された取得原価主義」は、期間費用の「全体期間中の」合計が全体支出に等しくなるべしという「全体期間的視野」から期間利益測定を形成しようとするものである。それゆえ、シュマーレンバッハの期間利益測定は、「全体期間的視野」から行なわれるところの「全体期間的測定」である、ということが出来る。このようにして、シュマーレンバッハ説における(拡張された)貨幣資本余剰利益の測定は、「全部的・出資者的・全体期間的・測定」である、ということが出来る。

同じ「出資者的測定」でありながら、第4章で検討したテ・フェーン-ハックス-エッカルト的利益類型においては、貨幣資本維持への出資者的要請が、

たんに期間利益合計が全体期間にわたって投下貨幣資本の・回収貨幣資本をこえる・余剰に等しくなることを要求するだけでなく、また期間費用が実際のその費用財への支出により評価されることを要求するものであった。それに反し、シュマーレンバッハ説では、出資者の立場は前者の期間利益合計が貨幣余剰的全体利益に等しくなることのみを要求し、各期間費用は「拡張された取得原価主義」という幅のある基準により評価されるのである。「出資者の立場」からの利益測定の形成の方法としていずれのアプローチが一層すぐれているかは速断できないが、取得原価主義的測定の中へ時価主義的測定を導入することを試みる場合には、シュマーレンバッハ的接近のほうが論理的破綻の危険が少ないであろう。

(2) 比較性の原則と経済性尺度利益——部分的・経営的・短期的・測定

シュマーレンバッハは、期間利益がもつべき性格を「経済性表現としての利益 (Gewinn als Ausdruck der Wirtschaftlichkeit), つまり「財貨の生産が必要とする……主, 副の仕事がどの程度経済的に実現されたか」[78, p.93;p.73]を示す利益としてあらわしている。「その期の営業活動の良否判断の尺度」[116, p.81]となるべきかかる利益を、以下において簡単に「経済性尺度利益」と呼ぶことにする。

さて、ある期の経営活動の良否の判断は、現実には当企業の過去の期間または同一期間における他企業の業績との比較によって、相対的に行なわれる。それゆえ「経済性尺度利益」はかかる比較を有意義ならしめる性格、「比較可能性」をもたねばならず、この性格を期間利益に与えるための「比較性の原則」(Grundsatz der Vergleichbarkeit)が必要になる。つまり、いかに努力しても期間利益の測定には不正確さがつきまとうので、それが比較の目的にとって攪乱的にならないよう特別に配慮する必要があるのである[46, p.92~93; p.117~118]。そして、かかる配慮をつうじて各期の損益が相互に比較可能になるということ

第2部 二元的利益概念とその測定

は、当期の損益計算が「各期間損益計算と相対的に真実である」ということを意味する。これは「相互的・相対的真実性」と呼ばれる〔124, p. 159～160〕〔110, p. 151～155〕。

損益計算に不可避免的に付着する「不確実性」のもとでこの「比較性」を達成するためにシュマーレンバッハは次の四つの方策を考えている。

(i) 「損益の(相対的な——引用者)変動をその転換にさいして認識せんとする必要から、正確な期間限定への要請が生じてくる。」〔78, p. 107; p. 95〕それゆえ、彼の説では、期間収益および期間費用をできるだけ正確に限定することの目的は、まず第1に期間利益の「比較可能性」を高めることにおかれているのである。たとえば、減価償却方法の比較検討を行なって、「主観的な使用可能性が漸次でなく急激になくなるもの」〔78, p. 140; p. 148〕〔79, p. 119〕には定額法が、そして(利子の作用を無視すると)「その財の使用にはかかわりなく漸次に磨損していくもの、および他の原因により使用可能性の漸減が予想されるもの」〔78, p. 141; p. 149〕〔79, p. 120〕に対しては(なんらかの形態の)逡減的減価償却が適用されるべきだ、と彼は主張するが、これは期間減価償却費をできるだけ正確に測定し、それをつうじて期間利益の「比較可能性」を高めようとしているのである。

(ii) 期間比較のためには、「特別の動機がないかぎり、年次損益の表示のためには計算の方法を変更してはいけない」〔79, p. 54〕ということ、つまり会計方法の「継続性」原則 (principle of consistency) が、一つの必要条件として要求される。

(iii) 「比較性」を高めるためには、当期の損益に無関係な「臨時損益」や「前期損益修正項目」は経済性尺度利益から排除されて、期間外損益勘定に収容される〔78, p. 97 以下〕かまたは損益勘定の中で包括主義利益の内訳として区分表示されるべきである⁽⁵⁾〔79, p. 198以下〕。たとえば固定資産の売却損益は、特殊な臨時損益として「損益の区分表示」(gegliedertes Erfolgsausweis)〔79, p. 179〕

を行なうことが提唱される。また、過去の過小償却が今期に発見された時には、中期の見解ではそれを超期間的な損益勘定に収容することにより期間利益の比較可能性を乱さないようにし〔78, p.98〕, また後期の見解では、他の諸項目とはおそらく区別して、それが「把握される年度に利益または損失として計上されねばならない。」〔79, p.185〕

期間利益の比較性を高めるためのかかる手続に対する批判として、この手続によると各期の利益は「前期の」誤謬の影響をまぬがれうるけれども当期に新たに発生しているであろう誤謬による歪みは排除されえないではないか、という主張が出されている〔79, p.175~188〕。たしかにかかる批判は有効であり、かかる企業利益の区分による比較可能性の引き上げはつねに成功しうるという保証は存在しない。

(二) 利益の比較性を高めるためにシュマーレンバッハは、さらに、固定資産についての「時価減価償却」(Zeitwertabschreibung) および棚卸資産についての「拘束在高」(gebundene Vorräte) 法をつうじて、企業に拘束されている諸財貨の上に(その財の取得日以後に)発生した取替時価の変動を経済性尺度利益から排除しようとしている。この二つの会計方法を以下検討しよう。

(a) 時価減価償却: 時価が変動する場合にも、固定資産貸借対照表価額はつねに(取得時価が帳簿価額より下落した場合には特別償却により後者を切り下げたことを認めている〔78, p.180; p.208〕ことを除き)取得原価にもとづいて測定されるべきである。しかし減価償却費の測定については、時価償却は「比較性を増すという大きな利点」〔78, p.187; p.220〕をもつことを認めている。この場合その時価とは当資産の市場価格——取得時価——を意味する。しかし、そうすると貸借対照表では当資産を取得原価で評価しつつ他方では時価償却を行なうことになり、その結果、償却費合計と固定資産帳簿価額との間に差異が生じうる。

〔例〕ある機械の取得原価: 5,500マルク, 償却率: 各期の時価にたいする10%, そしてその耐用年数は8年とする。

第2部 二元的利益概念とその測定

年 度	機械の時価	償却額	償却費累計
1	5,500	550	5,500
2	7,000	700	
3	9,000	900	
4	12,000	1,200	
5	11,000	1,100	1,750
6	10,500	1,050	
7	9,000	900	
8	8,500	850	

シュマーレンバッハが掲げる上の例では、貸借対照表上の取得価格 5,500 マルクは第 6 年度で償却済となり、耐用年数経過後には 1,750 マルクの貸方超過が生ずる。この差額を収容する勘定は「時価償却調整勘定」(Ausgleichskonto für Zeitwertabschreibung) と呼ばれ、この勘定の数値から、当該設備の取得政策が有利であったか否かが判断される。この勘定が貸方項目となるときはその調達時期が有利であったこととなり、借方項目となる時は不利だったことになる。そしてこの勘定は普通の損益勘定とならんで超期間的な特殊損益勘定 (aperiodisches Sondererfolgskonto) となる [78, p.186; p.218] といわれるので、結局、時価償却額と原価による償却額との差額は資本ではなくて (超期間的) 損益として取り扱われているのである。

(時価を尺度とする) 貨幣資本余剰利益のかかる「二分割」の意義は、おそらく、当設備財の・取得時と使用時との間の・取得時価の変動はその各使用期間における経営の業績とは無関係な、その設備の取得政策に起因するものだから、期間利益がその各期の経営活動の成果を比較可能なように正しく反映しうるがために、設備取得政策に起因する損益部分を期間利益から分離しようとするところにあるのであろう。「主として古い設備が用いられるある期が、新しい設備がともに用いられる別のある期と比較されるべき時には、取得価額にもとづく減価償却を用いると比較性は攪乱される。」 [78, p.187; p.220] それに反し、時価主義の適用は一つの統一的な価額をつくり出すので、「もっとも古い設備も、

もっとも新しい設備も、その使用度が正しく評定されるかぎり、確実にその使用度の比較をなすことができる。(また)時価を適用するさいに比較性のよくなることは、同一期間にたいして同種の諸経営を比較しなければならない時ずっと明白にあらわれる。」[78, p.187; p.220]

もっとも時価償却については「実行の困難ということが重視されるべきである」[78, p.187~188; p.220] から、シュマーレンバッハは実践上はこの方法の適用をいくつかの少数の場合に限定する[78, p.188~189; p.221~222]。しかし、彼が時価償却に対して「比較性の改善」という大きいメリットを認めていたことには変わりはない。

この時価償却の会計処理にさいして問題となるのは、超期間的損益勘定としての「時価償却調整勘定」の事後処理が明らかにされていないことである。それは、(i)当設備の除却時に期間利益に戻し入れられるのか、または(ii)当企業の全存続期間中は解放されないのか、示されていない[59, p.77]。

(b) **拘束在高法**：シュマーレンバッハは棚卸資産を「**投機的在高**」(spekulative Vorräte)——予期される価格を待機して保有されているか、または市場にいつでもとび出せるもの——と「**拘束在高**」(gebundene Vorräte)——営業活動を円滑に行なうために保持しなければならない数量——とに分け、前者についてはその投機の成果はその投機在高の売却年度ではなく「その投機の敢行が成功した年度にわりあてられるべきである」という理由からそれを「**期末取得時価**」により貸借対照表に計上し、後者については拘束在高はその構成分子の交替にもかかわらず一体として存続してゆく有機体のごときものであり、「つねに経営に存在する使用財と同じ性質をもち、その部分が更新されても消耗されない。論理的にいて、われわれはそれを、減価償却を必要としない土地のように評価すべきである。貸借対照表には、その同じ数量が期首に帳簿上計上されていた金額を計上する。」[78, p.203; p.242] [79, p.198]。その「**金額**」とは、将来切下げられて「**損益計算にとつびな影響を及ぼすことを要しないぐらい安い**

第2部 二元的利益概念とその測定

価格」〔78, p.210; p.254〕であれば、いくらでもよい。

ところで、現実には「拘束在高」と「投機的在高」とを每期正確にさだめることは容易ではない。そこで、「期首在高に基準の性質をあたえる」〔78, p.210; p.254〕、つまり期首在高を当期における拘束在高とみなすのである。かくして、棚卸資産にかんして次の評価基準がえられる。

- 1) 期首在高相当量は前期からの繰越価額にもとづいて期末貸借対照表に計上される。
- 2) 期末在高が期首在高をこえている、または下っている数量は、期末取得時価によって計上する⁶⁾〔79, p.199〕。

〔例〕ある商品について、その拘束在高評価単価は1トンあたり30DM、期末取得時価は1トンあたり125DMとする。

商品勘定 [79, p.200]

期首在高 600t @ 30DM	18,000	売上合計 2,430t @ 平均	
仕入合計2,560t @ 平均		150DM	364,500
	130DM 332,800	期末在高 730t	
		600t @ 30DM	18,000
総利益	<u>47,950</u>	+130t @125DM	16,250
	<u>398,750</u>		<u>34,250</u>
			<u>398,750</u>

私見によれば、拘束在高が一体として土地と同じような固定資産的性格をもつということはその在高の一つの側面にすぎずその個々の構成部分は土地と異なりたえず流動的に更新されていくという他の側面も存在する。ゆえに拘束在高法の究極の根拠は、たんに、それが前者の側面を基礎におくということにあるのではなくて、何ゆえ、後者でなくて前者の側面をそれが基礎におくのか、という点になければならない。シュマーレンバッハ自身による解答は存在しないが、おそらく、経営内に不可避免的に拘束される財貨が取得時点と販売時点との間にこうむる価格変動は当期の経営活動の業績とは無関係だから、この価格変動を貸借対照表の面からは拘束在高の固定価格での評価により、また損益計

算書面からはこの評価をつうじての収益と棚卸資産費用との「同一価格水準的対応」により⁽⁷⁾ 期間利益から排除することにより、真に比較可能な「経済性尺度利益」を測定しようとしたのであろう。

期間利益の比較性を高めるために時価償却および拘束在高法を用いて経営に拘束される諸財貨の個別時価の変動を期間利益から排除しようとする試みは、ゲルトマッヒャー-シュミットの時価主義利益類型ときわめて類似した次の三つの特質をもつ。

(a) 「**部分的測定**」：個別時価の変動が排除されるべきだとみなされる資産は全資産種類のうちの部分的な範囲のみに限定されている。たとえば拘束在高法によると、棚卸資産のうちの高部分のみが時価変動の排除の対象となるにすぎず、投機的在高部分に生じた取得時価の変動は排除されるどころか、それが発生した期間の期間利益にふくめられる(設備資産については、明言はないが、経営活動に経常的に使用されるものは経営に拘束されるものとしてすべてが時価変動排除の対象となるのではなかろうか)。この意味で、これらの個別時価変動排除のための諸測定は「**部分的測定**」であることがわかった。

(b) 「**経営的測定**」：上の諸測定は、その測定対象となる諸資産が「**経営**」に対してもつある**特質**が会計測定にさいして考慮されることを要求するという意味で、「**経営的測定**」である。たとえば、設備財はその利用期間中は「**経営**」にとって拘束されており、その上に生じた価値変動は各会計期間の業績でないということから時価償却が要求される。また「**拘束在高**」棚卸資産は「**経営**」にとって「一定量として維持されるべきであり、「**投機的在高**」は「**経営**」にとって」かかる拘束性はないという点を反映するために拘束在高法が主張されるのである。

(c) 「**短期的測定**」：上の諸測定は、測定対象である諸資産が「**短期的**」時間範囲内のみ示すある**特質**が測定にさいして考慮されることを要求するという意味で、それらは「**短期的測定**」である。時価償却の場合、各期間の経營業績を

第2部 二元的利益概念とその測定

示すという目的のためには、その設備の取得から除却までの期間にふくまれていてそれよりも短い「短期間」にはその設備の価格変動は回避できないものだという・測定対象の・短期的特質が（その価値変動を排除するという形で）測定値すなわち利益に反映されるべきだ、というのである。また拘束在高法の場合には、当該棚卸単位が設定されてから解消されるまでの期間にふくまれかつそれより短いところの「短期間」の範囲においては「拘束在高」は持続的に経営に拘束されており、その上の価格変動は短期的には回避できないという・測定対象の・「短期的特質」が会計測定にさいして考慮されるべきだ、と考えられるのである。この意味で上の諸測定は「短期的測定」という特質をもつのである⁽⁸⁾。

要するに、シュマーレンバッハ説における個別価格変動の排除により経済性尺度利益の比較性を高めようとする測定方式は、「部分的・経営的・短期的・測定」という特質をもつことが明らかになった。

(3) 全部的・出資者的・全体期間的・測定と部分的・経営的・短期的・測定との関係

そもそも「実体維持」が行なわれるという場合、(i)当該資産への投下貨幣資本が回収された場合ほとんど独立の計算的判断を行なうことなしに、ある期間をとってみるといわば無選択的に以前の資産の取替えが行なわれるケースと、(ii)回収資本をいずれの方向に再投資するかに関してそのつど計算的判断が行なわれ、他の代替的な再投資案をも考慮したうえで、結果的には（ある期間をとってみると）以前と同一の資産の取替えにその資本が向けられるというケース、とが論理的にみて存在しうる。前者は「完全実体維持」、後者は「結果的実体維持」と呼ばれうるであろう。

さて、今までの研究からわかるように、テァ・フェーン-ハックス-エッカルト的利益測定によると棚卸資産費用と減価償却費の両方に関してその取替時価評価額と取得原価評価額との差額は資本修正または未実現利益として処理され

ているにもかかわらず、シュマーレンバッハ説では、棚卸資産費用については拘束在高法により上の差額は実現利益としてあらわれないようにしているのに、減価償却費についての同じ差額は実現利益として計上しようとしている。私見によれば、両測定類型における減価償却費についてのこの相違は、(a)棚卸資産拘束在高は「完全実体維持」が行なわれるが(b)設備資産はたかだか「結果的実体維持」が行なわれるにすぎない、と仮定する（本章第2節参照）ことにより説明される。というのは、テァ・フェーン-ハックス-エッカルト的利益測定において測定目標にかかげられている（実体維持を基準とした）「分配可能利益」の測定のためには、完全実体維持が行なわれる棚卸資産についてのみならず（ある期間にわたって）結果的実体維持のみが行なわれる固定資産についても、その実体維持を確保したのちの収益余剰として「分配可能利益」は測定されねばならない。けれども、シュマーレンバッハ（-マールベルク）的利益測定が追求する（経営的立場からみた）「経済性尺度利益」を正しく測定するためには、結果的実体維持が行なわれるにすぎない固定資産については、その各資産の取得は独立的な意思決定の結果であるから、その資産の時価の変動はその意思決定の事後的な良否をあらわすものとして当然一種の経済性尺度利益と考えられねばならない（もちろんこの価格変動は当資産の取得と保有に起因するものだから、生産・販売活動に起因する利益としての時価主義利益から区別されることは意味のあることである）。他方、完全実体維持が行なわれる棚卸資産についてはその価格変動は経営の諸決定の業績とは、もちろん無関係である。

会計が測定すべき「本体」における実体維持をこのように考え、かつ実体維持（と貨幣資本維持）を基準とする「分配可能利益」を測定しようとする場合その測定をみちびくための理論としてテァ・フェーン-ハックス-エッカルトの理論は十分に統一のとれたものでないことは、本書第4章第4節でのべた。この前提と目標のもとでの正しい利益測定論の暫定的な私案は本書第9章で展開される。次に、シュマーレンバッハ-マールベルクの「経済性尺度利益」を上

第2部 二元的利益概念とその測定

にのべた「本体」仮定のもとで測定しようとする場合、シュマーレンバッハの提案する「拘束在高法」および（費用評価差額を利益として処理する）「時価償却」は測定方法としてはほぼ妥当である、といえよう。その理由（私見）は本章第3節において明らかにする。いまここで検討するのは、「全部的・出資者の・全体期間的・測定」という・取得原価主義的利益測定がもつ・性格と「部分的・経営的・短期的・測定」という・時価主義的測定がもつ・性格が上の諸会計方法においてうまく総合されているか否かということである。

（a）「全部的測定」と「部分的測定」との関係：経済性尺度利益の測定という目的のためにも、時価主義的（または「拡張された取得原価主義」による）利益測定は経営に持続的に拘束されてきた財貨についてのみ適用されるべきであり、投機的保有物については歴史的原価主義による測定が行なわれるべきである。まずシュマーレンバッハの拘束在高法であるが、ここでは当期首在高に相当する数量が「拘束在高」（非投機的在高）とされ、それをこえる期末数量のみが「投機的在高」とみなされる。しかし、たとえば当期末在高数量が当期首在高数量よりも増加したとしても、その増加分は投機目的のための財貨取得ではなくて当企業の経営規模の拡大にみあった「拘束在高」の増加をあらわすこともありえよう。したがって、拘束在高法における・当期の拘束在高と投機的在高との・分割は多少とも不正確であることをまぬがれえない。

固定資産については営業目的に使用されるすべてに対しシュマーレンバッハ的時価償却が適用されるべきである。

（b）「出資者の測定」と「経営的測定」との関係：拘束在高法は「拡張された取得原価主義」にしたがい各会計期間にはカレントな取得原価を棚卸資産費用として結果するので、各期間には実は時価主義にちかい「経営的測定」のみが行なわれ、出資者から経営に託された資金の運用効率を示すための「出資者の測定」である純粹の歴史的原価主義による測定は全く行なわれない。これで果たして十分であろうか。シュマーレンバッハ説の時価償却の場合には、歴史的原価

主義利益の分割が行なわれるので、経済性尺度利益を示す経営的測定と出資者の測定である歴史的・原価主義利益との両者が表示される。

(c) 「全体期間的測定」と「短期的測定」との関係：当期中に消費・販売された財貨とその取替えのために取得された財貨とが種類または質を異にすると、数量比較を前提としている「拘束在高法」の運用は中断される。その結果、「短期的測定」としての「拡張された取得原価主義」から「全体期間的測定」としての歴史的・原価主義への切りかえが行なわれ、拘束在高がとりくずされ、その構成要素がになっていた過去原価が当期の収益にチャージされる。その結果たる当期の利益はもはや経営業績の正しい尺度でありえない。

次に、第3章で示したように、たとえば1,000万円の取得価格をもつある設備の現在取替時価が10万円に下落した場合、シュマーレンバッハ説の時価償却はおそらくその10万円にもとづいて評価されざるをえないのではなからうか。しかし、その10万円の償却費を（他の諸費用とともに）回収したのちの収益余剰が当期の経済性尺度利益であるとはけっしていえないであろう。なぜなら、かかる価格下落による損失を回避することは経営の責任であり、この責任がはたされなかったことを真の経済性尺度利益は示すべきだからである。それゆえに、シュマーレンバッハ説の時価償却も取替財の質または種類が変化すると挫折する。

以上を要するに、シュマーレンバッハ-マールベルクの本体的な前提をおくと、シュマーレンバッハの拘束在高法および時価償却法は大筋においては妥当な測定方法であるが、上にのべた三つの限界をおびている。これらの限界を部分的に克服するための暫定的な私案については第9章を参照されたい。

第2節 マールベルク説

以下においては、マールベルク学説が会計測定の目的としている利益概念が

第2部 二元的利益概念とその測定

シュマーレンバッハ学説の場合とほぼ同様な「貨幣資本余剰的・経済性尺度的・利益」であることを文献的に実証し、かつ、これら二つの側面が彼の利益概念において理論的によく統合されているかどうかを検討したい。

(1) 貨幣(金)資本余剰としての期間利益——全部的・出資者的・測定

シュミット理論とおなじくマールベルク会計理論 [48] [49] も、第1次大戦後のドイツをおびやかした大インフレーションという経済的背景のもとでいわゆる「架空利益」を排除しようという実際の動機から展開された。マールベルク貨幣価値変動会計の技術的な特色は、総勘定元帳全般にわたって修正を行なうのではなく金価格を貨幣価値測定尺度としてもちいつつ [48, p.83~95]、期末の貸借対照表だけを修正する「貸借対照表修正法」をとっていることにある。そして彼は、各期末の(紙幣)貨幣価値へとその期の会計数値を前向きに修正しようとする「紙幣マルク計算」(Papiermarkrechnung)と、諸会計数値を戦前の金貨価値へといわばうしろ向きに修正する「金マルク計算」(Goldmarkrechnung)との両方について考察する。しかし結局のところ彼は後者の金マルク計算のほうを支持している [48, p.104~106] ので、ここでもその計算方式のみを示すことにしよう。

[例] [48, p.99~104]

期首貸借対照表

設備	100	資本	200
商品(100kg)	100	支払勘定	100
受取勘定	100		

当期首には1紙幣マルク=1金マルクであったが、当期末には、金価格で測ると、紙幣マルクの価値は当期首のその $\frac{1}{10}$ に下落した。当期中には次の営業取引が行なわれた(金額は名目額)。

(i) 受取勘定 商品勘定(売上100kg) 200マルク

(ii) 経費勘定 支払勘定 (未払の経費) 50マルク

(iii) 支払勘定 受取勘定 (振替え) 100マルク

その後貨幣価値が $\frac{1}{10}$ に下落した。そして、

(iv) 商品勘定 支払勘定 (仕入20kg) 200マルク

これら期中の諸取引は、名目額のままで総勘定元帳に記入される。期末決算時には、すでに金マルクで記録されている設備勘定や資本勘定の諸残高はそのまま残高勘定へうつされる。他方、受取勘定と支払勘定の諸残高、および商品勘定の期末棚卸高は、いずれも当期首に比して $\frac{1}{10}$ に価値下落した紙幣マルクによってあらわされているので、それらの $\frac{1}{10}$ の金額を残高勘定へふりかえ、残りは損益勘定へもっていく。経費勘定の残高はそのまま損益勘定へもってゆく⁽⁹⁾。

設 備		商 品		受取勘定	
期首 100	残高 100	期首 100	(i) 200	期首 100	(ii) 100
		(iv) 200	残高 20	(i) 200	残高 20
			損益 80		損益 180
支払勘定		経 費		資 本	
(iii) 100	期首 100	(ii) 50	損益 50	残高 200	期首 200
残高 25	(ii) 50				
損益 225	(iv) 200				
損 益		残 高			
商品 80	支払勘定 225	設備 100	支払勘定 25		
受取勘定 180	損失 85	商品 20	資本 200		
経費 50		受取勘定 20			
		損失 85			

期中諸取引はその時々の名目額で勘定記入されたまま期末にも修正されないから、各在高勘定において期末に表示される損益は必ずしも正確ではない。また経費勘定残高も未修正のまま損益勘定へふりかえられるので、この経費50の大きさも正しくないこともありうる。しかし各勘定に生じうるこれらの誤りは損益勘定の上で相互に相殺されるので、全体としての当期損失85は正確な数値

第2部 二元的利益概念とその測定

を示す、とマールベルクはのべている [48, p.102&p.106]。

ところで、このような計算により確定される当期純損益はいかなる性格をもつか。貸借対照表の面からみると、諸在高勘定の正しい期末残高を期首金マルクへと統一的に修正することは、期末貸借対照表の上で、期首金マルクにより表示された期末純財産を測定していることになる。ところでこの場合、期首純財産は金マルクにすえおかれている。ゆえに、彼の金マルク計算は、ともに期首金価値により統一的に表示された、期末純財産と期首純財産との差額としての損益を測定していることになる [104, p.131~132]。

利益測定についてのマールベルクの基本的な考え方は、商人は「はたして彼の抽象的な財産力 (abstrakte Vermögenskraft) が同じままであるか、またはどれだけ変化したかを測定しようと欲するし、またそうすべきである」 [48, p.13] という・商人ないし出資者の・立場から、彼が元入れた財産の余剰分——その財産の内容として特定種類の財貨の一定数量といった実物概念をとると個別価格変動に応じてその実質価値が変化することになるのでむしろ抽象的な貨幣資本を財産内容とする [48, p.12~14]——としての利益、貨幣資本維持の一種である金資本維持を基準とする利益を測定しようとしている。その意味でこの利益測定は「出資者的測定」という性格をもつことは明らかである。そしてまた、このような「出資者的測定」は、(収益および費用としての) 資産増減のうちの一部ではなくてその「全部」を測定対象として包括していることは上の計算例からも明らかであり、この点に着目するとこの測定はまた「全部的測定」として特徴づけることができるのである。最後に、しかし、この測定がその測定対象を全体期間的な時間的視野からながめた場合の・その対象の・特質に着目するものだという意味の「全体期間的測定」であるという明示的な主張はマールベルク説には発見されない。

そこで、われわれは、金資本の余剰としての期間利益の測定は彼の説において「全部的・出資者的・測定」として特徴づけられていることを確認すると

どめねばならない。

(2) 経済性尺度利益——部分的・経営的・短期的・測定

上の会計測定がそのまま実施されるべきであるのは、しかし、全般的な貨幣価値変動の動きと個別価格の動きが一致する場合のみである。両者がはなれる場合には、マールベルクは、(i)棚卸資産に関しては「拘束在高法」を金マルク計算に導入することを考えており、(ii)固定資産については期間比較および経営比較のために期間利益のうちからかかる個別的価値変動の分割表示をおこなうことを是認している。

(a) 棚卸資産について：マールベルクは棚卸資産を、「それがなくては土地がない場合と同じく経営が運営されえない」ところの「経営不可欠的在高」(betriebsnotwendige Vorräte) [49, p.11]と、期末在高のうちでその不可欠的在高をこえる余剰量である「投機的在高」(spekulative Lager) [49, p.11]とにわけると。そして前者に対しては、期末にくいこみが生じていない限り、その期首貸借対照表上の金マルク額をそのまま期末評価額とする。他方、後者に対しては、彼は、現実の期末時価を金マルクに換算した額で評価する[48, p.173~183] [49, p.5~17]。これはシュマーレンバッハの恒常在高ないし拘束在高の考え方を貨幣価値変動時において首尾一貫して適用したものである[48, p.179~180]。

[例]⁹⁰ 期首在高(経営不可欠的在高)は商品100kg, その金マルク評価額100, 当期末在高は第3回目の仕入分(200kg)からなり, そのうち100kgは経営不可欠的在高, 残りの100kgは投機的在高, 金価格で測定された当期中の貨幣価値下落200%, 当該資産種類の個別時価は400%上昇。

当期末投機的在高評価額200は, 当期末取得時価400に当期中の貨幣価値下落割合 $\frac{100}{200}$ を乗ずることにより金マルクに修正したものである。なお, 期末の経営不可欠的在高にくいこみが生じた場合には, のこりの在高は, 期首の経営不可欠的在高金マルク額(上例では100)から, くいこみ量の期末時価金マルク換

第2部 二元的利益概念とその測定

(金マルク)商品勘定

期首在高(経営不可欠的)	100kg…100	1. 売上	100kg…200
1. 仕入	100kg…200	2. 売上	100kg…300
2. 仕入	100kg…300	3. 売上	100kg…400
3. 仕入	200kg…800	期末在高	
		{ 経営不可欠的	100kg…100
		{ 投機的	100kg…200※
		{ 損失	……200
	<u>1,400</u>		<u>1,400</u>

※ $400 \times \frac{100}{200} = 200$

算額をひいた額で評価される¹⁴⁾ [48, p.182]。

経営不可欠的在高および投機的在高をこのように評価する理由は何か。マールベルクが立脚している動的会計思考によると「諸年度の経過における当企業の経済性の動き (Bewegung der Wirtschaftlichkeit) が、はじめて、企業者の能力を最終的に判定するための基礎を提供しうる」[48, p.164] と考えられ、したがって彼の利益測定の「目標は、経営成果 (Wirtschaftserfolg), 当年度の経済性である。」[48, p.164] そしてマールベルクは、貨幣(金)資本余剰としての期間利益を、このように期間的に比較可能な経営成果ないし経済性の指標となる利益をあらわすように、修正しようとするのである。そしてその場合、「貨幣価値変動が支配している場合には、各企業は、欲するか否かをとわず……全積極および全消極をもって一つの広大な価値投機 (Valutaspekulation) の中におかれている」[48, p.164] と仮定される。

まず投機的在高については、「その貯蔵目的は、たんに、価格が騰貴するとみてその商品を買িশめようとする点に存在する。」[49, p.11] また販売減少や生産制限による「非自発的な過大在庫」[49, p.11] もありうる。取得および(または)売却の自由なかかる投機的在高について、その時価(金マルク修正額)が上昇した(下落した)ということは、その在高を当期に仕入れた(または、価格上昇を期待して売らずに保有した)という経営活動の成果(非成果)を意味する。

ところで「簿記はわれわれの経営措置の有効さを検証するという課題をもつ」〔49, p.11〕から、当期の経営活動（特に投機活動）のよしわるしの指標となる利益は、かかる投機的在 high の価値変動を投機の巧みさ（Geschicklichkeit）を示すファクターとして反映すべきだから、そのためにこの in high は期末時価金マルク修正額で評価されるわけである。

それに反し、経営の要請として一定量において維持される「経営不可欠的 in high」は、「その価格が上昇するか下落するかは顧慮することなしに保持」〔49, p.16〕される。ゆえに、この in high については「以前の仕入価格とそれを取り崩すときの売却価格の間の差額が投機的損益（Spekulationserfolg）を示すが、その中間期間のあいだの価格変動は土地の価格変動と同様にわれわれにとってどうでもよい」〔49, p.18〕。つまりその in high が経営に拘束されつづけている当該期間にはその投機的成果は未確定だから、投機的成果を正しく反映する利益を測定するためには、当期にはまだ達成されていない（達成可能ですらない）この投機の擬制的な損益を当期の損益から排除すべきであり、そのために経営不可欠的 in high から価格変動をしめ出して毎期不変の金額でくりこす（中和化する）のが マールベルクの考え方である。

損益計算書の側からみると、経営不可欠的 in high のかかる中和化は、収益と棚卸資産費用との「同一価格水準的対応」を近似的に達成する。「たとえば価格の上昇時には、その上昇した価格水準において稼得される販売価格に対して同じ価格水準から生ずる仕入価格が対応せしめられる。」〔49, p.21〕そしてこの同一価格水準的対応により、当該財貨の取得時と販売時との間に不可避免的に生じた価格変動の影響が利益から排除される。

上に示した マールベルクの棚卸資産の価格変動排除手続（中和化）は、(i)（投機的 in high をのぞく）一部分の資産のみの個別価格変動を排除するという意味で「部分的測定」であり、(ii) その測定対象である棚卸資産が（出資者または他の外部利害関係者ではなくて）生産・販売機構としての「経営」に対してもつ「特質」

第2部 二元的利益概念とその測定

(経営への拘束性)に着目した測定が行なわれるという意味で「經營的測定」であり、(i)当該経営不可欠的在高が取り崩されずにいる比較的短い期間にのみその特質は保たれるにすぎないという意味で「短期的測定」である。マールベルク説における棚卸資産価格変動中和化の手続は、シュマーレンバッハ説の拘束在高法と同じく、「經濟性尺度利益」をもとめるための「部分的・經營的・短期的・測定」である、ということができる。

(b) (償却性)固定資産について：マールベルクによると、償却資産の場合は棚卸資産とことなり、その資産の取得→その効用の費消→(商品または製品の形で)販売という一つのサイクルが完結した「投機」をあらわし、「償却の完了後に新しい設備をふたたび取得するか否かは、まず第1にわれわれの企業熱(Unternehmungslust)と、この今や新たにはじめるべき投機に対して取替時点に与えられたチャンスに依存」[49, p. 39]し、したがって同一物による取替えが行なわれるとしてもそれは必然的ではなく「結果的」にそうなったというだけにすぎない。この「結果的実体維持」の前提からの帰結として、(i)たとえ償却による回収資金が旧資産の取替えにむけられたとしても、それは新しい投機であり旧資産の減価償却を(たとえば取替資金を準備するという形で)規定してはならない。(ii)当期末の未償却原価はまだ実現されていない投機プロセスだから、この原価は投下貨幣額により評価されるべきである。(iii)当該固定資産が今期の時価にくらべて一層「安くまたは高く購入されたことにより年度利益にある影響が生ずる」[49, p. 48]が、「年次計算の目的はこの影響を(部分的に実現された投機の成果として)測定することだから、このことは取得価額法の欠陥ではありえない。」[49, p. 48]彼は、それゆえ、基本的には時価でなくて取得原価(貨幣価値変動時には金マルク修正原価)にもとづく減価償却が理論的に正しい、と主張する。ただ、期間比較または経営比較という「第二義的な測定過程(ein sekundärer Meßvorgang)」[49, p. 48]のためにもしもシュマーレンバッハが提案するような時価償却が要求されるならば、それは期間利益額に作用するような形で

はなくて、期間利益の分割表示という方法により行なわれるべきだ、と主張される。

〔例〕 当該設備の原価-償却額100,000M, 時価-償却額140,000M とすると、

減価償却費	140,000	減価償却引当金	100,000
		設備価格変動利益	40,000

時価償却額が 60,000M にすぎない時は、

減価償却費	60,000	減価償却引当金	100,000
特別償却	40,000		

上の諸仕訳における「設備価格変動利益」および「特別償却」の諸科目は直接に損益勘定に計上されているようである⁴³。

けれどもこのような会計処理をマールベルクは自説として積極的に展開しているわけではなく、金マルク計算が行なわれるべき時にはかかる利益分割は無用だ、と考えられている。しかし、私見によれば、かりに、固定資産の「取得→販売」を一つの完結した投機サイクルとみるシュマーレンバッハ-マールベルク的な考え方を認めるとしても、設備価格の変動は、経営の立場からみると、短期的には回避できない〔49, p. 31~32〕ものであるから、期間比較に役立つ経済性尺度利益を求めるための「短期的・経営的・部分的・測定」としては、かかる回避できない価格変動の影響を除去した利益が測定されることは意義があるであろう。

(3) 貨幣(金)資本余剰利益と経済性尺度利益との統合方法

上の考察からわかるとおり、マールベルク説における測定目標は、シュマーレンバッハ説と類似して、一面において「貨幣資本余剰」、他面では「経済性尺度」という二つの性格をそなえた利益、「貨幣(金)資本余剰的・経済性尺度的・利益」であることが文献的に実証された。そして本章第3節が明らかにするとおり、棚卸資産については完全実体維持、固定資産については結果的実体

第2部 二元的利益概念とその測定

維持が行なわれるという前提のもとで経済性尺度利益を測定するためには、マールベルクの提唱する（金マルク計算に組みこまれた）拘束在高法および時価償却法⁴³は大筋において、その仮定された「本体」を写像するための測定方法としておおむね妥当である。

ただ、「全部的・出資者的・全体期間的・測定」としての貨幣資本維持的測定と「部分的・経営的・短期的・測定」としての時価主義（または拡張された取得原価主義）的測定との統合いかんという点からみると、マールベルクの拘束在高法は、シュマーレンバッハ説のそれと同じく、上の二つの性格の不統合に由来する三つの限界をもっている（本章第1節(3)を参照）。では、マールベルクの提案する時価償却はどうか。ややくわしく見ると、シュマーレンバッハ的時価償却では時価-償却額と原価-償却額との間の差額は期間外損益として処理されるが、それはマールベルク的時価償却では期間利益の内訳項目として処理されている、という相違がある。この相違点に着目すると、マールベルク説に対して次のような評価があたえられうるであろう。

(イ) マールベルク的時価償却は、上の「差額」を期間利益の内訳科目とすること、すなわち期間利益の分割表示によって、「経営的測定」としての・時価主義にもとづく・経済性尺度利益と「出資者的測定」である・歴史的な原価主義にもとづく・経済性尺度利益との両方を測定・表示しようというメリットを、シュマーレンバッハ的時価償却に比して、もっている。しかし、棚卸資産に関しては拘束在高法を用いることにより、棚卸資産費用についての現在原価評価額と歴史的な原価評価額との差額は期間利益の内訳として明示はされず、むしろ隠されている。そのためにかかる時価償却のメリットにもかかわらず、正しい歴史的な原価主義-期間利益は測定表示されえない。もしも時価主義利益を真実の歴史的な原価主義利益の内訳として示すという思想を貫くならば、棚卸資産の測定についても、上の評価差額を期間利益の内訳として明示しなければならないであろう（この立場をつらぬくと、結局、本書第6章で検討する「貨幣余剰利益の

分割」という考え方にたどりつくであろう)。

(d) シュマーレンバッハ-マールベルクの利益測定にふくまれている「拘束在高法」と真に首尾一貫している減価償却方法は、原価-償却と時価-償却との差額を期間利益から排除するところの、シュマーレンバッハ的時価償却である。というのは、拘束在高法によると棚卸資産費用の歴史的な原価評価額と時価評価額との差額は期間利益から排除されるわけだから、減価償却法としてもそれに呼応する評価差額を期間利益から排除する方法が必要かつ十分であり、それら両測定方法の適用により、期間利益は純粹の時価主義的または「拡張された取得原価主義」的利益という明確な内容をもちうるからである。

第3節 シュマーレンバッハ-マールベルクの 利益測定に関する結論

本章第1節(3)において説明したように、テァ・フェーン-ハックス-エッカルトの利益測定における諸会計手続とシュマーレンバッハ-マールベルクの利益測定手続とを比較した場合の相違(減価償却について)を理解するためには、(i)計算目標の相違(前者は「分配可能利益」、後者は「経済性尺度利益」)にくわえて、(ii)棚卸資産について行なわれる実体維持は「完全実体維持」だが固定資産についてのそれは「結果的実体維持」にすぎないという本体仮定もあわせ考慮されねばならない。

しかし、その本体仮定のもとでいずれの利益の測定を行なうとしても、取得原価主義-貨幣資本維持的測定と時価主義-実質(または実体)資本維持的測定とのある種の総合が必要なことは、本書第4章および第5章の論述から明らかであろう。そしてその総合のためには、上のシュマーレンバッハ説の全体計算的会計観をきっかけに本章で展開した「拡張された取得原価主義」という観念が有用である、とわれわれは考える。というのは、この観念にてらすと、貨幣

第2部 二元的利益概念とその測定

資本維持計算に導入された時価主義的測定は、全体費用＝全体支出ということのみを要求するフレキシブルな「全体的原価主義」の枠内における全体費用の特定の期間配分形態として統一的、一元的に理解しうるからである。

さて、上にのべた本体仮定のもとで「貨幣資本余剰的・経済性尺度利益」を測定するための会計方法としては、「拘束在高法」および「シュマーレンバッハ的時価償却」[78, p.186; p.218]が、ほぼ承認しうるものであろう。なぜならば、この本体仮定によると拘束在高棚卸資産量は継続的かつ不可避免的に取り替えられていく（完全実体維持）から、ある取得ロットの取得原価と販売時取得時価との差額——その差額は「原価節約」(cost saving)をあらわすといえよう——はまだ確実な原価節約にはなっておらず、それにひきつづく多数回の同種財貨の各取得ロットのマイナスの原価節約により不可避免的にうちけされるかもしれない。ゆえに、この在高量についての原価節約は、この在高の流動化時点になってはじめて（その在高設定の全期間中に生じたものが）確定する。だから各期間の利益は拘束在高についての未確定な原価節約を排除したものとして測定されるべきであり、拘束在高法はこの目的のためにほぼ近似的にこたえうるであろう。そしてまた、拘束在高の流動化時点に表面化する「原価節約」（その在高の当期取得時価と歴史的な原価との差額）は当期のみならずその在高の全設定期間にわりあてられるべき期間外項目だから、その流動化の生じた期間の期間外損益としてそれは示されるべきである（その在高についての棚卸資産費用はそれの当期取得時価評価額である）。

次に、同じく上にのべた本体仮定によると、設備資産については同種資産の取替えが行なわれるとしてもそれは必然的なものとはいえない（結果的実体維持）、つまりそこへ投下された貨幣資本は同種資産への拘束性をもたないわけであるから、各期償却費のカレントな取得時価評価額と歴史的な原価評価額との差額によってあらわされる・各期に費消された設備用役の・「原価節約」はその各期に確定したものと考えられうる。なぜなら、償却費により回収された資

本の再投資（における原価節約）はもとの投資対象（における原価節約）とは無関係だからである。

この場合、これらの期間費用の時価評価額と原価評価額との差額の会計的性質が問題となる。「拡張された取得原価主義」によると、この項目は、期間費用を歴史的「取得原価」から現在「取得原価」へと「原価修正」することによって生ずるものであり、貸借対照表面からは、当該資産原価をして（将来の）その流動化（費用化）時点において「原価節約」（その資産の時価と歴史的原価との差額）を利益に反映しようとするような費用額たらしめるための、その資産に対する原価修正、つまり当資産原価に対する・その目的のための・評価勘定である、とわれわれは考える。拘束在高法にあってはこの評価勘定は借方の拘束在高の真実の取得原価から控除されてしまっている。シュマーレンバッハ的時価償却にあっては、この評価勘定は当期に費消された用役部分についての原価節約を利益に反映させるための・当期時価償却額に対する・費用修正（したがって一種の利益）を意味する⁹⁴。

「全部的・出資者的・全体期間的・測定」としての貨幣資本維持的測定と「部分的・経営的・短期的・測定」としての時価主義的測定との不統合のうち、出資者的測定と経営的測定との間の不統合は上にのべた理論により克服ないし緩和されるのではなからうか。つまり、投下貨幣資本の運用効率を知ることには出資者の立場からする「出資者的測定」にとって大事であるのみならず、経営にとってもその効率は、経営が当該財貨の取得に要する原価をいかに（現在に比し安く買うという意味で）節約したか、を示すという目的にとって不可欠である。しかし、この原価節約は投下資本が特定財貨の維持のために拘束されているかぎり不確定、「出資者」にとっても「経営」にとっても不確定なのである。したがって上にのべた本体仮定のもとでは拘束在高法が原価節約を期間利益から排除すること自体は、「出資者的測定」にとっても「経営的測定」にとっても妥当ではなからうか。

第2部 二元的利益概念とその測定

けれども、「部分的測定」と「全部的測定」との間の不統合（投機的な資産および費用と非投機的なそれとの間に正確な区別がなされえないこと）および「全体期間的測定」と「短期的測定」との間の不統合（費消された財と取り替えられた財との間に質または種類の変化があると当該測定方法が適用されえないこと）は、この章までの研究では未解決である。

（第5章への注）

- (1) この「方法代位」については、とりわけ [125] が参考になる。
- (2) 継続性原則が一致の原則をささえる十分条件でないことについては [110, 第2章] を参照。
- (3) シュマーレンバッハの全体利益を所有主的立場に立つと解する他の説として [107, p. 28~9] を参照されたい。
- (4) 「一致の原則」をもって「期間利益の合計=全体利益」という等式を示すと考える——「完全な一致」——と、全体的取得原価主義は期間費用合計が全体支出により評価されることを要求するが、「期間利益+期間外利益=全体利益」という意味の一致——「最終の一致」——を考えると、それは期間費用と期間外費用の合計が全体支出に等しいこととして定義されよう。
- (5) 後期の見解 [ex. 79] では彼は、包括主義利益を損益計算書の最終数値としてはいるが、具体的な会計処理に関しては利益の比較性目的が強く支配している [79, p. 78, 89, 105, 142, 145, 147, 152~153, 168 etc.]。
- (6) 超過量について、たとえば [78, p. 206; p. 247] では、後期がそれをいやおうなしに引き受けねばならぬことに対する調整として、いく分割引された期末取得時価による評価が主張されていた。
- (7) この方法は「貸借対照表価値を中和化することにより損益計算へ時価を導き入れる」ものである [49, p. 1]。
- (8) ある拘束在高の設定から解除までの期間をカバーする長期的視野からみると、そこへ最初に投下された貨幣もその期間末には回収されているので、拘束在高の経営への拘束性に基礎をおく価値変動排除思考は出てこない。
- (9) 当期末に残存している商品は当期中の取引により取得された200マルク (20kg) であるから、その $\frac{1}{10}$ つまり20を残高へ、残り180を損益へふりかえる。
- (10) これはマールベルクの設例を筆者が部分的に改変したものである。
- (11) この手続の根拠は、経営の正常な進行方向を示すべき利益は当期に行なわれる

第5章 貨幣資本余剰的・経済性尺度的・利益

べき補充がなされなかったという異常事態の影響を排して、それがなされた場合と同額の費用を反映すべし、ということである。

- (12) この手続の前提には、当期償却費をわりあてられた製品は全部当期に販売されたという仮定があるのであろう。
- (13) 各期の時価償却額と原価-償却額との差をその期に調整勘定に収容するとき時価償却 [78, p. 186; p. 218] をここでは意味する。
- (14) たとえば、

減価償却費（時価）	100	償却引当金	80
		調整勘定	20

という仕訳は、

減価償却費	100	償却引当金	100
償却引当金	20	調整勘定	20

という二つの仕訳、すなわち経営利益測定のための時価償却計上と、実現した原価節約（利益）の認識のための費用修正とに、分解されうる。

第6章 貨幣的利益の分割的測定 (アメリカ的利益類型)

この利益測定は、投下貨幣資本（名目額または一定貨幣価値量）の余剰としての利益を発生主義的に、しかも次の諸構成部分に分割する形で測定するものである。(i)当期実現収益と当期費用の取得時価評価額との差としての利益、(ii)当期費用取得時価評価額と同(歴史的または修正)原価評価額との差としての利益、(iii)当期末残存資産のうえに当期中に発生した取得時価変動額としての利益、(iv)その他異常な原因にもとづく損益。

1920年代のアメリカ合衆国において提唱された会計方法によると上の(i)のみが期間利益とみなされたが、ペイトン説では(i)と(ii)の両者が期間利益にふくまれ、そして近年のAAAの見解では(i)、(ii)、(iii)の3者の合計を期間利益とするに至っている(期間利益内容の拡張)。

かかる利益測定論はアメリカ合衆国の会計理論の中で主として展開されてきているので、かかる利益測定は「アメリカ的類型」と名づけられうる。以下、この「発生主義的貨幣利益の分割」をささえる論理を検討していこう。

第1節 1920年代の合衆国における 固定資産評価引上げ運動

第1次大戦を契機として戦前の約2倍に上昇した物価水準のもとで、かつ、会計実践を律する基準がいまだ確立されていないため取締役が会計操作について大きな権限を行使したという状況下で、1923年から1929年までの時期においてアメリカ合衆国では、過去の低価格で取得された固定資産——とりわけ有

形固定資産——をその再生産原価へと評価増する運動、「20年代の帳簿数字引上げ」がさかんに行なわれた〔76〕（無形資産や投資勘定の評価引上げは稀であった〔76, p. 22~3〕）。この運動の目的はいろいろあげられているが、もっとも重要な目的として「20年代のインフレ期には、経営は第1に貸借対照表の見地から、高い取替原価に関心をもった。経営はよりよい財政状態を反映させ、そのようにして有価証券の販売可能性を増加させようとした。」〔26, p. 394〕

〔例〕〔26, p. 388~391〕ある機械について、(i)新品再生産原価および（それに対する）減価償却累計はそれぞれ140,000ドルおよび35,000ドル、(ii)帳簿上の原価および減価償却累計は各々100,000ドルおよび25,000ドルとすると、

機械評価増	40,000	機械償却引当金評価増	10,000
		評価鑑定による未実現増価	30,000

以後の年度の会計処理としては次の三つがあった。(a)期間減価償却費は評価引上げ前の取得原価にもとづいて行なわれ、「機械評価増」の償却額は「未実現増価」と相殺する方法——「貸借対照表記録法」——が存在し、大多数の会計士により支持された⁽¹⁾（資産価額を増大させつつ、1株当たり利益は、報告利益を大ならしめる取得原価主義にもとづいているから〔76, p. 28〕）。この処理においては「未実現増価」勘定は、機械評価増勘定の対照勘定をなすといえよう。(b)期間減価償却費は評価増された固定資産価額にもとづいて計上し、未実現増価に相当する勘定は資本剰余金とみなされ据えおかれる。(c)損益勘定にチャージされる減価償却は評価引上げ額にもとづくが、そのうち機械評価増勘定についての当期償却額ずつ（貸方の）未実現増価が実現するので、この「実現された増価」分だけ未実現増価勘定から利益剰余金勘定にふりかえるべし、とする見地——期間利益は時価償却によるが、利益剰余金は取得原価主義による場合と同額になるよう調整するので、「妥協法」(compromise method)とよばれた——もあった。この会計処理のもとでは、「未実現増価」勘定は未実現利益を示すのである。

第2部 二元的利益概念とその測定

〔「妥協法」の例〕 上の設例で当該機械の耐用年数20年、直線法減価償却、残存価額0とすると、

減価償却費	7,000	機械減価償却引当金	5,000
		機械減価償却引当金評価増	2,000
評価鑑定による未実現増価	2,000	利益剰余金	2,000

この「妥協法」は、損益計算書の重要性が増大しそして現在価格水準を反映した実質利益 (real income) が強く主張されるにつれて、いくらかの支持をこの期間にえていた[76, p.28]。

「妥協法」によると、当期に発生した貨幣的利益が、(i) (期間利益として損益計算書に計上されるところ) 実現収益と期間費用 (ここでは減価償却費) の取得時価評価額との差としての利益、(ii) (実現した増価として利益剰余金に直接にふりかえられる) 期間費用取得時価評価額と同取得原価評価額との差としての利益、および(iii) (当期に発生し未償却の未実現増価をいみする) 当期末残存資産のうゑに発生した当期中の取得時価変動差額としての未実現利益、とに分割する形で、測定されているのである。ではこのように三つのファクターに分割する根拠は何か。

貨幣的利益を諸要素に分割することはある目的にとって「有用」であるから分割的測定を行なうのだ、という説明は不十分であろう。なぜなら、目的に対する有用性をみただけならば、正規の会計報告中ではなく補足的計算書をつくりこの中で分割的測定を行なうことによっても達成されうるからである。したがって、分割的な利益測定の根拠は、むしろ、当期に発生した貨幣的利益 (本体利益) がある観点ないし基準にてらしてみた場合いくつかの質を異にする諸部分からなっているのでその質の相違を利益の分割的な測定によって區別して写体利益のうゑに写像する、ということになければならない。

この「妥協法」のもとでは、上の(i)および(ii)と(iii)の間には前者は「実現」利益だが後者は「未実現」利益だ、という質的相違が存在し、さらに(i)と(ii)と

の間には前者は「実質利益」だが後者はそうでない、という質的相違があることは、誰の目にも明らかであろう。しかし、それ以上にくわしい、その質的相違はこの時期には認識されていたとは思われない。

第2節 ペイトンの時価論

W・A・ペイトン教授はつとに1920年前後から時価主義を積極的に承認する態度をとり、また第2次大戦後のインフレ期にはなお積極的に時価主義を提唱するにいたった。その時価主義とは、利益測定からみると、発生主義的「貨幣利益の分割的測定」をめざしていることを示し、その測定の論理を明らかにしたい。

1920年代の彼の時価論をまずとりあげよう。もしも財務諸表が諸利害関係者の「合理的な判断の基礎をなすべきならば、カレントな経営諸状況と諸傾向との真実な描写」〔62, p. 2〕〔63, p. 425〕をそれは反映すべきである。そしてそのためには、会計測定にさいして「貨幣単位の購買力の変動を勘定にいれること」〔62, p. 4〕、つまり財務諸表が「その作成日の実際のドルにかかわらしめて」〔62, p. 4〕諸状況と諸結果を表現することが必要である。しかし、ここで「作成日の実際のドル」とは一般物価変動ではなくてむしろ個別価格変動によりあらわされるものである。なぜなら、「特定企業は財貨一般を扱うのではなく特定種類の財貨、権利および用役を扱い」〔62, p. 4〕、これら特定種類の諸財貨の価値変動をあとづけ表現することが会計の機能だからである〔62, p. 4〕。

このようにカレントな時価により測定された価値変動額のうちどれだけが「利益」でどれだけが「資本」かという点、ペイトンは物的生産能力を維持する財貨量を資本と考えてはおらず〔63, p. 429~430〕、むしろ一般物価水準変動にもとづいて修正された原初投資額が利益決定基準となる資本だ、という〔63, p. 430~431〕。つまり、まず第1に、「一定時における全資産、負債および資本

第2部 二元的利益概念とその測定

の正確な表示」[62, p.10] という静的な貸借対照表目的のために現在時価による諸資産評価が行なわれるべきだが、かかる時価評価額が当資産の修正原価（一般物価指数により修正された取得原価）をこえる金額は、資本でなくて実質的な増価（appreciation）——利益——とみなされる[64, p.95]。

もちろん、この手続が結果として資産取替えのための資金調達を促進することを彼はみとめ、したがって、貸借対照表諸項目の現在の測定という主要目的を乱さないかぎり第2次的な会計目的として物的資産（特に償却性資産）の取替えを考慮しようと彼はしている。

〔例〕 A社が1915年1月1日に1台の機械を\$5,000で購入する。その耐用年数5年、残存価額ゼロ、直線法償却、当資産取替時価は1920年まで毎年\$1,000ずつ上昇しつづける。そうすると、

(1915年末)

機 械	1,000	増 価	1,000
減価償却費	1,200 ⁽²⁾	減価償却引当金	1,200

(1916年末)

機 械	1,000	増 価	1,000
減価償却費	1,450 ⁽³⁾	減価償却引当金	1,450

1917年～1919年にも同じ仕訳が行なわれるべきだが、各年度の償却費（および同引当金）は、\$1,783.33（1917年）、\$2,283.33（1918年）、3,283.34（1919年）となる⁽⁴⁾。この計算方法は、明らかに、耐用年数末において当資産の取替えのために要する金額を償却費をつうじて回収しようとするものである。各年度の資産用役の費消（したがってまた未費消の資産価値）を正しく測定したものとはいえない。

上の「増加」のうち、当資産の取替時価が一般物価水準変動を上回って上昇したことに起因する部分だけが本来は利益であって、それ以下の高さの増価はたんなる資本修正である。ただ、ペイトンは、「会計数値を絶対的な価値基準にかかわらしめて修正することは実行可能でない」[62, p.10]という観点から、

保守主義の立場を導入することにより「上の場合に示された増価貸記額は利益の一項目ではないという立場をとることが合理的だと思われる。」〔62, p.10〕

以上を要するに、この時期のペイトン理論によると、貸借対照表重視の立場から、資産時価評価は財政状態のカレントな表示を目的とするが、この時価評価は第2次的には発生主義にもとづく（修正）原価主義利益を損益計算書（当期実現収益と当期償却費取替時価評価額との差額としての利益が示される）と貸借対照表（当期費用および期末資産時価評価額が同修正原価評価額をこえる差額としての利益——ただし上の例では技術的理由からこれらは修正原価と歴史的な原価の差額としての「資本」から分離されていない）とに分割して測定するものである⁽⁵⁾。この分割的測定をささえる根拠はあまり明瞭ではない。ただ、上の「増価」について「都合よくまたは安全に株主に渡されうるであろう額を測定しない」ものであり「処分可能利益 (available income)」にはふくまれない、と彼がいう〔62, p.10〕ところから考えると、損益計算書に示される利益部分は「分配可能利益」だが他の利益部分はそうでないという質的相違がある、ということがその分割的測定の根拠となっているようである。しかしそれ以上の点——たとえばカレントな時価による資産評価、およびそれが結果する「増価」は一体なにを測定したといえるのか——については全く不明である。

第2次大戦後のインフレーション時にペイトン時価論はふたたび復活する。この復活後の時価論は、貸借対照表諸項目のカレントな表示ではなく利益の分析的な測定を第1の目的として追求する。ペイトンによると、真の「実際原価 (actual cost)」, 「発生した実際の経済的犠牲の尺度たる原価」〔65, p.121〕とは、「ある経済的量、ある対象物に対して投下または消費された購買力の量」〔66, p.316〕である。そしてこの「購買力量」としての原価は——われわれは現在のドルにもとづいて考えかつ行動するから〔65, p.121〕——カレントな貨幣価値によって測定されるべきである。しかも、一般物価指数ではなくてカレントな取替原価により、それは測定されることが最も有用である〔66, p.324〕。というの

第2部 二元的利益概念とその測定

は、経営者および企業所有主にとって最も重要なのは彼らが所有・運営している特定資産の現況であり、とりわけ、取替原価にもとづく諸費用は「真の競争的原価 (true competitive cost)」[66, p. 325], つまり「競争市場において価格決定プロセス上特に勢力をもつ」[66, p. 324]原価だからである。ただし、利益が生ずる前に維持されるべき資本概念としては彼は「一般購買力資本」概念を採用しており、したがって取替原価による(資産および費用)評価額が一般物価指数による同修正原価額をこえる額は、実質的な「増価 (appreciation)」[66, p. 324]をあらわす。

〔棚卸資産会計〕 ペイトンは、「先入先出法と後入先出法との両方の長所を結合する手続——棚卸資産と売上原価の両方を現在原価(当期末取替原価を意味する——引用者)基準におくことをもたらす手続」を提案する[66, p. 70]。

〔例〕 特定種類棚卸資産の(期首繰越品をふくむ)当期総受入品の取得原価 \$ 1,150,000, 当期払出品売価 \$ 1,080,000, 同取得原価 \$ 880,000, 同期末取替原価 \$ 1,200,000, 期末在高取得原価 \$ 270,000, 同期末取替原価 \$ 300,000。

売上原価	1,200,000	仕入	1,150,000
繰越商品	300,000	株主持分	350,000
		——商品評価替——	

(当期払出品と当期末棚卸品の両方を取替原価基準におく仕訳)

株主持分	320,000	損益	320,000
	——商品評価替——		

(評価替による株主持分のうち当期売上品にわりあてられる部分 320,000 [= 1,200,000 - 880,000] は実現したものとして当期純利益にくわえられる⁽⁶⁾)

損益計算書

売上	\$ 1,080,000
売上原価	1,200,000
純損失	\$ 120,000
取替原価適用による持分修正	320,000
純利益(取得原価)	\$ 200,000

この処理法では、発生主義による原価主義利益を、(i)実現収益と棚卸資産費用時価評価額の差たる利益、(ii)同費用時価評価額と同原価評価額との差たる利益（(i)と(ii)は相互に区分したうえで損益計算書に表示される）、(iii)当期末在高のうえに当期中に発生した取替時価変動額としての未実現利益（貸借対照表に計上される）の三つの部分にわけて測定しようとしている。ペイトンによると、上の(i)を(ii)および(iii)から区分する理由は、「当年度の初めと同じ棚卸資産および他の諸資源の物的装備（physical layout）——企業の生産能力——を維持するために必要とされる・顧客から受取られた・資金を当年度の処分可能利益とみなすことはよい財務管理ではない」[66, p. 69]ということにある。つまり(i)は「分配可能利益」を示すが(ii)と(iii)はそうではないという質的相違を写像するために、利益の分割的測定はおこなわれる。

〔固定資産会計〕上の棚卸資産会計の場合とほぼ同じ「貨幣余剰利益の分割的測定」として「妥協法」(compromise procedure)——1920年代のものと異なる——を提案する。

例 [66, p. 343~5] 当設備の耐用年数10年，残価ゼロ，4年前に取得，取得原価 \$ 250,000，定額法償却，したがって前期までの償却引当金累計は \$ 100,000，当設備の今期取替原価 \$ 400,000，今期償却費の10%は期末仕掛品および完成品在高に付着，当期収益合計 \$ 1,000,000，今期の時価による費用合計 \$ 900,000。

設備修正	150,000	設備償却引当金	60,000
		株主持分－未吸収設備修正	90,000
留保利益	60,000	吸収済設備原価増準備金	60,000
減価償却費	40,000	設備償却引当金	25,000
		設備償却引当金修正	15,000
棚卸資産	4,000	減価償却費	40,000
損益	36,000		

第2部 二元的利益概念とその測定

損益	100,000	利益	100,000
(損益勘定を締切る)			
<hr/>			
株主持分-未 吸収設備修正	13,500	利益	13,500
(当期償却費の・損益勘定への・計上をつうじて実現された増価 15,000 × $\frac{9}{10}$ = 13,500を利益勘定へふりかえる)			
<hr/>			
利益	113,500	留保利益	113,500
(利益勘定を締切る)			
<hr/>			
留保利益	13,500	吸収済設備原価増準備金	13,500
(当期収益にチャージされた償却費修正額だけ留保利益を凍結する)			
<hr/>			

その結果次の損益計算書が作成される⁽⁷⁾。

当期収益	\$1,000,000
当期諸費用 (時価償却 \$36,000を含む)	900,000
純利益	<u>\$ 100,000</u>
当年度費用に吸収された設備原価増	13,500
未修正基準にもとづく純利益	<u>\$ 113,500</u>

この「妥協法」によると、棚卸資産に関する上の会計処理法と同じく、発生主義的に測定された原価主義利益が、(i)当期実現収益と当期減価償却費時価評価額との差としての利益、(ii)当期償却費時価評価額と同原価評価額との差としての利益 (この(i)と(ii)とはともに損益計算書に分けて表示される)、および(iii)期末残存資産に当期中に発生した時価変動額としての未実現利益、とに分割して測定されているのである。まず、(i) および(ii)が(iii)と分割して測定されている根拠は、おそらく前者は「実現利益」だが後者はまだ貨幣形態に到達していない「未実現利益」だ、という点にあるのであろうが、そもそもその「未実現利益」を(期間利益としてではないにせよ)利益として会計上測定することの意義は明らかになっていない。次に、前者の「実現利益」、取得原価主義による実現利益がさらに上の(i)と(ii)とに分割して測定されているのは何ゆえか。ペイトンの

明言はないが、(ロ)に相当する利益額は、損益計算書にいったん利益として計上されたのち、「吸収済設備原価増準備金」へとふりかえることにより分配不可能なものとして凍結されているところから見て、上の棚卸資産会計処理の場合に類似して、ここでも(イ)は「処分可能利益」だが(ロ)は生産能力維持のために処分しえないという「質的相違」が仮定されているのではなからうか。

以上のペイトン説を概括すると、1920年代の固定資産評価引上げ時代に提唱された「妥協法」では上の(イ)のみが期間利益とされているのに対して、ペイトンの（第2次大戦後の）提案では(イ)と(ロ)の両者が期間利益をなすものとされる。「原価主義実現利益」を一定の見地から分割するのだという論理に立つと、まさに後者のペイトン説のごとくでなければならない。けれども、期末資産に発生した未実現利益（上の(イ)）が貸借対照表上に利益の一項目として計上されているが、利益測定という立場からこの項目がどのような内容と意義をもつか明らかでない。また期間利益(イ)と(ロ)との分割の論理として、(イ)は「処分可能利益」だが(ロ)は「そうでない」という質的相違が考えられるが、「そうでない」という消極的規定をこえて(ロ)の項目が何か積極的な「質」をもつのではないか、この点も不明のままである。

第3節 エドワーズ-ベルの利益測定論

エドワーズおよびベルの著明な大著「企業利益の理論と測定」[23]は、そのエッセンスにおいては「貨幣余剰利益のある分割的測定」を志向することを以下示そう。彼らによると「会計資料の主要な機能は過去の諸決定を評価するうえでの一つの基本的な用具として役立つこと」[23, p. 3~4; p. 3]、とりわけかかる過去の経営決定の評価をつうじて将来の（経営および外部利害関係者の）意思決定に役立つことである。そして、過去の経営決定の事後的評価にたいする「有用性」の見地から、彼らは論理的に考えうる諸利益概念を順次「ふるい」にか

第2部 二元的利益概念とその測定

けていって⁽⁸⁾、結局、発生主義的に測定された原価主義利益——「事業利益」——を次の諸要素に分割して測定表示しようとする。

「事業利益 (business profit)」：期末「現在原価」⁽⁹⁾ (current cost) により評価された期末資産マイナス期末負債と、期首現在原価で評価されたそれとの間の差額（資本取引に起因する増減はのぞく）。

「当期経営利益 (current operating profit)」：当期中に販売された産出物の現在価値と当期費用の現在価値との差額。

「実現可能原価節約」⁽¹⁰⁾ (realizable cost saving)：当期中に費消・販売された資産および当期末に残存する資産の両方について、当期中でそれらが当企業に存在した間に生じた現在原価変動額の合計。

「実現済原価節約」⁽¹⁰⁾ (realized cost saving)：当期費用となったすべての投入物に生じた（その各投入物の取得時点と販売時点の間の現在原価の変動として測定された）価値変動額。「実現済原価節約」はいずれかの期の「実現可能原価節約」であるから、後者は前者を含むといえる。

「実現済資本利得 (realized capital gain)」：反復的な生産または販売活動に使用されてきた資産が売却された場合の売却収入とその歴史的原価との差額。

エドワーズ-ベルによると、これらの諸利益概念のあいだには次の関係がある。

$$\begin{aligned} \text{事業利益} &= \text{当期経営利益} + \text{実現可能原価節約} \cdots \cdots (1) \\ \text{実現利益} &= \text{当期経営利益} + \text{実現済原価節約} + (\text{実現済資本利得}) \cdots \cdots (2) \\ \text{会計利益} &= \text{営業利益} (\text{当期経営利益と実現済原価節約が未分化のまま含まれる}) + \text{実現済資本利得} \cdots \cdots (3) \end{aligned}$$

彼らの説においてもっとも有用なものと考えられるのは「当期経営利益」である。まず利益数値の「対内的用途」からみると、この利益は産出物と投入物との現在価値の差として、経済に対する「長期的貢献」[23, p. 98; p. 81]、当企業の「生産過程がある価値をもつ資源をいっそう大きい価値をもつ産出物に転換するための有効な手段である」[23, p. 98~99; p. 81] 程度を示す、いわば「経

「経済性尺度利益」である。したがって、生産過程と環境条件が（当企業が選択すべき代替的な諸生産過程の相互関係を変化させる形で）変化するという証拠がないならば、「当期経営利益は予測目的のために用いられうる。その場合、当期経営利益は長期にわたる各期間に当企業が獲得すると予想される金額を示す。」〔23, p.99; p.81~82〕それゆえ、現存生産過程からの今期の当期経営利益が他の代替的過程から可能であるその利益より高いかぎり、「現存生産過程を保持することが合理的と思われる。その特定の条件のもとでは当期経営利益は代替的な諸生産過程の間で選択を行なうための有用な工夫であろう。」〔23, p.100; p.82〕

次に、利益の「対外的用途」を考える。(i)企業の将来利益の長期的予測に役立つ「当期経営利益」は、長期的考慮にもとづいて有価証券を購入する人々にとってもっとも有用である。(ii)当産業への潜在的侵入者にとっても「当期経営利益」は「異なる経済分野の相対的収益性を評価するうえで一層有用である。」〔23, p.104; p.86〕原価主義利益は過去の購買の良否という偶発的成果を示すので新規投資のための指標としては有用性は少ない。(iii)国民所得会計における利益としても、「当期経営利益」が、「現存諸資源の流れにより生じた産出物価値がそれらの資源の現在原価をこえる超過額として(利益を)測定」〔23, p.105; p.86〕するものとして、もっとも有用である。

このように有用な「当期経営利益」を、彼らは、伝統的な会計実践の場で測定されている「会計的利益」(上の(3)式)の計算構造を(上の(2)式にしたがい)少し修正するだけで抽出しようとし、さらには「事業利益」そのものをもそのような形で測定しようと試みている。

さて、一般物価水準が変動する場合はどうか。過去の諸経営決定の評価という「目的のために諸勘定に組入れられるべきは個別価格変動の記録であって、物価水準変動に対する修正はこの機能に少ししか貢献しない」〔23, p.17; p.14〕——事業利益の極大化は（一般物価水準変動について修正された）実質利益の極大化をも結果するだろうから——が、すでに実質的に表現されている「当期

第2部 二元的利益概念とその測定

経営利益」だけでなく「原価節約」の比較を行なうためには、それらのデータから貨幣価値変動の影響が排除されていなければならない。ここから、彼らは、貨幣価値変動の影響を除去した諸利益概念についても論述している。

$$\text{実質的事業利益}^{00} = \text{当期経営利益} + \text{実質的実現可能原価節約}^{04} \dots\dots\dots(1)'$$

$$\text{実質的実現利益} = \text{当期経営利益} + \text{実質的実現済原価節約}^{03} + \text{実質的実現済資本利得}^{04} \dots\dots\dots(2)'$$

$$\text{実質的会計利益} = \text{実質的営業利益} (\text{当期経営利益と実質的実現済原価節約とが未分化のまま合体}) + \text{実質的実現済資本利得} \dots\dots\dots(3)'$$

これらの名目的、および実質的な諸利益概念の多様なとりあわせのうちで「いずれの一つを会計がその利益の定義として採用すべきかは、その結果生ずるデータの融通性と経営目的・租税目的・および他の諸目的に対するその有用性だけに依存しているだけでなく、またそのデータを作成するためのコストと困難さにも依存する。」[23, p.129; p.108]

以上を要するに、エドワーズ-ベル説によると、発生主義的に測定された貨幣的利益の分割に関する論理として、(イ)当期実現収益と当期費用取得時価評価額の差としての利益は(ペイトン説のような実体維持を基準としたテア・フェーン-ハックス-エッカルト的な「処分可能利益」としてでなく)経営の生産・販売活動に関する効率の尺度という性質、すなわちシュマーレンバッハ-マールベルク的な「経済性尺度利益」にちかい質をもつ、(ロ)発生主義的貨幣利益のうちのその他の部分は財貨の個別的な取得時価の変動に起因するが、それは、当期のカレントな時価に比して過去原価が低かった(または高かった)という意味で「原価節約」(またはマイナスの原価節約)を示すのであり、(a)当期費用取得時価評価額と同原価評価額の差としての利益は、当期費用となった財貨を特定過去時点に取得しかつ今期まで保有してきたことに起因する、つまり最終的販売により確定、実現した取得・保有政策・良否の尺度をあらわす「実現済原価節約」という質をもつ、(b)当期末残存資産の上に当期中に発生した取得時価変動額としての利益は、いまだ最終的な消費・販売により確定してはいない(しかしカレントな

価格状況を示すという点から重要な)・当該資産取得・保有政策の・(暫定的)良否尺度をあらわす「実現可能原価節約」という質をもつ、と考えられる。そして、これら3種類の利益部分のかかる質的相違を写体利益としてはっきり写像するために、発生主義的貨幣利益の分割的測定は行なわれるのである。分割的測定の根拠を明らかにした点においてエドワーズ-ベル説は高く評価されねばならない。

第4節 AICPA会計公準論および会計 原則試案における利益測定論

AICPAにより1961年に刊行されたムーニツ著「基本的会計公準論」[56]およびその基盤の上に形成されたスプローズとムーニツ共著「企業会計原則試案」[89]の中には、一つの明確な利益(測定)観、具体的には「発生主義的に測定された修正原価主義利益の分割的測定」という見地が存在する。このことを以下明らかにし、その論理をさぐりたい。

(1) その会計公準論の理論構造

会計原則の基礎をなす「会計公準」(accounting postulates)は、この説によると、(i)「環境」に関する公準、(ii)付随的諸命題としての公準、(iii)当為的諸公準の三つの群に分けられる。私見では、会計公準のかかる「3分法」は「会計測定」という立場から理解しうる。つまり、(a)会計の「測定対象」は何であり、どういう属性をもち、それを測定対象にすることの可能性と必要性は何かを示すのが(i)であり、(b)その測定伝達のための「技術的尺度・手段・構造」についての諸概念およびそこから由来する「技術的特質」を示すものが(ii)であり、(c)その測定伝達にさいして遵守されるべき「測定(および伝達)規則」を示すものが(iii)である。

(i)「環境的公準」:次の五つである。(A-1)量的表現(quantification):「合

第2部 二元的利益概念とその測定

理的な経済的諸決定を行なううえで……量的データは有用である。」[56, p.21; p.57] この命題は、「財務諸表が何ゆえ有用かを示す」[56, p.22; p.57]のものであり、会計の測定・伝達の必要性はそれが「量的表現」を行なうことにより経済的諸決定に役立つ点にあることを主張しているのである。(A-2) 交換 (exchange) : 「生産される財貨用役の大半は交換をつうじて分配され、生産者により直接消費されない。」[56, p.22; p.57] (A-3) 実体 (entities) : 「経済活動は特定の単位または実体をつうじて遂行される。」[56, p.22; p.57] (A-4) 期間 (time period) : 「経済活動は特定の期間内において遂行される。」[56, p.22; p.57] (A-5) 測定単位 (unit of measure) : 「貨幣は……諸財貨・諸用役の交換可能性を測定するための公分母である。」[56, p.36; p.57] この公準は、実質的な諸財貨用役の統一的な計算を可能にするのが「測定単位」としての貨幣だ、という意味で、会計測定の可能性を明らかにする公準だといえよう。

ムーニッツによれば、企業は生産要素の結合によって「富」(wealth)の生産に従事し、その富の生産と分配をつうじて企業の富がどれだけ変動したか——利益の大きさ——を測定することに会計は関心をもつ。その測定対象である「富の変動」は「特定期間」において「特定実体」という場で、かつ「交換」をつうじて市場に産出物を分配することにより生ずること——つまり測定対象のかかる諸属性——ならびに「量的表現」こそが会計データをして有用かつ必要ならしめる特質であること、そしてかかる測定を可能ならしめるものが「測定単位」としての貨幣であること、を上「環境的公準」は表明する(測定対象たる富の変動の諸属性およびその測定の必要性と可能性)。

(口) 「付随的公準」: (B-1) 財務諸表 (financial statement) : 「会計処理の結果は……1組の基本的に関連した財務諸表に表示される。」[56, p.36; p.75] 会計測定結果の「伝達の技術的手段」が財務諸表であることをこの公準は示す。

(B-2) 市場価格 (market prices) : 「会計データは……過去、現在または将来の交換により生ずる価格に基礎をおく。」[56, p.37; p.75] これは「会計測定の

「技術的尺度」を意味する。注意すべき第1点は、この公準は、測定対象の属性を表明する(A-2)「交換」公準からの必然の系として出てくることである。第2に、会計測定尺度は原価に限定されず「交換価格」ならいいのだから、時価主義導入の可能性もまたこの公準によりあたえられることである[56, p.29; p.65]。(B-3) 実体 (entities) : 「会計処理の結果は、特定の単位または実体にかかわらしめて表現される[56, p.37; p.75]。この公準は、(A-3) の実体公準からの必然の系として出てくるところの、会計測定および伝達の技術的構造を示す。(B-4) 暫定性 (tentativeness) : 「比較的短期間についての経営活動の結果は……つねに暫定的なものである。」[56, p.37; p.75] これは、会計測定が短い期間に関連づけて行なわれることにもなって会計測定結果がもつ技術的属性として「暫定性」を表明するものである。以上を要するに、付随的諸公準は、会計システムにおける測定・伝達の技術的尺度・手段・構造および属性を表明するのである。

(ハ) 「当為的公準」 : (C-1) 継続性 (continuity) : 「反対すべき証拠が存在しない限り実体は経営活動を不特定期間にわたり (indefinitely) 継続するものとみなされるべきである。」[56, p.50; .90] この公準は、清算ではなくて継続性を前提とした会計処理を行なうことを要求する。(C-2) 客観性 (objectivity) : 「……諸項目がうける影響は、それらの諸変動ならびに諸影響が客観的条件で測定されるよりも早期に、勘定への正式の認識があたえられるべきではない。」[56, p.50; p.90~1] 不偏性すなわち検証をうけていることを要求するこの条件は、しかし、見積りや予測をも許容するので、収益計上を実現時まで待つことは必ずしも要求されず、その結果、時価主義の導入の可能性がここで準備されている。(C-3) 継続性 (continuity) : 会計の「諸手続は……適切なものでかつ毎期首尾一貫して遵守されるべきである。」[56, p.50; p.91] この継続性は各期の測定結果相互間の趨勢とその差異を真実にすることである。(C-4) 安定単位 (stable unit) : 「会計報告は一定の安定した測定単位に基礎をおくべきで

第2部 二元的利益概念とその測定

ある。」[56, p. 50; p. 91] この公準は時価主義または修正原価主義の方向への会計の変革を要求する。(C-5) 明瞭表示 (disclosure): 「会計報告は、当該報告書を誤解させないために必要な事項を明瞭に表示すべきである。」[56, p. 50; p. 91] このように、当為的公準は、会計測定・伝達において守られるべき原則ないし規則を示すのである。

上の諸公準のうち、とりわけ、(A-2)「交換」、(B-2)「交換価格」、(C-2)「客観性」、(C-4)「安定単位」の諸公準が、時価主義導入を論理的にさまたげないという可能性を用意している。

(2) 企業会計原則試案における利益測定

スプローズとムーニツによる「試案」は、実体の手中にある「富」すなわち「期待される経済的効益」[89, p. 20; p. 134]という意味の諸資産および負債の変動を認識しようとする上の「公準論」の立場をうけついでいる。したがって「資産」はその将来の経済的用役力の大きさを正しく写すように測定されるべきこととなるが、彼らは、そのためには当資産の現在市場価格とりわけ現在取替原価を測定尺度として用いようとする。というのは、この尺度は個別企業の計画や期待から独立しているから「経済的効益についての中立的・客観的な評価額をあらわす」[89, p. 27; p. 143]からである。しかし私見によれば、資産の経済的用役力は当企業の計画や期待にまさに依存するものであり、それらから切りはなしては考えられない。ゆえに取替時価が個別資産の経済的効益を正しく測定するか否かは疑問である。さらに、もしもそれを示しうるとしても、かかる個別資産の経済的効益の合計は必ずしもつねに全体としての企業の経済的効益を示さないから、かかる評価の意義は「経済的効益」という面からは正しく解明されえないのではないか。

果たせるかなスプローズ-ムーニツも、論述がすすむにつれて、現在取替原価により資産評価を行なう意義を、資産の経済的効益を測定することではな

くて発生主義的に利益を測定し、そしてそのうちの実現利益部分を「経営利益」と「価格変動利得または損失」とに分割すること、のみに求めるにいたるのである〔89, p. 28~9; p. 146~7〕〔89, p. 32~5; p. 150~3〕（負債の評価については新しい見解はみられない）。ここで利益測定が発生主義的に行なわれる理由は、もともと「利益はたんに販売の時だけでなく企業活動の全過程に起因する」〔89, p. 10; p. 123〕にもかかわらず実現原則によると「営業活動や経済活動を正確に反映するという主要目標を、その経済活動の一局面にすぎない販売へとずらしてしまう」〔89, p. 15; p. 129〕からである。かくして、期末の諸資産の現在原価への修正ならびに一般物価指数による修正を行なうことにより、発生主義的に認識された修正原価主義利益を、(i)未販売または未費消財貨に生じた未実現損益、(ii)「販売価格と時価（取替原価）で計算された売上原価との差額」〔89, p. 29; p. 146〕としての売上総利益、および(iii)「保有」に起因する実現利得または損失、に分割して測定しようとするものと解される〔89, p. 28~31; p. 145~7〕。

当期の利益、特に実現利益を「経営損益」（operating margin）——上の(ii)——と「価格利得または損失」（price gains and losses）とに分割することのメリットは、彼らによると、前者は反復的（recurring）であるから比較的大きな予測可能性をもち、また比較的控制が可能だが後者はそうでないので、両者の区別は経営成績についての判断を形成する上で有用だと主張される〔89, p. 51; p. 173〕。発生主義的貨幣利益のうちの(ii)の部分「反復的」で「予測可能性」をそなえた経営成績の尺度となる利益、つまりシュマーレンバッハ-マーベルク的な「経済性尺度利益」にちかいものと考えている点で、上のエドワーズ-ベル説と軌を一にする。

要するにスプローズ-ムーニツ説においては、財貨の効用はカレントな取替原価により正しく示されるという仮定が存在し、当期に発生したその効用増加分を発生原因にしたがって分割する——販売による効用増分、保有による効用増分 etc. ——という点に「発生主義利益の分割的測定」の根拠がもたら

第2部 二元的利益概念とその測定

れているように思われる。しかし上にのべたように、その仮定は全く支持されえない。むしろ、エドワーズ-ベル説におけるごとく、取替原価の（たとえば）上昇は、財の効益が増大したことを必ずしも意味せず、過去に安く買っておいしたことによって（現在買う場合に比べて）支出が少なくて済んだということ、つまり原価節約、そしてそれのみを正確に表現しうるにすぎないのではなからうか。

第5節 近年のAAA諸見解における 利益測定論

アメリカ会計学会（AAA）は1957年に発表した「会社財務諸表会計および報告諸基準」〔2, p.1~12; p.128~144〕の中で、「資産」の内容を「予想される業務活動に利用しうるまたは役立ちうる用役潜在分の総計額」〔2, p.3; p.132~3〕として規定し、その価値は「その用役潜在分の貨幣等価額」〔2, p.4; p.133~4〕でありそれは「その資産が生み出す用役のすべての流れの将来の市場価格を確率と利子率とによって現在価値に割引いたものの合計額」〔2, p.4; p.133~4〕であると定義する。そしてかかる「用役潜在分の貨幣等価額」を正しく金額として写像するためには、その用役の生産的費消分たる「売上原価」その他の諸費用およびその未費消分たる「期末資産」はできるだけカレントな条件にもとづいて測定されるべきである、と主張され、そのようにして、いわゆる時価主義的な利益測定が主張されてくるのである（またこの会計基準は、価格変動から生じた利得または損失を区分明示することをも、理想的には要求している）〔2, p.6; p.138〕。

この基準発表後いくつかのステートメントがAAAによりあい次いで出されたのであるが、それらすべての刊行物の中に共通している利益測定の立場は、「貨幣的利益の分割的測定」という思考である。その論理は何か。

(1) 「土地・建物および設備装置に対する会計」(サブリメンタリー・ステートメント第1号) [18] における利益測定

このステートメントも、「資産」の内容を「サービス・ポテンシャルの総計」とする1957年AAA会計基準の見地を踏襲し、各資産の割引現在価値の決定によりサービス・ポテンシャルを直接に測定しえない時には、その資産の「現在原価」(同一または等価な用役の現在取得原価 [18, p.695]) がその測定尺度として用いられるべきだ、と主張する。したがって、各期末貸借対照表では期末現在原価による(固定)資産評価が行なわれ、また当期末と当期首との間にかかる現在原価の差額として利益を測定する手続きがみちびきだされるであろう。しかも、この発生主義的利益はさらに次の三つのファクターに分割して測定されるべきだ、という [18, p.693]。

- (i) 正常な経営活動からの利益：当期収益と現在原価にもとづく償却費との差額としての実現利益。
- (ii) 災害損失や資産発見にもとづく損益。
- (iii) 保有利得および損失：(固定)資産を価格変動期間中に保有することから生ずるものであり、期首取替原価にもとづく期首未償却資産価額マイナス期末取替原価にもとづく期首未償却資産価額として計算される⁹⁾。

発生主義利益のこのような分割的測定の意義は、それが会計目的に対する有用性を高めうるという点にもとめられている。ここでは、財務諸表は投資家が「投資決定を行ないかつ経営に対して支配を行使する」[18, p.693] ために第1に役立つべきものとされ、そしてその目的のためには「当期の利益の測定と報告は将来の利益を予測するための一つの基礎を提供すべきである。」[18, p.693] そして、上にのべた利益の三つの構成要素は異なる原因から生じ異なる変動パターンをたどる傾向があるから、予測目的(ex. 利益予測)のためにはそれら諸要素は「別々に報告されるべきである。」[18, p.694] とりわけ、かかる分割によりあきらかになる「正常な経営活動からの利益」は、通常、「経営能

第2部 二元的利益概念とその測定

力 (operating capacity) の水準を下げることなしに企業外部への分配に充当しうる金額」[18, p.696] を示し、したがってこれらを当期の現金配当額と比較すると、「当企業の経営能力を経営が拡大するか、または収縮するかの意図を吟味すること」[18, p.696] にとって有益である、という。

このステートメントにおける「発生主義利益の分割的測定」の論理は、それゆえに、財務諸表の読者にとっての企業利益の「予測可能性」を高めるという目的のために、当期に発生したサービス・ポテンシャル増加分としての利益を、発生原因したがってまたその変動態様がことなるものごとに、(i)「正常な経営活動からの利益」(実体維持を行なうとした場合の処分可能利益、また予測可能でかつ比較可能な正常(業績尺度)利益)、(ii)「災害損失や資産発見」に起因する偶発的利益、(iii)「保有利得または損失」の三つに分割して測定しようということである。しかし、すでに述べたように、特定企業におかれた資産のサービス・ポテンシャル(その割引現金等価額)は、まさにその企業の特種な諸条件により規定されるものであるから、一律的な市場価格である現在原価によってその特種的なサービス・ポテンシャルとその変動が、近似的にもせよ、正しく測定しようとは思われない。むしろ、現在原価による測定は、過去に当該資産を取得したことにより現在取得する場合に比して発生している要貨幣額の節約を測定するという目的のために、(サービス・ポテンシャルそのものでなく) それを取得するに要するであろう現在の必要貨幣額を測定するものと理解されるべきであろう。

(2) 「棚卸資産測定に対するさまざまなアプローチについての議論」(サプリメント・ステートメント第2号)における利益測定 [17]

このステートメントも1957年AAA会計基準におけるサービス・ポテンシャル総計としての「資産」観をうけつぎ、したがって当期費用および当期末資産をカレントな条件にもとづいて測定し、かつ価格変動から結果する価格(ま

たは保有) 利得または損失をも識別する——取替原価を尺度として用いる——ことを提唱する。このようにして、ここでも、総額としての発生主義利益を、(i)当期実現売上収益と現在原価により評価された売上原価(および他の諸費用)との差としての利益と、(ii)当期に保有または売却された資産に発生した(現在原価と取得原価との間の差額としての)価格利得または損失とに分割することが要求されるわけだが、そのねらいは何か。

このステートメントは、この問題についてとくに「価格利得」の意義を強調する。「経営者は(棚卸資産にかんし——引用者) いつでもどこだけ買い、どこだけを繰り越すかの決定を行なわねばならない」[17, p.705] が、この決定は、たとえば高値で大量に買ってしまおうといった「価格変動に関する危険に関係している。」[17, p.705] 当然きりぬけるべきこの危険をいかに切りぬけたか、いかに価格損失を回避し価格利得を獲得したか、を会計が分析的に測定することは、会計が提供する情報内容の豊富化をもたらし、「読者がそのデータを彼自身の目的のために調整することを可能にするに十分な情報が提供されるべきである」[17, p.702] という要請をみたそうとするのである。

会計がサービス・ポテンシャルを測定するものだという基本仮定に対する筆者の疑問はここでも変わりはない。それと今一つの注意すべき点は、第5章で検討したシュマーレンバッハ-マールベルクの利益測定においては、棚卸資産中の恒常在高(または拘束在高)部分については、その取替えは多少の価格変動の有無にかかわらず行なわれていくものと仮定され(完全実体維持)、したがってその部分を構成する諸財貨の払出しにさいしてはその価格利得または損失は経営活動の成果をあらわさない、という立場がとられ、期間利益からのその排除が試みられたのであった。しかるに、ここでは、恒常在高をふくむすべての棚卸資産に関してその価格利得または損失は、経営が価格変動に対していかに適応したかの成果を反映する、と主張される。このような見解の相違がもつ意味については本章第6節で検討しよう。

(3) 「基礎会計理論報告書」にみられる利益測定

AAAの一委員会は1966年に、情報論的および行動科学的アプローチにもとづく上の題名の報告書を発表した。それによると、会計とは経営的情報を識別し測定しそして伝達する過程、情報システムであり、その会計がめざす目標は、その情報利用者が十分な知識にもとづいて判断や決定を行なうことを可能ならしめることである。ゆえに「情報の有用性」ということが最も重要になるが、会計情報の有用性と妥当性を判断するために次の四つの会計基準を提唱する。

(イ)「目的関連性」(relevance)：会計情報はそれが意図されている用途と結びつき関連していなければならない。(ロ)「検証可能性」：情報利用者に対して会計情報の信頼性を確信せしめるために、同じ会計過程を異なる人々が反復する場合にほぼ一致した測定結果がもたらされねばならない。そのためには証拠の十分性および会計測定・伝達の諸基準が十分に理解され首尾一貫して適用されるべきである。(ハ)「不偏性」(freedom from bias)：多方面の会計情報の利用者の利害に不当な影響を与えないがために、会計情報は特定利用者にとって有利または不利に偏向してはならない。(ニ)「数量化可能性」(quantifiability)：会計が第1に取り扱うものは数量化されたデータである [1, p.9~12; p.12~20]。

これらの基準にしたがうと、歴史的原価による資産評価と利益測定、ならびに現在原価による資産評価（およびそれによる、修正原価主義にもとづく発生主義利益の分割的測定）との「二元的評価」と「二元的利益測定」が正当化されうる、という。(イ)まず歴史的原価は完結した市場取引の結果を反映するので十分な「検証可能性」をもつから、この条件が不可欠な用途では歴史的原価は大きい有用性をもつ。しかし外部環境の影響(ex. 諸資産の市価の変動)は反映されないから、ほとんどすべての情報利用者にとって必要な将来事象の予測(ex. 利益や財政状態の予測)のためには歴史的原価は十分な「関連性」をもたない。また、ある資産をインフレ中の高価格水準のもとで取得した企業は、それと同一

種類のもを低い価格で取得した企業に比して、資産の過大表示と利益の過小表示が生じ、「不偏性」に反する。(iv)現在原価は、反対に、完結した市場取引の結果（取得原価）を示しえないが、企業の環境のカレントな変化（全般的および個別的価値変動）を反映することができ、これは当企業の将来の予測に「関連性」をもつ（ex. 諸資産の個別価格変動は当企業への投資からの将来の純収入の割引現在価値についての予測の形成に対して関連性をもつ）。(v)このように、歴史的原価の有用性と現在原価の有用性は相互補完的であるから、両者の情報をあわせ報告することは全体としての会計報告の有用性を増大させうるであろう〔1, p. 23~30; p. 34~47〕。

二元的利益測定についてみると、この報告書の設例〔1, p. 81~95; p. 115~133〕によると、歴史的な原価評価のもとでの利益概念は通常の取得原価主義にもとづく利益であり、他方、現在原価評価のもとにおける利益概念は、いわば一般購買力資本維持にもとづく発生主義利益（期末の資産・負債の期末現在原価による評価をつうじて確定された純資産額が、期首においてかかる方法により測定された純資産額の期末貨幣価値修正額をこえる余剰）である。そして、この利益がさらに、期間収益と期間費用現在原価評価額との差としての利益と、それ以外の利益部分（期末になお未販売および未使用の諸資産および当期中に費用化した諸資産に発生した・現在原価と修正原価の差としての・未実現（および実現）利益、および負債総額と貨幣資産額との差額に対して今期中の一般物価変動により発生した購買力利得または損失）とに分割されているにすぎない。つまり、このモノグラフでの現在原価評価に結びつく利益測定は、「修正原価主義にもとづく発生主義利益の分割的測定」という形のものである。

「発生主義利益の分割的測定」の論理に関してこのモノグラフが教えるところは、現在取替原価にもとづいて諸資産を評価すること、したがってその評価をつうじて「総額」としての利益を発生主義的に測定することは、当企業からの将来の現金の流れの割引現在価値の変動を他の会計方法よりも一層鋭敏に示

第2部 二元的利益概念とその測定

XYZ会社

損益計算書 [1, p. 85; p. 121]

1966年12月31日に終了する年度

	歴史的原価		現在原価	
売上(純額)		\$ 20,000,000		\$ 20,000,000
売上原価				
1965年12月31日棚卸高 \$	740,000		\$	832,000
材料費、労務費および他 の変動費	7,910,000			7,910,400
固定費(償却費をのぞく)...	3,000,000			3,000,000
減価償却費	300,000			475,000
リース償却費	100,000			104,000
特許権償却費	100,000			160,000
現在原価修正	— 0 —			200,000
	<u>\$ 12,150,000</u>		<u>\$ 12,681,400</u>	
1966年12月31日棚卸高...	790,000	11,360,000	840,000	11,841,400
売上総利益		\$ 8,640,000		\$ 8,158,600
営業費				
変動的販売費	\$ 2,000,000		\$	2,000,000
固定的販売費	2,000,000			2,042,000
	<u>\$ 4,000,000</u>		<u>\$ 4,042,000</u>	
変動的管理費	500,000			500,000
固定的管理費	3,000,000			3,028,000
	<u>\$ 3,500,000</u>	7,500,000	<u>\$ 3,528,000</u>	7,570,000
純営業利益		\$ 1,140,000		\$ 588,600
他の収益				
配当	\$ 20,000		\$	20,000
市場性有価証券 売却損益	2,000			(2,080)
土地売却益	38,000	60,000	6,400	24,320
		<u>\$ 1,200,000</u>		<u>\$ 612,920</u>
他の費用				
社債利息	\$ 100,000		\$	104,500
リース利息	60,000	160,000	60,000	164,500
連邦所得税差引前純利益 (取引基準)		<u>\$ 1,040,000</u>		<u>\$ 448,420</u>
連邦所得税割当額		510,000		256,450
取引基準にもとづく連邦所得税 差引後純利益		<u>\$ 530,000</u>		<u>\$ 191,970</u>
現在原価評価からの純利得			\$	600,600
連邦所得税割当額			<u>398,300</u>	202,300
純負債額に対する購買力利得				187,220
純利益 (Net Income)				<u>\$ 581,490</u>

すことができ、それにより会計情報利用者が行なうべき諸予測を助けうという点である。すなわち、「発生主義利益」の分割でなくてむしろその総額の意義について興味ある新説をこの見解は提起した。しかし、将来現金の純流入は、現実の貸借対照表上の資産として計上されない諸要因、とりわけ企業の人的資源とその変動、対顧客関係と需給関係の変動等により一層つよく影響されることは明らかであり、会計上の諸資産の時価変動との相関関係がどの程度のものか、まったく明らかでない。たしかに、このモノグラフが指摘するとおり、企業外部の情報利用者は当企業の諸状況に関して極度の不確実性のもとで行動しなければならぬので、「大ざっぱに測定されそしてたんに一般的にのみ妥当する情報でさえも……かなり有用で」[1, p.20 ; p.30~31] あるかもしれない。それにしても、時価と企業の割引現在価値との関係は、後者を前者の根拠にするほどには強くないのではなからうか。

第6節 貨幣的利益の分割的測定に関する結論

第1に「総額」としての期間利益が実現時にはなく（現在取替原価を資産評価基準として）発生[・]の段階で認識されている理由は、私見によれば、諸資産への現在の（現在取得するとした場合の）要投下貨幣額——それはその現在原価により表現される——を基準として、実際にはその要投下貨幣額よりも安く（高く）取得されたことによる「原価節約（マイナスの「原価節約」）——それは広い意味で貨幣資本の「増加」の発生とというる——を、当資産の現在原価が歴史的原価をこえる（下る）差額として測定し、そしてその（消極的意味の）資本増加を期間利益に含めることにより、期間利益をして投下資本増減の現況を鋭く反映するものとせしめる、ということである。

第2に、かかる投下資本増減発生を示す総額としての利益をいくつかの要素へと分割して測定すること、その「分割的測定」の根拠は、会計情報利用者が

第2部 二元的利益概念とその測定

行なうべき諸判断と諸予測に対して利益測定は役立つべきだという立場からみると、この総額としての発生主義利益は質を異にするいくつかの要素（「利益発生原因」の観点からみると本章166ページに示した(i)は正常で反復的な生産・販売活動の効率を示す経済性尺度利益、(ii)および(iii)は諸資産の取得と保有活動の事後的な良否を反映する利益部分；「処分可能性」という財務的観点からみると、(i)は企業の生産能力をほぼ不変に保ちつつ外部に分配しうる利益部分、(ii)および(iii)は生産能力維持のためには外部に分配しえないが、出資者資本の維持という観点だけからいえば分配しうる利益部分〔(ii)は実現、(iii)は未実現〕から構成されていること、したがって会計利益測定は本体利益構成要素のかかる質的相違を「利益の分割的測定」という形で忠実に写像すべきだということにある。

かかる利益測定を本書第4章および第5章で検討した諸利益測定と関連づけたいが、そのためには、テァ・フェーン-ハックス-エッカルト的利益測定の理論的不完全さ（第4章第1節(4)、第2節(4)の(b)および第4節を参照）を減少させるために、彼らの理論を修正して、「修正ハックス的利益測定」（修正されたテァ・フェーン-ハックス-エッカルト的利益測定の略称）を私見にしたがい構成しよう。この修正説では、棚卸資産会計では恒常在高法、拘束在高法または後入先出法のみが使用され（ハックスの実体維持積立金法は排除される）、固定資産会計では（二重下限の原則は放棄され）現在取替原価が歴史的な原価よりも大きいか小さいかにかかわらずつねに前者により評価される減価償却（すなわち時価償却）が首尾一貫して適用されるべきものとする。そしてこれらの諸会計方法は、「現金利益」（cash profit）——投下貨幣資本の余剰分としての利益のうちで実体維持に充当される必要のない金額⁰⁹——を期間利益として測定するために、本書第5章でのべたシュマーレンバッハ的な「全体的取得原価主義」の枠内において「拡張された取得原価主義」にしたがって各期のカレントな「取得原価」にもとづく期間費用を期間収益にチャージしようとする方法である。したがって、当期費用現在原価評価額と同歴史的な原価評価額との差額を反映する貸借対

照表貸方項目⁴⁷⁾は、当該資産種類の実体維持が不要となる将来時点における（その資産についての）費用がその期の「現金利益」を正しく計算しうるような大きくなるがために、当該資産の原価（つまり将来費用）を修正するための勘定、つまり当該資産に対する「原価修正」の勘定を意味する。このようにして、全体期間にわたってみると「出資者の測定」としての貨幣資本維持計算であるが、その貨幣的全体利益の各期間への特定の配分によって「経営的測定」としての「現金利益」が期間的に測定されるのである。

この意味の「修正ハックス的利益測定」および「シュマーレンバッハ的利益測定⁴⁸⁾」を本章の「貨幣的利益の分割的測定」と比較しよう。前2者においては「出資者の測定」としての貨幣資本維持計算は全体計算を規定するにとどまり、期間計算の場では「経営的測定」としての時価主義利益のみが——少なくとも棚卸資産に関するかぎり——期間利益となるのであるが、「分割的測定」にあっては時価主義利益によっては明らかにされない「投下貨幣資本増減の発生」——それはまた出資者によって託された貨幣資本の運用の事後的良否を示す——が実現および未実現の「原価節約」という項目に示されている。つまり、「分割的測定」は期間計算として「経営的測定」であると同時に「出資者の測定」でもありうるというメリットをもつ。

しかし、この「分割的測定」も「修正ハックス的利益測定」および「シュマーレンバッハ的利益測定」に類似した三つの限界をもっている。(i)部分的測定と全部的測定との不統合：投機目的のために取得された財貨についてはその取得時点と販売時点との間の価格変動から利益を獲得することに主たる経営努力は向けられるわけであるから、この価格変動損益は（完全実体維持が行なわれる財貨の場合と異なり）まさに「経済性尺度利益」にふくまれねばならない。また「分配可能利益」の観点からみても、投機的財貨については上の価格変動益もまた経営実体維持を基準とする「分配可能利益」の構成部分である。ゆえに、有意義に利益分割が適用される財貨は投機的財貨以外のものでなければならない

第2部 二元的利益概念とその測定

が、投機的保有物と非投機的保有物の正確な区分は非常に困難である。(d)経営的測定と出資者の測定との関係：非投機的財貨についての「原価節約」は、実現した部分についてさえも、以後の取替えと再投資の経過において不可避免的に打ち消されるかもしれないところの、「暫定的資本節約」である。当該財貨の（完全）実体維持が終了し、そこへ投下されていた資本が自由化した時点において、はじめて、その実体維持が行なわれていた全期間に関する全体的な原価節約が最終的に確定する（たとえば基礎在高の流動化をつうじて）。「貨幣的利益の分割的測定」は、上の「暫定的資本節約」を每期測定することのほうが、「確定的資本節約」を実体維持解消時点に一挙に測定することよりも有用だという仮定に立っている。果たして本当に有用かどうかは明らかでない。(e)短期的測定と長期的測定との統合：たとえば、安い価格で取得し現在原価節約が発生している財貨であっても、それが陳腐化したためだれもその取得を現在かんがえないとすれば、現在その財へ再投資すると仮定した場合を基準として原価節約を測定することは無意味である。すなわち、現在提案されているものとしての「分割的測定」はたんなる「短期的測定」であるにすぎない。

(第6章への注)

- (1) A I Aの一委員会により1928年に作成された質問状の結果によると、回答の85%がこの方法を支持した [76, p. 27~28]。
- (2) $(5,000+1,000) \times \frac{1}{5} = 1,200$
- (3) $1,200 + 1,000 \times \frac{1}{4} = 1,450$
- (4) $1,450 + 1,000 \times \frac{1}{3} = 1,783.33$
 $1,783.33 + 1,000 \times \frac{1}{2} = 2,283.33$
 $2,283.33 + 1,000 = 3,283.33$
- (5) 「期末棚卸資産」についてもカレントな取替原価で評価して増価を認識しそれをただちに実現利益として計上することはかなり妥当性のある手続だ、と彼はいう [63, p. 464~470]。
- (6) この評価増は一般物価水準に対する個別価格の相対的上昇をあらわすという仮

定が存在する。

- (7) この「妥協法」にならんで、彼は、完全な時価主義的会計処理（評価差額をすべて資本修正とみる）である「新出発法」（fresh start procedure）をも提唱するが、これは経常的な会計処理ではなく以後の原価主義の再出発のための基礎をつくる臨時措置である〔66, p. 345～9〕。
- (8) この「ふるい」にかけるプロセス自体はオミットしても彼らの説のエッセンスの理解には支障をきたさないことは明らかである。
- (9) 現在原価とは、当企業の現存生産過程により当該対象を生産するに要する諸生産要素の現在取替原価の合計をいう〔23, p. 91～3; p. 75～6〕。
- (10) 原価節約とは、当該対象の現在原価上昇は「投入物がその使用に先立って取得されたという事実」に帰される節約〔23, p. 93; p. 76〕をあらわすという意味である。
- (11) 当企業が支配をおよぼす実質的購買力の・当期中の・発生主義的増加分。
- (12) 当期実現可能原価節約のうちで以前と同一購買力量を維持するに要する部分をさしひいた残額。
- (13) 当期費用の現在原価評価額と修正原価評価額との差額。
- (14) 営業用資産の売却収入がその修正原価をこえる差額。
- (15) この算式は、保有利得および損失の計算から今期の償却費の影響を排除するという意味をもつ〔18, p. 698〕。
- (16) ある経営部門の実体維持が不要になると、それに関連して貸借対照表に設けられていた（費用時価評価額と同原価評価額との差額の累積を示す）項目だけ、当期の現金利益は増加すべきである。そのために、その項目は当期費用に対するマイナス修正として当期損益計算に戻し入れられる。
- (17) 恒常在高法、拘束在高法および後入先出法では、この貸方項目は借方の棚卸資産原価から直接に控除されているに等しい。
- (18) 本書第5章でとりあつかった「シュマーレンバッハ-マールベルクの利益測定」を以下、「シュマーレンバッハ的利益測定」と略称しよう。

第7章 若干の会計実践と三つの 二元的利益概念

この章では、「基礎在高法」および「後入先出法」が、本書第4章から第6章の中で検討・展開した利益測定之三つの類型、(i)修正ハックス的利益測定、(ii)シュマーレンバッハ的利益測定、そして(iii)貨幣的利益の分割的測定、のそれぞれに相当する利益概念(測定)に結びつけて根拠づけられていることを、アメリカ合衆国の文献を手がかりに論証したい。

第1節 基礎在高法と三つの利益測定

(1) 基礎在高法の技術的構造

基礎在高法とは、正常な経営活動の継続のために不可欠な最低量の棚卸資産数量すなわち基礎在高に対して、ある固定的な価額(将来予想される最低価格または過去の最低価格を単位価格とする)を付して毎期変更しないことにより、この基礎在高数量の評価額の変動から生ずることあるべき期間損益への影響を防止しようとする方法である。期末実際数量が基礎数量よりも減少した場合には、その不足数量を期末取替原価で評価した額を基礎価額から控除した額でその期末棚卸高は評価される。それによりその不足量は期末現在にその補充に要する金額で評価される⁽¹⁾。そして次期以降の補充時における補充品取得原価が当期末時価と異なる時はその差額はその補充期間と無関係な特別損益として処理されるべきである。反対に、期末実際数量が基礎数量をこえている場合の超過量は、(先入先出法・平均法・後入先出法等のいずれかの原価配分法を適用してえた)原価またはそれに対して低価法を適用した場合の価額で評価される。

〔例〕 基礎在高評価単価（100ポンドあたり——以下同じ）2,000円，当期首棚卸品単位原価 4,000円，当期中の取得原価 3,000円，当期末取替原価 2,500円。

当該棚卸資産

当期首在高 ポンド			当期末在高 ポンド		
正常在高	100,000 @2,000	¥2,000,000	正常在高	100,000 @2,000	¥2,000,000
超過在高	100,000 @4,000	¥4,000,000	不足在高	25,000 @2,500	¥ 625,000
仕入	100,000 @3,000	¥3,000,000	当期使用高	225,000	¥7,625,000
	300,000ポンド	¥9,000,000		300,000ポンド	¥9,000,000

なお、基礎在高法と並んで提唱・実践された「棚卸資産準備金法」(inventory reserve method)——基礎在高を通常の評価法（低価法）で評価しその評価額と基礎価額の差額に相当する準備金を通常は借方相手勘定を費用項目として設定することにより基礎在高法と同一の効果をめざす方法⁽²⁾——は、「基礎在高法と根本思考を均しくするものであって、ただ表示の方法を異にするのみである」[127, p.164] ので、この方法の支持論をも基礎在高法の根拠の検討にさいして援用することが許されよう。

(2) 基礎在高-固定資産観について

1930年にルイ・ペルベが発表した見解によると、基礎在高法は、「正常在高(normal stock)を構成する特定の諸部分いかにかわらずその結合された全体はつねに一体として不変のまま手許におかれて」[68, p.38] おり「本質的に同一なのだから年々その取得原価で継続される」[68, p.38] という見地にもとづいている。会計実践でも1920年のナショナル製鉛会社の公表報告によると、「正常在高は当社が営業するためにつねに手持ちしていなければならない1台の機械装置のようなもの」[60, p.5] であり、その在高量の売却により利益を獲得することは不可能なのだから、その在高量の「価額を引き上げ……実現しえない帳簿利益を計上して自己をあざむくことをわれわれはしない。」[60, p.5]

このように基礎在高を固定資産とみなすことが正当だとすると、それが最初

第2部 二元的利益概念とその測定

に設定された時に付された価額のままで每期繰り越すことが固定資産に対する慣行的処理と調和するものとして支持されよう。そして基礎在高の評価額を価格変動に応じて変動せしめる結果となる慣行的な棚卸資産会計方法（先入先出法、平均法等）は「固定資産」に生じた未実現利益を期間利益に混入するものとして非難される。つまり、基礎在高法の妥当性は「利益の理論的定義に到達するという問題ではない」[8, p. 1439] のであり、未実現利益排除という慣行的思考の枠内で正当化される、と考えられた。

しかし、かかる基礎在高-固定資産観に対しては、1930年の Kansas City Structural Steel Co. が起こした訴訟に対する租税控訴委員会の否定的判決において指摘されたように、「棚卸資産の個々の項目の各販売または交換はそれが生じた年度における課税所得または控除可能損失の実現である」[68, p. 40] という反論があった。サンダースも「棚卸資産たる個々の財貨は一会計期間内に販売され取り替えられるが、同一の設備資産は保持されているという点で基本的相違が存在する」[75, p. 438] と批判している。

私見によれば、「個別的・物財的事実」としての棚卸資産は短期的に回転していく財貨の集りであるから、この側面からみると棚卸資産構成要素の販売のつどそれについての損益を実現したものとする伝統的会計方法が支持される。他方、棚卸資産が一体として経営に対して果たす機能という側面、「一体的・機能的事実」としてみると、それは每期不変の数量として維持されるべき「固定資産」とみなす立場もたしかに成立する。ところで、ペイトンもいうように「設備を処理する場合の良き手続に対する最少限度の要請は、以前のジェネレーションの原価でなくて現存設備の原価を諸記録が示すようにすることである。」[66, p. 74] だから基礎在高を機械とみることは、かえって、古い価額の継続を正当化しえないであろう。また、基礎在高を土地に準ずるものと考えとしても、もしもある土地が売却され同面積の別の土地が購入されるならば旧土地原価を土地勘定から控除し新土地原価を加えることが必要だから、基礎在高

法は土地に対する慣行的処理に準ずるものとしても根拠づけられえない。

基礎在高法にもっともよく似た会計方法は固定資産に関する取替法である。この方法はアメリカ公認会計士協会によっても一応承認されている。しかし、その承認の仕方はいわば「減価償却の代用法」としての消極的な承認であり〔47〕、したがって特定資産に対する「減価償却法の代用法」でしかない取替法の存在から、棚卸資産全般に対する会計方法として主張されている基礎在高法を正当づけることは困難であろう。

要するに、伝統的な固定資産会計処理は、典型的には個別的・物財的立場からの資産の把握を行っており、一体的・機能的資産観は例外的にしかみられない。

（3）基礎在高法と「現金利益」——修正ハックス的利益測定

かくして基礎在高-固定資産観は伝統的会計の中で自立しうる見解でなく、ある特定の新しい利益概念の導入という意図と結びついて採用された一つの新しい棚卸資産観である。では、その新しい利益概念とは何か。

1926年のプトナムの見解によれば、慣行的な「損益計算書は、実際に実現された商業または製造利益と棚卸資産価格の上昇から生ずる紙上利益（paper profit）とを区別しない。」〔72, p.132〕しかるにこの紙上利益は「それを得たことで当企業が富裕になっているという意味では利益では全くない。それは配当支払いや拡張や棚卸資産の増加のためには用いられえない。……それを現実の利益に転換するための唯一の方法は企業を他の人に売るかその棚卸資産を売却して市場から手をひくことである」〔72, p.132〕が、そのいずれも通常は行なわれない。かくして、同一量棚卸資産のたんなる評価額上昇から生じた利益は富の増加でなく分配可能でないので、「企業から引き出されうる現金利益」〔72, p.133〕でなくてたんなる「紙上利益」だというのである。

アーサーによれば、国民経済における一定量の棚卸資産はその社会の資本在

第2部 二元的利益概念とその測定

高としてつねに存在し消費されえないのだから、この上に生ずる価値増減は「未実現の資本利得または損失」、現金でなくて未販売の棚卸資産によりあらわされた利益という意味の「未実現棚卸資産利益」[6, p. 27~8]である。現在の会計制度はこれを不当にも実現利益にふくめている。かかる未実現棚卸資産利益は棚卸資産を流動化することなしには消費可能な「現金利益」に轉換しえないが、ゴーイング・コンサーンにとってはその流動化はありえないので、その利益は実際には「実現不可能」(unrealizable)なものですらある、という。そして、基礎在高法は、報告営業利益をして、(「投機的棚卸資産」勘定からのものを別にして)棚卸資産利益を排除した「取替えにもとづく利益」[6, p. 31]すなわち「現金利益」に限定するのである、とのべている⁽³⁾。

こうして、基礎在高法が追求していると主張される一つの利益概念は「現金利益」概念であることが明らかとなった。ところでこの「現金利益」は「消費可能利益」というふうに漠然と表現されているので、以下その精密な定義を試みることにしよう。私見によれば、「現金利益」とは、第5章でのべた「全体的取得原価主義」(全体費用=全体支出)の枠内において、将来期間において保たれるべき特定の可変的規模の実体維持を前提として、その特定レベルの実体維持を確保するための「補充品の取得原価」を当期収益にチャージした差額としての利益、すなわち、全体計算の次元における貨幣資本維持を達成するための「全体的取得原価主義」の枠内において、経営の現況に即した特定の(可変的)レベルの実体維持(つまり、将来の実体維持レベルが今期首よりも下落しないときは、今期首の実体量の維持、下落するときは、期末量に等しい期首量の維持)を期間計算の場で達成したのちの(一種の)「分配可能利益」である。

この意味の「現金利益」を測定するために当期費用としてチャージされるべき(当期払出品を補充するための)「補充品取得原価」とは、(i)将来保たれるべき実体維持が当期首のレベルを下らない場合には、当期中の取得品のうち当期払出品数量に等しい数量の当期取得原価である(当期取得品数量よりも当期払出品数

量のほうが多い時はその差額は将来に補充されるであろうから、その差額の将来の取得原価——またはその代用としての当期末取得原価——を当期取得品原価合計にプラスした金額がその補充品原価となる)。②当期首よりも小さい規模の実体維持が将来おこなわれるべき時には、その減ぜられる実体規模に相当するだけの当期首当該資産量の当期首評価額がまず第1に（将来不要なものとして）その補充品取得原価にふくまれるべきである。当該資産の実体維持が放棄されるときには、ゼロの規模の実体維持が将来おこなわれるから、当期首実体を構成していた資産がそのゼロレベルの実体維持のための補充品とみなされ、その原価が当期費用に（当期中取得品原価に先立って）ふくまれねばならない。

伝統的に主張されてきた（実体維持を基準とする）分配可能利益は、ある過去時点の実体量を尺度としてそれを確保したのちの資本余剰として観念されてきた。しかし、ここでわれわれが展開した「現金利益」概念は、全体計算の場では「出資者の測定」の貨幣資本維持を確保するための「全体的取得原価主義」を達成するという枠組のもとで、期間計算の場では、過去でなくて将来の特定レベルの実体維持を確保したのちの分配可能利益を「経営的測定」として計算しようとするのであり、その分配可能利益としての現金利益を期間的に測定するために、全体費用＝全体支出を各期間の費用として特定の仕方で配分するための一つの方法が基礎在高法である。かくして、基礎在高法は第6章で規定した「修正ハックス的利益測定」にもとづいて根拠づけられうることがわかった。

（4）基礎在高法と「経営利益」——シュマーレンバッハ的^①利益測定

ペルベが1936年に発表した見解によると、棚卸資産には、①「その購入・製造→販売」が一つの完結した取引であり同じまたは類似の財貨で取替えられないタイプと、②その処理工程が長く連続的でありその生産物が同質的な諸財貨であるものに分けられる。前者に対しては伝統的な棚卸資産原価配分法が妥当であるが、後者は実体維持が遂行されていく場合であって「正常在高法（基礎

第2部 二元的利益概念とその測定

在高法) またはこの方法をなんらかの形で修正または拡張した方法が……要求される。」[69, p.168]

〔例〕 亜鉛製造業者は、彼の原料の価格変動から生ずる影響をさけるために、売上げを行なうときはその販売量にみあう引当原料をただちに購入するように配慮しており、そのようにして原料在庫の維持をはかったうえで、その売上げはその引当原料のカレントな実際購入価格にもとづく販売価格で行なわれる。原料購入時点をわざと変化させることによる価格投機損益の追求を断念して現在購入価格と販売価格との差としての経営利益のみを追求することが経営の意図だから、「その購入日になされた売上げに対しては同じ価格にもとづく仕入をわりあてるほうがより正確に近いと思われよう。」[69, p.174]

〔例〕 真鍮またはワイヤの産業でも、製造経費プラス金属の現在取得原価にもとづいて製品販売価格を設定し、販売受注のつど「彼は必要金属の・それと等量の・買注文をだし、それにより彼の売上げをカバーし、そして金属の価格変動からこうむることあるべき損失から身を守る。」[69, p.174] そして金属価格の変動につれて販売価格は変更される。つまり、原料価格変動は販売価格の変更により吸収し、企業自身は販売価格と現在原価の差としての「加工にもとづく妥当な利益」[69, p.174] を確保することに専念する。したがって、かかる企業に適用されるものとしての基礎在高法は「カレントな売上げに対しカレントな仕入原価を対応させることにより正確な営業活動の結果を示すために工夫された一つの方法である。」[69, p.180]

こうして、基礎在高法が追求するといわれる第2の利益概念は、一定の在庫量を維持しつつ仕入面での価格投機を回避して、もっぱら製造ないし加工活動のみから(収益と現在原価の差としての)安定したマージンを得ようとする経営について、販売収益と棚卸資産費用とをカレントな個別価格水準において対応させることによりその意図された「経営利益」(製造ないし加工活動にもとづく利益)[115, p.401]を測定しようとする立場である。この特定の前提の下では、

棚卸資産費用の現在原価評価額と歴史的な原価評価額との差額は、購買活動の巧みさを反映するものではなく、販売受注のつど半自動的に発注された2口の引当原料取得価格の間の偶然的な差額にすぎない。したがって、基礎在高法を用いることによりこの差額が期間損益に反映されないことは、「経営的測定」としては、かえって妥当なことであろう。もちろん「出資者の測定」が期間計算の場にも導入されるべきだという立場からは、この差額は貨幣資本運用の事後的成果を反映する「原価節約」として、期間利益にふくまれるべきであろう。

将来の実体維持が不要となった時には基礎在高そのものが取りくずされ、その評価額がその期間の棚卸資産費用に含まれるわけであるから、全体計算においては基礎在高法も収入支出計算、つまり貨幣資本維持を基準にした全体利益を測定するための「全体的取得原価主義」に帰着するわけであり、その「全体的取得原価主義」の制約条件のもとで、かつ基礎在高は完全実体維持がおこなわれるという本体仮定のもとで「経営損益」——それはシュマーレンバッハのいう「経済性尺度利益」にきわめて近いといえよう——を期間計算の場で測定するような型で棚卸資産の全体費用を各期に配分するものとして、基礎在高法はここでは理解されているわけである。したがって、この理解は、本書第5章第3節でとりあつかった「シュマーレンバッハ的利益測定」のための会計方法にちかいものとして基礎在高法を根拠づけようとする試みであることは明らかである。

(5) 基礎在高法と「貨幣的利益の分割的測定」——アメリカ的利益類型

サンダースによれば、物価変動はある水平軸をめぐる上下動であるから、基礎在高に対して先入先出法等の伝統的評価方法を適用することから生ずる・期首と期末の間の・価格変動は一時的な利益（長期的にみるとたがいに相殺される）であり、基礎在高法（および棚卸資産準備金法）は期間利益——伝統的な取得原価主義利益を彼は期間利益とする——のうちからこのような「短期的損益」を

第2部 二元的利益概念とその測定

分離して、かかる短期的利益が相殺されるごとき期間における「長期的利益」——これこそが企業の真の収益力を示す——の稼得に対し各期間がどれだけの貢献をおこなったかを示すという意義をもつ。このようにしてサンダースは、基礎在高法の適用により計算される利益と棚卸資産損益とへの「伝統的貨幣利益の分割」を行なおうとする。もちろん、この分割と両者の明示は、基礎在高法そのものの適用によっては達成されないので、むしろ、貸借対照表上の棚卸資産は伝統的な方法で評価し、当期の棚卸資産利益にみあう棚卸資産準備金をべつに当期費用または利益処分⁽¹⁾の借方項目を相手勘定として設定すべきだ、という[75, p. 438]。

ニッカーソンもほぼ同様の考え方に立って、基礎在高法は分配可能でなくまた長期的には同額の損失により相殺される短期的利益にすぎない棚卸資産利益を排除した「長期的見地 (a long-range point of view)」[75, p. 348] に立つ利益を測定するというメリットをもつことを認める。しかしこの方法は、(i)貸借対照表上の棚卸資産価額を過小表示し、(ii)損益計算書でも配当に充当しうる処分可能現金利益を示すのみであり、短期的性格をもつが真正の実現利益である棚卸資産損益をふくむすべての損益の性質と源泉を明示せず、その意味で完全表示 (full disclosure) に反するという欠陥をもつ。そこでニッカーソンは、基礎在高法にかえて棚卸資産準備金法——その準備金の相手勘定は慣行的な低価基準により棚卸資産を評価した場合の 伝統的利益額 (それは短期的利益と呼ばれる) を示したのちそれに対する控除項目として損益計算書に示される——が用いられるべきだ、と主張する。かくして「損益計算書は短期的利益を明示的な修正をつけて示すので、最終的な表示利益は長期的にみた場合の当期の貢献を示す。」[61, p. 353]

以上のべたように、サンダースもニッカーソンも、伝統的貨幣利益を一応正しいものと認めたらうで、それを質的に異なった二つの要素に分割して測定・表示しようとするのである。ただ彼らが「棚卸資産利益」を短期的利益、今一

つの利益部分を長期的利益として特徴づけていることは、水平軸をめぐる価格変動でなくて長期的な物価上昇の趨勢が進行している現在では、意義はほとんどない、といわねばならない。

本書第6章で考察した「貨幣的利益の分割」という思想においては、期末諸資産の時価評価をつうじて、未実現の原価節約をも実現利益にならないで当期利益として測定しようとしていたのであるが、上に検討したサンダース-ニッカーソン説ではこの項目は利益として認識されていない。しかしこの点を別にとすると、彼らの説は、期間利益を質の異なった諸要素からなるものと考え、それらを分割する形で測定・表示することにより利益情報の有用性を高めようとしている点で、「貨幣的利益の分割的測定」という第6章であつかった類型に属するものと考えられる。

(6) 基礎在高法をめぐる利益測定の要約

かくして、基礎在高法に関連して主張されている利益概念(測定)は、(i)現金利益(修正ハックスの利益測定)、(ii)経営利益または経済性尺度利益(シュマーレンバッハ的の利益測定)、(iii)貨幣的利益の分割(アメリカの利益測定類型)の三つであることが明らかになった。これらの利益測定論にかかわらしめて基礎在高法を理解することは、この会計方法の筋道立った理論的解釈を可能にするといえるが、反面、これら三つの測定論に内在する既述の諸限界を基礎在高法がまぬがれていないことをも同時に露呈せしめる。(i)投機的在高と非投機的在高(基礎在高)の正確な区分が可能とは思われない。(ii)「暫定的資本節約」を毎期表示することと「確定的資本節約」を一時に表示することのうち、いずれが一層有用か明らかでない。(iii)取替財の質または種類の変化が生ずる場合、上のいずれの測定論も、したがってまた基礎在高法も、無効となる。

第2節 後入先出法と三つの利益測定

「後入先出法」もまた、基礎在高法の場合とおなじ3通りの利益測定にかかわらしめて理解・主張されてきていることを示そう。

(1) 後入先出法の技術的構造

後入先出法は、当該棚卸資産の期首在高に等しい期末在高をその期首在高原価で評価しつづけることをつうじて、その同一在高が異なった金額で評価された場合に生ずべき・期間損益への・影響を排除しようとする。ところで、期首在高に等しい期末在高の大きさを定めるのに次の2通りの方法がある。(i)物質的にみて「同質的な性質をもつ諸項目」[37, p.222]のみをもって一つの棚卸単位をつくり、その各単位ごとに期首在高数量と期末在高数量とを数量的に比較して、期首在高に等しい期末在高の範囲をさだめる方法である。渡辺進博士によると、この方法は「数量法」としての後入先出法と呼ばれる [127, p.385]。(ii)物質的な同質性の有無にはこだわらずに、特定の見地から定められた経営区分(business division)の内部に含まれるすべての棚卸資産項目を、種類・品質・加工段階の相違は無視して一括することにより、一つの棚卸単位にまとめ、この中に存する諸財貨の期首および期末の金額合計(原価合計または売価合計)を、その両金額が同じ価格水準に立つよう調整したうえで、金額的に比較し、期首在高に等しい期末在高の範囲を定める方法もある。この方法は、「金額法」としての後入先出法という⁽⁴⁾(原価を基準とする後入先出法はドル価値後入先出法“dollar value” Lifo といい、売価を基準とするそれは後入先出売価棚卸法 Lifo adaptation of retail method という)。

〔例〕 数量法としての後入先出法

第7章 若干の会計実践と三つの二元的利益概念

前期繰越	100 単位		@ ¥ 100	¥10,000
第1回払出		50 単位		
第1回受入	200		@ 120	24,000
第2回受入	100		@ 125	12,500
第2回払出		200		
第3回受入	100		@ 130	13,000
第3回払出		150		
受入合計	500		受入原価合計	59,500
払出合計		400		

期別後入先出法によると、期末在高原価＝前期繰越品 100 単位の原価＝¥10,000

当期払出品原価＝受入原価合計（¥59,500）－期末在高原価 ¥10,000＝¥49,500

〔例〕 金額法としての後入先出法

便宜上、ドル価値法のみを考察する。この会計方法の基底に存する利益概念を検討する場合に注目すべき問題は、期首在高と期末在高とをある特定時点の価格水準において金額的に比較する場合その特定時点として、ドル価値法が採用された第1年度首（これを基準年度首とよぶ）と、たとえば今年度首のごときあるカレントな時点のうちいずれを用いるべきか、という問題である。われわれの解釈によれば、「二重評価法」は、期首在高と期末在高を基準年度首の価格水準にひきもどして比較し（遡及法）、「リンク・チェーン指数」による方法はそれらを今期首の価格水準にもとづいて比較するものである⁽⁵⁾。

〔例〕 当企業のある一つの棚卸資産プールはA, B, Cの3種類の製品からなる（ただし第1年度首にはCはゼロであった）。各年度のプールの内容構成と、さまざまな価格水準でそれら进行评估した場合の諸数値は第1表のとおりである。

第1表のデータにもとづいて、二重評価法とリンク・チェーン法のそれぞれにもとづくドル価値法を例示する（第2表および第3表）。

第2表および第3表によれば、第1年度末棚卸高評価額と第2年度末棚卸高評価額は、二重評価法の場合には同一額であるが、リンク・チェーン指数法の場合には変化している。このことは、第2年度末在高は第1年度末在高とくら

第2部 二元的利益概念とその測定

第 1 表⁽⁶⁾

	手 許 在 高 原 価					
	現 在 原 価		基 準 年 度 原 価		年 度 首 原 価	
	単 価	合 計	単 価	合 計	単 価	合 計
第1年度						
期首棚卸高						
項目A 10単位	\$ 50	\$ 500				
項目B 5単位	10	50				
項目C 0単位	10	0				
		\$ 550				
期末棚卸高						
項目A 10単位	\$ 52	\$ 520	\$ 50	\$ 500	\$ 50	\$ 500
項目B 4単位	12	48	10	40	10	40
項目C 1単位	14	14	10	10	10	10
		\$ 582		\$ 550		\$ 550
第2年度						
期末棚卸高						
項目A 10単位	\$ 55	\$ 550	\$ 50	\$ 500	\$ 52	\$ 520
項目B 2単位	13	26	10	20	12	24
項目C 3単位	16	48	10	30	14	42
		\$ 624		\$ 550		\$ 586

第 2 表

二 重 評 価 法	第1年度	第2年度
1. 期首繰越高 (第2年度は前年の8)	550	550
2. 期末現在原価による期末棚卸高	582	624
3. 基準年度原価による期末棚卸高	550	550
4. 価格指数 (2÷3)	105.8	113.5
5. 基準年度原価による期首繰越高 (第2年度は前年度の3)	550	550
6. 基準年度原価による棚卸資産増加額 (3-5)	0	0
7. 期末現在原価による棚卸資産増加額 (6×4)	0	0
8. 本法による期末棚卸高評価額 (1+7)	550	550

第 3 表

リンク・チェーン法	第1年度	第2年度
1. 期首繰越高(第2年度は前年の10)	550	550
2. 期末現在原価による期末棚卸高	582	624
3. 期首原価による期末棚卸高	550	586
4. 当期価格指数(2÷3)	105.8	106.5
5. 累積価格指数(4×前年の5)	105.8	112.7
6. 基準価格による期末棚卸高(2÷5)	550	553.7
7. 基準価格による期首棚卸高(第2年度は前年度の6)	550	550
8. 基準価格による棚卸資産増加額(6-7)	0	3.7
9. 期末現在原価による棚卸資産増加額(8×5)	0	4.2
10. 本法による期末棚卸高評価額(1+9)	550	554.2

べて棚卸資産プールの構成内容が変化したために、基準年度首価格水準のもとでは期首在高額と期末在高額とは等価である(二重評価法)が、第1年度末(第2年度首)価格水準にもとづく等価ではない(リンク・チェーン法)という事実にもとづいている。ドル価値法という特殊な会計方法の問題だけにとどまらず、一般的にいて、二つの異なる時点における財貨在高が(なんらかの意味で)等価かいなかを考える場合に、いかなる時点の価格水準にもとづく等価性を考えるべきか、ということは、たとえば実体維持思考を発展させるうえでも重要な問題ではないであろうか。

(2) 後入先出法と同一価格水準的対応

後入先出法の根拠として、期末在高のうちで期首在高と数量的または金額的に等しい部分は「基礎在高」として固定資産的性格をもつのでそれを期首原価という固定金額を付してくりこすのだ、という主張もあった。しかし、この立場が分析にたえないことは本章第1節(2)において明らかにした。

後入先出法により期首在高を固定額でくりこすことの妥当性を基礎づけるために、この方法は「売上収益に対比すべき売上原価の対応をできるだけ同一価

第2部 二元的利益概念とその測定

格水準的対応関係におくための、損益計算上の要請に基礎をおく」のだという説が出されてきた [122, p.79] [126, p.8] [115, p.401~2] [6, p.31] [12, p.231] [11, p.204] [26, p.268]。「同一価格水準的対応」がはかられるべき理由は、収益と費用とを同じ価値内容をもつ貨幣単位によって表現されるようにすること、その意味で両者を「同質的 (homogeneous)」な数値にすることにある、と論ぜられている [122]。ところで私見によれば、「同一価格水準的対応」概念（したがってまた「同質性」概念）にはさまざまなものがありうる。

〔例〕 (イ) 同一全般価格水準的対応（収益と費用が同じ一般購買力価値をもつ貨幣単位により表現・対応されるようにすること）、(ロ) 同一個別価格水準的対応（同じカレントな個別現在価格により収益と費用が表現・対応されるようにすること）。後入先出法により達成されるのは後者であるが、後者もさらに多くの種類に細分される。たとえば、

(ロ)―(1)部分的・等質的・同一期間個別価格水準的対応⁽⁷⁾、(ロ)―(2)部分的・等質的・同一時点個別価格水準的対応⁽⁸⁾、(ロ)―(3)部分的・基準年度首等質的・同一期間個別価格水準的対応⁽⁹⁾、(ロ)―(4)部分的・基準年度首等質的・同一時点個別価格水準的対応⁽¹⁰⁾。このうち、数量法としての後入先出法によると(ロ)―(1)が、そしてドル価値法（二重評価法）によれば(ロ)―(3)が、達成される。

このように、後入先出法を支持・採用するということは、論理的に存在するいくつかのものうちから、ある特定の種類の同一価格水準的対応と特定の同質性概念を妥当なものとして選びとったことを意味する。したがって、特定の同一価格水準的対応手続としての後入先出法の究極の根拠は、その特定の同一価格水準的対応とその特定の同質性を達成することの意義は何か、という点にこそある。その意義とは、おそらく、後入先出法に結びついている特定の同一価格水準的対応により、意味のある利益概念の測定が達成されうるということにほかならないであろう。後入先出法が志向する利益概念とはいかなるものか。

(3) 後入先出法と「現金利益」——修正ハックス的利益測定

文献的にいって、ワーカー・アーサー・マックアンリー・マクネイル・ハーサム・渡辺進説によると、後入先出法と結びついている利益概念とは、「現金利益」(cash profit)、すなわち、将来へ向かっての棚卸資産の実体維持をそこなくことなく分配しうる「処分可能現金」(disposable cash)である [94, p. 85] [6, p. 28~31] [52, p. 130] [53, p. 157] [127, p. 239~40]。この利益概念の私見による定義は、本章第1節(3)で行なわれた。この見地によると、後入先出法は、将来へ向かって実体維持されるべき財貨量は期末数量によりあらわされるという仮定に立って、当期払出品のうち当期取得品量に等しい量のみをその実際取替原価により評価する(部分的同一価格水準の対応)のであり、当期末数量が当期首数量よりも低くなったときにはその差の数量はもはや実体維持を要しなくなったものとして当期首在高品の古い過去原価により費用化される。このようにして、後入先出法によれば、当期首数量でなく当期末数量のみの実体維持が確保されるのであるが、さきに規定した「現金利益」の性格からみてこのことが正に要求される場所である。要するにここでは、後入先出法は、収益と棚卸資産費用との「部分的・等質的または等価的・同一期間個別価格水準の対応」をつうじて「現金利益」を測定する会計方法として理解される。われわれはまず、「等質的」な対応により測定される場所の、当期払出品と等質な財貨の同一量を維持したのちの処分可能現金としての「現金利益」を、ついで「等価的」対応のもとでの「現金利益」を、考察してゆこう。

「現金利益」概念は、「ゴーイング・コンサーンは通常少なくとも特定の最少量に等しい棚卸資産を維持しなければならない」[41, p. 103]という仮定、本体仮定に立脚しているのであるが、この仮定に対しては、品質や種類が短期的に変化する流行商品に対しては数量法としての後入先出法は適用可能でないのではないか、という批判が考えられる。これに対してコッターは「後入先出法の提唱者で流行商品に対してそれが適用可能なことを提案した者はない」[19, p.

第2部 二元的利益概念とその測定

110～111] とのべて、この分野への数量法後入先出法の適用不可能なことを認めている。また一つの特定期間資産プールでも「後入先出法が選定されているその特定財貨が一時的または永続的に他の財貨によりおきかえられるときはインフレ利益の認識を回避しつづけることはできない。」[37, p. 223] したがって、数量的実体維持にもとづく「現金利益」の測定は、その財の種類と品質が不変である比較的短期間のみ一貫した適用が可能だという意味で「短期的測定」である、といえよう。

第2に、「現金利益」が妥当するのは「棚卸資産投資がもとのままに維持されねばならない場合のみ」[15, p. 131] であり、長期的収益力をそこなわずに任意に流動化しうる「投機的保有物」部分は数量的に維持される必要はない[15, p. 132]。この意味で「現金利益測定」は「部分的測定」である。

第3に、利益測定の基準となる資本、富を一定の財貨数量として数量的に考えることについて、ハズバンドは、その富の本質は投資家の見地からみると財貨数量でなくて貨幣価値量でなければならない、と批判した[42, p. 114～5]。ジョンソンも、財の個別価格の変動と全般的物価変動との差額は実質的な価値変動だから会計上損益として認識されるべきだ、という[55, p. 467]。しかし、渡辺進博士のいわれるように、「現金利益」概念は、出資者や国民経済といった観点からでなく、それらとは区分された企業実体（おそらく生産活動の場としての経営）に着目し、その企業実体の中では一旦投下された貨幣資本は特定財貨に（少なくとも短期的かつ部分的には）拘束されつづけねばならないという一点のみを重視し、そのいわば「経営的現実」に立脚して、そのように拘束的に維持されるべき一定の財貨量をもって利益決定の前に維持されるべき富と考えるのである[127, p. 365]。

このように、「出資者的・全体期間的・全部的・測定」としての・全体計算の場における・貨幣資本維持の枠の中で、「全体的取得原価主義」をみたしつつ、期間計算の場においては「現金利益」を測定しうるような形にその全体費

用＝全体支出を配分する（「拡張された取得原価主義」）ための一つの方法、つまり、「修正ハックス的^①利益測定」の一方法として、後入先出法は理解される。

次に、「等価的同一価格水準的^②対応」のもとで達成される（ドル価値法により測定される）「現金利益」概念を考察しよう。

マックアンリーによると、ドル価値法（売価還元後入先出法）が生まれたきっかけは、費消・販売された財とそれを補充するために再調達される財とが同質的な場合にのみ数量法としての後入先出法は適用可能であるにすぎないので、かかる短期的測定の限界を克服して、同一プールの財貨の質の変化にかかわらず（その意味で長期的に）適用されうるような後入先出法を考案しようとしたことにある〔52, p.56〕。その結果、もともと同一数量の維持にもとづく現金利益から、「もとのものと等価な財貨量の維持」を基準とした現金利益への発展が生じたと考えられる。

この場合、「もとのものと等価な財貨量の維持」とは、私見によれば、次のような内容のものである。たとえば、今期首棚卸資産（ラジオ100台）基準年度首原価100万円、今年度末棚卸資産（テレビ100台）基準年度首原価500万円と仮定する。ドル価値法によると、期首ラジオ在高と等価な期末テレビ在高はテレビ20台であり、全体的取得原価主義の枠内でこのテレビ20台の維持を基準とした現金利益が測定される（修正ハックス的^③利益測定）。この「期首ラジオ100台と期末テレビ20台が等価だ」という意味は、基準年度首に100万円の貨幣がもっていた「代替的個別購買力」（ラジオ100台またはテレビ20台または……を買えたということ）を当期末に現存する特定財貨種類（ここではテレビ）にかかわらして量定するとテレビ20台の形であらわされる、ということである。このように、ドル価値法の基礎にある資本維持概念は、貨幣資本がある特定時点においてもっていた「代替的個別購買力」の大きさを当期末現存財貨の形で維持するという意味の「代替的個別購買力資本維持」である、と筆者は考える^④。棚卸資産のみならず固定資産についても、生産財の質または種類の変化にさい

第2部 二元的利益概念とその測定

しても実体維持またはそれに相当する計算を継続するために、この新しい維持概念は有用である（本書第9章参照）。

以上検討した短期的現金利益の測定もまた長期的現金利益の測定も、「修正ハックス的利益測定」であることにもなる次の三つの限界をもっている。(i) 全部的測定と部分的測定との関係：後入先出法によると、実体維持されるべきもの（基礎在高）は期末在高にふくまれているところの期首在高（部分）に等しいという仮定が存在するのであるが、この仮定が現実的か否かは明らかでない（特に当期末在高は一時的に期首在高よりも減少したが、真に維持を要求されるのは当期首数量に等しいということもあろう）。(ii) 全体期間的測定と短期的測定：数量法としての後入先出法では、払出された財と取替えられた財とが質または種類を異にする時には当該棚卸資産プールは解消され、その過去原価が当期収益にチャージされるので、経営にとってなお必要である実体維持が計算技術的に（真の現金利益よりも大きい利益が表示・分配されることにより）不可能になることがある。ドル価値法等の金額法後入先出法の場合には、生産財の質または種類の変化にもかかわらず実体維持（に相当する代替的個別購買力資本維持）が、かなりの程度までつらぬかれうる。(iii) 経営的測定と出資者の測定との関係：棚卸資産の基礎在高は「完全実体維持」が行なわれていくと仮定すると、棚卸資産費用の後入先出法により計算された・金額とそれを歴史的・原価にもとづいて計算した金額との差額は、（本書第6章第6節で定義した）「暫定的資本節約」である。それは暫定的ではあるが出資者により運用を託された貨幣資本が有効に節約された程度を示すのだから、それは利益の一部として示されるべきだという主張もありえよう。もちろん後入先出法自体は、かかる資本節約は確定的になった段階で、「確定的資本節約」としてはじめて測定・表示すべきだという時価主義的主張に立つのではあるが……。

（4）後入先出法と「経営利益」——シュマーレンバッハ的利益測定

当該財貨の（取得時点と販売時点との間の）個別価格変動を（未確定の暫定的資本節約として）排除した・製造販売活動そのものの効率を示すといわれる・「経営利益」を近似的に測定するための会計方法として、後入先出法は根拠づけられることがある〔115, p. 468〕〔97, p. 12・34～12・35〕。すでに渡辺博士により詳細に記述されている〔127, p. 253〕が、後入先出法という名称を最初に公式に用いた・この会計方法の・提案はアメリカ石油協会が1934年11月に行なったものである〔9〕。その中で、後入先出法により達成されるべき重要な目的として「カレントな売上にたいしてカレントな原価を対応させること」（Current Costs Against Current Sales）という項を最初にかかげた。しかし、この同一価格水準的対応がいかなる利益に結びつくかは明らかでない。

1936年にアメリカ会計士協会棚卸資産特別委員会は、上のアメリカ石油協会の提案を支持する報告書を出したが、その中で、後入先出法による同一価格水準的対応の意味は、販売価格とかかる販売価格の直接の原因となった（カレントな）原材料価格とのあいだに実質的な相関関係をつくり出すことをつうじて、原材料価格と生産物価格が相関的に変動するような産業において、営業の担当者によって観念されている企業利益概念に一致した利益を測定しようとする会計方法であるとのべた〔5, p. 122～132〕。後入先出法に結合する利益がこのように営業担当者により観念されるような概念だということは、この後入先出法支持論がなんらかの意味で「経営的見地」に立っていることを示唆する。

この利益概念をもっとはっきりさせるために、1938年にペルベが内国歳入法における後入先出法の承認をうるために上院財務委員会で行なったスピーチを見よう〔70〕。彼の言及する銅・真鍮産業では、一定量の金属を基礎在高として保持する必要があり、かつその財について激しい価格変動があるために、その在庫補充の時期を操作することによる投機的利益の追求をあらかじめ断念している（受注のつどその製造に要する金属量の買約定をただちに行ない、その注文引渡時の金属取替原価プラス加工費にもとづき販売価格をさだめて、金属価格変動を全面的に

第2部 二元的利益概念とその測定

顧客に負担させる)ので、「経営的見地」から、かかる経営の意図と状況に合致した「経営利益」を測定することが、後入先出法のねらいである、と彼は主張した [cf. 71, p. 450]。

このようにして: (イ)「経営利益」の測定は、基礎在高の補充は「経営にとって」活動継続のために不可欠な「非自発的投資」であるからその補充財の・取得時と販売時との間の・価格変動差額は「経営にとって」その追求を意図しないから排除するという論理にもとづいているので、これは「経営的測定」である [94, p. 87]。

(ロ) 必然的な取替えを要求されない投機的在高部分については「経営利益」は妥当ではない。つまり、経営利益の測定はこの意味で「部分的測定」である [15, p. 131~2]。

(ハ) 基礎在高と投機的在高とを区分するための唯一の客観的な方法は、おそらく、取替補充がなされたか否かという基準によって、それがされた部分(viz. 期首数量のうち期末数量によりカバーされる部分)は前者、なされなかった部分(viz. 期首数量マイナス期末数量——ただしこの差が正の場合)は後者として限定する方法であろう。しかるに、期首在高と期末在高とが質または種類を異にするならば、物質的に両者を比較しえないから、この方法は適用できない。ゆえに「経営利益」の測定は「短期的測定」という性格をもつ。

かくして等質的同一価格水準的対応にもとづく「経営利益」の測定は、「短期間・部分的・経営的・測定」という性格をもつことがわかった。

ところで、私見によれば、ドル価値法は「等価的同一価格水準的対応」をつうじて、当期収益に対して、当期販売財貨と基準時点価格において等価な当期取得財貨量の販売時取替原価合計をチャージした利益、つまり代替的個別購買力をカレントな当期取得財貨のその販売時点原価額という形で回収・維持したのちの利益、を近似的に測定するための手段ともみることができよう。ここでの「経営利益」測定は、短期的-長期的・部分的・経営的測定という性格をも

つことはもちろんである。

後入先出法による経営利益の測定は、「シユマーレンバツハ的利益測定」であるので、それに付着する次の三つの限界をまぬがれることはできない。

(イ) 部分的測定と全部的測定との関係：期首在高と期末在高とが共有する数量として基礎在高を、そして期首在高マイナス期末在高として投機的在高を、確定する後入先出法の正確性には問題があろう。

(ロ) 短期的測定と全体期間的測定との関係：払出された財と補充財とが質または種類を異にすると、数量法後入先出法による経営利益の測定は不可能になる。ドル価値法等をもちいると、この困難はかなり克服されよう。

(ハ) 経営的測定と出資者の測定との関係：棚卸資産費用時価（または後入先出法原価）評価額と同歴史的な原価評価額との差額は、基礎在高の完全実体維持を前提におくと、「暫定的資本節約」であり、出資者から託された貨幣資本の運用の暫定的な良否を示すものとして、一種の経営利益として示されるべきではないか、という疑問がのこる。

(5) 後入先出法と「貨幣的利益の分割的測定」——アメリカ的利益測定

1942年の論文の中で、シュラッターは、材料の・販売可能な生産物への・転換の効率および販売効率を反映する「経営利益」（売上収益と「その売上の日における」取替原価にもとづく費用額合計との差額）と、かかるものを反映せずまた（後に同額の損失が生じて相殺されるという意味で）一時的な「価格利得」（当期費用取替原価評価額と同歴史的な原価評価額との差額）とを分割すると、今期利益の発生源を明瞭にし、たとえば下の例では、「低い営業利益、または損失さえも、価格上昇からの利益により相殺された」[77, p. 176] というふうに、経営成績の有用な分析が可能だという見地から、次のような「貨幣的利益の分割的測定」を提唱した（次頁）⁴³（後入先出法の長所を生かしつつ、貸借対照表上の棚卸資産の不正確な表示を結果し、かつ市価変動からの損益——実現原価節約——を損益計算書に示

第2部 二元的利益概念とその測定

損益計算書

19一年12月31日に終わる期間

売上		\$ 1,250,000
売上原価	\$ 1,000,000	
プラス：売上品中の 材料の市価上昇	<u>200,000</u>	
売上品再生産原価		<u>1,200,000</u>
総製造利益		\$ 50,000
営業経費		<u>60,000</u>
純営業損失		\$ 10,000
プラス：市場利益		<u>200,000</u>
純利益		<u>\$ 190,000</u>

さないという後入先出法の欠陥を克服しようとしたものである）[77, p.174]。

ジョンソンも、実現収益とそれに関連する過去の貨幣投資との差額である「貨幣投資回収概念の利益」を支持するので、いわゆる「棚卸資産利益」もまた真の実現利益であると考え、これを期間利益から排除する後入先出法を支持しない。しかし彼は、「営業利益」(operating margin)——シュラッターの「経営利益」にあたる——と「価格利得または損失」(price gain or loss)——「市場利益または損失」——との分割が、「入手しうるすべての情報の完全表示」[44, p.100]すなわち企業が本来の製造・販売活動からいくらの利益をえたかが明らかになるとともに、また価格変動への適応にどの程度成功したかをも告げうるという意味で非常に有用である。特に単一の普遍妥当的な利益概念は発見されがたいという前提に立ちつつ、しかも多様な利用目的に対するできるだけ有用な利益計算の形成を試みるためには、源泉ごとに分析された利益情報の包括的表示がもっとも有用だというのである [44, p.100~101]。

かかる分割表示のためにジョンソンが提案している損益計算書の例を示そう(次頁)。

第6章で検討した種類の「貨幣的利益の分割的測定」とくらべて、上に紹介したそれは、未実現の原価節約を利益として認識していない点で異なってい

損益計算書

19××年12月31日終了の年度

収益合計（内訳は省略）	\$ × × ×
費用合計（同上）	\$ × × ×
当期営業利益	\$ × × ×
価格変動にもとづく利得または損失	
現在原価費用が実際原価費用をこえる超過額（同上）	\$ × × ×
実際原価費用が現在原価費用をこえる超過額（同上）	(× × ×)
純価格利得（加算する）	× × ×
所得税控除前純利益	\$ × × ×
所得税	× × ×
当年度純利益	\$ × × ×

る。その点を別にすると、いずれの分割的測定も、貨幣的利益がある観点からみると異質のないいくつかの要素から構成されていることを認識し、本体利益におけるその事実を写体利益として正しく反映させるためにかかる分割的測定は行なわれているのである。ところで、この分割的測定には、第6章第6節で指摘した三つの限界（(i) 投機的財貨の価格変動益はまさに「経済性尺度利益」ないし「分配可能利益」の正当な構成部分だから、投機的財貨の貨幣的利益は分割されるべきでないが、投機的財貨と非投機的財貨の正確な区分は困難である、(ii) この分割的測定は、「暫定的資本節約」を每期計上するほうが「確定的資本節約」を実体維持解消時点に一挙に測定することよりも有用だという仮定に立っているが、この仮定が妥当かどうかはわからない、(iii) 当該財貨についてプラスの原価節約が実現されたとしても、現在はそれに対する販売需要がなくなったため誰もその取得を現在考えないとすれば、現在その財へ再投資すると仮定した場合を基準として原価節約を測定することには実質的な意味はない）が存在する。

なおまた、かかる分割的利益測定が、多様な情報要求をもつ利害関係者にとって本当に有用であるためには、彼らとその情報源にふくまれるいかなる情報部分が自己の目的にとって有用かを判断する能力をもたなければならないが、実際に彼らがこの能力（と意欲）をもつか否かはうたがわしい。

第3節 結 論

以上の考察をつうじて、アメリカ合衆国において展開されている・基礎在高法および後入先出法の・擁護論にあらわれている利益概念は、本書第4章から第6章において検討した3種類の利益類型、すなわち「修正ハックスの利益」、「シュマーレンバッハ的の利益」そして「貨幣的利益の分割」に奇しくも一致していることが証明された。このようにして、これら会計実践上の諸方法という型で、取得原価主義-名目資本維持的利益測定の一面的性を克服するために、時価主義的測定が、現実に会計実践の中へ（前二者では「拡張された取得原価主義」として、分割的測定では「貨幣的利益の分割」の基準として）部分的に導入されていることを知った。もちろん上の3種の利益（測定）類型に付着している三つの限界はここでも存在する。

しかし、取替財の質または種類の変化にともなって時価主義ないし「拡張された取得原価主義」の貫徹が不可能になるという問題（短期的測定と長期的または全体期間的測定との不統合）は、ドル価値法の背後にあると筆者が理解するところの「代替的個別購買力資本維持」の適用を拡張することにより、かなりの程度まで解決しうるのではなかろうか。

第2部「二元的利益測定」に関する結論

第4章から第6章までにおいて、われわれは、「二元的利益」における三つの類型、すなわち(1)貨幣・実体両資本維持余剰としての利益（テア・フェーンハックス-エックルト的の類型）、(2)貨幣資本余剰的・経済性尺度利益（シュマーレンバッハ-マールベルクの類型）および、(3)貨幣余剰利益の分割的測定（アメリカ的の類型）をそれぞれ考察した。これら三つの利益類型に共通している点は、本書

第1部において考察した取得原価主義-名目資本維持的利益、修正原価主義-一般購買力資本維持的利益および時価主義-実質資本維持的利益のような「一元的利益概念」に付着する一面性（とりわけ「企業者のまたは出資者の測定」であるか、または「経営的測定」であるかのいずれかであるが、その両者をともに含みかつ総合したものではないという意味の一面性）を克服して、利益概念の「有用性」を一層高めるとする目的のために、利益測定としての基本計算である取得（または修正）原価主義のなかへなんらかの意味の時価主義的測定を導入しようとするものだ、ということである。

この「導入」を理論的に説明するために筆者が重視する概念は、シュマーレンバッハ理論の考察をつうじて展開した「全体的取得原価主義」、「拡張された取得原価主義」等である。これらの新しい概念によって、原価主義-名目資本維持的測定の中への時価主義的測定の導入は、「全体的取得原価主義」という・全体計算の次元での・大枠に規制された「拡張された取得原価主義」として解明される。この論理によってわれわれは、矛盾にみちたハックス理論を修正して、「修正ハックス的利益測定」を考案した。また、ハックス的な利益測定論では棚卸資産と固定資産との双方について時価主義的測定が適用されるのに、シュマーレンバッハ-マルベルクの利益測定においては、棚卸資産についてのみ時価主義利益が期間利益の位置を与えられているにすぎない。この問題を説明するために筆者は、棚卸資産については「完全実体維持」が行なわれるが固定資産に関しては「結果的実体維持」が遂行されるにすぎないと仮定すると、実体維持を基準とする分配可能利益を測定するためにはまさに両資産種類について時価主義が適用されるべきだが、経済性尺度利益をもとめるためには棚卸資産に対してのみ時価主義利益が測定されれば足ると筆者は主張した。

これら3種類の利益測定類型は、いずれも、(i)部分的測定と全部的測定、(ii)経営的測定と出資者の測定、(iii)短期的測定と全体期間的または長期的測定、のそれぞれの間の不統合の結果として、三つの限界ないし問題点を蔵している。

第2部 二元的利益概念とその測定

したがって、そのうちのいずれか一つがもっとも妥当であるということは容易に断じがたい。しかし、第7章で示したように、基礎在高法または後入先出法が採用された場合の利益測定の構造は、「修正ハックスの利益測定」ないし「シュマーレンバッハ的利益測定」にちかいものである、といえる。そしてまた、ドル価値法に内在する資本維持思考——筆者はこれを「代替的個別購買力資本維持」として理解する——の適用を拡大することにより、上の(イ)の限界はかなり克服されるのではないかと、思われる。

アメリカ的利益測定類型としての「貨幣的利益の分割的測定」は、貨幣的利益が質を異にする諸要素から構成されている事実を写像することにより「情報源」としての利益データを豊富にしようとするものである。しかし、諸利害関係者が自己の必要に関連する情報をその情報源の中から正しくえらびうるか否かは明らかでない。かかる点に関する経験的証拠がない現状では、このアメリカ的類型について最終的評価を下すことはできない。

(第7章への注)

- (1) あるいはこの場合、別法として、(イ)基礎在高がそのまま保有されているかのように期末棚卸資産を基礎価額で評価し、他方その不足量を時価で計算した金額の準備金を設ける方法、(ロ)基礎在高がくいこまれた部分については基礎価格で計算した金額を基礎価額から控除し、別に、取替に要する価格と基礎価格との差額にその不足量を乗じてえた金額の取替準備金を設ける方法、もある。
- (2) さらにくわしくいえば、この準備金の表示方法として、(イ)貸借対照表借方の棚卸資産原価から控除する方法（棚卸資産はこの準備金を引いたのちの純額として示される——1916年以後しばらく U.S. Steel 社が用いた方法）、(ロ)貸借対照表貸方の剰余金区分に表示する方法（1936年に準備金法を採用した Endicott Johnson Corporation が用いた方法）の二つが存在した [75, p. 436~7] [8, p. 1433~4] [15, p. 28]。
- (3) バタースおよびニーランドも「正常在高法の使用は、報告利益を当期の営業活動から結果する処分可能現金 (disposable cash) により近づけるという大きな長所をもつ」という [15, p. 68]。また、1933年に棚卸資産準備金法を採用した

Swift & Co. は、翌年の報告書の中で、「われわれが必要とし何よりも求めているものは、現金利益 (cash profit), 機会の要求におうじて配当として払出されることも、また経営に再投資されることもできる利益である」といっている [15, p.70より転載]。

- (4) 金額法の場合の棚卸単位 (プール) の設定の方法としては、たとえばドル価値法では、製造または加工業者にあつては一つまたは相互に関連する二つ以上の製品ライン内における、材料の獲得・加工・製造・販売をふくむ全活動に関係する全棚卸資産をもって「自然的事業単位プール」を設定する (アメリカ合衆国税法の例: Regulation § 1.472-8 (b) (1) Natural business unit pools, cited from [37, p.336~7])。
- (5) 両方法についてはのちに例示するが、リンク・チェーン法が今年度首価格水準にもとづいて期首と期末の両在高を比較していることは次のように証明されよう。ドル価値法が採用された第1年度以降の任意の年度における期末棚卸資産プールの期末原価評価額を同期首原価評価額で除してえられた比率 (第 m 年度の価格変動率) を P_m とする ($m=1, 2, \dots, n$)。当年度 (第 n 年度) の期首在高の・当期首現在原価による・評価額を a 、当年度末在高の・当年度末現在原価による・評価額を h とする。リンク・チェーン法によると次の金額比較が行なわれる。

$$\frac{h}{P_1 P_2 \cdots P_n} - \frac{a}{P_1 P_2 \cdots P_{n-1}} = \frac{\frac{h}{P_n} - a}{P_1 P_2 \cdots P_{n-1}}$$

分子の $\frac{h}{P_n}$ は当年度末在高の当年度首原価に等しいから $\frac{h}{P_n} - a$ は当年度首価格水準における期首在高と期末在高を比較している。

- (6) この表に示す例はホフマン前掲書の設例 [37, p.245~7] をいくらか短縮したものである。
- (7) これは、当期払出品のうち当期中の取得品数量に等しい数量すなわち「部分的」数量のみの費用が、当期に実際に販売された財貨と「等質的」な財貨についての、当期中の任意の時点 (ex. 払出品補充時点) における価格水準すなわち「同一期間の価格水準」にもとづいて評価されかつ収益に対応せしめられるという手続をいう。
- (8) 上の(7)と同じ意味で「部分的」かつ「等質的」な諸財貨の・当期中の各販売時点と「同一時点 (の) 価格水準」における取替原価にもとづく・評価額を当期収益にチャージする手続をいう。
- (9) これは、当期払出品のうち当期中の取得品と基準年度評価額において等しい「部分」のみが、当期払出品と物質的には同質とはかぎらないが基準年度首価格によって評価した場合に評価額が等しい、すなわち「基準年度首価的」な当期

第2部 二元的利益概念とその測定

中取得品についての、当期中の任意の諸時点における取替原価（ex. 当該棚卸資産の諸補充時点の取替原価合計）にもとづいて評価されるという手続をいう。

- (10) 上の(9)と同じ意味の「部分的」かつ「基準年度首等価的」な諸財貨を、当期中の各販売ロットと等価な各（当期取得）財貨部分をその販売時点におけるその取得品取替原価にもとづいて評価し、そして当期中のその各評価額を合計した金額により評価し、その評価額を当期収益にチャージするという手続をいう。
- (11) 私見によると、「購買力資本維持」には次の三つの種類のものがある。(i)一般購買力資本維持：ある範囲内のすべての財貨用役の一定割合の混合物の一定量を購入しうるだけの貨幣量の維持。(ii)個別購買力資本維持：ある特定の種類（および質）の財貨の一定量を不変的に購入しうるだけの貨幣量の維持。(iii)代替的個別購買力資本維持：ある貨幣量がある時点で代替的に購入しえた任意の財貨または用役の数量を、各期末の現存財貨の型で維持すること。
- (12) この場合、貸借対照表上の棚卸資産は、個々の状況に応じて、先入先出法あるいは平均法などにより、真実の原価を反映するように評価される。

第3部 特殊問題

第8章 経済学的利益は理想的利益概念か

ヒックスの書、「価値と資本」の中で定義され⁽¹⁾、何人かの会計学者により修正されうけつがれてきた「経済学的利益」(economic income) 概念は、一部の人人により「理想的利益」として承認されている〔29, p.19〕〔87, p.375〕。果たしてそういえるであろうか。

第1節 若干の学説紹介

1930年代の文献をみる。エドワーズの説〔24〕によると、当企業への資本調達つまり「購買力をひきつけるためには、それが当企業で用いられるほうが他の代替的投資案よりも大きな純利得を提供することを、その購買力所有者に確信させねばならない⁽²⁾。」〔24, p.13〕この場合、予想貨幣収入のみが投資誘因になるものと仮定し、かつそれらの収入の取得時期の差異は割引 (discounting) により調整すると仮定する。そうすると、ある特定企業に投資されるべき購買力量は、その投資される購買力1単位 (ex. ボンド) が当企業の獲得する将来収入の現在価値をいかに増加させていくかを観察することをつうじて、「その購買力所有者が購買力のもう1単位を追加することにより達成される現在価値の増加とそれを別の方面に使用することにより得られる増加とのどちらを選ぶかについて無関心となる点に」〔24, p.14〕達し、そこまでの投資が行なわれる。

かかる投資が経営において運用されると収入が生ずる。この営業からの収入をどう処理するかについても、「その処理しうる金額は小さい単位に分解され、その各単位が当企業の将来収入の現在価値を変化させていく効果が考慮される

第3部 特殊問題

であろう。」[24, p.14] そして、さらに1単位を追加することによる現在価値の増加が、その所有者がその単位を他の目的のために使用することの方を好むような大きさまで下がると再投資はとまり、「この点をこえる購買力は当経営から引き出される。他方もしも当経営からの全収入が再投資されてもこの点に達しない時は、所有者はさらに購買力を導入し、さらに1単位加えるか否かについて彼が無関心になる点にその合計が達するようにされるであろう。」[24, p.13]

どの程度の投資を行ない、どの程度現在の消費に購買力をまわすかという「現在の消費と将来の消費の選択」について意思決定を行なうための基礎として、「財貨用役に対する彼らの支配力」についての情報の一部を提供することは会計の役割である[24, p.45]。そしてエドワーズは、この要請をもっともよく満たす利益概念は、次のような「経済学的利益」である、という [24, p.46]。

$$\text{利益} = C_2 - C_1 + D$$

ただし、 C_1 : ある期日における企業価値、 C_2 : それより後のある期日のそれ、 D : 投資家による引出し。

この場合、企業の個別資産の売却価格合計も取替原価合計も企業価値の正しい大きさを示さないものであり、諸収入と諸支出を見積りそれらを割引くことが必要である。このように、投資家をもっとも有利な投資案を正しく選択しうるがために、また彼らが購買力を消費と投資（将来の消費）とに分割するさいに企業の現在価値を考慮においてそれを遂行しうるがために、彼らの最大の関心事としての企業の将来的純収入の割引現在価値を基準としてそれを維持したのちの余剰をもっとも有用な利益と考える。

次に、第2次大戦後のアメリカにおける主張としてアレキサンダー説 [4]を検討する。彼によると「基本的には、1年度の利益とは、自然人または法人が当年度の経過中に処分しても当年度末において当年度首と同じ富裕さにとどまりうる金額である。」[4, p.1] そして結論的にいって、将来純配当の割引現在価

値をこの「同じ富裕さ」の尺度に用いようとする。

「もしもわれわれがある人の満足を測定しうるならば、任意の年度についての彼の全利益は彼がその年度中にその支配を獲得した満足量と定義しうるであろう。」[4, p. 11] しかし満足の測定は不可能だから、満足をあたえる・しかも貨幣的測定を考慮して通常貨幣と交換される・財貨用役にかかわらしめて、「一定期間中の・彼の消費に充当しうる・富の純増加」[4, p. 13] として利益は（近似的に）定義されうるといふ。しかるに、企業ないし会社とはある人の富を構成する一つの資産であり、資産としての会社の年度利益は、「会社がその持分所有主に分配してもなお当年度末に当年度首と同じ富裕さととどまりうる金額」[4, p. 15] である。

ここで、「同じ富裕さ」とは「所有主持分の価値」が等しいことを意味する。そしてこの持分価値は「他の資産と同様に、将来収入の流れの現在価値として評価されるであろう。」[4, p. 28] この「現在価値」とは、正確には、経営が採用しうる代替的な経営活動コースによりもたらされる・代替的な・配当の流れの現在価値のうちの最高のも——かかる現在価値を結果する活動コースを経営はえらぶべきである——に等しい⁽³⁾[4, p. 28]。

このような経路をへて、アレキサンダーは、「所有主の見地からは」[4, p. 29] 所有主持分価値は将来配当の流れの現在価値に等しいという「所有主ないし出資者の測定」の立場から「経済的利益」の測定論を構成しようとする。それに比して、企業自身の取得する純収入の割引現在価値として利益測定の基準となる資本を考えようとするエドワーズ説は、いわば経営自身の富裕さという立場から出発する「経営的測定」である、といえよう⁽⁴⁾。この両測定のうちいずれが一層妥当かについては一致した見解は存在しない。

第3部 特殊問題

第2節 仮設の計算例

(1)将来事象が確実に予想しうる場合、(2)それが不確実にしか予測できない場合、そして(3)一般物価水準変動が加わった場合、にわけて考察しよう⁽⁵⁾。

(1) 将来事象が確実に予測されうる場合

1970年1月1日から同年12月31日までの一会計期間におけるデータと計算は第1表のとおりである。当期製造品数量は260,000個とする。現在価値への割引に使用される利子率は5%である。

第 1 表

①	1970.1.1 純財産割引現在価値	4,000,000円
②	1970.1.1 純有形資産（有形資産合計 マイナス負債合計）市場価値	3,680,000
③	1970.1.1 のれん：①－②	320,000
④	売上収益（現金売り）：製品 215,000個×@10円	2,150,000
⑤	期間費用：215,000×@8円	1,720,000
⑥	期間費用中現金払いのもの	1,720,000
⑦	当年度純収入：④－⑥	430,000
⑧	1970.12.31 配当	430,000
⑨	会計上の利益：④－⑤	430,000
⑩	1970.12.31 純財産現在価値：①×(1+0.05)	4,200,000
⑪	1970.12.31 配当支払後の純財産現在価値：⑩－⑧	3,770,000
⑫	経済学的利益：⑩－①＝⑧＋⑪－①	200,000

当年度末の総有形資産市場価値は、（当年度中の純収入は配当によりちょうど流出しているため）たんに期末製品在庫品45,000個（＝260,000－215,000）に含まれている利益額90,000円（＝45,000×2円）だけ増加して、3,770,000円になっている。ところで配当支払後の純財産割引現在価値はちょうど3,770,000円

であり、当年度末の純有形資産市場価値に等しい。つまり当年度首の「のれん」320,000円は年度末には消失している。そして、上の在庫品未実現利益も「のれん」の変動も伝統的会計利益にふくまれないことから想像されるように、会計的利益430,000円と経済学的利益200,000円との差額230,000円は、まさに上の、(i)のれんの減少と、(ii)未実現純有形資産価値増加とから構成されている(320,000円-90,000円)。この分析が示すように、経済学的利益は純有形資産の価値変動とのれんの変動を発生基準で認識するが、会計的利益は、前者を実現時に認識し後者は全く考慮しない。

(2) 将来事象が不確実にしか予測できない場合

次の点をのぞき(1)と同じデータを仮定する。当年度首には、無限の将来にまで200,000円の平均年度純収入が予想されたが、当年度末には無限の将来にまでわたって220,000円の平均年間純収入が予想される。また当社は「のれん」110,000円を当年度にきずいた。

$$\text{会計的利益} = 2,150,000\text{円} - 1,720,000\text{円} = 430,000\text{円}$$

$$\text{経済学的利益} = 430,000\text{円(配当)} + (220,000\text{円}/0.05$$

$$- 200,000/0.05)(\text{純財産変動}) = 830,000\text{円}$$

会計的利益と経済学的利益との相違400,000円の内容は、(i)期末在庫の未実現利益90,000円、(ii)のれん発生110,000円、(iii)予想外の「のれん」増加200,000円である。かくして、経済学的利益は当期中の純有形資産価値変動、当期経営活動によるのれんの変動および予想の変化によるのれんの変動のすべてを発生基準で計上するが、会計的利益は最初のものを実現基準で計上し、かつ後二者は全く考慮しない。

(3) 一般物価水準変動が生ずる場合

上の例に、さらに、一般物価指数は1970年1月1日には100、1970年12月31日には200となっていること、そしてすべての現金収支は後者の時点になさ

第3部 特殊問題

れたこと、を付加する。

名目的会計利益はつねに 430,000 円である。実質的経済学的利益を測定するには期首期末の純財産が同じ価値の貨幣によって表現されるべきである。

(イ) 確実性の条件の場合⁽⁶⁾

配当前当年度末純財産現在価値	4,200,000円
当年度首純財産価値：4,000,000円 × $\frac{200}{100}$	<u>8,000,000</u>
当年度損失	(3,800,000円)

この損失は、名目的な経済学的利益 200,000 円と、一般物価水準変動にもとづく損失 4,000,000 円との二つの要素からなる。

(ロ) 不確実性の条件の場合⁽⁶⁾

配当前当年度末純財産現在価値	4,830,000円
当年度首純財産現在価値 4,000,000 × $\frac{200}{100}$	<u>8,000,000</u>
当年度損失	(3,170,000円)

この損失は、一般物価水準変動がないとした場合の経済学的利益 830,000 円と、一般物価水準変動による損失 4,000,000 円とからなる。

第3節 理想的利益概念の要件および「経済学的利益」 が理想的利益でないことの論理的証明

「経済学的利益」の測定のために必要な将来的純収入の見積りは非常に大きな不確実性をともなうので、客観性を要求される外部報告会計においてこの利益をそのままの形で測定することは不可能であるが、しかし、可能な範囲でそれに向かって近似していくべき理想としてそれはみなされうるか否かは、なお検討を要する問題である。

しかし、「理想的利益」がもつべき要件を万人が承認しうるような形で定めることはもとより不可能である。ここでは、一つの相対的な定義として、「理想的利益」とは、「出資者の測定」としてみてもまた「経営的測定」としてな

がめても、その「全測定対象」(本体)に対して、「短期的」にも「長期的」にもまた「全体期間的」にも、その本体を正しくかつ有意義に写像しうる利益概念、つまり「全・部・的・短・期・的・長・期・的・全・体・期・間・的・出・資・者・的・経・営・的・測・定」という性格をそなえた利益をいう、とさだめたい。理想的利益の要件をこう定めることに含まれるインプリケーションは、取得原価主義、修正原価主義または時価主義にもとづく一元的な諸利益がおびている一面性を克服して「全体期間的・出資者の測定」と「短期的または長期的・経営的・測定」との両立を企てようとする二元的利益概念(本書第4章から第7章までを参照)は、「理想的利益」へ至る正しい道の上にあると仮定する立場にわれわれが立っていることである。

以下の考察においては未来的事象に関する不確実性は存在しないと仮定しよう。

(a) 経済学的利益概念は、当該期間から始まる全将来期間中に生ずるすべての経営事象を(それらに伴う収支を割引いてくるという型で)すでに当期の利益数値に反映せしめるものであり、その意味での一種の「全・体・期・間・的・測・定」という特質をもつ。ここから、全体期間的測定が要求されると思われる会計情報利用目的(ex. 株式投資に関する投資家の決定、経営者の長期的な計画設定)にとってこの利益概念が理想的なものとして推奨されたことはもっともなように見えよう。けれども、たとえば配当志向型の投資家にとってもっとも有利な投資政策は、諸企業の経営業績の波動と配当政策の変化を巧みに利用して諸株式の取得売却を反復することにより、その時々において最高の利回りを与えるような企業の株式へとたえず乗りかえていくことであろう。しかるに、経済学的利益は近い将来における当企業の配当の動向を推測する目的のためには不適當である。なぜなら、今期に大きい経済学的利益が生じた原因が遠い将来における純収入が非常に大きいということ(のれんの発生)にもとづいており、今期の純収入は今期の経済学的利益よりも小さい企業(A)では、かかる「のれん」は配当として分

第3部 特殊問題

配されえないから、今期および近い将来には大した配当は期待されえない⁽⁷⁾。それに反して、今期の経済学的利益額は企業(A)のそれよりも小さいが、純収入は企業(A)の純収入よりも大きい企業(B)においては、企業(A)の配当額よりも大きい配当額を支払いうるのであろう。このようにして、配当志向型の株主にとっては経済学的利益は大した役に立たない。彼らにとって本当に理想的な情報は、諸企業の将来の配当の流れを(割引くことなく)そのまま一連の数字の配列として知らせてもらうことであろう。

かくして、経済学的利益は配当として分配可能な利益を測定するという見地からみた短期的・出資者的・測定ではありえないことがわかる。

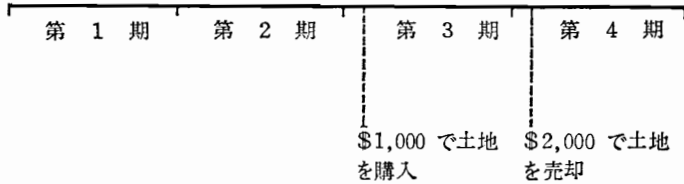
経営の立場からみても同じ欠陥がある。長期的にみれば経済学的利益に基礎をおく分配政策は企業の収益性したがって発展をそこなわないであろうが、短期的には、かかる租税および配当政策は……重要な流動性攪乱をもたらさざるをえない [7, p. 295]。特に、純収入が増大しつつある「企業では経済学的利益に基礎をおく配当政策は支払困難をもたらすであろう。」 [7, p. 296] このことが生ずる根本原因は、将来の純収入の増大が当期の純収入の増大となって経済学的利益にふくまれ、それを分配するならば「短期的」に経営にとって不可欠な実体維持は確保されえない、またはそれを確保するとその利益の全部は分配可能ではないことである [cf. 83, p. 468]。要するに経済学的利益においては「未来に対して過大な力点がおかれる」 [85, p. 25] ために、「分配可能利益」の測定を目的とする「短期的・経営的・測定」という要件は十分に満たされない。

要するに、経済学的利益は分配可能利益の観点からみて「短期的・出資者的・測定」という要件をも、また「短期的・経営的・測定」という要件をも十分に満たしえない点からみて、これは理想的利益からはほど遠いものである。

(b) 次に、業績尺度利益という点からみて、経済学的利益が妥当か否かを、シュウエイダーの設例 [85, p. 25] によりつつ考察しよう。

(例) 一つの取引で終わる短寿命の企業を考える。期間1および期間2には

何もしなされない。第3期間の初めごろに当企業に \$1,000 が出資され、その \$1,000 で土地が——市場に関する不完全な情報しかもっていない売手から本来は \$1,500 の市価の土地が有利に——購入された。第4期のはじめに当企業はその土地を——不完全な情報しかもたない買手に対して市価 \$1,500 のものを——\$2,000 で売却し、そして第4期末に当企業は解散された。主観的利子率(割引率)は5%とする。



次の計算表が作成される [85, p.25]。

期間 (t)	5%で割引 かれた期首 現在価値 (P_t)	当期中に生 じた正味現 金流入 (CF_t)	当期利益 $P_{t+1} - P_t + CF_t$
当企業開始時 に認識される 即時利益 ^(S)			\$ 821
期間 1	\$ 821		\$ 41
期間 2	\$ 862		\$ 42
期間 3	\$ 904	-\$ 1,000	\$ 96
期間 4	\$ 2,000	+\$ 2,000	\$ 0
全寿命期間の当企業利益			\$ 1,000

第3および第4期間における純現金流入をもたらした原因は第3および第4期間そのものにおける経営活動(不完全情報をもつ相手との有利な取引の遂行)にあるにもかかわらず、この事実は(この現金流入と無関係な第1および第2期間にも利益が認識されることにより)歪められて示される、とシュウエイダーはいう。ここで「実現される利益のタイミングは、将来の経済事象に関するわれわれの

第3部 特殊問題

知識のタイミングを描きだす。それは経済的諸事象の発生のタイミングを描写しない。」[85, p.27] この後者の目的のためには、上例では、貨幣的利益 \$1,000 を第3期と第4期とに50%ずつ割当てるべきだ、と彼はいう[85, p.26]。

この批判に対しては、経営努力は将来の有利な投資機会を予想し計画する第1期にすでに始まっており、かかる投資予想から収益回収までの全期間に利益が割当てられるべきだと反論されるかもしれない[cf. 83, p.471]。けれども、上の例では、第2期間には全くいかなる経営努力もなされたとは思われない（投資にかんする予測や計画は——確実性の条件のもとでは——すべて第1年度首に完了しており、かつ実際の投資遂行は第3年度に始まるから）のであり、ただ、予定された（第3期首の）投資時期の到来を「待っている」にすぎない。にもかかわらずこの第2期にも \$42の利益が計上されるのは不合理ではないか。もちろん、「待つ」ことは、(i)それが将来の積極的な経営活動のために不可欠である（ex. 酒の醸造）ならば、その場合に「待つ」ことは経営努力の一部と解釈されるかもしれないが、(ii)上例のように第1期と第3期との間に第2期というものがないと仮定しても、第3および第4期の経営活動遂行のためになんら支障はありえないようなときには、かかる第2期の「待つ」という行為は経営努力とはみなされえないのではなからうか。

かくして、ひとまとまりの経営活動（投資の機会発見から投資回収完了まで）の範囲に視野を限定して「短期的」に、しかもその経営活動（経営努力）をできるだけ経営内の努力のパターンに即して「経営的」に測定しようとする場合には、すなわち「短期的・経営的・測定」として経営業績を示す目的にとっては「経済学的利益」はまったく不十分である。

もっとも、「現金の流れが生ずるであろうという完全な確信をもつことは投資家の心理的満足をもたらす」[85, p.30] という意味で、経済学的利益は（当企業への投資に関する貨幣的な）心理的満足の上昇を測定するということはいえよう。なぜなら、いかなる経営努力もなされない期間にさえも時の経過（と実

際の現金流入への接近)とともに心理的満足は上昇するだろうから、この期にもいくらかの利益が計上されることはこのロジックによれば正当化されうるからである。つまりこの利益測定は、「投資家の心理的満足」に関する(当該時点よりも後の当企業の残存全体期間を視野にふくむ測定だという意味で)「全体期間的測定」という特質をもつ。そしてこれは確かに大きいメリットである。しかし、それにもかかわらず、これは経營業績に関する「短期的・経営的・測定」でないという点にかわりはないから、上の要件に照らして、これは理想的利益概念ではない。

第4節 要 約

私見によれば、「理想的な利益概念」とは、「全部的・短期的-長期的-全体期間的・出資者の-経営的・測定」という要件をみたす必要がある。そして、この要件に照らして考えると、経済学的利益概念は、「分配可能利益」の測定としては「短期的・出資者の-経営的・測定」という性格を欠いており、また「業績尺度利益」の測定としてみても「短期的・経営的・測定」という特質をもっていない。その意味で、経済学的利益は理想的利益概念であるということではできない。

理想的利益ではないにせよ、これは他のいかなる利益概念よりも有用なものだ、と反論されるかもしれない。直観的には、そうかもしれないと感ぜられるが、しかし、この点についてもなんら論理的証明がなされたわけでも、経験的証拠が提出されたわけでもない。ゆえに、今のところ、会計実践がアプローチすべき利益がこれであるという結論を下すわけにはいかないのである。

第3部 特殊問題

(第8章への注)

- (1) ある人の所得とは「1週間のあいだに彼が消費してもその週末になおその週初と同じ富裕さとどまりうる最高額」である [36, p.172]。
- (2) 純利得とは予想される購買力の流入および特定の取引に対するプライドや嫌悪等の要因からなっている。
- (3) もしも経営者が現在価値を最大にするような仕方で行動しないならば、「持分価値」は、実際になされるであろう配当の現在価値である。
- (4) [87, p.375~379] [98, p.619] も「企業自身の取得する純収入」にかかわらしめて経済学的利益を考えている。
- (5) [16, p.639~642] を参照した。
- (6) この計算方法には異論がありうる。純財産価値に対する価格水準調整は、このように当期のみの一般物価水準にかかわらしめるのではなく、将来の純収入が受け取られる各期間における諸一般物価水準にかかわらしめるべきだとも考えられる [cf. 29, p.35~37]。
- (7) のれん発生または増大にみあう利益部分の資金調達を外部金融（株式資本または他人資本の調達）に求めることは、すべての場合に可能ではない。
- (8) この金額が利益か資本かに関して意見の不一致があるが、私見では、企業創設時のものに限っては、これは少なくとも期間利益ではない、とおもわれる。

第4部 結 論

第9章 取得原価主義的利益測定 の意義と問題点

本書第1章から第8章までの研究で得られた内容を、次の二つの設問に答えるという方向において、まとめたい。(1)現在の会計制度の基礎に横たわっている「取得原価主義-名目資本維持にもとづく利益測定」の根拠とその限界は何か。(2)現在の会計制度における利益測定の全体的構造は、純粹の取得原価主義-名目資本維持的利益測定ではなく、取得原価主義計算という枠組の中へ部分的に（後入先出法等の採用が可能にされていることをつうじて）時価主義（費用時価評価）的な測定が導入されている（またはされうる）構造になっている。この現在の制度的利益測定構造はどのような論理により破綻なく説明されうるか、そして、その論理を連続的に一層（ex. 固定資産に対しても時価主義的測定が可能になるような点にまで）おし進めることにより「あるべき利益測定」の姿を構想しようとする時いかなる問題が生じ、それに対していかなる解決案が提案されうるであろうか。

われわれは、前者の問題を本書第1部の内容を基礎にして考察し、後者の問題については第2部および第3部の内容を部分的に援用する。

第1節 「取得原価主義-名目資本維持的 利益測定」の根拠と限界

会計利益測定のための中心的費用評価原則には、原則として、取得原価主義、修正原価主義および時価主義の三つの代替的可能性が論理的にみて存在する。現実にはそのうちの取得原価主義が昔から実践され現在にいたっているの

第4部 結 論

であるが、この事実の理解の仕方としては取得原価主義が（他の代替的に可能な評価原則とは無関係な）独自の理由から採用されたのだと考えられるべきではない。むしろ、取得原価主義は他の評価原則にくらべて相対的・比較的優位性をもつがゆえに、いくつかの可能性のうちから特に選ばとられたのだ、と考えるのが論理的であろう。なぜなら、このように相対的に考えるのでなければ、今世紀初め以来の何度かの大インフレーションおよび長期的な貨幣価値下落趨勢を背景とした修正原価主義および時価主義の強力なキャンペーンにもかかわらず、取得原価主義が会計の基本的中心的評価原則の座を占めつづけてきた理由が理解されえないであろうからである。

取得原価主義がもつ相対的・比較的優位性は、さらに分析すると、(1)その評価原則が他の二者に比してある点において大きな積極的メリットをもっていること、(2)他のある点については他の二者の方が取得原価主義よりも大きいメリットをもっているが、それらのメリットは取得原価主義にかわってその二者のいずれかが単独で会計の基本計算の位置を占めることを正当化するほど決定的なものではないこと、つまり取得原価主義の消極的メリット、の二つの側面から構成されている。

(1) 取得原価主義の積極的メリットについて

これは、取得原価主義を支える根拠のうち、(a)貨幣価値安定の仮定と、(b)客観性との二つを内容としてもっている。まず前者だが、この仮定は、貨幣価値が多少とも変動（特に下落）しつつある現実とは合致しないものであり、したがって「貨幣価値的測定」と仮定された会計測定にとってはこの仮定は測定上の歪みを結果するものであるが、現在の法律のあるいは制度的諸関係の中に広く浸透しているという意味における「社会的妥当性」をいぜんとして持っている。そのかぎり、現時点における実践的判断としては、貨幣価値変動により引き起こされるいかなる歪みも、財務諸表に対する社会の信頼をそこなうに至っ

ていないといえる。もとより、これは、取得原価主義の短期的にのみ保障された根拠であり、貨幣価値は変動するものだという前提に立った社会的諸関係が成立してきた時には妥当性を失うであろう。

次に客観性に関しては、取得原価は、第三者による「検証可能性」、何人かの異なる会計士が同一の資産取得取引についてはほぼ同一の数値に到達するという意味の「測定者間における一致」、そしてその測定結果は通常十分に正確であるという意味の「測定可能性」という3段階の客観性をともに満たしうる。それに対して、修正原価主義を採用した場合に用いられねばならない「一般物価指数」および、時価主義における取替時価測定のための近似手段として用いられる「個別または特殊物価指数」は、「検証可能性」および「測定者間における一致」という二つの要件は満たしうるが、それら指数にふくまれる諸項目の種類または質の変化、十分に古い年度にまでその指数を遡及していくことが通常不可能であることのために、それら指数の導入は、会計測定のなかへある未知の大きさの測定上の誤りを導入する恐れがある、といわれている。すなわち「測定可能性」という意味の客観性をそれらは不十分にしかみだしえない。また、時価主義的測定において用いられる個別的取替原価データについては、技術の進歩または需要の変化のために陳腐化が発生し同一物がもはや市場に存在しないときには、「検証可能性」をもった価格データすら確定不可能である。

このようにして、取得原価主義-利益がもつ積極的メリットは、「貨幣価値安定の仮定」および「客観性」という2点であることが明らかになった。

(2) 取得原価主義の消極的メリットについて

修正原価主義または時価主義の提唱者達は、それらの評価原則が客観性については取得原価主義よりも劣っていることは十分に知っているのである。彼らはむしろ、そのように技術的または形式的には高度の客観性により支えられて

第4部 結 論

いる取得原価主義-利益数値が、一般物価水準変動または個別価格変動のもとでは、いかなる意義ある実質的内容をももちえなくなることを批判し、修正原価主義または時価主義の提唱により会計利益数値を意義あるものにしようとするのである。たしかに諸価格変動のもとでは、取得原価主義利益数値は、リーガー説の範囲から考えるかぎり、経営活動を「全体期間的・制度的-企業者の・全部的」とらえた測定から結果する名目資本維持余剰としての利益ということ以上の明確な内容をもつことができない。かかる乏しい内容しかもたないその利益数値が、情報としての会計利益に対して要求される諸利用目的を不十分にしかみたしえないであろうことは理解しうることである。では、修正原価主義または時価主義は、取得原価主義にかわって、現実の会計制度における基本計算の地位を単独で占めることができるであろうか。

修正原価主義利益が指し示す実質的内容は、第3章の考察によれば、「全体期間的・部分的・株主的・測定」としての一般消費購買力資本維持にもとづく利益、または「長期的・全部的・経営的・測定」としての一般投資購買力資本維持にもとづく利益である。前者は「全体期間的・株主的・測定」ではあっても短期間的な株主の期待を反映した「短期的・株主的・測定」ではないという欠陥をもち、後者は、短期的な経営内の現実とその資本観は合致しない以上、真の「長期的測定」ではありえないという欠点をおびている。したがって上のいずれも、会計測定が究極にめざす「理想的利益」概念であるということは全くできないのだが、しかし、価格変動時における取得原価主義利益の空疎な内容とくらべると、それらは一層ゆたかな意味内容をもつことは確かである。

けれども、それにかかわらず、修正原価主義的利益測定は、取得原価主義にかわって会計の基本計算の座を占めることはできない、とわれわれは考える。なぜなら、制度的利益計算においては、借入債務に対する担保たる「資本」がその名目額において維持されつづけるべしとする商法の要求を無視することはできないからである。確かに長期的趨勢としては一般物価水準は上昇をつづけ

てはいるが、もしもある企業が新たに創設されて後に一時的な一般物価水準下落が生じたとすれば、その時には、修正原価主義的利益測定の基礎におかれる一般購買力資本額は、商法上要求される名目資本額を下まわってしまうであろうからである。

では、時価主義計算はどうか。ゲルトマッヒャー説の検討をつうじて、時価主義-実質資本維持的利益測定は、「短期的・部分的・経営的・利益測定」としての実質資本維持にもとづく利益を結果することを知った。そして、それが「短期的測定」であるということは（つまり長期にわたり断絶なしに時価主義を適用することが不可能だということは）、会計公準論的にみて不特定の長期にわたる企業寿命の継続を仮定する「継続事業」(going concern)の公準と矛盾する。第2に、それが「部分的測定」でしかないという事実は、当該企業実体の内部にふくまれるすべての諸財貨および諸活動を測定することを要求する「企業実体」(business entity)の公準と矛盾する。第3に、時価主義が「経営的測定」だが「出資者の測定」ではないという事実は、価格下落時には時価主義的利益測定は負債名目額を期日に償還することができないという点で、「継続事業」の公準と調和しない。

時価主義に関するシュミット理論は、この時価主義-実質資本維持的利益計算が、上にのべた「部分的・経営的・短期的・測定」であることによる限界にもかかわらず、なお会計の基本計算でありうることを論証しようとした壮大な試みである。そのエッセンスは、第4章第2節でのべたように、(i)短期性に由来する欠陥は時価主義利益の「指標性」という解釈により、(ii)部分性に由来する限界は「複数の諸利益概念」を援用することにより、そして(iii)経営的測定に帰因する限界は「貸借対照表価値均衡の原則」により、それぞれ克服される、と主張された。しかし、これらの考え方には多くの難点があり、とりわけ、経営者が価値維持的または価値騰貴的な財貨への投資という経営政策に失敗したときには、上の諸限界は一挙に表面化する。このような、「ある特定の経営政

第4部 結 論

策の成功」という不安定な基礎の上に支えられている時価主義的利益測定は、とうてい、企業会計の中心計算ないし基本計算の地位をしめることはできないことがわかる。

以上を要するに、取得原価主義-名目資本維持的利益測定の根拠は、(イ)「貨幣価値安定の仮定」および高度の「客観性」によりそれが支えられているという積極的メリットと、(ロ)競争的な評価原則である「修正原価主義」および「時価主義」は、たしかに取得原価主義よりも豊富な意味内容を指し示す利益数値をつくり出すことができるが、しかし、それらのいずれの原則も、特定の諸理由から、取得原価主義をそれが現在占めている会計の基本計算の座から追放して自らその位置に座することは不可能であるという、取得原価主義の消極的メリット、の二つから構成されているわけである。

しかし、現在なお基本計算の位置にあるとはいえ、取得原価主義的利益測定は、次の二つの限界をおびている。(イ)大幅な貨幣価値変動が生じた場合には、この測定は、出資者との関連を実質的に考えると「全部的測定」であるとはいえない(一般購買力資本が維持されえないから)。そこで、いちじるしい貨幣価値下落のために取得原価主義会計がさまざまな実際的弊害を経営に与えるに至るときには、第2次大戦後わが国はじめ各国で行なわれたように、臨時的な資産再評価措置がこうじられたのである。(ロ)個別価格変動が常時発生すると、取得原価主義的会計測定は、いったん経営に投下された貨幣は短期的には同一種類の財貨に拘束されつづけるという経営内の現実を正しく写像することができず、そのために、会計利益情報の有用性はそこなわれるであろう。それを防ぐためには、「全部的・制度的-企業者の・全体期間的・測定」としての取得原価主義計算の中へ「経営的・短期的・測定」を(たとえば後入先出法をつうじて)組みこむことが必要であろう。

第2節 「拡張された取得原価主義」にもとづく 利益測定の論理と諸問題

現在の企業会計制度上の報告利益の測定をめぐる諸側面のうち、価格変動に対処するために棚卸資産会計の領域において後入先出法がみとめられているという側面を検討しよう。山下勝治教授によれば、後入先出法の意義は収益と棚卸資産費用との同一価格水準的対応をつうじていわゆる「棚卸資産損益」を期間利益から排除することにある、と論ぜられた。また、渡辺進教授も、同じく同一価格水準的対応を達成することにより、棚卸資産に関する実体維持を確保したのちの「現金利益」を算定することに後入先出法のメリットを見いだされている。しかし、現在の会計制度の骨格を形成する取得原価主義-名目資本維持的測定の見地からは、収益費用の「同一価格水準的対応」は無用である、むしろ異質のものであるといわねばならない(なぜなら、ここでは収益も費用も名目的な貨幣数量とみなされるから、収益に対し非同一価格水準的關係に立つ歴史的過去原価を費用としてチャージすることが必要でかつ十分だからである)。また、実体維持余剰としての現金利益概念も名目資本維持計算とは異質な、あいまいなものではないかという疑問が生ずる。要するに、現在の会計制度上の利益測定構造を、後入先出法の採用可能性をも包摂しつつ、統一的に説明しうる論理はまだ存在しない。

本書第4章で考察したテア・フェーン-ハックス-エッカルト的利益測定論は、名目資本維持(または金資本維持)と実体維持の両者が収益をつうじて確保されているか否か、つまりその両者を維持したのちの分配可能利益を企業会計は測定すべきであり、そのためには、二重下限の原則にしたがい、上の2種類の維持の各々を達成するに要する金額のうち高い方の金額を期間費用に計上すべきである、と主張された。そして後入先出法は、基礎在高法とともに、この

第4部 結 論

二元的な利益測定を近似的に達成することを意図するものとして理解された。しかし、われわれの考えでは、この理解は正しくない。なぜなら、この二元論によると時価が原価よりも高いときは時価により、時価が原価よりも低いときは原価により、費用が評価されるべきだということになるが、後入先出法によれば、期末在高数量が期首在高数量を下回っていない限り、原価が時価よりも高いか低いにかかわらずつねに取得時価（に相当する当期取得原価）により棚卸資産費用が測定されるからである。すなわち、ハックスの二元論は、後入先出法をふくむ会計制度的利益計算構造をありのまま正確に説明することができない。さらに、この理論は、全く同一の営業循環に関して、場合により異なった利益数値を測定するという不合理さをもつ。

〔例〕 当期売上収益 100 万円，棚卸資産費用時価評価額 60 万円，同歴史的原価評価額 80 万円とする。

(イ) 当期首に 30 万円の実体維持積立金が存在する場合、原価よりも低い時価により費用を評価してもなお投下自己資本は維持されるから、時価評価を行なう：

売上原価	60万	棚卸資産	80万
実体維持積立金	20万		

売上収益 100万 - 売上原価 60万 = 売上総利益 40万

(ロ) 当期首に実体維持積立金残高がない場合、投下貨幣資本を維持するためにただちに費用の原価評価を行なう：

売上原価	80万	棚卸資産	80万
------	-----	------	-----

売上収益 100万 - 売上原価 80万 = 売上総利益 20万

ゆえに、上の二つの欠陥のために、われわれはテア・フェーン-ハックス-エッカルト的利益測定論をそのままの形態では支持しない。

むしろわれわれは、本書第5章においてシュマーレンバッハ説の研究をきっかけに展開した「拡張された取得原価主義」にもとづく利益測定として、後入先出法をふくむ現実の企業会計制度における利益測定構造は解明されるので

はないかと考えている。

(1) 「拡張された取得原価主義」の意味

シュマーレンバッハは「期間利益の合計＝全体利益」を意味する「一致の原則」から出発する。そしてこの「一致の原則」を介して期間利益計算は全体利益計算——しかも全体期間の全収入と全支出との差額としての収支的な全体利益の計算——により規制をうけることになる。しかしこの場合、われわれの考えによれば、「全体利益」概念としては、シュマーレンバッハのいう取得原価主義-名目資本維持的なもののほかにも、修正原価主義-一般購買力資本維持にもとづく全体利益、時価主義-実質（または実体）資本維持にもとづく全体利益も論理的には考えられる。したがって、シュマーレンバッハ的全体計算において全体費用（全体期間中の費用合計）が全体支出（であって資本取引または利益分配に起因するもの以外のもの——以下この意味の支出の合計を便宜上「全体支出」と呼んでおく）にもとづいて評価されることを、「全体的取得原価主義」と名づけてその相対性を主張しておく。従来、取得原価主義という概念は期間計算における評価原則として用いられていたのであるが、われわれはそれを全体計算の場にも適用しようというわけである。

「全体費用＝全体支出」という要件を意味する「全体的取得原価主義」を達成するためには、期間計算において（本書第2章で定義した）「狭義の取得原価主義」にもとづく費用評価が実施されることは不可欠ではない。むしろ、各期間の費用はその実際の歴史的原価、当期のカレントな発生原価、または未来の発生原価のいずれかにより適当に評価されることを意味する「拡張された取得原価主義」によっても、「全体的取得原価主義」は完全にみだされるのである。もちろんこの場合、各期の実際原価による費用額と「拡張された取得原価主義」による費用額との差額——もしもあるとすれば——は、その期の費用修正の結果として生じかつ当期末資産原価額を「全体的取得原価主義」をみだすに

第4部 結 論

必要な大きさへと修正する「原価修正」という意味を有する。たとえば、期間費用の歴史的原価評価額と（当期時価に相当する）当期取得原価評価額との差額について、それが（たとえばハックス説にみられるごとき）利益か資本かという困難な設問を回避して、それは借方の資産原価に対する原価修正であるという直截な解答を与えることができる。

さて、「拡張された取得原価主義」はかなりフレキシブルでさまざまな内容を持ちうるが、後入先出法によって遂行されているそれは次のような内容をもつといえよう。

（a）当期（棚卸資産）費用のうち、当期に取得された財貨数量にみあう当期費消または払出し数量部分に関しては、その当期取得数量に関する（時価にかい）当期取得原価にもとづいて評価される。

（b）当期費用となった費消財貨量が当期取得財貨数量をこえるときは、その超過量は当期首在高原価を構成していた歴史的過去原価により評価される。

（c）後入先出法の技術的構造の修正をはかろうとする提案によれば、(b)の超過量のうち将来その取替補充が行なわれる予定の数量については過去原価ではなくて、将来の取替えに要する将来的発生原価またはその代用としての当期発生原価により評価されるべきだ、と主張される。

（2）「拡張された取得原価主義」の根拠

後入先出法、したがってまた「拡張された取得原価主義」はいわゆる「実体維持」という観点から根拠づけられることがある。この観点にかりに立つとしても、後入先出法と結びついている実体維持概念は、期首棚卸量などのある過去時点における実体量を基準にした実体維持、「過去の実体維持」ではなくて、むしろ、当期末在高によりあらわされる・将来要する・実体数量を基準とした「未来的実体維持」である、とわれわれは考える。つまり、この未来的実体維持を確保しかつ、将来その取替えを要せず当期に流動化されてしまった財貨量

についてはそこに投下されていた名目資本のみの維持を確保したのちの利益を後入先出法は測定しようとするのだ、と理解される。しかし、後入先出法は「全体的取得原価主義」したがって全体期間についてみると名目資本維持の枠の中で実施されるのであるから、この会計方法により志向される実体維持と名目資本維持とはどういう関係にあるのか、という難問が生ずる。

ハックス説のように、両方の維持概念を別々のものとして切りはなしたうえでその異なる二つの維持の組合せとして後入先出法計算を理解することは正しくないことはすでに示した。そこで、この「拡張された取得原価主義」計算は、その取得原価主義という名称により示されるように、期間計算の場においても一種の名目資本維持であり、未来的実体維持を可能にするような方向へと「修正された名目資本維持」、すなわち、未来的実体維持をその内に包摂する「修正された名目資本維持」を志向する点に「拡張された取得原価主義」の根拠はある、と考えられるかもしれない。

しかし、こう考えてもやはり名目資本維持と実体維持との共存という事態は避けえず、そのために、概念的の不透明さが残る。そこで実体維持という概念を直接には用いない方向へもっていくために最初から考え直そう。

およそ動的な諸現象の内的関連を考察する場合には、「即物的考察」と「機能的考察」とでも呼びうるような異なった考察方法が存在しうる。

〔例1〕 4台の自動車A, B, C, Dがその順序に一直線をなして停止していたところ、他のある車EがDに背後から衝突したために、D→C→B→Aへと追突の連鎖反応が生じた。この場合、Aは何と関連するかについて、即物的考察によれば、「Aにぶつかった車はBである」という事実面が強調されAとBが関連づけられる。しかし機能的考察によれば、「Aに追突をもたらしたものはEである」という作用（機能）面が認識され、AとEが関連づけられる。

〔例1—1〕 ある棚卸資産1,000単位は一つの基礎在高を形成しているので、経営活動の円滑な続行を確保するためには、払い出された数量分だけただちに

第4部 結 論

補充されねばならない。なお実際の物の流れは先入先出的であるとする。いま300単位が販売され（それは半年前にストックに入った）、同じ数量がただちに補充された。即物的考察によれば、販売量は半年前に在庫に入った資産に関連するが、機能的考察によれば、その販売量はむしろその販売を機能的に可能にしたところの再取得品と関連する。

〔例2〕ある人が将来の遺産相続をあてにして現在さかんに自分の資産を浪費している。この場合、即物的考察によれば、その「浪費」に関連するのは、実際に消費されつつある自分の資産であるが、機能的考察によれば、「浪費」はむしろ彼が期待する将来の遺産に関連する。

〔例 2—1〕基礎在高量に期末にくいこみが生じている。即物的考察によれば、その「くいこみ量」はそのくいこまれた資産そのものと関連するが、機能的考察によればその「くいこみ量」は、そのくいこみを補充するために近い将来に取得される資産量に関連している（なぜなら、その補充の見込こそが、当期末の一時的くいこみの取行を可能にしたのだから）。

〔例 1—1〕および〔例 2—1〕に示したような、機能的考察により把握された事実関連に即して行なわれた原価配分——それを「機能的原価配分」と名づける——の態様は、物自体の流れに即して行なわれる原価配分——これを「即物的原価配分」と呼びたい——のそれとは異なりうる。上の例では、「即物的原価配分」とは先入先出法的な原価配分を意味するが、「機能的原価配分」では、機能的にみて一体として同一量を維持していきべき基礎在高数量に関してはそれは一個の固定資産であり、したがって当期末にも当期首と同一価額が与えられ、当期中の・基礎在高からの払出量である・費用は機能的にみると当期取得品と関連している（当期の取得つまり補充があったからこそ基礎在高からの払出しが行なわれたのだから）ので、その費用には原則として当期取得品原価が配分されるべきである。

そして、後入先出法もかかる「機能的原価配分」を行なうための会計方法で

あるといえよう。ここでは、固定資産的な基礎在高量は当期末数量であると仮定され、したがって、この数量のうち当期首数量に等しい数量は未売却の固定資産のごときものとして期首価額が与えられ、当期首数量をこえる数量は当期に取得された固定資産のようなものとして当期実際取得原価が与えられる。当期末数量が当期首数量よりも減少したならば、その差は当期に売却された固定資産のごときものとして当期首原価の一部がそれに対してわりあてられる。当期払出品の側からいうと当期取得量に等しい当期払出数量は基礎在高からの払出しとその補充とみなしてその当期取得原価が配分され、また、当期取得量よりも当期払出量の方が大きい時は、その差は当期首までくりこされてきた基礎在高の売却として、その期首繰越原価額がわりあてられる。

「全体的取得原価主義」は期間計算にたいして「拡張された取得原価主義」を要求する。そして、後入先出法により達成される特定の形態の「拡張された取得原価主義」は、棚卸資産のストックとフローに関する機能的諸関連に即した「機能的原価配分」を遂行するという意義をもつ。しかし、それではなぜ棚卸資産に関する即物的関連ではなくてことさら機能的関連に着目しようとするのか。かかる機能的考察は果たして正当化されるか。

「即物的原価配分」は、物そのものの流れにしたがって投下名目資本が運動していくという仮定に立った場合の名目資本維持——これを「即物的名目資本維持」と名づけよう——にもとづく利益を測定することに役立つ。それに対して「機能的原価配分」は、即物的ではなくて機能的な棚卸資産の関連（すなわち、基礎在高数量は機能的には期首期末において同一物であり、基礎在高から払い出されたとみなされる当期費用は当期の補充品原価に関連しているということ）にしたがって投下名目資本が運動していくという仮定に立った場合の名目資本維持——これを「機能的な名目資本維持」と定義したい——を基準とし、それをこえる余剰収益（資本）として会計利益を測定する。

後入先出法により測定される「機能的な名目資本維持」にもとづく利益は、経

第4部 結 論

営に対して機能的に（基礎在高の中に）拘束される名目資本量とその増減は期間利益に影響されず機能的な拘束から解放された状態にある名目資本の増減のみをもって利益とするので、真に（計算論的な意味において）分配しうる「現金利益」をあらわす。あるいは、見方を変えると、この利益は、財貨が機能的に経営に拘束されつづけ、したがって、その拘束中に価格変動が生じたとしてもそれは経営の積極的意図によらない限りでの「原価節約」を排除した、経営の現実的業績にアプローチする「経営利益」を示すのである。かかる利益を測定しうる点に「機能的原価配分」の根拠はあるのではなかろうか。

以上を要するに、後入先出法を含む現在の制度的会計利益測定は、「全体的取得原価主義」の制約のもとで特定の「拡張された取得原価主義」という費用評価原則を適用することにより、棚卸資産に関する「機能的原価配分」をつうじて「機能的名目資本維持」を基準とする「現金利益」または「経営利益」を測定しようとしているのである。このことは、数量法としての後入先出法のみならずまた財貨の質および種類の変化にさいしてもかなりの程度まで適用の可能な、金額法としての後入先出法についても、いえるであろう。

（3）あるべき利益概念について

理想的利益概念とはいかなるものかに関しては説得力ある結論はみられない。本書第8章でものべたように、経済学的利益概念は、「分配可能利益」の測定としては「短期的測定」という性格を欠いており、また「業績尺度利益」の測定としても「短期的・経営的・測定」という特質をもっていないので、これをもって理想的利益概念と考えることはできない。またアメリカの利益類型である「貨幣的利益分割」思考は、かなりの有用性を持ちうるかもしれないと感じられるけれども、その経験的証拠は存在しない。

かかる事情であるから、「あるべき利益」を考えるための唯一の残された途は、シュマーレンバッハ的方法論に立って、現在の会計制度が現にめざしてい

る目標——それは価格変動との関連においていえば「機能的な目資本維持にもとづく利益」の測定ということであろう——に向かって、現存の諸方法を改善していくということにあるであろう。後入先出法の改良を考えることも興味ぶかいが、ここではむしろ固定資産領域への「拡張された取得原価主義-機能的な目資本維持的利益測定」の拡張の当否および可否を考えよう。

本書第4章で示したように、分配可能利益の測定をめざすテア・フェーン-ハックス-エックルト的利益測定においては、棚卸資産のみならず固定資産もまた実体維持が行なわれるべきものとして費用時価評価が適用されているが、第5章で明らかにしたごとく業績尺度利益の測定を志向するシュマーレンバッハ-マールベルクの利益測定では、棚卸資産には費用時価評価が行なわれるが、固定資産減価償却費は原価に据えおかれている（時価償却が行なわれるとしても、それはたかだか利益分割のためにすぎない）。固定資産会計処理におけるこの相違を説明するための仮説として、われわれは第5章で、「完全実体維持」と「結果的実体維持」という諸概念をつくり出した。もしも棚卸資産について一般に「完全実体維持」（ある期間中は独立の計算的判断なしに、いわば無選択的に取替が行なわれること）がなされるならば、分配可能利益の測定の場合だけでなく、経営利益測定にさいしても（原価節約は経営業績を反映しないから）時価的な評価が行なわれるべきである。そしてさらに、もしも固定資産については「完全実体維持」でなく「結果的実体維持」（回収貨幣の再投資についてそのつど計算的判断がなされるが、結果的には、一般に、短期的には同一資産の取替にそれが充当されること）こそが行なわれるものとすれば、分配可能利益の測定のためには（結果的にせよ実体維持が行なわれる以上）費用時価評価が行なわれるべきだが、経営利益の測定にさいしては、（設備の各取得は独立の判断にもとづいているから）価格変動は経営の取得政策の良否を示すものとなり、それゆえそれは時価評価により除去されることは許されない。

棚卸資産は完全実体維持、固定資産は結果的実体維持が行なわれるという仮

第4部 結 論

説がどの程度現実に一致するかを検証することは、われわれはまだ行っていない。かりにこの仮説が正しいとする。そうすると時価減価償却を要するのは分配可能利益を測定する場合のみである。以下この場合を前提におくことにしよう。

「拡張された取得原価主義」によれば、時価償却は次のように解釈される。当期時価償却額のうちで設備の当期取得のために要した原価額に相当する部分は、「^{カレント}当期取得原価」にはかならない。時価償却額のうちに残りの金額は、当該設備の耐用年数末までに取替調達されるであろう将来の新設備の形でその費消分を取り替えるための「将来的取得原価」と解釈される。その当期の費消は将来における取替補充をたのみとして行なわれているとすれば、両者の間には機能的関連が存在する。なお、当期費消分のうちもはや取り替えられない部分は、「拡張された原価主義」にもとづき、経営への拘束をはなれて費消・売却されたものとして「過去取得原価」により評価されるべきである。そしてこのように測定された時価償却、いな「拡張された取得原価主義」にもとづく減価償却に対する引当金合計額と歴史的实际原価にもとづく償却引当金額との差額は、当該設備の実際取得原価をして、「全体的取得原価主義」が確保されるための大きさへと修正するための「原価修正」項目である。

かかる「拡張された取得原価主義」にもとづく減価償却を会計に導入する場合に生ずる最大の問題は、当該設備と、現在または（および）将来取り替えられる設備との間に質または種類の相違が生じた場合いかにすべきか、という問題である。本書第7章において、われわれは、かかる場合にはドル価値法にみられる思考——それを「代替的個別購買力資本維持」と呼んだ——を援用しようのではないかと考えた。この維持思考は、ある貨幣量がある基準時点に代替的に購入しえた特定の財貨または用役の数量によりあらわされる「代替的購買力量」（ラジオ100台、またはテレビ20台、またはテープレコーダー15台または…）を、各期末の財貨種類の型において維持すること、を意味する。しかしわれわ

れは、「拡張された取得原価主義」と結びつく資本維持を「機能的な目資本維持」として規定したのであるから、ドル価値法における維持思考をこの方向にそって考えなおす必要がある。

財貨の質や種類の変化が生じた場合にも、経営に拘束されて固定資産的な機能をもっている「基礎在高量」は、各期末の棚卸資産量によりあらわされる。しかしこの場合には、この期末「基礎在高」に等しい期首量は、期末のその「基礎在高」量を過去の基準時点で買ったと仮定した場合に要したであろう貨幣量をもって期首の種類別の棚卸資産を同じ時点に購入したとすれば買えたであろう数量、つまり同一の代替的個別購買力をもって取得しえた期首種類の財貨量なのである。このようにして期末の基礎在高と期首在高とが比較可能になるので、この比較によって「機能的な原価配分」を行ない「機能的な目資本維持」にもとづく利益を測定しよう。

減価償却の問題にもどろう。

〔例〕ある企業は工作機械10台（取得原価＝基準時点原価は1台あたり100万円、耐用年数10年）をもって経営を行なっているが、その耐用年数経過後は紡績業に変更する予定であり、したがって現在は工作機械に投下されている資本は将来は紡績機械に投下されることになる。さてその紡績機械は基準時点原価は1台200万円、^{カレント}現在取得原価（時価）は1台300万円とする。そうすると、工作機械10台と等価な紡績機械は、

$$100\text{万円} \times 10 \div 200\text{万円} = 5\text{（台）}$$

その5台の紡績機械の^{カレント}現在取得原価は、

$$300\text{万円} \times 5 = 1,500\text{万円}$$

もしも定額法償却法が用いられるならば、

$$1,500\text{万円} \times \frac{1}{10} = 150\text{万円}$$

が当期の「拡張された取得原価主義」にもとづく減価償却額となる。この償却額150万円と工作機械の取得原価-償却額100万円との差額50万円は、もし

第4部 結 論

も150万円分の紡績機械が実際に購入されたとすれば、貸借対照表借方側の当該紡績機械原価に対する「原価修正」である。すなわち、紡績機械150万円分は工作機械100万円分と機能的に同一であるから同一額の原価を付そうとするのである。しかしこの例では、紡績機械はまだ買入れられてはいないから、上の差額50万円は、減価償却により回収され企業内に残留している資金がとっている不特定形態の諸資産原価50万円分に対する「原価修正」ないし評価勘定である。この50万円分の不特定資産は機能的に以前と同一の固定資産（種類は異なるが）の再取得にあてられるために経営内に拘束されているから、これをいわば圧縮するというわけである。

（4）「拡張された取得原価主義-機能的な目資本維持」思考の限界

機能的原価配分による機能的な目資本維持を基準にした利益測定という思考は、決して欠陥なしとしない。欠陥の第1は、経営に対して機能的に拘束されている財貨量とその拘束をはなれた財貨量とを正確に区分することは非常に困難なことである。それゆえに機能的な事実関連に即した利益測定は、その実態においては多少とも不正確で便宜的にならざるをえないであろう。また、たとえば、当期に費消され費用化した財の取替えが非常に遠い将来におこなわれる場合——ex. 固定資産——その遠い将来における取替えが当期の費消に機能的に関連していると考えたことは果たしてリアリスティックであるか。また欠陥というよりも疑問点であるが、「あるべき利益測定」としては、機能的に拘束されている財貨に関する未確定の原価節約を機能的原価配分により完全に期間利益から排除する方が、即物的な目資本維持による利益の分割として「現金利益」または「経営利益」と未確定の原価節約をともに毎期表示することよりも、いっそう有用であろうか。

これらの疑問点については、他の多くの問題とともに別の機会に検討してみたいとわれわれは考えている。

引用文献

- 1 A Statement of Basic Accounting Theory, American Accounting Association 1966 (アメリカ会計学会, 基礎的会計理論, 飯野利夫訳, 1969年).
- 2 Accounting and Reporting Standards for Corporate Financial Statements, 1957 Revision, in: Accounting and Reporting Standards for Corporate Financial Statements and Preceding Statements and Supplements (American Accounting Association), (中島省吾訳編, 増訂 AAA会計原則, 中央経済社, 昭和39年).
- 2-1 American Accounting Association, Price Level Changes and Financial Statements, Supplementary Statement No.2, in: Accounting and Reporting Standards for..., op. cit. (中島省吾訳編, 前掲書)
- 3 The Accounting Research Division of AICPA, Reporting the Financial Effects of Price Level Changes, New York 1963.
- 4 Alexander, Sidney S. , Income Measurement in a Dynamic Economy, The Study Group on Business Income of the American Institute of Accountants, Five Monographs on Business Income, New York 1950, pp.1~95.
- 5 American Institute of Accountants Special Committee on Inventories, Valuation of Inventories, the Journal of Accountancy, Aug. 1936.
- 6 Arthur, H.B. , Inventory Profit in the Business Cycle, the American Economic Review, March 1938.
- 7 Asztély, S. , Das Ziel des Jahresabschlusses, Zeitschrift für Betriebswirtschaft, 37 Jg. Nr.5.
- 8 Base Stock Inventories and Federal Income Taxation, Harvard Law Review, June 1938.
- 9 "Basic Principle of Last In, First Out", Recommended by the Committee on Uniform Methods of Oil Accounting, Dallas Nov.12, 1934, in: R.A. Hoffman, Inventories, New York 1962.
- 10 Bevis, H.W. , Corporate Financial Reporting in a Competitive Economy, New York 1965.
- 11 Blough, C. G. , Reserve for Involuntarily Liquidated Inventories under the LIFO, the Journal of Accountancy, March 1948.
- 12 Broad, S. G. , Valuation of Inventories, the Accounting Review, July 1950.
- 13 Bronfenbrenner, M. , Business Income Concepts in the Lights of Monetary Theory, in: Five Monographs on Business Income, op. cit., pp. 99~142.

引用文献

- 14 Brundage, P.F., Study Group on Business Income Publishes Its Conclusions After Three Years of Work, the Journal of Accountancy, Feb. 1952.
- 15 Butters, J.K. and Niland, P., Effects of Taxation, Inventory Accounting and Policies, Boston 1949.
- 16 Chang, E.C., Business Income in Accounting and Economics, the Accounting Review, Oct. 1962.
- 17 Committee on Concepts and Standards—Inventory Measurement (AAA), A Discussion of Various Approaches to Inventory Measurement, the Accounting Review, July 1964.
- 18 Committee on Concepts and Standards — Long-Lived Assets (A A A), Accounting for Land, Buildings and Equipment, the Accounting Review, July 1964.
- 19 Cotter, A., Why Last-in? A Comment on the Husband Article, in: S. A. Zeff and T.F.Keller, Financial Accounting Theory, Issues and Controversies, New York 1954.
- 20 Deupree, M.M., Accounting for Gains and Losses in the Purchasing Power of Monetary Items, in [3].
- 21 Dixon, R.L., S.R. Hepworth and W.A. Paton, Jr., Essentials of Accounting, New York 1966.
- 22 Eckardt, H., Die Substanzerhaltung industrieller Betriebe, Köln und Opladen 1963.
- 23 Edwards, E.O. and P.W. Bell, The Theory and Measurement of Business Income, Berkeley and Los Angeles 1961 (E.O. エドワーズ, P.W. ベル共著, 伏見多美雄, 藤森三男訳, 意思決定と利潤計算, 日本生産性本部, 昭和39年).
- 24 Edwards, R.S., The Nature and Measurement of Income, The Accountant 1938 (July 2 ~Sept. 24).
- 25 Fertig, P.E., Current Value and Index Numbers: The Problem of Objectivity, in: R. K. Jaedicke, Y. Ijiri and O. Nielsen (ed.), Research in Accounting Measurement (American Accounting Association).
- 26 Finney, H. A. and Miller, H. E., Principles of Accounting (Intermediate), Englewood Cliffs, N.J. 1958 (5th.ed.).
- 27 Geldmacher, E., Wirtschaftsunruhe und Bilanz, Erster Teil, Berlin 1923.
- 28 Grady, P., Inventory of Generally Accepted Accounting Principles for Business Enterprises, AICPA, Inc., New York 1965.
- 29 Hansen, P., The Accounting Concept of Profit, Amsterdam 1962.

引用文献

- 30 Hax, K., *Der Gewinnbegriff in der Betriebswirtschaftslehre*, Leipzig 1926.
- 31 Hax, K., *Die Substanzerhaltung der Betriebe*, Köln und Opladen 1957.
- 32 Hax, K., *Kontrolle der Substanzerhaltung mithilfe der Unternehmungsrechnung*, *Stahl und Eisen*, 82 (1962), Heft 6.
- 33 Hendriksen, E.S., *Price-Level Adjustment of Financial Statements*, Pullman, Washington 1961.
- 34 Hendriksen, E.S., *Purchasing Power and Replacement Cost Concepts — Are They Related?*, the *Accounting Review*, July 1963.
- 35 Hendriksen, E.S., *Accounting Theory*, Homewood, Illinois 1965.
- 36 Hicks, J.R., *Value and Capital*, 2nd. ed., Oxford 1950.
- 37 Hoffman, R.A., *Inventories*, New York 1962.
- 38 Husband, G.R., Professor Dein, Mr. Alexander and Supplementary Statement No. 2, the *Accounting Review*, July 1951.
- 39 Husband, G.R., *Rationalization in the Accounting Measurement of Income*, the *Accounting Review*, Jan. 1954.
- 40 Husband, G.R., *The Entity Concept in Accounting*, the *Accounting Review*, Oct. 1954.
- 41 Husband, G.R., *The First-in, Last-out Method of Inventory Valuation*, included in: S.A. Zeff and T.F. Keller (ed.), *Financial Accounting Theory, Issues and Controversies*, New York 1954.
- 42 Husband, G.R., *A Reply to Mr. Cotter*, in: S.A. Zeff and T.F. Keller (ed.), *op. cit.*
- 43 Ijiri, Y., *The Foundation of Accounting Measurement*, Englewood Cliffs, N. J. 1967 (井尻雄士著, 会計測定の基礎, 1968年).
- 44 Johnson, C.E., *Inventory Valuation — The Accountants' Achilles Heel*, the *Accounting Review*, Jan. 1954.
- 45 Jones, R.C., *The Effect of Price Level Changes on Business, Income, Capital and Taxes*, AAA 1956.
- 46 Lehman, W., *Die dynamische Bilanz Schmalenbachs*, Wiesbaden 1963 (徐竜達・戸田視訳, W. レーマン, 動的会計論, 昭和41年).
- 47 Letter written by AICPA Committee on Relations with the Interstate Commerce Commission to Mr. Owen Clark, Chairman, Interstate Commerce Commission, March 29, 1957, in: I.N. Reynolds, *A Vanishing Accounting Item — Replacement Accounting?*, the *Accounting Review*, April 1964.
- 48 Mahlberg, W., *Bilanztechnik und Eewertung bei schwankender Währung*,

引用文献

- Leipzig 1923.
- 49 Mahlberg, W., *Der Tageswert in der Bilanz*, Leipzig 1925.
 - 50 Mason, P., *Price-Level Changes and Financial Statements, Basic Concepts and Methods*, AAA 1956.
 - 51 May, G.O., *Financial Accounting*, New York 1961.
 - 52 McAnly, H.T., *The Case for Lifo*, the *Journal of Accountancy*, June 1953.
 - 53 McNair, M.P. and Hersum, A.C., *The Retail Inventory Method and Lifo*, New York 1952.
 - 54 Meig, W.B. and Johnson, C.E., *Accounting*, McGraw-Hill 1967.
 - 55 Miller, Maria, *Die Berücksichtigung von Geldwertschwankungen in Buchhaltung und Bilanz*, Nürnberg 1932.
 - 56 Moonitz, M., *The Basic Postulates of Accounting*, AICPAs 1961 (アメリカ公認会計士協会, 会計公準と会計原則, 佐藤孝一・新井清光共訳, 1962年).
 - 57 Moonitz, M., *The Case against Lifo as an Inventory Pricing Formula*, in: M. Moonitz and A.C. Littleton (ed.), *Significant Accounting Essays*, Englewood Cliffs 1965.
 - 58 Münstermann, H., *Betriebswirtschaftliche Probleme der Kapitalerhaltung*, in: H. Schwarz und K. H. Bergen (hrg.), *Betriebswirtschaftslehre und Wirtschafts-praxis*, Berlin 1961.
 - 59 Muscheid, W., *Schmalenbachs Dynamische Bilanz*, Köln und Opladen 1957.
 - 60 National Lead Company, *Annual Report*, Dec. 31, 1920, included in [15, p.67 以降].
 - 61 Nickerson, C.B., *Inventory Reserves as an Element of Inventory Policy*, the *Accounting Review*, Dec. 1937.
 - 62 Paton, W. A., *Depreciation, Appreciation and Productive Capacity*, the *Journal of Accountancy*, July 1920.
 - 63 Paton, W.A., *Accounting Theory* (Republication of the 1922 edition) 1962.
 - 64 Paton, W.A., *Economic Theory in Relation to Accounting Valuation*, the *Accounting Review*, June 1931.
 - 65 Paton, W. A., *Depreciation and the Price Level, A Symposium, Second Affirmative*, the *Accounting Review*, April 1948.
 - 66 Paton, W.A. and W.A. Paton, Jr., *Asset Accounting*, New York 1952.
 - 67 Paton, W.A. and W.A. Paton, Jr., *Corporation Accounts and Statements*, New York 1955.
 - 68 Peloubet, L.G., *Base-Stock Inventories*, the *Journal of Accountancy*, July 1930.

引用文献

- 69 Peloubet, M.E., Present Day Problems in Inventory Valuation, NACA Year Book 1936, New York 1936.
- 70 Peloubet, M.E., Statement of M.E. Peloubet, New York City, The Copper & Brass Mill Products Association, included in: M.Moonitz and A.C. Littleton (ed.), op. cit.
- 71 Peloubet, M.E., Last-in, First-out Once More, the Journal of Accountancy, June 1940.
- 72 Putnum, G., The Role of Paper Profits in Industry, the Harvard Business Review, Jan 1926.
- 73 Rieger, W., Der Wertproblem in der Abschreibung, Magazine der Wirtschaft 1929, Januar 10.
- 74 Rieger, W., Einführung in die Privatwirtschaftslehre, Nürnberg 1938.
- 75 Sanders, T.H., Some Variations in Inventory Valuations, the Journal of Accountancy, Dec. 1926.
- 76 Schindler, J.S., Quasi-Reorganization, Ann Arbor 1958.
- 77 Schlatter, C.F., Market Profits on the Operating Statement, the Accounting Review, April 1942.
- 78 Schmalenbach, E., Dynamische Bilanz, 7. Aufl., Leipzig 1939 (エ・シュマールンバッハ著, 土岐政蔵訳, 動的貸借対照表論, 第6刷, 1959年).
- 79 Schmalenbach, E., Dynamische Bilanz, 13. Aufl., Köln und Opladen 1962.
- 80 Schmidt, F., Die Wiederbeschaffungspreis des Umsatztages in Kalkulation und Volkswirtschaft, Berlin 1923.
- 81 Schmidt, F., Die organische Tageswertbilanz, 3. Aufl., Wiesbaden 1951.
- 82 Schmidt, F., Die relative Erhaltung der Betriebe, Zeitschrift für Betriebswirtschaft 1952.
- 83 Schneider, D., Bilanzgewinn und ökonomische Theorie, Zeitschrift für Handelswissenschaftliche Forschung NF., 1963.
- 84 Schönplflug, F., Betriebswirtschaftslehre, Stuttgart 1954 (2. Aufl.).
- 85 Shwayder, K., A Critique of Economic Income as Accounting Concept, ABACUS. Vol.3, No.1.
- 86 Snyder, J., The Future of Financial Reporting, the Accounting Review, July 1954.
- 87 Solomons, D., Economic and Accounting Concepts of Income, the Accounting Review, July 1961.
- 88 Spear, H.M., Depreciation Accounting under Changing Price Level, the

引用文献

- Accounting Review, Oct. 1949.
- 89 Sprouse, R.T. and Moonitz, M., A Tentative Set of Broad Accounting Principles for Business Enterprises, AICPAs 1962 (アメリカ公認会計士協会, 前掲訳書 [56] に所収).
- 90 Stanley, C.H., Objectivity in Accounting, Ann Arbor, Michigan 1965.
- 91 Stans, M.H., AAA Offers Practical Solutions for Dealing with Price Level Changes in Accounting, the Journal of Accountancy, Jan. 1952.
- 92 Sweeney, H.W., Stabilized Accounting, New York and London 1936.
- 93 ter Vehn, A., Gewinnbegriff in der Betriebswirtschaft, Zeitschrift für Betriebswirtschaft 1924.
- 94 Walker, R.G., The Base-Stock Principle in Income Accounting, Harvard Business Review, Autumn Number 1936.
- 95 Warner, G.H., Depreciation on a Current Basis, the Accounting Review, Oct. 1954.
- 96 Windal, F. W., The Accounting Concept of Realization, East Lansing, Michigan 1961.
- 97 Wixon, R.(ed.), Accountant's Handbook, 4th. ed., New York 1964.
- 98 Zeff, S.A., Replacement Cost: Member of the Family, Welcome Guest or Intruder ?, the Accounting Review, Oct. 1962.
- 99 アメリカ公認会計士協会, 会計公準と会計原則, 佐藤孝一・新井清光共訳, 1962年。
- 100 岩田巖 「ディナミッシュ・ピランツ」の理論構造 (同氏著, 利潤計算原理, 第三編第一章)。
- 101 岩田巖, ゲルトマッヘルの成果計算論 (前掲書)。
- 102 A I A企業所得研究委員会著, 渡辺進・上村久雄共訳, 企業所得の研究, 昭和31年。
- 103 江村稔, 会計主体の概念について, 会計, 1955年4月号。
- 104 太田哲三・岩田巖・片野一郎共著, 貨幣価値変動会計, 昭和21年。
- 105 太田哲三, 会計公準に加えたい一, 二の項目, 企業会計, 1968年1月号。
- 106 片野一郎著, 貨幣価値変動会計, 1962年。
- 107 阪本安一著, 近代会計と企業体理論, 1961年。
- 108 杉本秋男, 二元的貸借対照表観の吟味 (其五完), 会計, 1932年11月。
- 109 武田隆二, 会計公準の体系, 国民経済雑誌, 1968年2月号。
- 110 谷端長著, 動的会計論 (増補版), 1968年。
- 111 丹波康太郎, 購買力損失および利得の会計処理, 国民経済雑誌, 1958年8月。
- 112 中野勲, 複式簿記構造, 資本維持計算および期間利益概念の相互関係, 大阪大

- 学経済学，1966年12月。
- 113 中野勲，客観性概念の再検討，会計，1969年2月。
 - 114 馬場克三，資本維持論の構造（近代会計学大系X，理論会計研究，1968年所収）。
 - 115 番場嘉一郎著，棚卸資産会計，1963年。
 - 116 森田哲弥，シュマーレンバッハ学説における期間利益概念の変化——比較性の原則と合致の原則をめぐって——，ビジネスレビュー，Vol. 7 No.3.
 - 117 森田哲弥，カール・ハックス著「経営実体維持論」，ビジネスレビュー，Vol. 5 No.3.
 - 118 森田哲弥，期間利益の分配可能性と尺度性——実体資本維持説の利益概念を中心として——，商学研究四（1960・3）。
 - 119 森田哲弥，実体資本維持説の展開，産業経理，26巻4号。
 - 120 山下勝治著，損益計算制度の発展，1950年。
 - 121 山下勝治，資本維持学説（平井泰太郎編，経営学辞典，ダイヤモンド社，1956年）。
 - 122 山下勝治著，新版会計学一般理論，1963年。
 - 123 山下勝治，原価主義（神戸大学会計学研究室編，新会計学辞典に所収），1966年。
 - 124 山下勝治著，会計学一般理論——決定版——，1968年。
 - 125 吉田寛著，近代会計の構造理論，1963年。
 - 126 渡辺進，後入先出法（神戸大学会計学研究室編，新会計学辞典に所収），1966年。
 - 127 渡辺進著，棚卸資産会計（改訂版），1965年。
 - 128 林健二著，損益計算論（第4刷），1956年。